

内務省イギリス国境局



コンゴ民主共和国

出身国情報 (COI) 報告書

出身国情報サービス局 2012年3月9日

国境防御・移住統制



目次

序文

最新ニュース

2011年12月2日から2012年2月29日までの間にコンゴ民主共和国に発生した出来事
詳細な情報のための有用なニュース源

2011年12月2日から2012年2月29日までの間に公表されたあるいはアクセスしたコンゴ民主共和国に関する各種報告書

背景情報

1.	地理	1. 01
	地図	1. 10
2.	経済	2. 01
	腐敗	2. 05
3.	歴史（1960～2010年）	3. 01
	独立及びモブツ政権時代（1960～1997年）	3. 02
	冷戦の終結及び民主化（1990～1993年）	3. 04
	ルワンダ危機、内戦及びモブツ政権の終焉（1993～1997年）	3. 05
	ローラン・カビラ及び第二次戦争（1997～2001年）	3. 06
	ジョセフ・カビラ、内戦の終結、暫定政府（2001～2005年）	3. 13
	新憲法及び国民選挙（2005～2007年）	3. 16
	東部におけるルワンダと反政府軍との闘争の和解（2008～2010年）	3. 17
	国連平和維持軍の再編成（2010年）	3. 18
	選挙の準備（2010年）	3. 20
4.	最近の展開（2011年1月～12月）	4. 01
	2011年選挙	4. 17
5.	憲法	5. 01
6.	政治制度	6. 01
	政党	6. 03

人権

7.	序論	7.01
	国際条約及び協定	7.12
8.	治安情勢	8.01
	コンゴ民主共和国 (DRC) 東部	8.09
	東部州	8.09
	(DRC) 北キヴ州, キヴ州, マニエマ州, カタンガ州	
8.10		
9.	治安部隊	9.01
	警察	9.06
	軍隊	9.12
	前反乱グループの軍への統合	9.21
	その他の政府部隊	9.24
	国際部隊	9.25
	政府軍による人権侵害	9.29
	無処罰	9.33
	恣意的な逮捕及び拘留	9.36
	拷問及び虐待	9.40
	男性のレイプ	9.48
	苦情の方法	9.50
10.	兵役	10.01
	脱走	10.02
11.	非政府武装グループ	11.01
	ルワンダ解放民主軍 (FDLR)	11.02
	神の抵抗軍 (LRA)	11.03
	コンゴの自由と独立のための愛国者同盟 (APCLS)	11.04
	マイ・マイ軍	11.05
	コンゴ愛国抵抗連合 (PARECO)	11.09
	民主同盟軍/ウガンダ解放国民軍 (ADF/NALU)	11.12
	イトゥリ愛国抵抗戦線/コンゴ正義戦線 (FRPI/FPJC)	11.13
	エンエレ/解放・同盟独立運動 (MLIA)	11.14
	武装グループによる人権侵害	11.15
	恣意的な逮捕及び拘留	11.20

	児童の強制募兵	11. 21
	拷問及び虐待	11, 23
	レイプ	11. 23
	強制徴兵	11. 27
12.	司法	12. 01
	組織	12. 03
	軍事裁判所	12. 13
	独立性	12. 21
	腐敗	12. 23
	公正な裁判	12. 24
	刑法	12. 28
13.	逮捕及び拘束 - 法的権利	13. 01
14.	刑務所及び拘束施設の状況	14. 01
	裁判前拘留	14. 06
	刑務所の記録	14. 10
	刑務所の状況	14. 11
	刑務所内の死亡	14. 18
	脱走	14. 21
	ゴマ刑務所	14. 22
15.	死刑	15. 01
16.	政治的所属	16. 01
	政治的表現の自由	16. 02
	結社と集会の自由	16. 06
	対立グループ及び政治活動家	16. 11
	コンゴ民主連合 (RCD-Goma)	16. 18
	コンゴ自由運動 (MLC)	16. 21
	コンゴ民主共和国のコンゴ民主共和国外の政党グループ	
16. 24		
	コンゴ改革愛国同盟 (APARECO)	16. 24
17.	言論及び報道の自由	17. 01
	メディア関連の諸法律	17. 02
	ラジオ及びテレビ	17. 06
	印刷メディア	17. 14
	インターネット	17. 20
	ジャーナリスト	17. 21

18.	人道主義者，人権機関，団体及び活動家	18.01
	人権会合	18.06
	人権擁護者及び人権活動家	18.08
19.	腐敗	19.01
20.	宗教の自由	20.01
	宗教統計	20.02
	法的枠組み	20.03
	ブンドゥ・ディア・コンゴ (BDK)/ブンドゥ・ディア・マヤラ (BDM)	
20.06		
21.	民族グループ	21.01
	民族誌	21.03
	差別と嫌がらせ	21.04
	土着のピグミー族	21.06
	バニャルワンダ/バニャムレンゲ	21.08
	背景	21.09
	差別及び嫌がらせ	21.18
22.	女性同性愛者，男性同性愛者，両性愛者，性同一障害者	22.01
	法的権利	22.01
	国家当局による取扱い及び国家当局の姿勢	22.14
	社会の扱い及び姿勢	22.16
23.	女性	23.01
	概観	23.01
	統計データ	23.07
	法的権利	23.09
	政治的権利	23.11
	社会経済的権利	23.14
	婚姻及び家族法	23.18
	未成年及び強制婚姻	23.24
	雇用	23.25
	女性に対する暴力	23.28
	政府治安部隊及び武装グループによる暴力	23.38
	市民による暴力	23.42
	女性器切除 (FGM)	23.45
	女性の支援及び保護	23.46
	健康及び福利	23.53

24.	児童	24.01
	概観	24.01
	統計データ	24.06
	基本的な法律の情報	24.10
	法的権利	24.14
	児童に対する暴力及び差別	24.21
	性的暴力	24.21
	未成年／強制婚姻	24.22
	児童労働	24.23
	武装グループに関係している児童	24.27
	マイ・マイ軍による徴募	24.30
	神の抵抗軍（LRA）による徴募	24.34
	FARDCと関係のある児童	24.35
	女兒の拉致	24.37
	動員解除	24.38
	ストリート・チルドレン（路上生活児童）	24.41
	魔術使いとして非難される児童	24.44
	人身売買	24.47
	児童ケア及び保護	24.48
	教育	24.51
	健康及び福利	24.55
25.	人身売買	25.01
	起訴	25.05
	保護	25.07
	防止	25.09
26.	医療問題	26.01
	医療及び医薬品の利用可能性に関する概観	26.01
	HIV/エイズ - 抗レトロウイルス治療	26.17
	抗レトロウイルス治療薬の入手可能性	26.21
	がん治療	26.28
	腎臓透析	26.29
	糖尿病	26.30
	B型及びC型肝炎	26.31
	鎌状赤血球症	26.32
	結核	26.33

	メンタルヘルス	26. 35
27.	移動の自由	27. 01
28.	国内避難民 (IDPs)	28. 01
29.	外国人の難民	29. 01
30.	市民権及び国籍	30. 01
	パスポート	30. 04
	旧 (2009年4月1日以前)	30. 04
	新 (2009年4月1日以降)	30. 07
31.	偽造及び詐欺により取得した公的書類	31. 01
32.	出国及び帰国	32. 01
	出国	32. 01
	入国手続	32. 02
	難民の帰国	32. 08
	庇護を求めたが得られなかった人々の帰国	32. 09

付録

付録 A－主要な出来事の年表

付録 B－政治団体

付録 C－著名人

付録 D－略称一覧

付録 E－基礎資料の参照

付録 F－Responses to the UK Border Agency provided under the European Country of Origin
ponsorship (ECS) project

序文

i

この出身国情報（COI）報告書は、庇護/人権に関する決定プロセスにかかわっている職員の使用に供するためにイギリス国境局（UKBA）出身国情報サービス局が作成したものである。本報告書では、イギリスでなされる庇護/人権に関する請求で、最も一般的な事項について、全般的な背景情報を提供する。報告書本文には、2011年12月1日までに入手できた情報を記載してある。最新ニュースの項には 2011年12月2日から 2012年2月29日までにアクセスした出来事や各種報告書に関する情報を簡記してある。本報告書は、2012年3月9日に発行された。

ii

また本報告書は、全体が広範囲にわたる周知の外部情報源が作成した資料をもとに編集されており、UKBAの意見や方針は一切含まれていない。本報告書の情報はすべて、本文全体にわたって、庇護/人権に関する決定プロセスに携わっている人々が利用できる原資料から採録したものである。

iii

本報告書の目的は、庇護と人権擁護の適用に対して提起される重要な事項を中心として特定された原資料からの抜粋をもとに編纂したものを提供することである。庇護/人権に関する請求において、稀にしか取り上げられていない事項については、ウェブサイトへのリンクのみを提供している。詳細な説明については、直接当該原資料にあたって戴きたい。

iv

本COI報告書の構成と形式は、特定の問題に関する情報へ電子的に迅速なアクセスを必要とし、主題へ直接到達するために各頁を活用するUKBAの意思決定者及び担当職員に合わせたものになっている。重要な事項は、当該セクションで相当詳細に取り上げているが、他のセクションで簡潔に言及されている場合もある。したがって、本報告書の性質上、ある程度の反復が不可避となっている。

v

本報告書に記載されている情報は、原文書で確認できるものに限られている。特定の事項のすべての関係側面を取り上げるようにあらゆる努力を払っているが、関係する情報が常に入手できるわけではない。そのため、本報告書に記載されている情報が実際の記述を超えた何かを含蓄していると受け取らないように留意すべきである。例えば、特定の法律が議会で可決された、と記述されていたとしても、別段の記述がない限り、その法律が有効に施行されている、と解釈すべきものではない。

vi

上記の通り、本報告書はいくつかの信頼できる情報源が作成した資料の寄せ集めである。本報告書を編集する際、異なる資料で提供されている情報間の食い違いを解消しようとはしなかった。但し、バランスのとれた全体像を提示するため、COI6Sはそれらの不一致点を拾い上げ可能な限り広範囲な情報源を提供することを目指した。例えば、資料が異なれば、しばしば個人名、場所、政党、その他の名称や綴りが異なったりする。本報告書では、綴りの統一を図ったりはせず、原資料の綴りを忠実に反映するようにしている。同様に、異なる資料に記載されている数字に時にはばらつきがあるが、単に原資料の通りに引用してある。本報告書では、引用したテキストの不正確な綴りや誤字を示すためにのみ、「(原資料の) まま」という表示を使っている。これを使っているからといって原資料の内容に何らかの批評を加えているわけではない。

vii

本報告書は大体において直近の2年間に発行された原資料をもとに作成している。しかしながら、最近の原資料では入手できない関係情報が含まれているので古い原資料を使った場合もある。すべての原資料には、本報告書発行の時点で関係があると判断された情報が含まれている。

viii

本報告書と添付されている原資料は公文書である。すべての出身国情報報告書は内務省調査統計局のウェブサイトで公開されており、本報告書の原資料の大半は公共のドメインで容易に入手できる。本報告書で取り上げている原資料が電子的な形式で入手できる場合、当該ウェブへのリンクを表示し、リンクへのアクセス日も併せて記載してある。政府部局が出している資料や定期購読サービスによる資料など、あまりアクセスが容易でない原資料の写しは、請求すれば出身国情報サービス局から入手できる。

ix

COIレポートは庇護受入国上位30か国について定期的に刊行されている。その他の庇護受入国については、運用上の特別のニーズがあれば、報告書を作成している。また、UKBAの職員は、特

定の照会のために情報請求サービスに常にアクセスしている。

x

COIレポートを作成する際、入手できた原資料の正確でバランスのとれた適用を提供するように努めてきた。本報告書に関するご意見や原資料追加のご提案は大歓迎であり、下記の出身国情報サービス局まで提出して戴きたい。

Country of Origin Information Service

UK Border Agency

Lunar House 40 Wellesley Road

Croydon, CR9 2BY

United Kingdom

Eメール：cois@homeoffice.gsi.gov.uk

ウェブサイト：http://www.homeoffice.gov.uk/rds/country_reports.html

国別情報に関する独立諮問グループ

xi

2009年3月、イギリス国境局の出身国情報資料の内容について同局の主任検査官に勧告する独立した出身国情報諮問グループ（IAGCI）が設置された。IAGCIは UKBAのCOIレポート及び他の出身国情報資料についてあらゆる意見を歓迎する。IAGCIの業務に関する情報は、UKBA主任検査官のウェブサイト <http://www.ociukba.homeoffice.gov.uk> に掲載されている。

xii

IAGCIは業務遂行中に選択したUKBAのCOI文書の内容を検証し、当該資料に限定された勧告あるいは一般的な性格を有する勧告を行う。IAGCIあるいは出身国情報諮問委員会（2003年9月から2008年10月までの間、COI資料を監視した独立機関）が検証した COIレポート及びその他資料のリストは、<http://www.ociukba.homeoffice.gov.uk/>で入手できる。

xiii

UKBAの資料や手続を是認することがIAGCIの業務ではない。IAGCIが検証する使用の中には、非停止請願（Non-Suspensive-Appeals : NSA）リストで指定された国、あるいはその指定の提案がなされている国に関係しているものもある。その場合、IAGCIの業務について、特定の国をNSAに指定するという決定や指定の提案の是認、あるいはNSA手続自体の是認を含意していると解釈してはならない。IAGCIの連絡先は下記のとおりである。

Independent Advisory Group on Country Information
Independent Chief Inspector of the UK Border Agency
5th Floor, Globe House
89 Eccleston Square
London, SW1V 1P
Eメール : chiefinspectorukba@icinspector.gsi.gov.uk
ウェブサイト : <http://www.ociukba.homeoffice.gov.uk/>

最新ニュース

2011年12月2日から2012年2月29日までの間にコンゴ民主共和国に発生した出来事

この最新ニュースは 2011年12月2日以降に発生した重要な出来事に関して、網羅的ではない抜粋を提供するものである。詳細な情報は後記の有用情報源リストからでも入手できる。

内務省は外部ウェブサイトの内容について責任を負わない。

2011年選挙の余波

2012年2月14日

治安部隊が選挙過程を通じて行った違法かつ恣意的な拘留を含む人権侵害に対して、2011年11月選挙後に多数の訴えがあったことについて、深刻な懸念が依然消えていない。

米務省：プレス発表「コンゴ民主共和国（DRC）で進行中の選挙過程」（2012年2月14日付）

<http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2012/02/183914.htm>.

アクセス日 2012年2月15日

2012年2月2日

「コンゴ民主共和国における選挙の公式結果によると、ジョセフ・カビラ大統領とその同盟者が完全過半数を獲得した。選挙管理委員会は論議の的となった11月の選挙の2か月後に結果を発表した。これは4百万人が死亡した戦争が2003年に終結して以来、コンゴ人が組織した初めての選挙であった。反政府派の老練なエチエンヌ・チセゲディは自らを大統領と宣言し、議会ボイコットを訴えた。BBCニュース：「DRコンゴ：ジョセフ・カビラが議会で過半数を獲得」（2012年2月2日付）

<http://www.bbc.co.uk/news/world-africa-16851211>

アクセス日 2012年2月17日

2011年1月27日

コンゴ民主共和国の主要な反政府派のリーダーは、議会選挙の結果を非難した。エチエンヌ・チセゲディは、11月の総選挙では不正が行われたとして、議席を獲得した自党の構成員は議会をボイコットすべきだと語った。また同氏は、自身の自宅軟禁に抗議して、月曜日にゼネラル・ストライキを決行するよう求めた。ジョセフ・カビラ大統領のPPRDとその同盟派は500議席の内432を占めたことを宣言し、議会の過半数を召集することができると語っている。

BBCニュース：「コンゴ選挙：エチエンヌ・チセゲディが選挙結果を非難」（2012年1月27日付）

<http://www.bbc.co.uk/news/world-africa-16757348>

アクセス日 2012年2月17日

2011年1月26日

「コンゴ民主共和国の警察は、首都キンシャサで、反政府リーダーであるエチエンヌ・チセゲディ氏の支援者を追い散らすため催涙ガス弾を撃ち込んだ。チセゲディ氏は大統領官邸まで同行するよう支援者に呼びかけた。同氏は、昨年の選挙結果の受入れを拒否した後、自らを大統領と宣言した。BBC特派員は、チセゲディ氏が自宅からの外出を禁止されたと伝えた。現職のジョセフ・カビラは、11月選挙の勝者であることを宣言した。しかしチセゲディ氏は、自身が詐欺の被害者であると語り、自らの「宣誓」手続を正式に執り行った。」

BBCニュース：「DRコンゴのチセゲディ氏、非公式な自宅軟禁状態に置かれる」（2012年1月26日付）

<http://www.bbc.co.uk/news/world-africa-16749151>

アクセス日 2012年2月17日

2012年1月25日

「独立国家選挙管理委員会（INEC）運営の下、11月28日に行われた大統領選挙の暫定結果が公表された後、少なくとも24名が殺害され、また数十人が恣意的に拘留された。反政府派及び反政府派メンバーと言われている人々を標的とした拉致や嫌がらせの事例が、キンシャサやその他の数州で報じられている。」

AllAfrica：「コンゴ-キンシャサ：選挙後の危機的状況に終結の気配なし」（2012年1月25日付）

<http://allafrica.com/stories/201201260301.html>

アクセス日 2012年1月27日

2012年1月13日

コンゴ民主共和国のカトリック司教たちは、ジョセフ・カビラ大統領が再選された11月の選挙を非難した。35名の司教による声明書は、「裏切り、虚言、恐怖」について苦情を訴え、選挙管理委員会に対し、「重大な誤謬」を修正するよう求めた。また、先週、キンシャサの大司教は不服従キャンペーンと選挙結果の無効化を訴えた。投票結果は、外国のオブザーバーや反政府派から厳しく非難された。国際的なオブザーバーは、1万8千名以上の候補者が500の議席を争った選挙では、広範囲にわたり不正行為が見られた、と語った。

BBCニュース：「カトリック司教たちがDRコンゴ大統領選挙結果を非難」（1月13日付）

<http://www.bbc.co.uk/news/world-africa-16540780>

アクセス日 2012年2月17日

2012年12月24日

「コンゴ民主共和国の軍隊は、反政府派のリーダー（エチエンヌ・チセゲディ）が自らの大統領就任を計画しているスタジアムへの入場を阻止した。同氏の支援者は、キンシャサにある同スタジアムへの入場を拒否された。治安部隊が、スタジアムを包囲し、群集を追い散らすために催涙ガス弾を使用し、また数名を逮捕した。」

BBCニュース：「コンゴ民主共和国警察がチセゲディ氏の大統領就任を阻止」（2011年12月24日付）

<http://www.bbc.co.uk/news/world-africa-16324184>

アクセス日 2012年2月17日

2011年12月22日

「コンゴ民主共和国では、先月の紛争選挙後、警察の手で少なくとも24名の人々が殺害された、と米国人権擁護グループが語った。」

BBCニュース：「選挙後、DRコンゴ警察が‘24名の市民を殺害’」（2011年12月22日付）

<http://www.bbc.co.uk/news/world-africa-16297258>

アクセス日 2012年2月17日

その他のニュース

2012年2月24日

「米国は、ジョセフ・コニーの‘神の抵抗軍’（LRA）を追跡して、中央アフリカへ軍事介入した結果、同軍の攻撃を弱体化させると共に、市民の安全保護面でも改善が進んでいるとして、望んだ通りの効果をもたらしていると確信している。しかし、アナリストは本件についてのコメントを留保している。」

Security：「LRA対応の進捗状況に関する疑問」（2012年2月24日付）

<http://www.irinnews.org/Report/94951/SECURITY-Questions-over-progress-against-the>

[-LRA](#)

アクセス日 2012年2月29日

2012年2月15日

アイルランド：難民文書センター：「コンゴ民主共和国：庇護を求めたが得られずに、コンゴ民主共和国に帰国した人々（子供を含む）に対するコンゴ当局の処置方針に関する情報？」

（2011年12月2日付。公表日2012年2月15日）

<http://www.unhcr.org/refworld/country...COD..4f4241e32.0.html>

アクセス日 2012年2月29日

2012年2月12日

「コンゴ民主共和国ジョセフ・カビラ大統領の上級顧問が、同国東部での航空機墜落事故で死亡した。自家用ジェットがブカブの町の近くで墜落し、Augustin Katumba Mwankeが死亡した、と国営テレビで声明書を読み上げられた。パイロットも死亡した。重体となっている同乗者の中に財務大臣のMatato Ponyo Mapoと州知事の一人がいる。」

BBCニュース：「DRコンゴ：カビラ大統領の側近が飛行機墜落事故で死亡」（2012年2月12日付）

<http://www.bbc.co.uk/news/world-africa-17004512>

アクセス日 2012年2月17日

2012年1月24日

「2年以上を経て 12万人に至る難民が、隣接するコンゴ共和国の北部から帰国するための支援を得られることになった。最近行われた両国の担当官及び国連難民機（UNHCR）の間での会談で、今年4月から開始される自発的帰国に関して合意がなされた。

IRIN：「コンゴ民主共和国コンゴ：4月より難民の帰国が始まる」（2012年1月24日付）

<http://www.irinnews.org/report.aspx?reportid=94712>

アクセス日 2012年2月17日

2012年1月20日

「北キヴでは、ワリカレ、マシシ両地区において村々への襲撃と対立民兵グループ間の衝突が発生した結果、およそ3万5千名の人々が避難を余儀なくされた。22名以上が殺害され、数は不明だが女性もレイプされたと報じられた…南キヴのシャブングダ地区では、約7万人が避難した。地元筋の情報によると、直近の2週間だけで、4400名の市民が攻撃を恐れて逃走したと考えられている。この逃走者の多くは隣接するマニエマ州やカタンガ州に向かっていると報じられている。」

国連ニュース：「DRコンゴ：数千名の市民の避難について国連が懸念」（2012年1月20日付）

<http://www.un.org/apps/news/story.asp?NewsID=40985&Cr=Democratic&Cr1=Congo>

アクセス日 2012年1月24日

2011年1月17日

「コンゴ民主共和国は、財政制度を近代化するための努力の一環として、1月1日から付加価値税（VAT）を導入した。これによりVAT導入国としては世界で145番目となった。新税は消費者物価に影響を及ぼすことになり、また旧税に取って代わる予定ではあるものの、多くの事業者は新旧両税を徴収しているように見受けられる。そのため、この数日間でインフレ率が急上昇することとなり、コンゴ消費者の間に不満が高まっている。

BBCニュース：「コンゴ民主共和国がVATを導入」（2012年1月17日付）

<http://www.bbc.co.uk/news/world-africa-16596707>

アクセス日 2012年2月17日

2012年1月16日

「コンゴ民主共和国（DRC）東部の南キヴ州で、地域ボランティアと共同して活動を行っている人道擁護機関は、同州で以前武装グループに関わっていた数千人の子供を復員させるための支援を行った、と国連児童基金（UNICEF）が語った。」

IRIN：「コンゴ民主共和国：武装グループに関与していた子供の生活の再建」（2012年1月16日付） <http://www.irinnews.org/report.aspx?reportid=94655>

アクセス日 2012年2月17日

2012年1月9日

南キヴ州のシャブンダ地域で、ルワンダ解放民主軍（FDLR）[ルワンダ解放民主軍]の戦闘員による2度にわたる襲撃により、約45名が死亡した他、50名以上が負傷した。またこの襲撃により住民が避難する結果になった、と国連使節団がプレス発表で語った。

IRIN：「DRコンゴ：国連使節団が南キヴにおける数十名の市民の殺害を非難」（2012年1月9日付）

<http://www.un.org/apps/news/story.asp?NewsID=40907&Cr=democratic &Cr1=congo>

アクセス日 2012年1月24日

2011年12月21日

「国連児童基金（ユニセフ）によると、はしかやポリオの症例が増加している中、コンゴ民主共和国（DRC）の被害地域における医療キャンペーンで、数万人の子供が予防接種の対象となっている。コンゴ民主共和国では、2011年中に128,965件以上のはしかの症例（内1,573名が死亡）が記録されている。また野生ポリオ・ウイルス・1型は 12月 13日までに 89例報告されている。

IRIN：「コンゴ民主共和国：はしか予防接種キャンペーンは、170万人の子供を対象」（2011年12月21日付）

<http://www.irinnews.org/report.aspx?reportid=94516>

アクセス日 2012年2月17日

2011年12月16日

「ハーグの戦争犯罪裁判官は、殺人とレイプの罪に問われたルワンダの反乱軍リーダーに対する告訴を却下した。国際刑事裁判所（ICC）の裁判官は、告訴の裏づけとなる証拠の不足を理由に、Callixte Mbarushimanaの釈放を命じた。検察官は、釈放を阻止すべく控訴すると語った。フツ族の反乱リーダーであるMbarushimana氏は、2009年に部下に対して市民の殺害及びレイプを命じたことを否定した。」

BBCニュース：「ICCがルワンダ反乱軍の Callixte Mbarushimanaに対する告訴を却下」（2011年12月16日付）

<http://www.bbc.co.uk/news/world-africa-16227154>

アクセス日 2012年2月17日

2011年12月6日

12月6日午前0時前に予定されるコンゴ民主共和国（DRC）大統領選挙結果の発表に先立つ暴力を恐れて、ここ数日間で3,500名以上がボートでコンゴの首都に到着した。

IRIN：「コンゴ民主共和国コンゴ：選挙の緊張関係を恐れ、数千名が逃亡」（2011年12月6日付）

<http://www.irinnews.org/report.aspx?reportid=94406>

アクセス日 2012年 2月 17日

詳細な情報のための有用なニュース源

ウェブサイトへのリンクを示したニュース源のリストを以下に記載する。本報告書で提供された内容を補完するために最新情報を追加することが必要となる場合には有用であろう。本報告書で使用した情報源の全リストは付録E（基礎資料の参照）に記載してある。

AlertNet（トムソン・ロイターズ）：

<http://www.alertnet.org/thenews/newsdesk/index.html?news=all>

英国放送協会（BBC）：<http://news.bbc.co.uk>

ケーブル・ニュース・ネットワーク（CNN）：<http://edition.cnn.com/WORLD/?fbid=i0gUtrVnUay>

統合地域情報ネットワーク（IRIN）：<http://www.irinnews.org/>

国連コンゴ民主共和国ミッション（MONUSCO）：

<http://www.un.org/en/peacekeeping/missions/monusco/>

国連：<http://www.un.org/en/>

国連ニュース・センター：<http://www.un.org/news/>

ボイス・オブ・アメリカ (VoA)：<http://www.vonanews.com/english/news/>

危機グループ Crisiswatch：

<http://www.crisisgroup.org/en/publication-type/crisiswatch/crisis-watch-database.aspx>

2011年12月2日から2012年2月29日までの間に公表されたあるいはアクセスしたコンゴ民主共和国に関する各種報告書

内務省は外部ウェブサイトの内容について責任を負わない。

United Nations Convention on the Rights of the Child (国連児童の権利に関する条約)
武装紛争に関係する児童の権利に関する条約の選択的議定書第8条に基づき締結国が提出した
報告書の検討・最終所見：コンゴ民主共和国 (2012年2月3日付)

<http://www.crin.org/docs/CRC-C-OPAC-COD-CO-1-1.pdf>

アクセス日 2012年2月13日

United Nations Security Council (国連安全保障理事会)

国連コンゴ民主共和国安定化ミッションに関する国連事務総長の報告書 (2012年1月26日付)

<http://daccess-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N12/206/29/PDF/N1220629.pdf?OpenElement>

アクセス日 2012年2月17日

Human Rights Watch

2012年度世界報告：コンゴ民主共和国（2012年1月22日付）

<http://www.hrw.org/world-report-2012/world-report-2012-democratic-republic-congo>

アクセス日 2012年1月27日

Central Intelligence Agency (CIA) (中央情報局)

ワールド・ファクトブック：人身売買，コンゴ民主共和国（2012年1月9日付）

<http://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/fields/2196.html>

アクセス日 2012年2月13日

United Nations Security Council (国連安全保障理事会)

コンゴ民主共和国に関する決議1533（2004年）に基づき設置された安全保障委員会議長から安全保障理事会議長宛に送付された 2011年11月29日付書簡（2011年12月2日付）

http://allafrica.com/download/resource/main/main/idatcs/00030252:0792b4e66e63f2928_8c1a6dfb4c5d01d.pdf

アクセス日 2012年1月28日

Committee to Protect Journalists (ジャーナリスト保護委員会)

2011年のプレス襲撃 - コンゴ民主共和国（2012年2月22日）

<http://www.unhcr.org/refworld/country.COI...COD..4f54a2e52.0.html>

アクセス日 2012年2月29日

Internal displacement Monitoring Centre (IDMC) (国内避難モニタリング・センター)

中央マシシの避難キャンプに居住する国内避難民(IDP)の将来は？（2012年2月22日）

<http://www.unhcr.org/refworld/country.COI...COD..4f54a2e52.0.html>

アクセス日 2012年2月29日

Committee to Protect Journalists (ジャーナリスト保護委員会) 2011年のジャーナリスト殺害 - 動機不詳：証言者 - Patchelly Kambale Musonia（2011年12月20日）

<http://www.unhcr.org/refworld/country.COI...COD..4f045a7d25.0.html>

アクセス日 2012年2月29日

背景情報

1. 地理

1.01

ヨーロッパ・ワールドは、そのコンゴ民主共和国（DRC）の概要（日付の記載なし）の中で、次のように述べている。（アクセス日：2012年1月14日）

「コンゴ民主共和国（旧ザイール）は中央アフリカに位置し、北西部にコンゴ共和国、北部に中央アフリカ共和国及びスーダン、東部にウガンダ、ルワンダ、ブルンジ及びタンザニア、そして南部にザンビア及びアンゴラ、とそれぞれ国境を接している。コンゴ川の河口に小さな海岸線がある。」 [1a]（国情報－立地、気候、言語、宗教、国旗、首都）

1.02

また、国土面積は「2,344,885平方キロメートルに及ぶ。」と記載している。 [1b]（国統計－面積及び人口）

1.03

また、ヨーロッパ・ワールドは、同国の人口が67,827,000人（2010年半ば時点における国連推計）、人口密度は平方キロメートル当たり28.9人（2010年半ば時点）であると記載している。（アクセス日 2012年1月14日）[1b]（国統計－面積及び人口）

1.04

地理的な位置に関して、国連経済社会協議会は、2009年1月21日付の報告書「コンゴの文化的権利に関する国際協力アーカイブスの実施：コンゴ民主共和国協定第16条及び第17条に基づき締結国が提出した第2回、第3回、第4回及び第5回定期報告書」の中で、次のように述べている。

「1993年以降、総人口の60%が農村部に、40%が5000人以上の住民が暮らす各都市の中心部に居住してきた。都市中心部における密度の水準は州毎に大きく異なる。

マニエマ州では、都市部人口の比率は低い、キンシャサでは高い（全人口のおよそ10分の1）。

「都市部人口は急成長しており（7-8%）、全都市部人口の28%がキンシャサに集中している。農村部からの移民は高水準である。

「人口の地理的分布が均一ではない。－最も高い人口密度はキンシャサ市の他、バ・コンゴ、北キヴ、南キヴ及びマニエマの各州で見られる。」[43a]

1.05

2011年6月16日に更新された、外務・英連邦省の国別情報：コンゴ民主共和国（FCO コンゴ民主共和国 profile 2011）によれば、「200を超えるアフリカ系民族グループがある中、その大半がバンツ族であり、4大種族であるモンゴ族、ルーバ族、コンゴ族（以上すべてバンツ族）及び Mangbtu-Aザンデ（ハム族）が、総人口のおよそ45%を占めている。」[4a]言語について、ヨーロッパ・ワールド・オンラインは、「フランス語が公用語である。スーダン語とバンツ語の400以上の方言が話されているが、その内、スワヒリ語、チルバ語、キコンゴ語及びリンガラ語が最も広範囲に使用されている。」と記載している。（日付の記載なし。アクセス日 2011年1月14日）[1a]（国情報－立地、気候、言語、宗教、国旗、首都）

1.06

コンゴ民主共和国政府が児童の権利に関する条約第44条に基づき提出した報告書の検討の一環として、国連児童の権利委員会に提出した コンゴ民主共和国政府報告書（2008年6月28日付）には、次のように記載してある。

「コンゴ民主共和国では、公用語はフランス語である。現在およそ 250の言語と方言が使用されている。その内、90%はバンツ語を起源としている。4つの言語が、「公用語」とされている。すなわち、

- ・東部、北キヴ州、南キヴ州、カタンガ州、マニエマ州及び東部州の各地区においてはスワヒリ語 (40%)
- ・キンシャサ (首都) , その近隣地域、赤道州及び東部州の各地区においてはリンガラ語 (27.5%)
- ・バ・コンゴ及びバンドゥンドゥの各州ではキコンゴ語 (17.8%)
- ・東カサイ及び西カサイの各州ではチルバ語 (15%) 」 [91a] (p5)

1. 07

ヨーロッパ・ワールドは、「人口のおよそ50%がローマ・カトリックであるが、小規模のプロテスタント地域もある。住民の多くは伝統宗教信仰者（大半がアニミズム信仰者）である。国旗（縦と横の長さの割合が2対3）は、ライトブルー色で、左上角に黄色の星と、左下から右上にかけて斜めに黄色い縁取りの赤色ストライプが描かれている。」と述べている。[1a] (国情報－立地, 気候, 言語, 宗教, 国旗, 首都)

1. 08

ヨーロッパ・ワールドは、次のように述べている。（日付の記載なし。アクセス日 2012年1月14日）

「1997年10月、法定命令により諸地域を州として再指定した。キヴは3つの異なる州に分割された。その他の数州も名称を改めた。2006年2月憲法は、既存の11の州を26の州に増やした。26州とは、低ウエレ州、赤道州、高ロマミ州、高カタンガ州、高ウエレ州、イトゥリ州、カサイ州、東カサイ州、コンゴ中央州、クワンゴ州、クウィル州、ロマミ州、ルアラバ州、ルルア州、マイ＝ンドンベ州、マニエマ州、モンガラ州、北キヴ州、北ウバンギ州、サンクル州、南キヴ州、南ウバンギ州、タンガニーカ州、ツォポ州、ツアパ州の25州とキンシャサ (市) である。[1b] (国統計－面積及び人口)

1. 09

米國務省のコンゴ民主共和国に関する背景コメント (2011年9月30日付) には、「…首都はキンシャサであり、各地域の首都は、バンドゥンドゥ、ブカブ、ゴマ、カナンガ、キンドゥ、キサンガニ、ルブンバシ、マタディ、ムバンダカ、ムブジマイである。」と記載してある。[8a] (地理)

1. 10

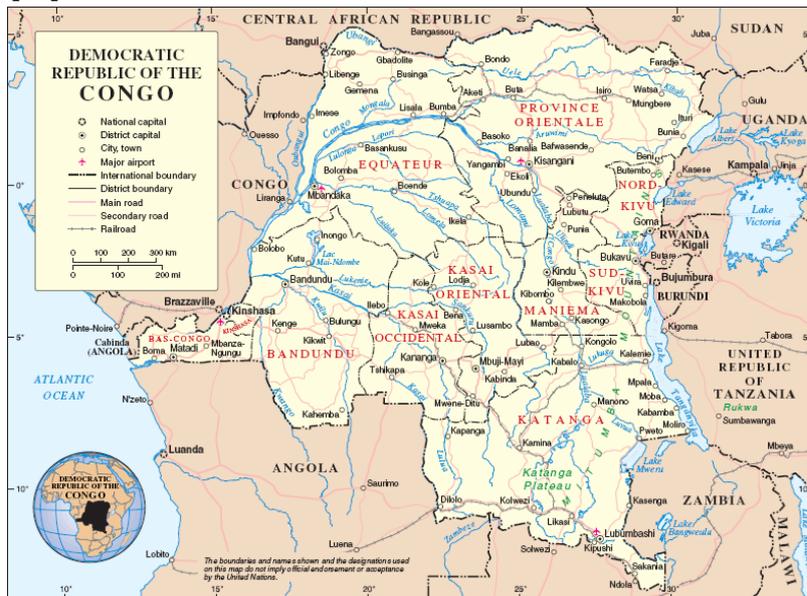
エコノミスト・インテリジェンス・ユニット（英誌エコノミストのシンクタンク）は、そのコンゴ民主共和国に係る国別報告書（2011年3月付）において、祝祭日は「1月1日、1月4日、独立殉職者記念日、1月16～17日、英雄の日、イースターの日（復活の主日）、5月1日、レイバー・デイ（労働者の日）、5月17日、解放記念日、6月30日、独立記念日、8月1日、両親への感謝の日、12月25日である。」と述べている。[22b]（基本データ）

地図

1. 11

国連平和維持活動地図製作部局から入手したコンゴ民主共和国の地図（2004年7月付）は下記。

[3a]



1. 12

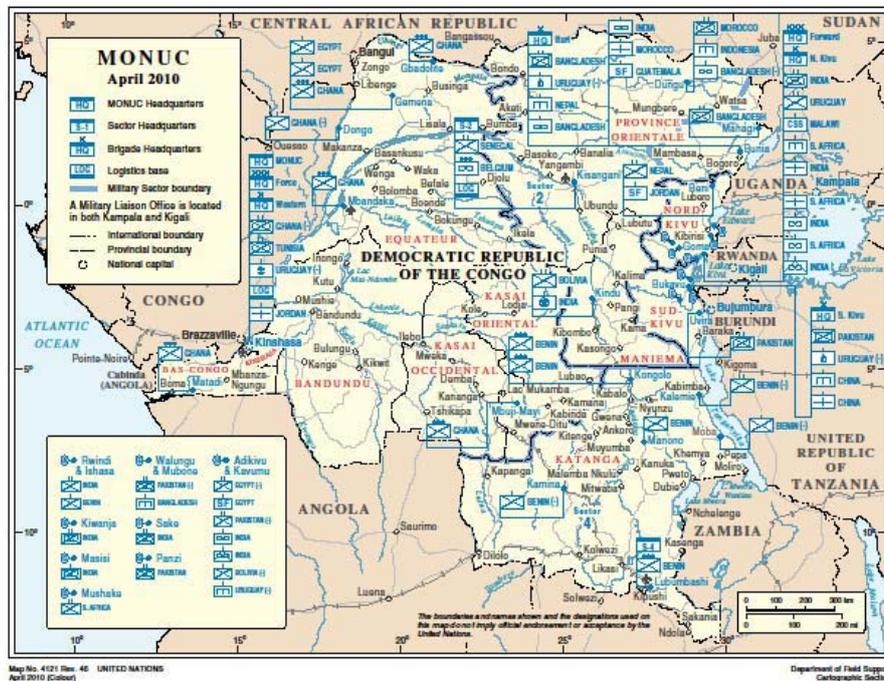
国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）のウェブサイトから入手したキヴ地区の地図（2005年11月付）は下記。[48b]



その他、様々な情報源が発行している地図については、こちらから Reliefwebを介して入手することができる。

1. 13

下記の地図は、Monuscoから提供されたものである（2010年4月付）。[9b]



2. 経済

2.01

米務省のコンゴ民主共和国（DRC）に関する背景コメント（2011年9月30日更新）は、次のように述べている。

その領土に比して人口が希薄なコンゴ民主共和国は、膨大な天然資源と鉱物資源の宝庫であるにもかかわらず、世界の最貧国の一つである。国民1人当たりの年間所得は2010年で約189米ドルである。これは、国政運営の失敗、腐敗及び長期にわたって継続されている戦争のためである。農業は、コンゴ経済の柱であり、2007年においてGDPの42.5%を占めている。

収入源となる主力作物には、コーヒー、パーム油、ゴム、木綿、砂糖、お茶、ココアがある。食用作物には、キャッサバ、オオバコ、トウモロコシ、ラッカセイ、米がある。しかしながら、商業用農作物の生産・加工は限られており、多くの生産者は自給自足のための食料生産に従事している状況である。工業は2007年において、GDPの28.4%を占め、その内6.4%が製造業であり、サービス業は2007年でGDPの29.1%を占めた。財・サービスの輸出は2007年でGDPの28.2%

となっている。コンゴ民主共和国の正式な経済は鉱業部門が圧倒的な地位を占めている。鉱物はコンゴ民主共和国の輸出の大部分を占めており、外国直接投資（FDI）の単一で最大の対象となっている。銅、コバルト、金、コルタン、錫、及び亜鉛はコンゴ民主共和国で採掘、生産されている中心的な金属である。コンゴ民主共和国の銅及びコバルトに係る主要な権益は、国営の巨大採掘公社であるGecaminesが独占している。同公社の単独の生産能力は、腐敗、市民不安、世界市場の動向により深刻な被害を受けてきた。また日常の保守管理や技術革新のために利益を再投資することもなかった。Gecaminesは現在、外国企業との間で官民採掘協定の国側パートナーとなる数が極めて多い。ダイヤモンド部門は、現在コンゴ民主共和国の輸出収入のおよそ10%を占めている。宝石及び工業用を含めたダイヤモンドの売上高は2008年で約875百万ドルであり、2009年にはおよそ10億ドルに近づくものと予測されていた。コンゴ民主共和国の半官半民組織であるLa Societe Miniere de Bakwanga (MIBA) による生産は過去数十年の間に著しく減少した。これは技術的及び財務的問題により2009年は操業を停止していたことによる。MIBAは現在、操業及び管理体制を再構築しようと努めている。コンゴ民主共和国のダイヤモンド生産のほとんどすべてが手作業による職人的な方法で、カサイ地区において行われている。

数十年にもわたる腐敗と誤った政策の結果、コンゴ民主共和国には秘密経済が醸成されてきた。恣意的に施行された法律に基づき、公式部門の個人や企業は高コストでの運営を余儀なくされた。その結果、今や非公式部門が経済を支配している状況にある。[8a]（経済、概観）

2.02

米国国際開発機関（USAID）は、2010年9月に公表した報告書「USAID Office of Food for Peace Democratic Republic of Congo Bellmon Estimation」の中で、次のように述べている。

「およそ21百万人のコンゴ民主共和国の人々が食料不安に悩んでいる。68百万人のコンゴ総人口の約71%が貧困ライン以下で生活している。平均余命は46歳である。食料の不安定な人々の膨大な数及び高水準の貧困者数は、主に数十年にわたる貧弱な政治的、経済的かつ社会的政策の結果である。こうした状況が、基本的インフラへの投資不足やほぼ存在しない社会サービスという結果を招来している。コンゴ家計の大半が自給自足農業に従事しているが、農産物の販売、零細商売、下請作業などの非公式な収入機会に依存する人々もいる。特に、東部地区における紛争の継続により、こうした貧困及び食料不安の度合いが大幅に増してきている。[50a]

(2.1 p11)

2.03

外務・英連邦省（FCO）の国別概要（2011年6月16日更新）には、基本的な経済データの一部が掲載されている。

[国内総生産]GDP：91億米ドル

GDP成長率：7%以上（2010年見込）

インフレーション：15.1%（2010/11年見込）[4a]（経済）

2.04

Oanda社のウェブサイトには、2012年2月15日現在の外国為替相場が、以下のように記録されている。

1コンゴ・フラン（CDF）=0.00067英ポンド（GBP）

1GBP=1,420.73コンゴ・フラン（CDF）

1CDF=0.00105米ドル（USD）

1USD=904.176コンゴ・フラン CDF [5a] [5b]

腐敗

2.05

フリーダム・ハウスは、2010年の出来事を対象にした‘2011年世界の自由に関する報告書’（2011年5月公表）の中で、コンゴ民主共和国について、「腐敗がコンゴ民主共和国、特に鉱業部門で横行している。同国は、世界銀行の「2010年Doing Business調査」において183か国中182位であった。またトランスペアレンシー・インターナショナルの2010年度腐敗認識指数では、調査された178か国中164位となっている。」と述べている。[14a]（概観）2011年トランスペアレンシー指数報告では、腐敗に関して、コンゴ民主共和国を全182か国中168位（評価2点）に評価した。[7a]（腐敗認識指数は、自国の公的部門がどの程度腐敗していると認識されているかに基づき、国／領土を評価するものである。国／領土の点数は公的部門の認識水準を示すもので0～10の基準で示す。0は腐敗の度合いが高い国と認識され、10は極めて清罪であると認識されていることを意味する。一国の順位は、指数の対象となっているその他の国々／領土と比べた相対的な位置を示している。）

また、上記に関して、セクション 19（[腐敗](#)）を参照するのが有用であろう。

3. 歴史（1960～2010年）

本項は、直近の10～15年間における出来事に焦点を当てて、独立以来のコンゴ民主共和国の最近の歴史を簡潔に提供する。コンゴ民主共和国の歴史に関する詳細な説明は下記に記載してある。

[ペンシルヴァニア大学アフリカ研究センター：紛争に関する洞察](#)

また、付録 Aに主要な出来事の年表が記載されている。

3.01

エンサイクロペディア・ブリタニカ・オンラインの「コンゴ民主共和国，2011年」には，次のように記載してある。（アクセス日：2011年8月1日）

ベルギー国王の私有地（コンゴ自由国）として始まった同国は，植民地時代（ベルギー領コンゴ）を経て，1960年に独立した（コンゴ共和国）。その後何度か国名変更（コンゴ共和国 ⇒ コンゴ民主共和国 ⇒ ザイール ⇒ コンゴ民主共和国に戻る）を繰り返したのは，歴史的勢力の複雑なパターンの産物である。歴史的勢力の中には，植民地時代以前に遡ることが可能なものもあれば，植民地時代に遡ることが可能なもの，また独立後に続く政治的動乱まで遡るものがある。いずれにしても，各勢力はなんらかの意味でコンゴ社会に足跡を残した。[14a]（歴史）

独立及びモブツ政権時代（1960～1997年）

3.02

米務省のコンゴ民主共和国に関する背景コメント（2011年9月30日更新）には，「ベルギー領コンゴは1960年6月30日，独立を認められた。1960年の議会選挙によりパトリス・ルムンバが，改名したコンゴ民主共和国の首相に就任し，ジョセフ・カサブブが大統領に就任した。」と記載してある。[8a]

3.03

また，同背景コメントは，次のように述べている。

独立後1年も経たずに，いくつかの出来事により国が不安定化した。軍が反乱を起こし，カタンガ州知事は分離独立を試みた。国連平和維持軍が秩序を回復すべく召集された。

ルムンバ首相は不可思議な状況の中，死亡した。また ジョセフ・デザイア・モブツ（後にモブツ・セセ・セコ）大佐が政権を掌握し，後にカサブブ大統領へ委譲した。

「不安定な社会情勢と反乱が1965年まで政府を悩ましたが，同年，国軍の副将軍兼総司令官であったモブツが国の実権を掌握し，自ら5年間大統領となることを宣言した。モブツは素早く独裁権限を掌中に収め，1970年には対抗者がいない中，大統領に選出された。

モブツは，文化的意識の向上キャンペーンを打ち出し，国の名称をザイール共和国に改名した他，市民にアフリカ系の氏名をつ使うよう要求した。比較的平和で安定した情勢が1977～1978年まで続いた。この時点で，アンゴラで蜂起したカタンガ反乱グループがカタンガ地区へ何度となく侵略を図った。ベルギーパラシュート部隊が支援したことで，反乱軍は駆逐された。

1980年代を通じて、モブツは一党独裁制を継続した。モブツは統治を維持することに成功したが、野党、特にthe Union pour la Democratie et le Progres Social (UDPS) [民主社会進歩連合]の動きは活発であった。モブツがこれらの野党を鎮圧しようと試みたことが、国際社会の強烈な批判の的となった。」[8a]

冷戦の終結及び民主化（1990～1993年）

3.04

エンサイクロペディア・ブリタニカ・オンラインの「コンゴ民主共和国，2011年」の項（2011年4月13日更新）には、次のように記載してある。（アクセス日：2011年8月1日）

「1990年代初め、冷戦の終結に伴い、情勢が急速に変化した。米国，フランス，ベルギーなど国際舞台における以前の支援国は、同国に民主的な改革を迫った。モブツのライバルを公然と支援する国さえあった。1990年4月，モブツは野党に対する活動禁止を撤廃することを決定した。しかしその後，5月にルブンバシ大学で行われた学生抗議を残酷的に抑圧した結果，50～150名の学生が死亡した。（アムネスティ・インターナショナルによる）。1991年，フランスは同国への金銭援助額を減らし，米国外交官は米国議会の場でモブツを非難した。また世界銀行は，モブツが国営採掘公社のGécaminesから4億ドルを横領したことを受けて，モブツとの関係を断ち切った。

モブツは1991年，嫌々ながら，権力の一部を放棄した。モブツは全国会議を開催した結果，国が複数政党による民主制に移行するのを監視する役目を担う連立グループの暫定機関であるthe High Council of the Republic (Haut Conseil de la Republique, HCR) [共和国高等審議会]が形成されることとなった。HCRは，首相にエチエンヌ・チセゲディを選出した。ダイヤモンド資源が豊富な東カサイ州の出身で，ルーバ族であるチセゲディ氏は，1980年には反体制派として著名であった。同年，同氏と小人数の議員団は，約300人のダイヤモンド採掘労働者を大量虐殺したとして軍部を告発した。チセゲディ氏が再度脚光を浴びるようになったことによって，自然資源が国政において引き続き重要な役割を果たしていることが浮き彫りになった。

一方，モブツは，権力をチセゲディ氏に委譲することに抵抗し，HCR内の諸グループを相互に反目させようと画策した。また，国の全地域及び経済の特定の部門を略奪する権利を付与することによって，軍部の支援を取り付けた。最終的に，こうした画策がチセゲディ氏を弱体化させ，旧体制が復活することとなった。モブツは野党と合意に達し，1994年，ケンゴ・ワ・ドンドが首相に就任した。モブツは，暫定憲法に係る法律（1994年）に定める政府改革にも同意したが，実際の改革及び約束された選挙は行われることがなかった。[62a]（歴史）

ルワンダ危機，内戦及びモブツ政権の終焉（1993～1997年）

3.05

エンサイクロペディア・ブリタニカ・オンラインの「コンゴ民主共和国，2011年」の項（2011年4月13日更新）には，次のように記載してある。（アクセス日：2011年8月1日）

ルワンダ国の二つの主要な民族グループであるフツ族とツチ族間の長期間にわたる緊張関係に根差した1993～94年のルワンダ危機，またその後の大虐殺（同期間に80万人以上の市民（主にツチ族）が殺害された）が，モブツに西欧諸国との関係を修復する機会を与えた。ツチ族主導のルワンダ亡命組織であるルワンダ愛国戦線（Front Patriotique Rwandais; FPR）勢力による1993年後半のルワンダ侵攻を受けて，モブツはフツ族主導のルワンダ政府を支援するために介入したフランス軍及びベルギー軍に対して，兵站及び軍事の援助を申し出た。この動きがフランスとの関係を修復させることとなり，最終的にはベルギーと米国の両国もモブツ政権との外交ルートを開くことになった。また，外国企業に同国の資源及び国営企業に対する特権的アクセスを確約したベンチャー事業の立ち上げにより，外国からの支援がより強化されることになった。

モブツはまた，国の東部に居住するルワンダツチ族系のザイール人に対する攻撃を後押しした。こうした企みは，最終的に彼の没落の種を蒔くことになる画策の一つとなった。この攻撃が，ルワンダ政府と対立するフツ族の一派（ザイールに亡命）に対するモブツの支援と相俟って，最終的に地元のツチ族とルワンダ政府がモブツの対抗者である ローラン・カビラ及び同氏の Alliance of Democratic Forces for the Liberation of Congo-Zaire (Alliance des Forces Democratiques pour la Liberation du Congo-Zaire; AFDL) [コンゴ・ザイール解放民主勢力連合]と共同戦線を組むという展開につながった。カビラが主導する反対勢力はまた，アンゴラとウガンダの両政府の支援も取り付けた。これは，モブツが両国内における反乱勢力の活動を援助していたからである。（モブツの同僚はNational Union for the Total Independence of Angola (UNITA) [アンゴラ全面独立民族同盟] 反乱グループとの間で，ダイヤモンドの密輸に従事していた。また，モブツはウガンダ反乱勢力がザイール空港を使ってウガンダ反乱勢力に対する物資を輸送することを許可した。）

1996年10月，モブツがガン治療のため海外にいる間に，カビラとその支援者は東部の基地から攻撃を行い，キヴ湖の岸辺にある都市のブカブとゴマを占拠した。モブツは12月に帰国したが，情勢を安定化させることはできなかった。反乱軍は進攻を続け，1997年3月15日，キサングニが陥落した。続いて4月初旬にムブジマイとルブンバシが陥落した。南アフリカの支援によるモブツとカビラ間の交渉は5月初旬に行われたが，すぐに物別れとなった。そして，1997年5月17日，勝利を収めたAFDL軍が首都に入ってきた。この時まで既にモブツは逃亡していた。モブツは

その数か月後、亡命先で死亡した。 [62a] (歴史)

ローラン・カビラ及び第二次戦争 (1997～2001年)

3.06

米務省のコンゴ民主共和国に関する背景コメント (2011年9月30日付) には、次のように記載してある。

1997年5月、ローラン・デジレ・カビラは自らを大統領と宣言した。彼は権限を自己とAFDLの周辺に集中させ、国をコンゴ民主共和国 (DRC) と改名した。カビラの軍隊の長官とAFDLの事務総長はルワンダ人であり、RPA分隊は、名称をForces Armees Congolaises (FAC) [コンゴ軍勢力] に変えたコンゴ民主共和国の国軍と連携して活動を続けた。 [8a] (政府及び政治情勢)

3.07

同背景コメントはまた、次のように述べている。

「その後1年間[1997-98年]にわたり、カビラとその外国支援グループの関係は悪化した。1998年7月、カビラはすべての外国軍に対してコンゴ民主共和国からの退去を命じた。大半は退去を拒否した。8月2日、コンゴ民主共和国内のルワンダ軍が‘反乱’したことを契機に、全国規模での戦闘が勃発した。さらに新手のルワンダ軍とウガンダ軍が侵入してきた。その2日後、ルワンダ軍はバ・コンゴに逃走した。これは、キンシャサへ進攻してカビラを追放し、その後釜として新たに形成されたルワンダ支援のRassemblement Congolais pour la Democratie (RCD) [コンゴ民主連合] と呼ばれる反乱グループを据えようという意図を持っていたからである。ルワンダの軍事作戦は、土壇場でアンゴラ、ジンバブエ及びナミビアの軍隊がコンゴ民主共和国政府の代理として介入してきたために挫折した。ルワンダ軍とRCDはコンゴ民主共和国の東部まで退却し、そこで同地域の統治を事実上確立した。そしてコンゴ国軍とその外国同盟国を相手に戦闘を継続した。」 [8a]

3.08

The Armed Conflict Database (武装紛争に係るデータベース) の コンゴ民主共和国の歴史・背景に関する箇所 (ACD背景) には、次のような記載がしてある。(日付の記載なし。アクセス日 2011年1月18日)

「ルワンダから多数の顧問がキンシャサ政府のカビラ陣営に参画した。この取り決めはコンゴ人の多くの怒りを買うこととなり、カビラはルワンダ人との関係を絶つことを余儀なくされた。カビラの人気がなくなった際、ウガンダとルワンダは反乱グループ the Congoliese Rally for Democracy (RCD) を支援した。このグループは少数民族のツチ族の構成員が圧倒的な比率を占めており、カビラの縁故主義と国政運営の失敗に関してカビラを糾弾していた。カビラの以前の

同盟国はカビラから離反し、反乱グループに支援を申し出た。1998年の終わりまでに、政府は国の3分の1以上について統制力を失い、RCDに委譲する形となった。ルワンダ軍とウガンダ軍からの駐留隊及び3つの反乱グループが、同国の北東部を占拠した。ブルンジもまた、ルワンダ軍と同盟を結んだ軍隊をコンゴ内に駐留させていた。しかし同軍は、ブルンジ国境の近くに駐留していた。」 [6a]

3.09

USSDの背景コメントには、次のように記載してある。

「1999年2月、ウガンダは、the Mouvement pour la Liberation due Congo (MLC) [コンゴ自由運動]と呼ばれる反乱グループの形成を支援した。このグループは、赤道州（モブツの出身州）内の元モブツ派及び元ザイル兵士からの支援を取り付けた。ウガンダとMLCは、共同してコンゴ民主共和国北部の3分の1に対する統治を確立した。」 [8a]

3.10

ACD背景には、次のように記述してある。

「…政府はコンゴ西部に係る統治力を辛うじて維持していた。カビラはまた、1994年のルワンダ大虐殺に関与していると言われている数万のフツ族民兵や、ツチ族と敵対する地元のコンゴ部族グループのマイ・マイ軍と同盟を結んだ。紛争の継続と激烈さはしばしば、コンゴが豊富なダイヤモンド、石油、ウラン、金、銅、コルタン、コバルトの宝庫となっていることが原因であるとされている。いずれの側も、商業的な利権や隠れた動機を持って戦争を行っているとの批判を浴びてきた。しかしながら、外国からのプレーヤーが入り込んでくるその他の理由もあった。ルワンダはエスニック・クレンジング（民族浄化行為）の犯人を突き止めるとともに、その国境をコンゴ民主共和国内のフツ族による新たな脅威から防御することを望んでいた。ウガンダはコンゴ東部を介して、中央アフリカ及び東部アフリカとの経済関係を管理したいと考えているように見受けられた。アンゴラの戦争参加は、おそらくUNITAがコンゴの領土を物資運搬ルートと後方基地として使用するのを阻止するのが主な目的である。ナミビアの反政府派を支援しているとしてUNITAを非難していたナミビアは、何といてもアンゴラのコンゴ参戦の理由を支援している。ジンバブエの介入の動機の一部に、傑出した地域の指導者になりたいというロバート・ムカベ大統領の願いと、ムカベ体制の存続を支援してきたカビラがムカベに付与した経済的権益がある。」 [6a]

3.11

ACD背景は、「1999年7月、ルサカで[DR]コンゴ、三つの反政府グループ、介入した5か国の間で和平協定が調印された。」と付け加えた。

USSDの背景コメントは、次のように述べている。

「ルサカ合意は、停戦、国連平和維持軍の配備、外国軍隊の撤退及び選挙に向けた暫定政府を形成するための「コンゴ内対話」の開始を要求した。ルサカ合意の当事者は、1999年と2000年の規定を完全に実施することができなかった。国連軍の配備の阻止、コンゴ内対話の実現に向けた進捗に対する妨害及び国内の政治活動の抑圧を行ったローラン・カビラに対して国際的な非難が増大した。」[6a]

3.12

エンサイクロペディア・ブリタニカ・オンラインの、「コンゴ民主共和国, 2011年」に関する項(2011年4月13日更新)には、次のように記載してある。(アクセス日2011年8月1日)
当該合意は最終的に大半の当事者により署名された。しかし「…完全には実施されず、闘争は継続した。一方、ヘマ族とレンドゥ族の間の長期にわたる民族緊張関係は、国の東部(東部州)に位置するイトゥリ地区における暴力という形で噴出した。これがさらに反政府軍の関与やその他の政治経済的要因によって複雑化し、既に内戦の泥沼にはまった地域での新たな紛争を引き起こした。」[62a] (歴史)

ジョセフ・カビラ、内戦の終結、暫定政府(2001~2005年)

3.13

USSD背景コメントは次のように述べている。

「2001年1月16日、ローラン・カビラは、私的警護団の警護兵により暗殺されたと言われている。その警護兵は副官により殺害された。カビラは子息のジョセフに継承された。ジョセフは父の否定的な方針の多くを転換した。翌年、コンゴ民主共和国の国連平和維持軍(United Nations Organization Mission in the Democratic Republic of the Congo, そのフランス語の頭字語であるMONUCとして知られている)は、国の全域に配備された。またコンゴ内対話も進捗した。2002年の終わりまでに、すべてのアンゴラ、ナミビア及びジンバブエ軍はコンゴ民主共和国から撤退した。南アフリカで行われたコンゴ民主共和国とルワンダの会談後、2002年7月にはプレトリア合意が結ばれた。2002年10月、ルワンダ軍は正式にコンゴ民主共和国から撤退した。しかしながら依然として、ルワンダ兵士と軍事顧問はコンゴ民主共和国東部にいるRCDの分派グループ(RCD/G)の勢力と一体化したままであるとの報告も未確認ながら行われている。ウガンダ軍は2003年5月、コンゴ民主共和国から正式に撤退した。」[8a]

3.14

エンサイクロペディア・ブリタニカ・オンラインは、「コンゴ民主共和国, 2011年」の項(2011年4月13日更新)で、次のように述べている。(アクセス日2011年8月1日)

「2002年12月、ついに、南アフリカのプレトリアで、権力を共有した暫定政府の設立と戦争の

終結を定めた合意がなされた。この合意書は 2003年4月に批准され、また暫定憲法も当月に採択された。カビラを大統領とする暫定政府は 2003年7月に発足した。国連平和維持軍は、引き続き同国内での駐留を維持していた。

「内戦が形の上では終結したものの、国は荒廃していた。3百万人以上が殺害されたと推定されている。生き残った人々は住む家もなく、飢餓と病気に苦しむ状態に置かれたままであった。新政府は脆弱であった。経済は壊滅状態で、社会インフラは破壊されていた。国際的な支援により、カビラは経済の建て直しに向けて相当な進捗を図ることができ、また国の再建にも取り掛かった。しかしながら、政府は国の多くの場所に対して、実質的な統治力を行使することはできなかった。また東部地域で継続されている戦闘や2004年の2件のクーデター未遂に対処しなければならなかった。

3. 15

ACD背景は次のように述べている。

「2004年の終わりまでに、コンゴ民主共和国の新暫定政府は比較的円滑に運営されていた。国の大半はある程度の安定性を取り戻し、以前の武装グループは政治及び軍の再統合に協力していた。しかしながら、新たに形成されたコンゴ軍勢力であるFARDCは不安定であることがわかった。外国政府の支援を受けていると言われる様々な分隊が、市民及び新軍隊の忠節なメンバーを襲撃したと言われている。イトゥリ地区の治安情勢は、国連緊急援助調整官がコンゴ民主共和国東部を、ダルフルより酷く、放置され、人道的悲劇であると宣言する水準にまで、相当に悪化していた。また、緊張関係は北キヴ及び南キヴで高まっていた。2004年5月には、新憲法が国民議会で採択された。」 [6a]

新憲法及び国民選挙（2005～2007年）

3. 16

フリーダム・ハウスは、2010年の出来事を対象にした‘2011年世界の自由に関する報告書：コンゴ民主共和国’（FH Report 2011）（2011年5月公表）の中で、次のように述べている。新憲法は暫定政府によって可決され、2005年の国民投票で承認された。そして2006年正式に公布された。独立以来初の複数政党による大統領選挙及び議会選挙は、その年に行われた。気の遠くなるような運営上の問題があったにもかかわらず、選挙は概ね平穏に行われ、投票率は70%を超えた。カビラの People’s Party for Reconstruction and Democracy (PPRD) [再生民主国民党] は、議会の下院である国民議会で最多の議席数を獲得したが、絶対的な過半数には満たなかった。33名の候補者による大統領選挙で、カビラは第1回投票で約45%の票を獲得し、決選投票では、MLC代表で暫定政府副大統領のジャン・ピエール・ベンバに勝利した。

選挙に続き、500議席の国民議会の中に、二つの広範囲にわたる連合が誕生した。332議席を占めるthe Alliance of the Presidential Majority (AMP) と116議席を占める野党となるUnion for the Nation (UpN)である。2007年 1月には11の州の議会選挙が行われ、AMPが58議席、UpNが 21議席を獲得した。その年の州知事選では、 10州がAMP派、 1州が UpNとなった。2007年 3月には、キンシャサで、当局とベンバ支持者との間に闘争が勃発した。ベンバはヨーロッパへ亡命し、カビラが真の意味で複数政党による政治運営を許容するののかについて疑念が生じてきた。」
[14a]

東部におけるルワンダと反政府軍との闘争の和解（2008～2010年）

3. 17

FH Report 2011は、次のように述べている。

2008年1月、政府と東部で展開している22の武装グループの間に和平協定が調印された。注目すべきは、その協定にルワンダ政府あるいは1994年ルワンダ大虐殺の首謀者が主導するフツ族系民兵グループでコンゴ民主共和国に逃亡していたルワンダ解放民主軍 (FDLR) が含まれていなかったことである。2008年8月、政府軍と、ルワンダ政府の支援を受けていると言われているツチ族反政府グループのリーダーであるローラン・ンクンダの人民防衛国民会議 (CNDP) との間で激しい戦闘が勃発した。この戦闘によりさらに多くの市民が避難し、また人権侵害の事例が増えることになった。

コンゴ民主共和国とルワンダの関係は、2008年後半に著しく改善し始め、両国はFDLRに対して共同軍事作戦を開始する協定に調印した。この作戦は2009年1月から2月まで続き、その間、驚くべきことにルワンダ内にいたンクンダが逮捕されることとなり、CNDPとの和平協定にもつながった。協定は、CNDPのメンバーが犯した戦争行為に対して特赦を与え、反政府グループをDesire Kamandjiが率いる政治団体に転換するというものであった。またコンゴ民主共和国は2008年12月から2009年3月まで、ウガンダとの共同軍事作戦を展開し、ウガンダの反政府グループである神の抵抗軍 (LRA) を追跡した。

2009年3月、コンゴ国軍と国連軍は、FDLRに対して新たな軍事作戦を開始した。以前の作戦と同様に、この軍事作戦により、市民は、反乱軍の報復殺人を含み、深刻な被害を受けた。この作戦は12月に終了したが、2010年初めには新たな攻撃が行われた。FDLRによる意図的な市民殺害の数は2010年には減少したものの、FDLRは7月と8月に北キヴのワリカレ地区で行われた一連の大量レイプに関与している当事者と考えられていた。7月に、the Armed Forces of the Democratic

Republic of Congo (FARDC) [コンゴ国軍] は、北キヴに拠点を置くウガンダ反政府民兵組織の the Allied Democratic Forces-National Army for the Liberation of Uganda (ADF-NALU) [ウガンダ解放民主同盟軍] に対して軍事行動を開始した。ADF-NALUは、州北部の軍事上の標的を襲撃することで反撃し、少なくとも9万人が家から避難することを余儀なくされた。さらに2010年の間中、LRAがコンゴ民主共和国内へ凶暴な形で進攻を続けたことから、コンゴ民主共和国は10月に、同戦闘員を追跡するため、中央アフリカ共和国、スーダン及びウガンダと共同戦線を張ると発表した。[14a]

国連平和維持軍の再編成（2010年）

3. 18

2011年FHレポートは、次のように述べている。

「2010年5月、国連安全保障理事会は同国における国連軍の駐留期間を、特に同国東部の開発に一層の重点を置いて1年間延長することを承認した。しかし国連の努力はコンゴ民主共和国東部の著しく厳しい地形により妨害され、また複数の腐敗疑惑事例により損なわれた。コンゴ政府は年間を通じて国連に対し、2011年末までに同国から全面撤退するよう迫ったものの、国連安全保障理事会は20,500名を超える総兵士数からわずか2000名を撤退させることを承認したのみであった。」[14a]

3. 19

USSDのコンゴ民主共和国に関する背景コメント（2011年11月30日付）は、次のように述べている。

「10年間、MONUCとして コンゴ民主共和国で活動を続けてきた後、国連はコンゴ政府の執拗な要求に対して、2010年7月1日にそのミッションを変更し、MONUCをthe United Nations Organization Stabilization Mission in the Democratic Republic of the Congo (MONUSCO) と改名した。国連安保理事会決議1925に基づき設置された MONUSCOがMONUCと違う点は、コンゴ民主共和国政府との協力関係を強化すること、同国の反政府グループが突きつける脅威に対応するために協調した地域的アプローチをとること、及び コンゴ民主共和国選挙の支援に際して、明記された運営上の役割を担うことである。こうした使命はすべて、MONUCの平和維持活動がなし遂げたものを今後安定化させていくことを意図したものである。2010年6月30日、コンゴ民主共和国がベルギーから独立して 50周年を迎えた日に、MONUC軍から約1500名の兵士がやや象徴的な形で撤退し、MONUSCOが始動した。」[8a]

選挙の準備（2010年）

3. 20

USSDのコンゴ民主共和国に関する背景コメント（2011年9月30日付）は、「2010年7月、カビラ大統領は、暫定 CEIに取って代わり、National Independent Electoral Commission (CENI) [国家独立選挙管理委員会] を常設することを定めた法律に署名した。2011年2月、CENIは正式にCEIを引き継いだ。大統領選挙は 2011年11月27日に予定された。また議会及び州議会選挙は 2012年4月に予定された。地方選挙は仮日程として、2012年後半と2013年前半に設定された。」と報告している。 [8a]

3. 21

The Electoral Institute for Sustainable Democracy in Africa (EISA)はその「EISA コンゴ民主共和国のプログラム活動2008-2011」（日付の記載なし。アクセス日 2011年11月31日）の中で、次のように述べている。

EISAは、以下を目的とする‘コンゴ民主共和国選挙後における民主主義、平和及びガバナンスの強化’プロジェクトの一環としていくつかの活動を実施してきた。

以下の当事者に対する技術的なサポートを通して、自由かつ公正で、平和的な地方自治体選挙の実施に向けたプロセスを支援すること。

- ・独立選挙委員会(CEI)
- ・各政党
- ・各市民社会団体

各当事者の使命を遂行させるため、国民議会、州議会、地方議会、政党、市民社会団体、CENI及びその他の民主主義及びガバナンスの分野における専門機関の能力を強化すること。

すべてのレベルで参加型の民主主義を強化するために、市民と、国民議会・州議会・地方政府議会の各代表者との間の交流を促進すること。

草の根レベルでの平和を強化するために、社会的抗争の回避、管理及び平和的解決のための仕組みを開発する。 [60a]

国連安全保障理事会の報告書「[国連コンゴ民主共和国安定化ミッションに関する国連事務総長の報告書](#)」（2011年10月24日付）の国内政治の展開に関する項も併せて参照されたい。

4. 最近の展開（2011年1月～12月）

4. 01

BBCは、2011年1月13日付の記事‘DRコンゴ兵士がレイプの罪で逮捕’の中で、「8名以上の政府兵士が、コンゴ民主共和国でのレイプと略奪の罪で逮捕された、と同地の国連ミッションが語った。上官を含む兵士たちは、今月初め、国東部のフィジの町で13人以上の女性をレイプした

罪に問われた。国軍は以前、人権侵害により罪を問われたことはあったが、逮捕は稀である。」と述べている。 [65f]

4. 02

IRINは、2011年1月19日付の記事‘分析：裁判官は依然として コンゴ民主共和国でICC裁判中’の中で、次のようにコメントしている。

国際刑事裁判所（ICC）によるトマス・ルバンガの戦争犯罪に係る裁判からほぼ2年が経過しているが、数名の国際裁判専門家とオブザーバーは、同裁判所がコンゴ民主共和国における基盤に概ねプラスの影響を及ぼしたと語っている。この発言に対して異論を唱える者もいる。

2002年及び2003年に、コンゴ民主共和国東部で児童を入隊させたり、徴兵したり、また軍事闘争に参加させたりした罪で、the Union of Congolese Patriots and of the Patriotic Forces for the Liberation of Congoのリーダーと言われるルバンガが2006年ICCにより拘留された。同氏の裁判は2009年1月に開始された。」 [45c]

4. 03

BBCは、2011年1月19日付の記事「DRコンゴ軍の司令官が‘フィジ’で‘集団レイプ’を主導」の中で、次のように述べている。

「コンゴ民主共和国東部の国軍司令官は、最近発生した50人以上の女性に対する集団レイプを主導したとして罪に問われた。国連報告書で引用された情報筋に加え、被害者の一人は、Kibibi Mutware中佐をフィジの町で起きた新年レイプに関与しているとして告発している。DRコンゴの闘争において、多数の集団レイプの事例が起きているが、軍が関与していると言われている単一の事件としては、これが最大であると考えられている。」 [65g]

同様の残虐行為に係る詳細な情報については、セクション 9（[治安部隊：政府軍による人権侵害](#)）及びセクション 23（女性：[女性に対する暴力](#)）を参照するのが有用であろう。

4. 04

BBCは、2011年2月4日付の記事‘レイプ被害者のための新DRコンゴセンターが開設’の中で、「コンゴ民主共和国でレイプされた数千人の一部を支援することを意図した新センターが開設された。国連が資金提供した City of Joy（喜びの街）は女性が活動家や地域のリーダーになるための支援を行うことを意図している。」と述べている。また、記事は、「…反乱軍と政府軍のいずれも集団レイプの罪で告発された…全体的な構想としては、性的暴力を受けた女性や生き残った女性はしばしば最も強い女性であり、このような女性がコンゴ民主共和国の次代のリーダーになるための養成所を創設するということである。」とも伝えている。 [65h]

4.05

IRINは、2011年2月21日付の記事‘コンゴ民主共和国：権利擁護活動家が脅迫を非難’の中で、次のように述べている。

セクション 23 (女性：政府治安部隊及び武装グループによる暴力及び女性に対する支援・保護) も併せて参照されたい。

コンゴ民主共和国 (DRC) における人権擁護活動家は、治安環境の悪化の中で自分たちの仕事の邪魔をするための手口として、直接の脅迫、匿名の電話、携帯電話への脅しの文句などがあると語っている。人権擁護グループ (その内の約50名が2月17日に自分たちの不安を公表するために共同声明に調印した) は、2010年6月のフロリベルト・チェベヤ (La Voix des sans voix (Voice of the Voiceless, VSV) [声なき声] と呼ばれるグループの代表) の殺害以来、特に用心深くなっている。同氏は、キンシャサの警察本部で面談した後、二度と生きた姿を見られることがなかった。

活動家は、the African Association for the Defence of Human Rights [アフリカ人権擁護協会] の会長及び副会長であったJean Claude Katende と George Kapiambaの事例を引用した。両氏は、プレス発表を行い、そこで平和的な集会の権利に対する政府の抑圧及び反対者に対する違法な拘留を「政治的非寛容性」と語った後に、活字メッセージにより殺人の脅迫を受けたと言われている。[45d]

セクション 18 (人権機関、団体及び活動家) も併せて参照されたい。

4.06

IRINは、2011年2月28日付の記事‘コンゴ民主共和国：南キヴのフィジで集団レイプが増加’の中で、次のように述べている。

南キヴのフィジ地区では2011年1月以来、200人以上の女性や男性、子供がレイプ被害者として、Médecins sans Frontières (MSF) [国境なき医師団] の治療を受けた。市民に対する大規模襲撃 (その中でレイプは戦争の武器として使用されている) は、コンゴ民主共和国東部の闘争においては変わらぬ特色となっているが、このような大規模襲撃の繰り返しが同じ地区で行われるのは異常であると MSFは語った。

直近の事例は2月12日～13日と2月18日～19日にMisisi/Milimbaと Bwala/Ibindiの村々の周辺にある市場の出口でそれぞれ発生し、56名以上が巻き込まれた。

生存者がMSFに語ったところによれば、被害者は人質にされ、衣服を脱がされ、ロープで縛り付けられた。女性や男性、子供は組織的に殴打され、レイプされた。またその身の回り品はすべて奪われた。

目撃者は、襲撃者は武装した男集団で、Forces Démocratiques pour la Libération de Rwanda (FDLR) のメンバーのように見えた、と語った。FDLRはルワンダの1994年大虐殺の首謀者とその他の実行者が結成した集団で、それ以来 コンゴ民主共和国東部に潜伏している。[45e]

セクション 11 (治安部隊：武装グループによる人権侵害、レイプ) 、セクション 23 (女性：政府治安部隊及・武装グループによる暴力、女性に対する支援・保護) 、セクション 24 (児童：児童に対する暴力及び差別) も併せて参照されたい。

4.07

BBCは、2011年3月1日付の記事‘ユネスコ：紛争により28百万人の子供が教育の機会を奪われる’の中で、「戦争のため、世界中で28百万人の子供が教育の機会を奪われている…DRコンゴで報告されているレイプの3分の1は児童である…コンゴ民主共和国東部ではおそらく初等教育の年齢の児童のおよそ半分が学校に行っていない …コンゴの女児の通学人数はサハラ以南のアフリカで最低であった。」と述べている。[65i]

セクション 24 (児童：児童に対する暴力及び差別及び教育) も併せて参照されたい。

4.08

BBCはまた、2011年3月8日付の記事「DRコンゴ：ジョセフ・カビラ‘クーデター未遂’で大量逮捕」の中で、次のように述べている。

「コンゴ民主共和国の警察は、先月の大統領に対するクーデターの企てに関与したと非難されている126名の人々と武器を公開した。警察によれば、ジョセフ・カビラの邸宅への襲撃で少なくとも 19名 - 襲撃者11人と治安部隊8名が死亡した…キンシャサに駐在するBBCのThomas Hubertは、捕虜の多くが重体のようであり、目に見える形で治療を受けていたのはわずか2、3名だった、と語った。ジャーナリストたちは捕虜にインタビューすることは許されなかったが、その多くは叫びながら無実を主張していた。政府は2月27日の事件をクーデター未遂、次いでテロ攻撃と形容した。」[65]

4.09

IRINは、2011年3月11日付の記事‘コンゴ民主共和国：ウエレ地区の治安が悪化’の中で、次

のように述べている。

「神の抵抗軍（LRA）の存在は、コンゴ民主共和国北部の二つのウエラ地区における援助隊や市民の治安状態を悪化させた、同地区では1月だけで31回の襲撃が行われたが、これは2010年の最後の3か月間に発生した件数と同じであった。LRAの戦闘員は高ウエレ州のドゥングを襲撃したのは、国連人道問題事務局長兼緊急援助調整官のValerie Amosが3月10日に同市を視察訪問したその1週間前であった。また数日前には、同地区にあるBambanganaの村が襲撃の標的となった。そこではコンゴ民主共和国兵士数名と女性1名が殺害された他、数名の女性がレイプされた … ドゥングは現在高ウエレ州及び低ウエレ州に居住する国内避難民293,400名の56%にとって一時的な故郷となっている。」 [45f]

セクション8（治安情勢）、セクション11（非政府武装グループ：神の抵抗軍（LRA））、セクション23（女性：政府治安部隊及び武装グループによる暴力）及びセクション28（国内避難民（IDPS））も併せて参照されたい。

4.10

IRINはまた、2011年3月17日付の記事「コンゴ民主共和国：鉱山採掘夫に対する新たなルール」の中で、次のように述べている。

コンゴ民主共和国の鉱業における詐欺行為を減らし、透明性を高めるために、同部門における様々な利害関係者が倫理規定に調印した。鉱業は長年にわたり国の東部を荒廃させてきた武装暴力において重要な役割を果たしてきた。しかし調印後も依然として違法な鉱山採掘や軍部の役割について懸念が残っている。

倫理規定の導入は、大統領ジョセフ・カビラが鉱業から、鉱山を運営している「マフィアに似たネットワーク」を排除しようとして、北キヴ、南キヴ、マニエマの東部各州に課した鉱山採掘禁止令の解除と時を同じくしている。また米国において紛争鉱物の輸入に関する厳格な法律が導入される4月以前となっている。

約170万人がコンゴ民主共和国国内で避難している。その大半は、金、コルタン、リチウム、スズ石、鉄マンガン重石などの鉱物が豊富な東部地区において国内外の武装グループが関与して行われている紛争が原因である。」 [45g]

セクション9（治安部隊：政府軍による人権侵害）、セクション19（腐敗）、セクション24（児童：児童労働/鉱業）及びセクション28（国内避難民（IDPS））も併せて参照されたい。

4.11

IRINは、2011年7月7日付の記事「新法律は コンゴ民主共和国の性的暴力にほとんど影響を及ぼさない」の中で、次のように述べている。

「コンゴ民主共和国（DRC）が性的及び性に基づく暴力（SGBV）に係る法律を改正してから5年経過したが、司法部門が機能しておらず、また法文化や変化に適合していないため、これらの犯罪は処罰されない状況が続いている。法律は無視され、誤解釈されており、増え続ける性的暴力生存者は保護されないまま、犯罪者が再び暴行できる状況にある。」 [45h]

セクション 12 (司法) 及びセクション 23 (女性: 政府治安部隊及・武装グループによる暴力), も併せて参照されたい。

4.12

IRINはまた、2011年6月20日付の記事「コンゴ民主共和国：民兵と避難民」の中で、次のように述べている。

「悪漢、民兵、軍隊による人権侵害により、コンゴ民主共和国（DRC）北西部にあるイトゥリ地区の一部であるイルム地域に集中している国内避難民（IDP）を援助しようとする救援活動従事者は、同地に立ち入ることが難しくなっている。

国連人道問題調整事務所によれば、イトゥリ地区のIDP13万人の内、89,864名（69%）がブニアの南西40kmにあるイルム地域に居住している。

2007年までイルムの統治を巡って闘争していた民兵グループの残存兵が依然として活動しており、市民に対して散発的な襲撃を行っている。」 [45h]

セクション 9 (治安部隊: 政府軍による人権侵害) 及びセクション 28 (国内避難民 (IDPS)) も併せて参照されたい。

4.13

IRINは、2011年7月6日付の記事「イトゥリに訪れた東の間の平和」の中で、次のように述べている。

「コンゴ民主共和国（DRC）北東部において4年間続いた紛争でおよそ5万人が死亡し、50万人が避難したが、それから8年が経過した現在、同地区に東の間の平和が訪れている。1999年から2003年にかけて発生したイトゥリ紛争は、レンドゥ民族とヘマ民族の民族間の戦争であった。首都ブニアから北西に約90キロのところにあるマハギ地区のニオカでは、ヘマ族を支援しているとレンドゥ族が非難したアルール族コミュニティで暴力行為が行われている。イトゥリ紛争の主要な当事者で、ヘマ族が支援する民兵組織の創始者トマス・ルバンガ、National

Integrationist Front (FNI) のMathieu Ngudjolo Chui, 及び同盟グループ, イトゥリ愛国抵抗戦線 (FRPI) の司令官ジェルマン・カタンガの3人は現在国際刑事裁判所 (ICC) で裁判中である。FNIもUPIも現在ブニアに事務所を構える登録政党である。しかしいずれも市民に対する大量虐殺の責任を受容しようとは考えていない。」 [45i]

セクション 28 (国内避難民 (IDPS)) も併せて参照されたい。

4.14

BBCは、2011年9月7日付の記事「武装集団がコンゴ刑務所を襲撃、大量脱獄」の中で、次のように述べている。

「…コンゴ民主共和国東部の刑務所が武装集団から襲撃された後、ほぼ1000人の囚人が脱走したと担当官が語った。襲撃者は民兵のリーダーを逃走させたかったと、カタンガ州情報相 Dkianga Kazadiが語った。脱走と反乱は DRコンゴの刑務所では日常茶飯であり、特に東部はライバルの民兵同士の権力闘争でほとんどが無法状態であると分析家は語る。昨年北西部の刑務所からほぼ200人の囚人が脱走した。」 [65m]

セクション 14 (刑務所の状況) , も併せて参照されたい。

4.15

IRINは、2011年10月13日付の記事「男性に対する『戦争の武器』としてのレイプ」の中で、次のように述べている。

「南アフリカのケープ・タウンで開催された年次Sexual Violence and Research Initiative (SVRI) [性暴力に関する研究会議] の場での発表によれば、男性に対する性的暴力は、レイプを含め十分な報告がなされておらず、また取組みも貧弱で男性とその家族に深刻な打撃を与えている。米国に拠点を置くジョンズ・ホプキンス看護学校のマーヴィン・クリスチャンが、コンゴ民主共和国東部にある南キヴ州のブカブにおいてコミュニティに主眼を置いたグループを使い、7名の男性レイプ生存者との綿密なインタビューを行った調査で、武装戦闘員は近くの林で肛門や口を使って男性をレイプしたほか、少なくとも2人が自宅の家族の目の前でレイプされたことがわかった。」 [45b]

セクション 9 (治安部隊：男性レイプ) も併せて参照されたい。

4.16

国連安全保障理事会は、2011年11月29日に行われた第6671回会合の場で安全保障委員会が採択した決議2021 (2011年) により、「…コンゴ民主共和国の主権、地域統合及び政治的独立に対

する国連の使命を再確認した…」 [9h]

2011年選挙

4. 17

イギリス国営放送（BBC）は、2011年1月10日付の記事 ‘ DRコンゴの野党，選挙制度の変更に憤り’ の中で、次のように述べている。

コンゴ民主共和国の野党は、大統領選挙を1回の投票のみで選出する政府の計画を強く批判した。各野党は、その提案の唯一の目的は、ジョセフ・カビラ大統領を11月の選挙で引き続き政権の座につかせるために ‘選挙詐欺を大規模な形で組織する’ ことであると語った。

AFPニュース機関は、the Movement for the Liberation of the Congo (MLC) のFrancois Mwanmbaの発言を伝えた。『ジョセフ・カビラ大統領の憲法を修正する計画，その結果としての選挙法改正…は不適切である。』『現行の選挙法によれば，11月の選挙で50%超の票を獲得した候補者がいなかった場合，第2回投票が2012年2月に行われる。』」 [65e]

4. 18

BBCはまた、2011年9月1日付の記事 ‘ DRコンゴ警察が，野党支持者に催涙ガス弾を放つ’ の中で、次のように述べている。

「コンゴ民主共和国の警察は、選挙管理委員会の詐欺行為を糾弾する野党支持者に催涙ガス弾を撃ち込んだ。数百名の抗議者が首都キンシャサにある同委員会の本部に近づいたときに停止させられた。エチエンヌ・チセゲディは、11月の選挙にジョセフ・カビラ大統領に対抗して立候補する予定である。同氏の民主社会進歩連合（UDPS）[民主社会進歩連合]は投票者の登録の一部が不正に行われたと主張した。チセゲディ氏は、選挙登録に対する監査を要求した。警察長官のCharles Bisengimanaはデモ参加者2名が逮捕され、警察官2名が負傷したと語った。UDPSは、負傷や逮捕があったとして ‘非暴力的な抗議に対する暴力的な弾圧’ であると非難した。」 [65k]

4. 19

IRINは、その2011年9月2日付の記事 ‘ コンゴ民主共和国：女性の政治家が’ 権利推進への鍵’ の中で、次のように述べている。

コンゴ民主共和国の各政党は、議会に立候補させるため、女性を自陣営へ引き込もうとやっきになっている。そうすることが法的な要請であり、また女性の権利を拡大するためには女性議員数を増やすことが必要不可欠であるという信念があるにもかかわらずである …選挙管理委員会は8月4日に議席を目指して戦う候補者の登録を開始した。自党から女性を立候補させるこ

とができない政党は、候補者リスト作成の際に男女の代表を考慮に入れることを意図した選挙法に違反することになる。小規模の政党は特にこの制約を遵守する能力に不安を抱えている。

しかし、各政党は男性、女性同数の候補者を立てられなかったとしても、選挙失格となるわけではない。法律は様々な国家の職位に占める女性の比率を2011年までに30～35%、2015年までに47.5%にすることを目指している。Peace Womenによる2010年度調査によれば、女性は、政府及び議会の高位の職責に関して7.2%を占めているに過ぎない。女性議員の比率は、キンシャサで最も高く（17%）、赤道州（5%）と東部の南キヴ州（3%）で最も低い。」[45j]

セクション 23（[女性：政治上の権利](#)）も併せて参照されたい。

4.20

BBCはまた、2011年9月6日付の記事「コンゴ民主共和国動乱の中で活動家が死亡」の中で、次のように述べている。「…反政府の活動家がコンゴ民主共和国のキンシャサで、警察との衝突の間に銃弾を受けて死亡した。闘争は野党の民主社会進歩連合の事務所が放火され、反政府のテレビ局が襲撃された後で起こった。」[65i]

セクション 16（[政治的所属](#)）及びセクション 17（[言論及び報道の自由](#)）も併せて参照されたい。

4.21

外務・英連邦省（FCO）は、「コンゴ民主共和国の概要（第3四半期更新分）」（2011年9月30日付）の中で、次のように述べている。

大統領選挙と議会選挙を11月に控える中で、7月～9月の期間は、選挙関連の暴力件数が増加した。7月、反政府派のUDPS党が国家独立選挙管理委員会に対して抗議している間に、警察が抗議者に向けて催涙ガス弾を放った後、1人が喘息発作に襲われ死亡したと報じられた。2人目は、石油爆弾による負傷がもとで数週間後に死亡した。抗議は9月も継続しており、最悪の暴力が勃発したことで、さらに2人の被害者を生み出した。同じ一連の事件で、与党のPPRD及び野党のUDPSの各ビルに加え、反政府支持のテレビ局RLTVの本社が放火された。EUと協調して、わが国はそのような暴力事件のすべてを非難し、事件に関与する全当事者に対し、コンゴ民主共和国における自由で、透明であり、民主的かつ平穏な選挙を確保するよう要請した。

この期間は、またメディアの自由に対する襲撃も数件あった。NGOは逮捕者数とジャーナリストに対する脅迫の数が増えたと報告した。複数のメディア筋は一時的に閉鎖した。[4d]

4. 22

BBCはまた、2011年11月28日付の記事‘遅延と暴力の中、DRコンゴの投票が行われる’の中で、次のように述べている。

「第2の都市ルブンバシで、武装集団が投票所を襲撃し、少なくとも4名が死亡した、と担当官が語った。西カサイにある野党の本拠地では、投票所は長引く遅延に怒った有権者によって放火されたと報じられている。しかし首都キンシャサでは、全般に平穏であった。土曜日に発生した選挙関連の衝突で、少なくとも3名の人々が死亡したことから、警察は最終的な選挙キャンペーン集会を禁止することとした。約1万9千名の国連平和維持軍は、国全域に駐留し、暴力の勃発を未然に防ぐ支援をするものと期待されている。選挙運営委員は、投票用紙を国の6万か所の投票所に配布するために奔走した。コンゴは西欧の3分の2の国土面積で交通インフラがほとんどない。アクセスできない多くの地域については、投票用紙はヘリコプターが運んだ。」[65o]

4. 23

BBCは、別の2011年12月2日付報告書‘DRコンゴ選挙：カビラの警護兵が UDPS支持者を銃撃’の中で、「…コンゴ民主共和国のジョセフ・カビラ大統領に忠実な警護兵が、月曜日の選挙の前に野党支持者を銃撃し、14名を殺害した、と人権擁護グループが語った。」と述べている。[65q]

4. 24

BBCはまた、選挙に関連する 2011年11月30日付の記事‘DRコンゴ選挙の成功をアフリカのオブザーバーが祝福’の中で、次のように述べている。

「アフリカのオブザーバーは、コンゴ民主共和国の選挙は‘成功’であった、と語った。野党は投票を無効にすべきだと訴えたが、5名からなるオブザーバーのグループは、運営上の問題はあったが、各政党は結果を受容すべきだと語った。これに先立ち、4名の野党候補者が広範囲にわたって不正行為が行われているとして月曜日の投票は取り止めるべきだと語った。一部の地域では住民が投票できなかつたため、投票は水曜日まで延期された。1万8千人以上の候補者が500議席を争った。共同声明の中で、アフリカ同盟のオブザーバー団は、the Southern African Development Community (SADC) とその他の3つのグループが、運営上の困難さについて触れたが、‘選挙が成功裡に終わった’ことを歓迎した。投票率は高く‘暴力事件’が散発的に発生したことが遺憾であると付け加えた。」[65p]

セクション 6 (政治制度) 及びセクション 16 (政治的所属) も併せて参照されたい。「最新ニュース」セクションにも、選挙結果についての情報が記載されている。

5. 憲法

5.01

ヨーロッパ・ワールドの コンゴ民主共和国情報の憲法及び政府の項には次のように記載されている。（日付の記載なし。アクセス日2011年1月25日）

「2006年2月に発効した新憲法によれば、大統領は国家元首かつ国軍の最高司令官である。また5年を任期として直接普通選挙で選出される。1回限りの再選が認められる。立法権限は下院である国民議会と上院からなる二院制の議会に付与される。国民議会の500名の議員は、再選が可能な5年を任期として直接普通選挙により選出される。一方108名の上院議員は再選が可能な5年任期で26州の各議会による間接選挙で選出される。」 [1d]

5.02

「Electoral Institute for the Sustainability of Democracy in Africa」のウェブサイト（2007年1月更新）には、次のように記載してある。

「憲法は、2005年5月5日、コンゴ民主共和国の暫定議会により採択された。また2005年の12月18日及び19日に行われた国民投票で選挙民により承認された。憲法は、2006年12月6日、新たに選出された大統領ジョセフ・カビラの宣誓によって発効した。」 [12a]

5.03

米務省（USSD）の‘コンゴ民主共和国：政府及び政治状況’に関する背景コメント（2011年9月30日付）には、次の記載がある。

「この憲法は、2006年2月に発効した。行政上、立法上、軍事上の広範囲な権限が大統領に付与されている。議会は不信任投票により政府を解散させる権限は有していない。司法は単に名目だけの独立性である。大統領は、最高司法審議会（Conseil Supérieur de la Magistrature（supreme judicial council:CSM））がまだ設置されていないため、裁判官を任命、罷免する権限を有している。大統領は内閣の首長である。現在の内閣は、2010年2月に任命を受け、37名の閣僚から構成される。」 [8a]

5.04

コンゴ民主共和国人権省が人権及び国民の権利に係るアフリカ委員会宛に提出した第8回、第9回及び第10回定期報告書：[人及び人民の権利に関するアフリカ人権憲章の実施（対象期間 - 2003年 7月～2007年 7月）](#)（2007年6月付）は憲法の様々な側面を幾分詳細に記載している。

特に、第IV項：人及び人民の権利に関するアフリカ人権憲章により保護される権利の享受を保証するために講じられた措置（P13以降）を参照されたい。

上記に関連して、セクション 12（[司法](#)）も併せて参照されたい。また実際の政治的権利に関す

る情報についてはセクション 16 (政治的所属) も参照されたい。

6. 政治制度

6.01

中央情報局 (CIA) のワールド・ファクトブックのコンゴ民主共和国の項 (2012年1月13日更新) には、コンゴ民主共和国の政治制度について次のように記述してある。

政府の種類：共和制…

行政単位：10州 (provinces, 単数は province) と1市 (ville) [キンシャサ] バンドゥンドゥ州, バ・コンゴ州, 赤道州, 西カサイ州, 東カサイ州, カタンガ州, キンシャサ市, マニエマ州, 北キヴ州, 東部州, 南キヴ州。

(注) 2005年12月に採択された憲法によれば、現行の行政区分は2009年までに26の新たな州に分割される予定である。しかしこれはまだ実施されていない…

行政部門：

元首：ジョセフ・カビラ大統領 (2001年1月17日以降)

政府首長：アドルフ・ムジト首相 (2008年10月10日以降)

内閣：大統領が任命する国家閣僚

選挙：新憲法の下、大統領は5年を任期として国民投票によって選出される (第2期も資格あり)。直近の選挙は2006年7月30日及び2006年10月29日に行われた (次回選挙は2011年11月27日に行われる予定)。首相は大統領により任命される。

選挙結果：ジョセフ・カビラ：大統領当選。投票率 (第2回選挙時) ジョセフ・カビラ 58%, ジャン・ピエール・ベンバ・ゴンボ 42%

(注) ジョセフ・カビラは、2001年1月に、父ローラン・デジレ・カビラが暗殺された後、父を後継した。反政府派リーダーとの交渉により2003年7月、暫定政府が設置され、2006年7月に自由選挙が行われた。また2006年10月29日に決選投票が行われ、ジョセフ・カビラを大統領になったことを確認した。

立法部門：二院制の議会は、上院（108議席，5年を任期として州議会により選出された議員で構成）と国民議会（500議席，5年を任期として，61議席が1名議員選挙区で過半数投票により選出，439議席が複数議員選挙区で比例代表制により選出）から成る。

選挙：上院 - 直近選挙は 2007年1月19日に実施（次回は2012年6月13日に実施予定）国民議会 - 直近選挙は 2006年7月30日に実施（次回は 2011年11月27日に実施予定）

選挙結果：上院 - 党別投票率；不詳，党別議席数；PPRD 22，MLC 14，FR 7，RCD 7，PDC 6，CDC 3，MSR 3，PALU 2，無所属 26，その他（1議席を獲得した政党）18。国民議会党別投票率；不詳，党別議席数；PPRD 111，MLC 64，PALU 34，MSR 27，FR 26，RCD 15，無所属 63，その他 160（10議席以下を獲得した 63政党を含む）」[2a] [政党のフルネームについては，後記の項参照]

6.02

米務省（USSD）のコンゴ民主共和国に関する背景コメント（2011年9月30日付）は，次のように説明している。

「2005年12月，コンゴ有権者のおよそ3分の2が国民投票に参加し，新憲法を承認した。この憲法は2006年2月に発効した。行政上，立法上，軍事上の広範囲な権限が大統領に付与されている。議会は不信任投票により政府を解散させる権限は有していない。司法は単に名目だけの独立性である。大統領は，最高司法審議会（Conseil Supérieur de la Magistrature (supreme judicial council:CSM)）がまだ設置されていないため，裁判官を任命，罷免する権限を有している。大統領は内閣の首長である。現在の内閣は，2010年2月に任命を受け37名の閣僚から構成される。」[8a]

政党

6.03

CIAのワールド・ファクトブック（2012年1月13日更新）には，以下の政党とその代表者が掲載されている。

政党及びその代表者（カッコ内が代表者）

Christian Democrat Party または PDC (Jose ENDUNDO)

Congolese Rally fro Democracy または RCD (Azarias ルベルワ)

Convention of Christian Democrats または CDC

Forces of Renewal または FR (Mbusa NYAMVVISI)

Movement for the Liberation of the Congo または MLC (ジャン・ピエール・ベンバ)

People' s Party for Reconstruction and Democracy または PPRD (ジョセフ・カビラ)

Social Movement for Renewal または MSR (Pierre LUMBI)

Unified Lumumbist Party または PALU (Antoine GIZENGA)

民主社会進歩連合 または UDPS (エチエンヌ・チセゲディ)

Union of Mobutuist Democrats または UDEMO (MOBUTU Nzanga) [2a]付録 B参照

「Union for the Congolese Nationまたは UNC (ビタル・カメレ) (BBC) [65d]付録 C (著名な人々) 参照

6.04

エコノミスト・インテリジェンス・ユニットの「コンゴ民主共和国国別情報－主要レポート」(2011年3月2日付)には、次のように記述してある。

「カビラ氏の党である Parti du peuple pour la reconstruction et la démocratie (PPRD) が政府で圧倒的な地位を占めているが、首相とその他の閣僚ポストを占める Parti lumumbiste unifié (Palu), Forces du renouveau, Mouvement social pour le renouveau, Union des démocrates mobutistesも代表を送っている。野党連合のUnion pour la Nationは Mouvement de libération du Congo (MLC)が多数派を占めている。Union pour la démocratie et le progrès social (UDPS) は著名な野党だが、2006年選挙はボイコットした。」 [22b]

6.05

USSDの コンゴ民主共和国に関する背景コメント(2011年9月30日)は、次のように述べている。

「政党：ジョセフ・カビラ大統領の党は Parti du peuple pour la Reconstruction et le Developpement (PPRD) である。二つの主要な連合である the Alliance pour la Majorite Presidentielle (AMP) と the Union pour la Nation (UN) は、それぞれカビラ大統領と前暫定副大統領のジャン・ピエール・ベンバが代表である。ベンバは2006年大統領選挙でカビラの主要な対抗馬だった。(後記の「政府及び政治情勢」参照) また、2008年5月のベルギー当局による逮捕とハーグの国際刑事裁判所への移送にもかかわらず、ベンバ氏は依然として単独では最大の野党Mouvement la Liberation du Congo (MLC)の正式な代表である。」 [8a]

6.06

また USSDは、次のように報告している。

「もう一つの重要な野党は、反モブツである老齢のエチエンヌ・チセゲディが率いるthe Union pour la Democratie et le Progres Social (UDPS)である。UDPSは 2006年選挙をボイコットしたものの、2010年12月の選挙では大統領候補としてチセゲディ氏を指名した。UDPSは 2011年大統領選挙並びに 2012年の議会及び地方選挙に参加する予定である。2010年には、前国民議会議長のビタル・カメレがPPRDを離党し、自身のCongolese National Union (UNC) を形成したと発表した。同党はカメレを2011年の大統領候補として指名するものと思われる。」 [8a]

6.07

USSDの背景コメントは、その他いくつかの政党を次のように記載している。

「その他の政党には、Forces du Futur (FDF), Forces Novatrices pour l' Union et la Solidarite (FONUS), Parti Democrate Social Chretien (PDSC), Mouvement Social Democratie et Developpement (MSDD), Mouvement Populaire de la Revolution--Fait Prive (MPR-FP), Union des Nationalistes et des Federfalistes congolais (UNAFEC), Mouvement National Congolais/ルムンバ (MNC/L)がある。前反政府勢力転じて政党になったものには、the Rassemblement Congolais pour la Democratie (RCD), Mouvement pour la Liberation du Congo (MLC)及び RCDの独立系分派グループ (RCD/ML, RCD/N, RCD/G) がある。前反政府グループのCongres National pour la Defense du Peuple (CNDP)は 2009年5月、政党としての正式な地位を得て、2010年9月にAMPに加入した。」 [8a]

実際の政治的権利に関する情報については、付録 B (政治団体) 参照。

人権

7. 序論

7.01

国連コンゴ民主共和国安定化ミッションに関する国連事務総長の国連安全保障理事会宛報告書 (2011年10月24日付) には以下の記載がある。

「コンゴ民主共和国の大半における全体的な状況は比較的安定した状態が続いている。11月28日に予定される大統領選挙及び議会選挙に向けての準備は投票者及び候補者の登録手続きが完了したことで加速度を増している。独立選挙管理委員会が公表した暫定数値によれば、32百万人を超える投票者が登録した。11名の候補者が大統領選挙に登録し、議会選挙にはおよそ1万9千名の候補者が登録を行った。選挙に際し、満足できる事務所の提供や技術的及び運営上の支援を提供する責務の一環として、MONUSCOは、投票準備を支援するため、コンゴ選挙当局及び政府当局に加え、多様な政党との対話を続けている。

The Forces armées de la République démocratique de Congo (コンゴ国軍) の再編成が進行している結果、武装グループに対する軍事的圧力が弱まっていることから、両キヴ州での治安

情勢は悪化している。複数の地域から軍隊を撤退させることを要求する再編成の過程で、軍隊からの新たな脱走が起きている。脱走グループの中には最近統合された部隊も含まれており、その中には人権侵害を犯したところもある。同時に、市民を保護する国連ミッションの努力は、軍用ヘリコプターが不足しているため、著しく制限を受けている。」 [9i] (II 主要な展開)

7.02

The Humanitarian Policy Group [人道政策グループ] は、その報告書「コンゴ民主共和国における人道活動、早期復興及び安定化」(2011年7月付)の中で、次のようにコメントしている。コンゴ民主共和国(DRC)の最近の歴史は、紛争、失政、甚大で持続的な人道危機によって特徴付けられる。モブツ・セセ・セコ大統領による数十年にわたる失政は、ルワンダの支援を受けた反乱グループが首都キンシャサを占拠した1997年に終焉を迎えた。その後続いた紛争は、ルワンダ、ウガンダ、ジンバブエ、ナミビア、アンゴラを含み、多数のコンゴグループと地域勢力を巻き込んだ。被害者数を把握するのは極めて困難ではあるものの、International Rescue Committee [国際救援委員会]による死亡者推計では、1998年8月から2007年4月までの間に、紛争と国家崩壊により5百万人以上が死亡した(Lilly&Betram 2008年)。2002年に調印された和平協定により暫定政府が設置されることとなり、2005年には、新憲法が合意された。その翌年、コンゴ民主共和国は初の自由選挙を実施した。次の選挙は2011年後半に予定されているが、準備が遅れており投票は延期される可能性がある。

これはコンゴ民主共和国について通常行われる要約である。しかしこうした説明では、コンゴ民主共和国の複雑性に対する評価がほとんどなされていない。正式に「紛争以後」という内容ではあるものの、同国東部における紛争と避難は継続している。南北キヴ州と東部州では、およそ170万人の人々が避難しており、悲惨な情勢が続いている。比較的安定した地域においてさえも人道的な状況は極めて悪く、健康と福祉の指数は紛争によって被害を受けている地域と同レベルあるいはそれよりも低い。腐敗は横行しており、治安部門は改革の必要性が切迫している。警察と兵士は日常的に国民を犠牲にし、国民は政府にほとんど信頼を寄せていない。数十年にわたる広範な貧困や開発不足は国全体の問題となっており、ある推計によれば、現状から判断し、コンゴ民主共和国が1960年の独立時に有していた国民一人当たりのGDPの水準に至るには50年かかるとのことである。」 [56b]

7.03

国連総会は、その「コンゴ民主共和国の状況に関する7名の国連専門家による第3回共同報告書」(2011年3月9日付)の中で、次のように述べている。

「国連人権高等弁務官(A/HRC/16/27)、国連事務総長(S/2010/512)及び国連安全保障理事会制裁委員会のコンゴ民主共和国に関する専門家グループ(S/2010/596)が提出した最新報告書

に加え、7項目別特別手続管理責任者の内の4名が送付した13の通信でも浮き彫りにされているように、コンゴ民主共和国内の全体的な人権状況は、依然として深刻な不安を抱えている。」 [37c] (要約)

7.04

国連総会は、続けて次のように述べている。

「高等弁務官は、その報告書の中で、同国の人権状況は前回報告書時点から改善されていない、と述べた。特に、同国東部では極めて憂慮すべき状況が続いている、コンゴ民主共和国にある国連人権統合事務所は、同地域における国家治安部隊及び武装グループによる深刻な人権侵害及び重大な国際人権法違反行為を文書に記録し続けている。大半の違反は紛争に関係しており、コンゴ国軍 (Forces armées de la République démocratique du Congo (FARDC)) が武装グループに対して行った軍事作戦、及び / またはその作戦に対する武装グループの反撃の中で行われた。武装グループには、神の抵抗軍 (LRA)、ルワンダ解放民主軍 (FDLR) 及びマイ・マイ民兵グループが含まれる。高等弁務官はまた性的暴力が依然として、同国東部地区のみならず他の地域についても同様に重大な懸念事項であることを強調した。2010年7月30日から8月2日にかけて、北キブ州ワリカレ地域の13の村々で、FDLRに所属する武装グループ、マイ・マイ・チェカのメンバー及び2010年初めに武装グループを結成した前FARDCメンバーに関係する戦闘員により、少なくとも380名の女性、男性及び子供がレイプされた。その報告期間には、治安部隊もまた数多くのレイプを犯したと報じられている。専門家は、FARDCメンバーによる性的暴力の事例について調査がなされ、犯人は軍事裁判で訴追されたと満足げに語っている。特に、コンゴ民主共和国東部の軍事裁判所による最近の裁決を歓迎している。同裁判所は、2011年1月1日にフィジの住民に対してレイプ、殴打、略奪を行わせるために軍を派遣したという人権侵害行為により、初めて高位の司令官に有罪判決を下した。この判決は、紛争中における性的暴力は許されないという明確なシグナルを発しただけでなく、性的暴力の追及は政治的意思があれば可能であることを示している。」 [37c] (p5-6)

7.05

国連総会は、次のように述べている。

「高等弁務官によれば、国全体にわたる人権侵害の原因は、構造的な欠陥と国家機関の不全性にある。また報告期間においては、フロリベルト・チェベヤ・バヒジレの殺害とその運転手Fidèle Bazana Edadiの強制失踪に凝縮されるように、人権擁護者とメディア代表に対する人権侵害の事例も増加した。専門家は、この殺害に関する裁判に不正が働かず、犯罪者に責任をとらせることができることを願っている。最後に、高等弁務官は、政府の非難にかかわらず、天然資源の違法な搾取は多くの重大な人権侵害の主要な原因となっていることから依然として重大な懸念事項である、と語った。

国連事務総長は、その報告書で、武装グループ及び国家治安部隊による重大な人権侵害行為（恣意的な処刑、レイプ、恣意的な逮捕・拘留、拷問、残虐で非人間的で侮辱的な扱い及び略奪行為を含む）が継続している、と述べている。東部の各州で頻発している重大な人権侵害が継続する一方、コンゴ民主共和国西部の一部地域でも同様に懸念される状況が続いている。

国連安全保障理事会コンゴ民主共和国制裁委員会専門家グループは、2名のFARDC軍事司令官やコンゴ武装グループのリーダーが子供を徴募し、利用したことに対する直接責任及び命令責任の事例を指摘した。彼らは皆、子供を自身の私的付添人として利用していた。専門家グループはまた、天然資源の違法な搾取に関して、FARDC内犯罪ネットワークの経済的利益と軍の治安命題との衝突により、次の3つのマイナス効果が現れたことを浮き彫りにした。(a) FARDC側については、市民保護を最優先することができなかった。(b) FARDC内で競合する複数の命令系統が存在した。(c) 武装グループに対する軍事作戦の追求というFARDCの目的からずれたことで、両陣営間に、共存、また一部の事例では積極的な馴れ合いも見られた。

こうした展開が、武装グループの脅威を継続させるとともに、コンゴ民主共和国東部地区の不安定な情勢に取り組む上で極めて困難な課題を突きつけたと同グループは結論付けている。

[37c] (p6)

7.06

国連人権高等弁務官のコンゴ民主共和国における人権状況と事務所活動に関する報告書

(A/HRC/16/27)」(2011年1月10日)には、以下の記載がある。

「これらの勧告を実行する政府の努力は歓迎するものの、人権状況は前回報告以来改善されておらず、依然として最大の懸念事項である、と高等弁務官は語っている。特に同国東部において行われている国家治安部隊及び武装グループによる深刻な人権侵害及び重大な国際人権法違反を、国連人権統合事務所は文書に記録し続けている。無処罰状態との戦いはあまり進捗しておらず、深刻な司法妨害の事例が検証期間中に報告され続けている。コンゴ民主共和国の人権状況を改善するのに必要不可欠な構造改革面において目立った進展はない。また報告期間中、人権擁護者、ジャーナリスト及び野党メンバーの人権に対する重大な侵害の事例が増加した。」

[37d]

セクション 8 (治安情勢) も併せて参照されたい。

7.07

米務省は、2011年4月8日に公表した‘2010年度人権慣行に関する国別報告書’のコンゴ民主

共和国編 (USSD 2010) で、次のように報告している。

[2010年]年間を通じて、国の全域で、国家治安部隊が、処罰されないまま、多くの重大な人権侵害行為（違法な殺人、失踪、拷問、レイプ、恣意的な逮捕・拘留を含む）を継続している。また、刑務所及び拘留施設の命を脅かす深刻な状況、裁判前拘留の長期化、独立した有効な司法制度の欠如、プライバシー、家族及び家庭への恣意的な干渉も引き続き重大な問題である。国家治安部隊のメンバーがジャーナリストを虐待、脅迫し続けており、報道の自由度を低下させる原因となっている。国内避難民も重大な問題のままである。また反乱・民兵グループ (RMGs) の元戦闘員とメンバーの国家治安部隊及びガバナンス機関への統合も進捗が遅く、しかも均一でない。政府の腐敗は、蔓延しており、重大な人権侵害を犯した軍事グループから鉱山採掘活動の資金を調達した供給業者から鉱物を購入した企業もある。国家治安部隊の各部隊は、国の代表的な人権擁護者の1人を殺害した罪に問われており、また時々地元の人権擁護主唱者を殴打、脅迫したり、国連人権調査委員を妨害、脅迫した。国家治安部隊は児童兵を陣営に抱え、また徴募した。市民には労働を強制した。女性及び少数民族に対する社会的差別、人身売買、児童労働及び労働者権利の保護の欠如は国全体に蔓延していた。またピグミー族に対する奴隷化及び差別も行われた。

国内の主に東部における紛争は、人権状況に著しい影響を与え続けるとともに、同地域を有効に統治する能力が限られている政府にとっての難題であった。これは特に北キヴ州及び南キヴ州においてあてはまった。紛争により、武装グループが市民に対して暴力的虐待を行うことができるようになり、政府がその犯罪人を罪に問える可能性はほとんどなかった。これらの武装グループには、国軍の反乱分隊（人民防衛国民会議 (CNDP) の前メンバー及びコンゴ民主共和国軍 (FARDC) の一部‘正規’分隊を含む) の他、ルワンダ解放民主軍 (FDLR) やマイ・マイ軍 (地域ベースの自衛グループ) などのRMGがある。RMGは、年間を通じて、その一部は戦争犯罪（違法な殺人、失踪、拷問を含む）となる可能性のある数多くの重大な人権侵害行為を続けた。また RMGは児童兵を徴募し、陣営に抱え、労働を強制し、また広範囲にわたって性暴力の罪を犯した。状況は複雑化しており、2009年、政府と北キヴ州及び南キヴ州で活動する複数のRMGとの間に結ばれた和平協定の実施は不完全なままであった。10月に、国連人権高等弁務官事務所 (UNOHCHR) は、1993年から2003年の間に外国軍隊その他の武装部隊が犯したとされる戦争犯罪となる可能性のある犯罪や人道犯罪を含む重大な人権侵害の事例を詳述した。北キヴ州及び南キヴ州の東部では、天然資源の違法な搾取を原因として、紛争が続いている。東部における多くの武装グループ（一部のFARDC分隊を含む）は天然資源の違法な搾取と取引に従事した。RMGの中には、鉱物取引を武装化し鉱物資源の豊富な地域に対する統治権をかけて競合している FARDC内の犯罪ネットワーク、と協調するところもあった。9月、ジョセフ・カビラ大統領は、北キヴ州、南キヴ州、マニエマ州での採掘活動を無期限で一切停止する命令を下した。この命令は、年末時点でも効力を有していた。同国北東部の東部州にある高ウエレ及び低ウエレ地区

における神の抵抗軍（LRA）を巻き込んだ別の紛争は、年間を通じて、人権に対して極めて悪い影響を及ぼし、死亡、負傷、拉致、強制労働、略奪その他全般的な社会不安をもたらした。赤道州における民族間紛争は多数の難民や国内避難民（IDP）を生み出した。その年、赤道州の治安情勢は安定化したものの、IDPは帰郷しなかった。」[8b]

7.08

ヒューマンライツウォッチは、2010年1月から11月の出来事を対象にした「2011年度世界報告（HRW2011）」（2011年1月公表）の中で、以下のように記載している。

「国連平和維持軍は、コンゴ独立50周年に先立ち治安の向上を訴えたいコンゴ政府による撤退要請を受けて、国連コンゴ民主共和国安定化ミッション（MONUSCO）と改名した。新名称によって、市民を保護する努力に何らかの差異が生じるわけではない。犯罪人の中には、戦争犯罪で逮捕された者もいるが、依然として権力の地位に居座り続けている者が多い。その最たる者が国際刑事裁判所（ICC）から逮捕令状が出て捜索されている将軍のボスコ・ヌタガンダである。ジャーナリストや人権擁護者に対する暴力的な攻撃は増加した。」[10b]

7.09

2010年の出来事を対象とした、アムネスティ・インターナショナル「2011年年次報告－世界の人権の状況：コンゴ民主共和国」（2011年5月公表）には、以下の記載がある。

「コンゴ民主共和国（DRC）東部の市民は、年間を通じて、政府軍及び武装グループによる重大な人権侵害に晒されていた。4月、ある武装グループがムバンダカを包囲した。戦闘の2日後には政府の統治に戻ったが、その間、兵士は超法規的な処刑、レイプ、恣意的な拘留を行ったと言われている。7月と8月、外国及びコンゴの武装グループは北キヴ州で、300名以上に対して集団レイプを含む虐待を行った。治安機関もまた政治的動機に基づく人権侵害に関与していた。著名な人権擁護家フロリベルト・チェベヤが6月、殺害された。」[16a]

7.10

国連コンゴ民主共和国安定化ミッションに関する国連事務総長の国連安全保障理事会宛報告書（2011年5月12日付）は、2011年1月17日から5月5日までの間における出来事に触れて、次のように記載している。

「検証期間（2011年1月17日～5月5日）は、武装グループと国家治安部隊による人権侵害及び国際人権法違反が継続されたことを特徴とする。また野党メンバーや支援者に対する人権侵害違反が増加したことでも特徴付けられる …総選挙前に政治的対立者、人権擁護者、ジャーナリストが直面する状況は懸念事項である。パラグラフ7で示したように、MONUSCO内の国連合同人権事務所は1月以来、特にキンシャサ、マニエマ州、南キヴ州、東部州において、主に政治的対立者を標的とした事件、また数は少なくなるもののジャーナリストや人権擁護者を対象にした事

件を100件以上記録した。事件の大半は、個人の自由及び安全、表現の自由、平和的な集会に係る各権利に影響を及ぼした。数名の人権擁護者たちも人権問題と天然資源の違法な搾取に関する主張に関連して脅迫や嫌がらせを受けた。

国連合同人権事務所は、武装グループと国家治安部隊の双方が犯したと言われている人権侵害と国際人権法違反について調査を継続した…」 [9d] (p1)

7. 11

また同報告書は、次のように述べている。

「2006年の国の移行が無事完了した後、進捗はあるものの、コンゴ民主共和国東部の状況は依然として脆弱である。国に持続的な安定性をもたらそうとする努力に対して引き続き障害となる複数の課題がある。その中には北キヴ州、南キヴ州及び東部州において武装グループが引き続き存在すること、市民に対する重大な暴力行為が存在すること、専門的で効果的な国家治安及び司法機関のルール確立に係る進捗があまりないこと、有効な統治力を有する国家の存在が欠如している中で紛争と社会不安を煽る原因となっている天然資源の違法搾取に係る争いがあること等が含まれる。」 [9d] (p14)

国際条約及び協定

7. 12

国連総会は、人権委員会決議5/1附則パラグラフ15(a)に基づき提出された国別報告書（2009年9月3日付）の中で、次のように述べている。

「一旦正式に批准されれば、国際条約及び協定は国の規制文書となる。これらの条約及び協定は相互に適用されることを条件として、国内法に優先する。（2006年憲法第215条）。コンゴ内対話の終了後2003年4月4日に採択された憲法によって規定された移行期間が経過した後、憲法の国民投票が行われた。この結果、2006年2月18日に新憲法が公布された。2006年憲法は現在コンゴ民主共和国の組織及び権限行使を規定し、市民の諸権利及び基本的自由を保証している。憲法の229の条文の内、60以上が市民権及び政治的権利、経済的、社会的及び文化的権利、集団的権利、特定グループの権利を含む人権に充てられている。

また憲法に基づき、様々な事項を規定する多数の条例、法令、規則がある。

コンゴ民主共和国は、以下を含む現行の国際的及び地域的人権及び人道に係る文書の大半について批准、または調印した。

- ・児童の権利に関する条約及びその2つの選択的議定書

- ・ 婦人の参政権に関する条約
- ・ 集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約
- ・ 戦争及び人道に対する罪に関する時効不適用条約
- ・ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
- ・ アパルトヘイト犯罪の抑止と処遇に関する国際条約
- ・ 人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約
- ・ 拷問等禁止条約
- ・ ジュネーブ諸条約及びその2つの1977年追加議定書
- ・ 難民の地位に関する条約及びその議定書
- ・ 市民的及び政治的権利に関する国際規約及びその議定書
- ・ 経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約
- ・ アフリカにおける難民問題に関する特有の状況に関する条約
- ・ 人及び人民の権利に関するアフリカ憲章及びアフリカの人及び人民の権利並びに女子の権利に係るアフリカ裁判所の設立に関する2つの議定書
- ・ 子どもの権利及び福祉に関するアフリカ憲章
- ・ あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約
- ・ 就業の最低年齢に関するILO条約（第138号）
- ・ 最悪の形態の児童労働の禁止と撤廃を確保する即時の措置に関するILO条約（第182号）
- ・ 国際刑事裁判所ローマ規程」 [37e]（セクションA, 標準フレームワーク, p5-7）

8. 治安情勢

国際危機グループの Crisiswatchは同国の治安情勢について有用な最新情報を提供している。

8.01

The International Center for Transitional Justice (ICTJ)は、その最新記事「コンゴ民主共和国、背景：‘進行する大量虐殺’」の中で、次のように述べている。（アクセス日 2011年11月1日）

モブツ・セセ・セコ独裁者を退陣させるため、ローラン・カビラが展開した1996-1997年の軍事作戦により、暴力的な内戦が勃発し、ルワンダ軍及びウガンダ軍のコンゴ東部駐留が長引くことになった。紛争は関与の程度の差こそあれ、12か国以上のアフリカ諸国を巻き込んだ。2002年の和平協定により、紛争は公式には終結したものの、同国東部における複雑な紛争の中で、人権侵害や国際犯罪が極めて高い水準で行われていた。

コンゴでにおける一連の戦争は、第2次世界大戦以来、最も激烈なものと形容されてきた。1998

年8月から2007年4月の間に戦争関連の原因によりおよそ540万人が死亡した。

東部の力学の背景には、国の膨大な鉱物資源に加え、現地の土地紛争、民族間の緊張関係及び蔓延する失業問題があった。これらの要因によって紛争が継続した。同地域で広範囲にわたる不安定な情勢の真っ只中にあるコンゴ人民を、政府は保護することができなかった。

政府軍、外国・国内武装グループ及び国軍はすべて、国際人道法及び人権法の重大な違反行為の標的として市民を狙った。目に余る違反行為には、殺人、レイプその他の性的暴力、強制避難、児童兵の徴募、強制労働などが挙げられる。一握りの事例を除き、犯罪者は処罰されないままである。[85a]

8.02

Insight on Conflictは、DRコンゴに関する掲示（日付の記載なし。アクセス日 2011年6月28日）で、「コンゴ民主共和国は東欧とほぼ同じ国土面積であり、アフリカで三番目に大きい国である。東部の4州－南キヴ、北キヴ、イトゥリ（東部州の1地区）、マニエマ州、及びそれらの州が国境を接する国々（ウガンダ、ルワンダ、ブルンジ）が、10年以上にわたり局地的、全国、地域レベルでの多数の紛争が行われる舞台となってきた。」と述べている。[42a]

8.03

国連コンゴ民主共和国安定化ミッションに関する国連事務総長の国連安全保障理事会宛報告書（2011年5月12日付）は、2011年1月17日から5月5日の間における出来事に触れて、次のように記載している。

「暴力が続いている東部地区の東部州、北キヴ州及び南キヴ州を除き、コンゴ民主共和国の大半における全体的な状況は比較的安定した状態が続いている。投票者の登録や独立選挙管理委員会（CENI）の活動を含む選挙前活動は国中で高まっている。大統領選挙を1回のみの投票に変更することを含めた修正憲法も公布された。但し、投票者登録や重要な選挙法の採択の遅れが、選挙を予定通り行う上で、引き続き課題になると思われる。正式なキャンペーン期間はまだ開始されていないものの、野党と市民社会はその政治活動が国家当局、特に警察によって妨害されるのではないかと懸念を表明した。」[9d] (p1)

8.04

米務省は、2011年4月13日に公表した‘2010年度人権慣行に関する国別報告書’のコンゴ編（USSD 2010）で、次のように述べている。

「国内紛争は、東部、特に北キヴ州、南キヴ州、東部州の低ウエレ及び高ウエレ地区、また程

度は低くなるが、東部州のイトゥリ地区における農村部や鉱物資源が豊富な地域で、続いていた。2008年に公表された国際救済委員会による全国レベル死亡調査によれば、1998から2007年の間に、紛争やそれに伴う人道危機（医療センターなどの必要不可欠なインフラの破壊及び荒廃を含む）により、540万人が死亡したと推定されている。これは、調査期間を通して、1か月当たり4万5千人の死亡に相当することになる。

2009年、前反乱グループの人民防衛国民会議(CNDP)がコンゴ民主共和国軍(FARDC)に統合されたにもかかわらず、ルワンダ解放民主軍(FDL), 神の抵抗軍(LRA), 及び一部のマイ・マイグループが同年中に連立を組み、政府軍との戦闘を継続し、市民を攻撃した。その年の軍事準備と戦闘自体により、国家治安部隊と武装グループのメンバーによる市民からの略奪が激しくなった。東部における戦闘の継続により、一部の地区における人道援助が妨害され、また国内避難民の数が年末までには約170万人となり、既に深刻な状況の人道危機がさらに悪化する状況となった。

国連平和維持軍MONUCは、特に東部における平和と安全を維持しようとする政府を支援するため、同国内に数千名の兵士と市民職員を配置し続けた。[2010年]5月、国連のMONUCはその使命を12か月間延長し、名称をMONUCからMONUSCO（国連コンゴ民主共和国安定化ミッション）と変更した上で、コンゴ民主共和国の東部地区に重点を置くとともに、市民保護の維持をミッションの最優先課題とした。また治安情勢が許す地域から、6月30日までに2000名の平和維持軍兵士を撤退させることを承認した。年末に約1万9千人となる MONUSCO平和維持軍及び軍事オブザーバー、警察が、国連ミッションの使命、特に市民を保護するという最優先課題について、効果的に実行できるよう努力を継続した。

MONUSCOの存在にもかかわらず、東部における前CNDP, FARDCの分隊を含む武装グループは、市民に対して、殺人、拉致、レイプ行為を継続した他、村々に火を放ち、破壊した。

すべての当事者はしばしば紛争の武器として、また個人、被害者、家族及び地域社会を侮辱し、罰するために、集団レイプや性的暴力を、処罰されることもなく利用し続けた。国連人口基金（UNFPA）は、2009年、北キヴ州、南キヴ州、東部州における大人、子供併せて12,838件の性的暴力事例を報告した。HRWによれば、2009年1月から2009年9月までの間で、北キヴ州及び南キヴ州の医療センターに登録された性的暴力の事例は、7,500を超え、2008年の同期間に比べてほぼ2倍の数となっていた。2009年、南キヴ州で約1,200件のレイプ事例を登録した国際救済委員会は、生存者の80%までが、襲撃者をFARDCまたはRMGsのどちらかのメンバーであると認識していたことがわかった。実際の事例数ははるかに多い可能性が高いものの、データ不足、社会的烙印、司法に対する信頼の欠如、そして報復への恐れなどにより、レイプ生存者は名乗り出てく

ることができなかった。」 [8b] (セクション1g)

8.05

ヒューマンライツウォッチは、2010年1月から11月を対象とした2011年度世界報告 (HRW 2011) (2011年1月公表) の中で、次のように述べている。

市民への襲撃やその他の人権侵害は 2010年、憂慮すべき頻度で引き続き行われた。コンゴ軍は、東部地区において、外国及び国内の武装グループに対する軍事作戦を維持するとともに、西部地区でも、地域の反乱グループを鎮圧するための新たな作戦を開始した。従来同様、すべての陣営は市民を標的にした。市民は殺害され、レイプされ、恣意的に逮捕され、強制労働に追い込まれ、そして略奪された。進行する暴力により、ほぼ200万人が避難し、さらに14万5千人が難民として近隣諸国に逃亡した。 [10b]

8.06

国連コンゴ民主共和国安定化ミッションに関する国連事務総長の国連安全保障理事会宛報告書 (2011年5月12日付) は、2011年1月17日から5月5日までの間における出来事に触れて、次のように記載している。

両キヴ州における外国コンゴ武装勢力の鎮圧に向けた動きはわずかな進捗にとどまっている。コンゴ民主共和国軍 (FARDC) は、両キヴ州で内部の再編成を開始する一方、FARDCに統合させるため残存するコンゴ武装グループとの交渉を強化した。外国及びコンゴ武装グループと一部のFARDC小部隊により、市民に対して性的暴力を含む攻撃が継続された。励みになる展開としては、人権侵害の罪に問われた FARDC将校の裁判が南キヴ州で行われた。東部州では、神の抵抗軍 (LRA) が市民を襲撃し、拉致を繰り返した。 [9d] (p1-2)

8.07

国連公開情報文書 (表題: 「安全保障理事会は、国連ミッションの使命を検討する上で、コンゴ民主共和国の次の選挙は『極めて重要である』と告げられる」) は、コンゴ民主共和国における国連事務総長特別代表である Roger Meese が国連安全保障理事会のメンバーに対して行った状況説明を報告した (2009年6月9日付) が、その中で、次の記載がある。

Meese氏が国連ミッションの最大の懸念事項として残っていると語った治安環境と市民への脅威に関して、まだ為すべきことが多くある。しかし、残存する脅威、問題に影響を与える関係要因、及び問題に対処するために取り得る選択肢について十分な理解を得るためには、状況を局地的ベースで把握しなければならない。東部州における最大の脅威は 神の抵抗軍 (LRA) であった。同グループの規模は限られており、装備も貧弱であるが、極めて残虐な戦術を行使し続けている。MONUSCO、コンゴ国軍、ウガンダ軍の共同作戦は進行中だが、脅威を排除できる唯一

の戦略はLRAのリーダー陣に注力することであった。その内の3人は現在、国際刑事裁判所により起訴されている状況である。これはMONUSCOの使命範囲を超えるが、国連ミッションは、最大限可能な限り、このプロセスを支援していく用意があった。[9e]

8.08

国連人権高等弁務官事務所は、新たな記事「コンゴ民主共和国：国連専門家が市民の安全に重大な懸念を表明」（2010年6月2日付）で、次のように述べている。

コンゴ民主共和国の主要な地域における人権状況は、極めて深刻な状態が続いており、国連専門家の報告によれば、超法規的処刑に関する特別報告官Philip Alstonは、殺人、レイプ、手足切断、村の焼き打ち、避難は市民保護の対策が緊急に改善されない限り、発生し続けるであろうと警告した。同氏は、神の抵抗軍（LRA）反乱グループによる市民襲撃、ルワンダ解放民主軍（FDLR）反乱グループにより繰り返される報復攻撃の他、コンゴ国軍自体による虐待の事例が2010年は増加した、と語った。Alstonは2009年10月にコンゴ民主共和国は事実調査ミッションを遂行した。国連は同氏の最終ミッション報告書を本日（2010年6月2日）公表した。」[19a]

コンゴ民主共和国（DRC）東部

東部州

8.09

東部州については、国連安全保障理事会は、「国連コンゴ民主共和国安定化ミッションに関する国連事務総長の報告書」（2011年10月24日付）で次のように述べている。

高ウエレ地区及び低ウエレ地区での神の抵抗軍（LRA）による市民襲撃は、8月に減少した。複数の報告書は、LRAの小部隊（コンゴ民主共和国で活動している部隊を含む）が、中央アフリカ共和国のObo地区で再グループ化する可能性のあることを指摘した。

コンゴ国軍は、MONUSCOの支援を受け、ウガンダ人民防衛軍と共同して、LRAに対する軍事作戦を継続した。高ウエレ地区で、市民保護を目的とし、特にドゥング、ドルマ、バンガディに焦点を当てた別個の軍事作戦が8度にわたって遂行された。6月3日、MONUSCOは、米国により訓練を受けたコンゴ国軍大隊を高ウエレ地区に配置するのを支援した。非国連治安部隊に対する国連支援に係る国連人権デューデリジェンス政策（以前は条件政策と呼ばれていた）に従い、さらなる支援が提供された。MONUSCOはまた、African Union Commission[アフリカ連合委員会]からの要請を受けて、アフリカ連合がLRAに対処するための地域戦略を計画する際の支援も申し出た。」[9i]（東部州，p5）

8.10

国連が報告したRoger Meeseによる状況説明は、「東部州のイトゥリ地区では、まだ民兵活動が残っていたが、新たな民兵部隊を徴募する、または新たなグループを形成するといった最近の試みは、あまりうまくいっていないようである。また住民とコンゴ治安部隊や MONUSCOとの協力関係が進んでいることは励みになる兆候である」と述べている。[9e]

北キヴ州，南キヴ州，マニエマ州，カタンガ州

8.11

北キヴ州及び南キヴ州，マニエマ州，カタンガ州に関して，同状況説明は，次のように述べている。

北キヴ州では，ルワンダ解放民主軍とコンゴ国軍は引き続き活発な動きをしていた。The Ugandan Allied Democratic Frontはベニ地区とルペロ地区での駐留隊を統合した。6月に完了する予定の北キヴにおける軍の再編成は延期された。コンゴ国軍と国家警察に統合された前人民防衛国民会議とコンゴ愛国解放同盟の小部隊の一部は，報告期間中，再配置に関連して脱走したり，自分たちの活動拠点外で再配置されるのを拒否する状況が続いた。コンゴ愛国解放同盟の以前のメンバーであるZabuloni大佐は，8月11日に出状された再配置命令を拒絶し，北キヴ州，マシシ地区のルシェベレにおいて，国家警察内で，平行的な命令統制ラインを敷き続けた。しかし10月6日，Zabuloni大佐は，マシシ地区における新国家警察長官就任式に参加した。地元の人々は，同大佐の人権記録に抗議して，10月8日に行われる Zabuloni大佐のRutshuru地区国家警察長官就任式の催行を阻んだ。

9月15日，選挙管理委員会は，国民議会選挙の候補者として北キヴ州ワリカレ地区におけるマイ・マイリーダーのチェカ大佐を登録した。チェカ大佐は，2010年7月30日から2010年8月2日までの間，ワリカレ地区のKibua-Mpofiライン上で，武装グループの集団により行われた集団レイプと他の人権侵害に関与した容疑で逮捕と起訴のため指名手配されている。

南キヴでは，再編成プロセスに伴い，コンゴ国軍に統合されていた前武装グループ小部隊の一部が，特にコンゴ愛国解放同盟，人民防衛国民会議及びForces républicaines fédéralistesから多数脱走する事態となった。同脱走部隊は，コンゴ国軍の一部の小部隊とともに，同州全域で増加が見られる暴行事件に関与していた。

マイ・マイ軍のヤクトンバ部隊もまた，コンゴ民主共和国内に退却したフツ民族解放党及び南キヴ州南部のルワンダ解放民主勢力との同盟体制を強化していると報じられた。ヤクトンバ同盟はいくつかのかく乱及び犯罪活動を行った。この活動には，ミシシ-ウヴィラ-ライン上での

車両待ち伏せ攻撃の繰り返し、2名の現地コンゴ官僚の拉致、牛泥棒、タンガニーカ湖での海賊行為、海軍や陸軍の拠点、及び市民車両の襲撃が含まれる。同盟はまた、人権侵害を犯す一方で、ウブワリ半島周辺とカタンガ州北部との国境近くで採掘された金、銅、スズ石の搾取及び密輸にも関与していると報じられていた。

5月31日から6月13日までの間、また9月5日から29日までの間、MONUSCOは南キヴ州のカレヘ、ワルング、ムウェンガ及びウヴィラ地区において治安の空白部分を埋め、また市民の保護を強化するために別個の軍事作戦を5度展開した。8月24日から9月13日までの間には、コンゴ国軍が、マイ・マイ軍のヤクトンバの活動を阻止するため、同グループに対して軍事作戦を開始したが、限定された結果しか得られなかった。

政府とコンゴ武装グループ（人民防衛国民会議を含む）との間における2009年3月23日付和平協定の実施に関しては、わずかな進捗しか見られなかった。6月21日、政府がキンシャサで、国家フォローアップ委員会の会合を持った後に続いて、副首相及び内務・治安相（委員会の議長としての資格）と利害関係者との間で協議が行われた。州当局はRutshuru, Nyiragongo及びマシシ地区に7つのパイロット地域別常設調停委員会を設置した。」[9i]（北キヴ州及び南キヴ州、マニエマ州及びカタンガ州、 p5）

8.12

国連が報告したRoger Meeseによる状況報告（2011年6月9日）には、次の記載がある。

北キヴ州及び南キヴ州では、ルワンダ解放民主軍（FDLR）が弱体化した状態であったことから、より上級の幹部の帰還を促されていた。最近、コンゴ当局がBernard Munyagishariを逮捕し、ルワンダの国際刑事裁判所への移送を待っている状況は、励みとなる一歩であった。MONUSCOは、コンゴ当局とともに、FDLRの脅威に対処するために他の方策を模索していた。

両キヴ州において残されたもう一つの課題は、武装グループ、特に平行的な構造を保持している人民防衛国民会議（CNDP）のメンバーをコンゴ国軍へ統合する計画を完了することであった。一部のマイ・マイ軍、ウガンダ武装グループ及びその他の武装グループの脅威は残るものの、FDLRよりはるかに小規模のレベルである。[9e]

コンゴ民主共和国に対するミッション、超法規的・略式・恣意的処刑に関する特別報告官 Philip Alstonの2010年6月1日付報告書、補遺（超法規的殺人の訴えを調査するため2009年末コンゴ民主共和国へ訪問した結果に基づく）は、こちらからアクセスすることができる。

上記に関連して、セクション18（[人権機関](#)、[団体及び活動家](#)）及びセクション27（[移動の自由](#)）

も併せて参照するのが有用であろう。

また、帰還者の安全に関しては、the Justice Firstの報告書「[安全でない帰還](#)」を参照されたい。

9. 治安部隊

9.01

米務省は、2011年4月8日に公表した‘2010年度人権慣行に関する国別報告書’のコンゴ編 (USSD2010) で、次のように述べている。

とりわけ国家治安部隊は、PNC（コンゴ国家警察）から構成される。PNCは内務省の管轄下で活動し、法の執行と公の秩序を主要な任務とする。PNCには、the Rapid Intervention Police [機動介入警察] とthe Integrated Police Unit [統合警察ユニット] が含まれる。大統領の国家治安顧問が監督するANR（国家情報局）は国内外の治安を担当する。他の機関には、防衛省の軍事情報機関で国境警備を担当するDGM (Directorate General of Migration) [イミグレーション]、大統領に直接報告する GR (Republican Guard) [共和国警備]、そして防衛省の一部であり、通常対外的治安を担当するが、国内治安の機能も果たすFARDC（コンゴ民主共和国国軍）がある。

国家治安部隊は通常、規律がなく、腐敗し、訓練も受けず、また大幅な資金不足の状態で、給料もほとんど受け取ることがない。」 [8b] (セクション 1d)

9.02

USSD2010はまた、次のように述べている。

「2007年に設置されたthe Inspection General d’ Audit (IGA) [内部監察官] はPNC内の内部規律制度である。内部の監視メカニズムとして、とりわけ警察の腐敗や警察が犯すその他の不正及び人権侵害に対処することを目的とする…FARDC、警察及び情報部門のメンバーは国の人権侵害の大半を犯し続けている。」 [8b] (セクション1d恣意的な逮捕または拘留)

9.03

USSD2010は続けて、FARDC司令官たちによる兵士給料の横領は一般的で、兵士が市民に対して行う強要、略奪、その他の人権侵害につながっているように見受けられる…国家治安部隊は通常、規律がなく、腐敗し、訓練も受けず、また大幅な資金不足の状態で、給料もほとんど受け取ることがない。」 [8b] (セクション1d)

[注：治安組織のフルネームは原フランス語タイトルを英語に翻訳したものである。]

9.04

USSD2010は、その序文の中で、「国家治安部隊は文民統制や軍事命令から独立した行動をとっていた事例が多くあった。」と述べている。 [8b]

9.05

フリーダム・ハウスは、2010年の出来事を対象にした‘2011年度世界の自由に関する報告書’ (2011年5月16日公表)の中で、次のように述べている。

文民当局は、治安部隊に対する有効な統治を維持していない。兵士と警察は、日常的に重大な人権侵害 (レイプを含む) を犯している。安い給料と不十分な引き当てのため、通常、兵士が市民から物品を押収するのが普通になった。また武装解除した戦闘員は、市民社会にうまく溶け込めなかった。以前の反乱グループが急速かつ混乱した形で軍部へ統合された結果、複数の命令系統の競合と派閥間の争いに発展した。 [14a]

追加情報については、「[Security Sector Reform Resource Centre 国別情報：DRコンゴ](#)」 (日付の記載なし。アクセス日 2011年12月29日)を参照されたい。 [84a]

警察

9.06

国際危機グループ (ICG) は、その報告書「コンゴ：民主的課題の失速」 (2010年4月8日公表)で、「警察 …はその人的資源について明確な概念がなく、また運営予算の代わりに、運営資金の入った‘封筒’に依存しなければならなかった。警察は、鉱山警察、司法警察、地方警察、国立公園警備機関他を含む多数の専門化された機関に分かれている。」

[18b] (p5)

ICGは続けて、次のように述べている。

「治安部門 (…軍や警察を含む) の統治もまた、民主的基礎に立って早急に再組成されなければならない。すなわち、治安サービスはもはや、モブツ時代のような、制圧の道具や大統領の命令によって行動するようなものではないこと、またその活動は議会及び司法の統治に従うものであることを確保するような組織でなければならない。さらに、コンゴ国家の他の組織と同様に現在損傷している治安構造を再構築することが必要である。」 [18b] (p5)

9.07

AlertNetは、その記事「コンゴ民主共和国：新法は警察改革の恵み」 (2010年12月16日付) の

中で、次のように述べている。

国の警察組織の改革を目指した法律が、コンゴ民主共和国（DRC）の国民議会で可決された。前兵士と前反乱グループが職員である現在の警察組織は、腐敗、貧弱な訓練、基本的な装備の不足という状況に置かれており、国民からは、その治安の擁護人というよりもむしろ脅威として広く見られている。

上院に上程される予定の法律は、政府7省、上級警察官僚、ドナー（援助資金供与者）、国連及び欧州警察コンゴミッション（EUPOL）から構成される委員会の3年間に及ぶ作業の賜物である。

同法律により、統合された民間の共和国部隊として、非武装化され、政治とは関係なく、また財政面かつ行政面で自立しており、その主たる任務は公共の安全、国民及びその財産の保護及び公の秩序の維持を確保することであるという警察の役割と職責が明確になる。

また同法律は、警察行政の全面見直しと競争力のある採用を要請している。[57a]

9.08

また同記事は、次のように述べている。

改革プロセスの重要な一步はCharles Bisengimana将軍によって踏み出された。同将軍は、最近、警察部門に対する全般的な検査を司ることになり、警察職員及び警察職員が受けてきた訓練について、6か月間にわたる全国レベルでの実態調査を行った。

Bisengimanaによれば、警察力は、11万人となっている。この数字は現実的とは思えないほど高いと考える専門家もいる。給料は辛うじて月30米ドルであり、コンゴ民主共和国の警察はしばしば権限を濫用して、市民にお金を強要している。

組織は芯まで腐っており、低級職員が人々から挽ぎ取ったものの分け前を上級職員が取っている。また給料はいつも現金で支払われるので、「漏れ」が生じる余地が大きい、と国連コンゴ警察ユニットミッション（UNPOL）からの情報筋は説明した。

警察高官のPatrick Sabiti将軍は、「紛争後の状況を踏まえれば、市民数に対して満足できる比率を確保するためには、15万人程度の職員を必要としている。」と語った。同氏は、実態調査と新法によって、より良質の訓練と生活水準が実現できると付け加えた。」[57a]

9.09

国連コンゴ民主共和国ミッションに関する国連事務総長の第31回報告書（2011年3月30日付）には、次の記載がある。

「国家警察は …武装グループの統合によって生じた負の遺産である、団結力不足やグループ間の著しい差異、あるいは採用時審査や訓練の欠如に苦しんでいる。警察の運営能力もまた、車両、通信設備、備品その他の関係装備が不足していることで著しく制限を受けている。また、手当て制度も脆弱性と格差という問題を抱えている。」 [9a]（パラグラフ46）

9.10

同報告書はさらに次のように述べている。

「こうした課題にもかかわらず、技術評価ミッションは、「警察改革に関して、一定の進捗があった。その中には、国家警察の能力を構築するため、2009年10月26日にコンゴ当局が採択した15か年戦略プランと3か年アクション・プランが含まれる。」と語った。2009年後半、MONUC警察は、日本政府の協力を得て、8,625名の国家警察職員（女性666名を含む）を訓練し、さらに230名を訓練した上で、国際治安及び安定化支援戦略の趣旨に沿って、戦略ライン上にそれらの職員を配置した。またイトゥリ地区においても、UNDPとMONUCによって、210名の司法警察職員の訓練に加え、合計709名の警察職員が訓練を受けた。」 [9a]（パラグラフ 46-48）

9.11

Reliefwebは、その記事「DRコンゴ/北キヴ：選挙過程の安全を確保するため、コンゴ国家警察職員が訓練を受ける」（2011年1月12日付）の中で、次のように述べている。

「100名以上のコンゴ国家警察（PNC）職員（機動介入グループ（GMI:Groupement mobile d' intervention）の3名の女性職員を含む）が、群集統制、公の秩序の回復、倫理及び人権に関する警察規程に関して、MONUSCO警察の訓練を受けた。この訓練では、MONUSCO選挙部門が積極的な役割を果たした。というのは、年末開催が予定される総選挙向けの投票者リストの見直しが翌月に開始される中、まもなく激しい選挙活動期間に突入することを踏まえれば、この訓練は特に重要となるからである。」 [56a]

軍隊

9.12

Jane's Sentinel Security Assessment（ジェーンの安全保障監視評価）は、コンゴ民主共和国について、「陸軍の勢力は、6万3千名以上（軍、2011年7月22日更新）、空軍は1,800名（空軍、2011年11月3日更新）、海軍は6,700名（2011年7月22日更新）と推定される」と報告している。 [58a]

9.13

ヒューマンライツウォッチ報告書「絶えず逃走中」（2010年9月公表）には、次の記載がある。「コンゴ国軍は2003年に創設され、およそ12万人の兵力を擁している。多くは様々な和平協定を受けて統合された前反乱グループ出身である。コンゴ国軍の約半数は、コンゴ東部に配備されている。2005年以来、政府は6000名の兵士を擁する反乱グループCNDPを取り込もうと2度試みたが、失敗した。2009年初め、これは「迅速に加速化された統合」として知られるプロセスの中で、CNDPと残りの反乱グループを統合しようとする3度目の試みがなされた。しかし、統合に同意したものの多くは、以前の反乱グループ司令官に忠実であり続けており、同プロセスの持続性に重大な疑念が生じている。」[10a]

9.14

USSD 2010は、次のように述べている。

FARDC（コンゴ国軍）は13万人～15万5千人の兵士から構成される。この中には定年を迎えた、あるいは定年に近い6万人が含まれている。軍の約半数は、年間を通して、紛争の被害を受けている東部に配備されている。FARDCは、命令統制系統が弱く、作戦計画が貧弱であること、また管理運営能力が低レベルであり、さらに一部の兵士の忠実性にはやや疑問が残るといった事由もあって、無力である。団結力のある国軍の形成にとって重大な障害となるその他の事項には、設備と兵舎の不足が含まれる。

さらに、2009年10月、国連事務総長特別代表Alan Dossは国連安全保障理事会に、「2万部隊に至る前武装グループ（この中には極めて悪質な人権記録を持った部隊もある）をFARDCへ迅速に取り込もうという計画は、無規律と人々に対して行った犯罪という現状の問題を悪化させた。

[8b] (セクション 1d)

上記に関連して、サブセクション 9（[男性レイプ](#)）及びセクション 24（[児童](#)）も併せて参照されたい。

9.15

国連コンゴ民主共和国ミッションに関する国連事務総長の第31回報告書（2011年3月30日付）には、次の記載がある。

「FARDCは依然として構造的な脆弱性と能力の欠如に直面しており、このため市民を十分に（効果的に対処できないとはしても）保護する政府の能力が引き続き限定されることになる。国家軍は、入隊審査を経ず、訓練も受けない前民兵グループや前ザイール軍の兵士の混成軍団のままである。FARDCの総兵力は13万～15万5千人（定年を迎えた、あるいは定年に近い約6万人を含む）と推定されている。武装グループの相次ぐ統合の結果、脆弱な忠実性、無規律、命令系統

の分断といった状況に陥っている。こうした問題は、不十分な予算、装備及び要塞の不足、給料制度における大きな弱点、脆弱な軍事裁判制度、無規律と人権侵害に対処し、またそれらを防止するための施策の不十分性等により増幅されている。」[9a]（軍事的側面、パラグラフ 40）

9.16

同報告書は続けて次のように述べている。

こうした短所に対処するため、防衛省は軍隊改革計画を策定し、2010年1月26日に国際パートナーへ提示した。同計画は、議会で検証中であるが、地域的及び運営上の命令系統を再構成することでFARDCを強化しようとする内容が含まれている。同計画は3段階から構成され、約14万1千人の総兵力を見据えている。フェーズ1（2009-2011年）は、再構成、訓練、装備、及び最近の赤道州における事象など緊急事態に対応すべく国の重要な地域へFARDC部隊を事前配備するという段階である。フェーズ1の目的の一つは、FARDCにMONUCを引き継ぐ準備をさせることである。フェーズ2（2011-2016年）は、引き続き地域防衛の部隊を配備するとともに、機動対応部隊と防衛部隊を結成する段階である。フェーズ3（2016-2025年）では、FARDC軍事能力の最適化及びアフリカ同盟または国連平和維持作戦への参加の可能性を展望する。」[9a]（軍事的側面、パラグラフ 41）

9.17

同報告書はまた次のように述べている。

「その短所にもかかわらず、FARDCはドンゴ地域に発生した紛争を制圧するため、赤道州に軍を順調にかつ迅速に配備することができた。FARDCと国家警察部隊は、政府の空輸資産を利用して配備され、その中には、ベルギーと南アフリカで新たに訓練を受けた高度に実戦的な大隊が含まれていた。兵士も十分に装備し、訓練を受け規律もあった。兵士は、数日間の携帯食料を持ち運び、作戦を展開するため、特に衛星電話を含む最新通信機器を装備していた。最初の配備、拠点の設置、及びGemeraを確保するための第1回目の攻撃作戦を経て、反乱グループに対する主導権を取り戻した後、FARDCは、人口が集中する地区を確保するための更なる軍事作戦を挙行すべく、MONUCに支援を要請した。これに対して、MONUCはFARDCに、地上及び空中での戦術的機動力、燃料、医療、被害者避難、そして 2,350名のFARDC及び国家警察メンバー向けの食料を提供した。」[9a]（パラグラフ 42）

9.18

国際危機グループ（ICG）は、その報告書「コンゴ：民主的課題の失速」（2010年4月8日公表）で、治安部門は改革が必要だとして、次のように記述している。

「軍は一層厄介な状況に陥っている。2002年の総合的かつ包括的協定の後、様々なコンゴ戦闘員が新たな国軍であるコンゴ民主共和国軍（Forces armées de la RDC, FARDC）に統合される

ことに同意した。当初、34万人の兵士が給料支払名簿に掲載されていたが、オブザーバーの推定では、実際の兵士数は13万人となっている。」 [18b]

9.19

同報告書は続けて次のように述べている。

移行の間、FARDC兵士は、腐敗と政治的計算を動機として、平行する命令系統からそれぞれ命令を受け続けた。給料の支払いも規則的でなく、実戦向きの訓練や軍事教義の共有も欠如していることから、兵士たちは、地元の人々から非公式の税を徴収することで生き延びてきた。その多くは、戦争犯罪や人権侵害に対して処罰されないままであった。従って、2006年選挙の余波で、コンゴ国は、憲法に基づき規定される‘政治的’で、‘文民当局に従い’、‘国の領土的統合性と前線を防衛する’ことができる軍隊に不足していた。」 [18b]

9.20

同報告書はさらに、「こうした問題に直面し、新憲法は治安部隊の法的枠組みについて、全面的に起草し直すよう要請した。軍隊については2つ、警察については1つ、司法制度は6つの基本法が構想されている。ガバナンス契約は、法律を尊重する義務、警察の非武装化、無処罰体制に対する闘争、及び3部門すべてにおける政策の立案を要請している。」 [18b]

前反乱グループの軍への統合

9.21

USSD2010は、「また、2009年10月、国連事務総長特別代表Alan Dossは、国連安全保障理事会に、‘2万人に至る前武装グループ（この中には極めて悪質な人権記録を持ったものもある）をFARDCへ迅速に取り込もうという計画は、無規律と国民に対して行った犯罪という現状の問題を悪化させた。’と報告した」と述べている。 [8b] (セクション 1d)

9.22

アムネスティ・インターナショナルは、2009年の出来事を対象にした2010年報告書「世界の人権の状況： コンゴ民主共和国 (AI Report 2010)」 (2010年5月27日) で、次のように述べている。

「1月、コンゴとルワンダの政府軍は北キヴ州のFDLRに対して共同軍事攻撃を行った。ルワンダ軍は、2月に撤退した。3月、国家軍 (FARDC) が国連コンゴ平和維持軍MONUCの支援を得て、FDLRに対する2度目の攻撃を行った (Kimia IIとして知られる)。Kimia IIは、7月に南キヴ州まで拡大し、年末まで両州で継続された。10月、超法規的・略式・恣意的処刑に関する国連特別報告官は、FDLRに対する軍事作戦を人権的側面から捉えれば、‘最悪’と形容した。軍事作戦の

後、北キヴのルワンダが支援する人民防衛国民会議（CNDP）武装グループの反乱に終止符を打つため、コンゴ民主共和国政府とルワンダとの間に和解が成立し、2009年初めには和平協定が結ばれた。和平協定の一環として、CNDPメンバーの多数とその他の武装グループ戦闘者が急遽FARDCに統合され、反FDLR作戦で主導的な役割を果たした。政府は、こうした新たに統合された戦力に対して、入隊審査や訓練をせず、給料もまともに支払わなかった。前武装グループの命令系統は手付かずのままであった。こうした勢力に対する政府の統制は効果を欠いたため、FARDCによる人権の軽視につながった。」[16a]（コンゴ民主共和国：武力紛争，p122）

9.23

HRW 2011は、次のように述べている。

「コンゴ国軍は、コンゴ東部の北キヴ、南キヴ両州で、大半がルワンダ系フツ族反乱グループでありそのリーダーの中には1994年の大虐殺に関与したものもいる、ルワンダ解放民主軍（FDLR）に対して、引き続き軍事作戦を展開した。同時に、コンゴ国軍は、2009年3月に調印した和平協定の条件の一つとして、およそ24の前武装グループを統合させようとした。統合プロセスは問題山積であった。いくつかの武装グループは、敵対グループがより上級の職位、あるいはより有利なポストに就いたと憤って、脱落した。人民防衛国民会議（CNDP）など他のグループは、支配層からの承認を得ないで、コンゴ国軍の名の下に、独自の軍事作戦を展開した。混乱が軍の命令系統と統制に影響を及ぼした。」[10b]

その他の政府部隊

9.24

警察と国軍の他に、いくつかの治安機関がある。Jane's Sentinel Security Assessment：「治安及び外国軍：治安勢力 - 組織」（2011年1月26日）には以下が掲載されている。

- ・大統領室内に設置されたThe National Security Council（国家治安協議会）は、すべての治安機関の統括組織の位置付けにある。各治安機関に対する実際の影響については、しばしば疑問視されている。
- ・The National Intelligence Agency（Agence Nationale de Renseignement:ANR）[国家情報局] は、様々な治安機関の中で最も専門的であると考えられている。職員の多くはモブツ政権時代に採用され、訓練を受けた。国内と国外治安を担当する部門に分かれている。
- ・The Military Directorate on Anti-state Activities（Direction Militaire des Activités Antie-Patrie: DMIAP）[反国家活動に係る軍事情報局]は、軍事情報機関である。ANRと同様の組織である。その活動は、軍に対し戦場に係る情報を提供するというよりも、政権を国内の敵から防衛することに注力することにある。

- The Directorate General of Immigration (Direction Générale des Migrations:DGM) [イミグレーション]は、移民機関である。この機関は公式には国内外のすべての活動を管轄する。また情報部門も含まれている…
- The Capital Intervention Force (Force d' Intervention de la Capital: FIC) [首都介入部隊]はキンシャサの軍事介入部隊である。この部隊は 1999年、大統領警護部隊とキンシャサを拠点とする第7陸軍旅団が合併して設置された。
- The Rapid Response Police (Police d' Intervention Rapide:PIR) [機動介入警察]はキンシャサの街路を取り締まる准軍事的部門である。」 [58a] (治安及び外国部隊)

国際部隊

9. 25

MONUSCO (国連コンゴ民主共和国安定化ミッション) は、そのウェブサイト上の掲示 (日付の記載なし) で、次のように述べている。(アクセス日2011年7月20日)

「MONUSCOは、2011年7月1日、以前の国連平和維持活動—国連コンゴ民主共和国ミッション (MONUC) から継承した。この引継ぎは、同国に新たなフェーズを迎えたことを反映して、5月28日の安全保障理事会決議1925に基づき行われた。新ミッションは、とりわけ身体的暴力の脅威が迫っている市民、人権関係者及び人権擁護者の保護に関する使命を遂行するため、また社会の安定化と平和確立のためにコンゴ民主共和国が努力を払う際にコンゴ民主共和国政府を支援するために必要なあらゆる手段を行使すること承認されている。」 [53a]

9. 26

同上の掲示は続けて、次のように記載している。

「国連憲章第VII章に基づく決議1925 (2010年) を全会一致で採択し、国連安全保障理事会は、MONUSCOを2011年6月30日までに配備し、その軍事力をコンゴ民主共和国東部に集中させる一方で、その他の地域へ迅速に再配備できる待機部隊を保持することを承認する決定を下した。同理事会は、MONUSCOは、適切な市民、司法及び矯正部門に加え、最大19,815名の軍兵、760名の軍事オブザーバー、391名の警察職員 (個人) 及び 1,050名の警察部隊に所属する警察官で構成することを決定した。

9. 27

MONUSCOの現在の動員数は 2011年5月31日現在で以下のとおりである。

- 軍職員 合計18,970名
- 軍兵 16,986名

- ・軍事オブザーバー 729名
- ・警察（警察部隊を含む）1,255名
- ・国際的な一般職員 978名
- ・現地の一般職員 2,783名
- ・国連ボランティア 607名 [53a]

9.28

国連ニュース・サービスは、その記事「安全保障理事会が国連 DRコンゴミッションの使命を延長」（2011年6月28日付）の中で、国連安全保障理事会は、現在駐留期限が2012年6月28日となっているMONUSCOの使命を1年間延長した、と述べた。[54b] MONUSCOの詳細については、こちらのウェブサイトアクセスされたい。

政府軍による人権侵害

9.29

USSD2010は次のように述べている。「同国のあらゆる地域で、国家治安部隊は、年間を通じて、処罰されることなく、違法な殺人、失踪、拷問、レイプを含む重大な人権侵害や恣意的な逮捕・拘留を行い続けた …UNJHROによれば、高位の将校は自己の部下が関与した訴訟事案を裁定し続けた。レイプ訴訟に関して将校が関与したとされる事案のいくつかは、結果的に裁判外和解となった。しかし、年間を通じて、励みとなる起訴も何件あった。例えば、7月22日、ゴマの軍事裁判所は、Bahati中佐、Kamber准尉、Bandra上級曹長及びBalumeをレイプと武装強盗の罪で20年の懲役に処した。」[8b]（セクション 1g）

9.30

ボイス・オブ・アメリカ（VoA）は、その記事「コンゴにおける家庭内レイプ：急速に増大している問題」（2011年5月30日）で、次のように同調している。

「…正規のコンゴ軍では、レイプは犯罪と考えられており、2月には高位の将校が初めて20年の懲役に処せられた。翌月、他の将校11人がレイプで有罪となり、全員が少なくとも20年以下の懲役に処せられた。活動家と軍の将校は、こうした起訴により、レイプ事件は相当程度減少したように思われると語った。しかしレイプはまだ日常的に起きている。弁護士兼被害者の権利に関する活動家Gilbert Kaserekaは、白人兵士は、自身が孤立し、貧しいために、襲撃の一部としてレイプを行う、と語った。また、レイプの多くは、より異常な理由からコンゴで起きている。正常な、知識のある医療がない状況で、多くの人々は、若年者をレイプすることで力や健康を得ることができると信じている。Kaserekaは、10代の少年少女や、コンゴピグミー族のような少数民族人をレイプすることにより勇気が湧いてくると信じる人々もいる、と語った。

また乳児をレイプすることでエイズが治癒すると信じる者もいる。」[44b]

9.31

また USSD2010は、「FARDC各部隊、特に前CNDPメンバーを主として構成されている急速統合旅団による児童兵の利用と扱いは引き続き問題となっている。FARDCは、2009年の部隊内の児童の数について、国連事務総長が‘劇的な増加’と形容した数値を示した。」[8b]

9.32

USSD 2010は、次のように述べている。

「国連機関及び各 NGOの報告によれば、国家治安部隊は、年間を通じて、非政府武装グループに対する軍事行動の間に、市民を逮捕し、違法に拘留し、レイプし、拷問し、略式に処刑し、またはその他の方法で殺害した。無処罰は、引き続き深刻な問題であり、国家治安部隊の数名の個人は、重大な人権侵害に関わっている信頼できる証拠があるにもかかわらず、または重大な人権侵害を犯した自己の部下に責任をとらせていないにもかかわらず、高位の地位に就いている…」[8b] (セクション 1g)

無処罰

9.33

HRW2011は、次のように述べている。

「コンゴで行われている犯罪の大部分は、処罰されないままであり、また多くの事例において、犯罪者は、法の裁きを受けるというよりも、報酬を受ける …コンゴ政府は、性的暴力の犯罪を含む人権侵害の罪を犯した兵士に対する軍事的起訴を増やした。但し、起訴された者の大半は低級の地位にある。一つの際立った例外として、国連安全保障理事会と人権団体からの圧力を受けて、キンシャサの司法当局は、2010年4月、Jerome Kakwavu将軍をレイプと拷問の戦争犯罪により逮捕した。Kakwavuはコンゴの歴史上、レイプの罪で逮捕された初の将軍である。

もう一つの重要な画期的出来事として、国連人権高等弁務官事務所は、1993～2003年の間に発生した国際人道法の重大な違反の事例617件を文書化したコンゴ人権マップに係る第1回目の報告書を10月1日に公表した。同報告書は、責任を負う主要なコンゴ及び外国の当事者(ルワンダ、ウガンダ、ブルンジ、アンゴラからの軍または武装グループを含む)の役割を示すとともに、犯罪に対する法の裁きを追求するために選択肢を提案した(コンゴ国内にコンゴ裁判官と国際裁判官から成る混成司法機関の設置に係る提案を含む)。特に、ルワンダとウガンダは同報告書を拒絶した。重要な声明の中で、コンゴ政府は同報告書を歓迎し、混成司法機関の選択肢を支援すると語った。」[10b] (裁判及び説明責任)

9.34

USSD 2010は、「同国のあらゆる地域で、国家治安部隊は、年間を通じて、処罰されることなく、非合法的な殺害、失踪、拷問、レイプを含む重大な人権侵害や恣意的な逮捕・拘留を行い続けた…」と記述している。[8b] (セクション1g)

9.35

コンゴ民主共和国へのミッション：超法規的・略式・恣意的処刑に関する特別報告官Philip Alstonの報告書：補遺（2010年6月1日付），は特に超法規的殺人と全般的な司法制度に関して、次のように記載している。

政府が犯罪者を有罪にできないことが、コンゴ民主共和国で人権侵害が継続している中核的要因である。司法制度は崩壊しており、あらゆる形態の殺人について無処罰状態が蔓延している。容疑をかけられている戦争犯罪者は、軍隊で引き続き高位の司令官の地位を占めており、制裁や調査が行われることなく、大量虐殺が行われている。また超法規的処刑のほとんどが処罰されないままである。

腐敗と政治的介入が重要な問題である。金またはコネを持っている個人が告発されても、比較的容易に罪を逃れることができる。腐敗は司法制度全体に拡がっている。警察は容疑をかけられた犯罪者を逮捕あるいは釈放するのに金を要求する。裁判官は事案を裁定するのに賄賂を受け取る。そして登記官その他の職員は判決を執行するのに金を要求する…被害者の多くは警察または検察官に訴えることを恐れるのも理解できる。訴えれば、特に証人保護プログラムがないため、報復に晒される実際リスクが生じる。MONUC自体は少数の個人とその家族に対して証人保護を行っているが、その限られた資源と範囲、わずかな職員数から、ごく少数の人数しか保護されないことになる。」[19b] (p21-22, 殺人に対する無処罰 - 制度的問題)

恣意的な逮捕及び拘留

9.36

USSD 2010は、次のように述べている。

「法律は、恣意的な逮捕及び拘留を禁止している。しかし、国家治安部隊は、日常的に人々を恣意的に逮捕し、拘留している。（セクション1d）当局は時に逮捕しようとする者の親戚や関係者を逮捕または殴打した。」（セクション 1f）

USSD 2010は続けて、「例えば、8月24日、前CNDPメンバーからなるFARDC部隊は、北キヴ、マシンの市民社会会長のSylvestre Bwiraを拉致し、地下の刑務所に6日間監禁し、激しく殴打した。

この人権侵害は、8月2日、同氏がカビラ大統領に、ヌタガンダ将軍の軍及びマシシ地区の平行的なCNDP組織により無処罰状態で行われた人権侵害を非難する公開書簡を送った後で起きた。当局は、年末まで行動を一切起こさなかった。」と記載している。[8b] (セクション 1c)

9. 37

USSD 2010は、次のように述べている。

年間を通じて、治安部員は、政府の反対者及び非難者を、認められるような罪も犯していないのに、しばしば国家治安の名目の下に、またしばしば弁護士への連絡など適正な手続をとらずに、逮捕し、拘留した …警察はしばしば起訴手続をとらずに、また家族から金を強要するために、人々を恣意的に逮捕し、拘留した。

軍事情報局DEMIAPは、人々を恣意的に逮捕し、恣意的に拘留を長期化させた …」 [8b] (セクション1d)

9. 38

コンゴ民主共和国内の人権状況と事務所の活動状況に関して国連人権高等弁務官が国連人権理事会に提出した報告書には、以下の記載がある。

恣意的で違法な逮捕と拘留は、コンゴ民主共和国では依然としてよく見られる行為である。またこうした行為に終止符を打つために必要な措置がまだ講じられていない。恣意的で違法な逮捕と拘留は、国中で頻繁に起きるため、被害者の多くはそれが正常であると考えている。こうした手段は、警察官が市民から金を強要するためによく使われている。国家警察、FARDC、その他の治安部隊は頻繁に市民を恣意的で違法な方法で逮捕、拘留し、しかもそのことで全く処罰されることがなく、被害者が賠償金を支払った後でのみ釈放する。被害者が犯罪者の上司または裁判所に訴えを起こすことは稀である。

国家情報局 (ANR) は引き続き、その管轄下の犯罪とは全く関連がない一般法に基づく犯罪を理由に人々を拘留している。報告期間中、人々は、同局により、‘治安関連の事案’ということで、起訴されることもなく拘留された。官僚は、国連合同人権事務所が拘留施設、主に ANR 拘留施設やその他の軍事キャンプへ立ち入るのを拒絶し続けている。不運にも、2005年の安全保障理事会決議4及び大統領命令にもかかわらず、コンゴ政府は、合同人権事務所が全般的定期検証中に、ANRや the Republican Guard [共和国警備隊] が運営する拘留施設に自由に立ち入りできるようにすることを目的として行われた勧告に前向きな対応をとってこなかった。」 [37d] (p6, 政府がとった行動及び現状)

9. 39

アムネスティ・インターナショナルは、その文書「隔離された拘留 / 拷問その他の虐待への恐れ/健康への懸念：Bernardin Mbandi (m)」(2009年3月2日付)の中で、次のコメントをしている。

「大統領が運営するANR(国家情報局)は、国家の治安に対する犯罪を調査する権限しか付与されていない。しかし同局は、日常的にこうした権限外で活動しており、反政府派の支援者、市民社会の活動家やジャーナリストを、また国家の治安には何の影響も及ぼさない犯罪の容疑をかけられた人々までを恣意的に逮捕している。弁護士、国家人権グループ及び国連人権監視者は通常、ANRの被拘留者を訪問することを拒否されている。」[16d]

国際部隊に関するサブセクションも併せて参照されたい。

拷問及び虐待

9. 40

ALはその2011年レポートで次のように述べている。

「2010年9月、コンゴ民主共和国は国連拷問等禁止条約の選択的議定書に調印した。これにより同国は国内及び国連オブザーバーが拘留場所に立ち入ることを許可しなければならない。3月、国連の全般的定期検証中、政府は、国連オブザーバーが拘留施設(国家情報局(国家諜報機関、ANR)及び国家警備隊の拘留施設を含む)に立ち入ることを許可すべきとの勧告に反対した。」[10a](背景)

9. 41

USSD 2010は、次のように述べている。

「その年の初め、法律は特に拷問を犯罪とはしていなかった。しかし、3～6月の議会開催中に、議員が拷問を犯罪とする法律を採択した。この改正にもかかわらず、政府は事実上その法律を執行しなかった。そして年間を通じて、複数の情報筋から、治安機関が市民、特に被拘留者や囚人を拷問し、また残虐で非人間的かつ侮蔑的なその他の罰を与えていたとの信頼できる報告が多数なされた。拷問の大半の事例は警察、ANR、FARDCのメンバーによるものであった。政府当局が、こうした拷問に関与した治安部隊のメンバーに対して何らかの行動を起こしたという報告はほとんどなされていない。」[8b](セクション 1c)

9. 42 USSD 2010には、続けて次の記載がある。

「UNJHROは、拷問及び残虐で非人間的かつ侮蔑的な扱いについて複数の事例を報告した。例えば、8月21日、FARDC兵士は、3名の平和維持軍メンバーを殺害した、北キヴ州ルベロ地区のキルンバにあるMONUSCO平和維持駐屯地に対する襲撃に関与した容疑で、2名の未成年者を含む5名を

逮捕した。ルベロ地区のカサンドにあるFARDC第12部門の本部で拘留中に、兵士は、自白を得るため、5名に40～120回の鞭打ちを与えたり、火炙りや手足を切断するなどの拷問を加えた容疑をかけられている。その5名は、8月22日、ゴマの軍事裁判所に移送された。当局が、告発されたFARDC兵士を調査し、処罰した報告は一切ない。また追加的な情報は全く入手できていない。」 [8b] (セクション1c)

9. 43

USSD 2010は、以下の通り付け加えた。

「年間を通じて、レイプされる男性の事件は、非政府武装グループとFARDCの間の暴力の結果として続いていた。男性レイプの件数は、年間で100の単位となっているが、女性レイプと比べて、その統計数値を算出するのは極めて困難である。というのは、男性生存者の場合は、社会的烙印を押されることを恐れて名乗り出てこないからである。北キヴ州で、性的暴力の生存者に対して法律扶助クリニックを運営しているアメリカ法律家協会によれば、2009年6月に発生した事例の10%が男性であった。NGOと医療従事者は、男性レイプの生存者はしばしば侮辱の度合いが甚だしいため、緊急の健康問題がある場合を除いて名乗り出ては来なかった、と報告した。」 [8b] (セクション 1c)

9. 44

コンゴ民主共和国へのミッション[2009年10月5日～15日に実施]：超法規的・略式・恣意的処刑に関する特別報告官 Philip Alstonの国連人権理事会に対する報告書：補遺（2010年6月1日付）も次のように同調した。

「男性レイプが、FARDCやFDLRによって利用される事例が増加しているという個々の事例に基づく証拠がある。しかし、社会的烙印及び関連する正式な報告が欠如していることを理由に、私は正確な数を得ることができなかった。信頼できる報告によれば、少なくとも2名の男性レイプ被害者が、その時に受けた傷が元で死亡した。」 [19b] (付録 III: 巻末注, No. 22)

9. 45

USSD 2010はまた、「東部における紛争の関連で …また他の場所で、国家治安部隊のメンバーが市民をレイプする報告が引き続きなされていた。その中にはUNJHROからの多数の報告も含まれている。」 [8b] (セクション 1c. 超法規的殺人)

9. 46 USSD 2010には続けて以下の記載がある。

「RMGと戦闘中に、同国東部その他の場所で、国家治安部隊が、市民の略式処刑、超法規的殺人、レイプ、その他の人権侵害に関与しているという報告があった …MONUSCOが駐留しているにもかかわらず、東部の前CNDPで構成されるFARDC部隊を含む武装部隊が、引き続き市民を殺害、拉

致、拷問、レイプし、また村々に火を放ち、破壊した。すべての当事者が、しばしば紛争の武器として、また個人、被害者、家族、地域社会を侮辱し、処罰するために、集団レイプと性的暴力を利用し続けており、しかも罰せられることがなかった。」[8b]（セクション1a. 恣意的または違法な生命剥奪）

9. 47

USSD 2010は、「また、年間を通じて、不十分にFARDCに統合された前CNDPメンバーから成り、ボスコ・ヌタガンダ将軍に率いられたFARDCの反乱分子が、少なくとも8件の政治的動機に基づいた殺人の他、他の7名に対する恣意的な逮捕・一時的拘留や別の1人の拉致や失踪に関与したと言われている。」[8b]（セクション 1a. ）

より詳細な情報については USSD 2010を参照されたい。

男性のレイプ

9. 48

性的暴力に対する救済及び補償に関する委員会の人権高等弁務官に対する報告書は、次のように述べている。

「コンゴ民主共和国には性的暴力を受けた男性被害者の例も多くあるが、男性が名乗り出て実際に起きたことを語るのは難しい。レイプを受けた女性のように、男性も社会的烙印に苦しんでおり、女性とは若干異なった形態をとる可能性がある。委員会が面談した男性被害者は、‘妻のように’取り扱われたと話しており、その男性たちは他の人たちから、ほとんどすべてが女性の被害者集団と同一視されることで、侮辱を受けている。」[19c]

9. 49

委員会はまた、次のように述べている。

「訴訟について問われると、被害者の多くは、犯罪者を特定するのは難しく、またもう近くにはいない、と語った。犯罪者が、FARDC兵士である多くの事例において、被害者は加害者である兵士またはその上司に法的賠償を求めるのに強い抵抗を感じているようである。被害者の一人は、体が弱りすぎていて、レイプに対して訴訟を提起することができない、歩けもしない、と語った。その男性は、犯罪者の名前を知らないし、事件が起きたのは夜間で暗かった、と語った。兵士の司令官に連絡しようとはしなかったのかと問われると、もし事件のことを報告すれば、罪もないのに刑務所に収監されるだろうと思った、と委員会に答えた。また、FARDCの女性兵士にレイプされた被害者は、事件後苦しみ、行動を起こすことができなかったのも、軍に対して訴訟を提起しなかった、と当初語った。その男性は犯罪者の名前を知らないと言った。そ

の男性に、女性兵士はそう多くいないのだから、見分けるのは簡単ではないのかと指摘すると、戦争中人々は怯えているのだ、と答えた。」 [19c]

報告年度に起きた特定の事件の内容については、コンゴ民主共和国に係る専門家の最終報告（2010年11月26日に国連が発表） [9c] (p38-40) 及びコンゴ民主共和国に関する決議 1533（2004年）に基づき設置された安全保障理事会委員会会長が安全保障理事会議長に提出した2011年11月29日付書簡（提出日 2011年12月2日）を参照されたい。コンゴ民主共和国に関する諸報告からアクセスできる。 [9g]

苦情の方法

9. 50

USSD2010は、次のように述べている。

「2009年1月、議会は、国家治安部隊の人権侵害を調査するため、両院メンバーから構成される人権機関を設置した。この機関がどの程度稼働し、効果的で独立しているのかは不明である。年間を通じて、政府は2003年以降同国で行われてきた戦争犯罪及び人権犯罪に関する調査を続行しているICCといくつかの側面で協力した。しかし、ICCがヌタガンダ将軍を起訴したのにもかかわらず、政府はその年、同将軍を逮捕して、ICCに移送することはしなかった。」 [8b] (セクション5)

9. 51

USSD 2010には続けて以下の記載がある。

「国家治安部隊による人権侵害を調査するため、また内部の規律問題に対処するために利用できる仕組みはあった。但し、その仕組みは、特に中級及び上級将校による不正に対処するには脆弱で、効果がなかった。しかし年間を通じてPNCの内部の規律に関して幾分かの進捗はあった。人権擁護者Fidele Bazanaの失踪とその同僚である長年の活動家 フロリベルト・チェベヤが殺害された後、当局がPNC将校8名を告訴したのである。Bazana氏の最後の声を聞いたのは、国家警察長官ジョン・ノブリに招致された後、キンシャサのPNC本部に入っていく直前であった。にもかかわらず、同国の幾人かの法律専門家と80機関に近い現地及び国際人権NGOは、調査と裁判の信頼性と独立性について重大な懸念を表明した。

9. 52

USSD2010はさらに続ける。

「2009年12月、国連事務総長は、両キヴ州に創設された‘超法規的’軍事裁判の仕組み (Operational Military Court [戦時軍法裁判所]を含む) について、国連安全保障理事会に報

告した。同氏は、‘FARDC内の規律に貢献するものの、特に控訴権を想定していないところから、その仕組みの法的基盤と公正な裁判基準の尊重という点について重大な疑問が残るとして、懸念を表明した。また、そのUPRWGに対する報告の中で、国際NGO連合は、新たに創設された戦時軍法裁判所は、基本的な適正手続ルールを尊重していないと批判した。特に懸念されるのは、控訴プロセスがないことである。しかし、2月13日、北キヴの戦時軍法裁判所は、レイプの罪で、FARDC兵士5名に死刑、1名に20年の懲役、そして恣意的な逮捕の罪で2名に5年の懲役の判決をそれぞれ下した。法律により、軍事裁判制度において被告は、被告と同等または上級の裁判官によってしか裁判を受けることができない。実際のところは、この規定により、上級の軍容疑者が訴追を免れ、保護され続けることになる。」[8b] (セクション1e)

軍事裁判制度の詳細については、アムネスティの「正義の時は今、コンゴ民主共和国に求められる新戦略」を参照されたい。[16g] (p10) またセクション 12 (司法) も併せて参照されたい。

9.53

国連総会報告書 (2011年5月17日公表) は政府の反応を以下のように伝えている。

「2011年3月30日付書簡で、政府は、外務省を調整役として、内務省、防衛省、司法省、共和国法務長官室で構成される省間委員会が設置され、国家軍や警察がコンゴ民主共和国市民に対して行ったと言われている人権侵害を調査することとした、と伝えた。政府は、省間委員会の作業が完了次第直ちにその調査の最終結果を伝える、と述べた。」[37a]

10. 兵役

10.01

米国中央情報局 (CIA) ワールド・ファクトブック (2009年更新) は、志願による兵役年齢は18～45歳であり、男女間に区別はない、と述べている。[2b] (軍事) 児童兵グローバル・レポート 2008年は、コンゴ民主共和国では志願による新兵募集年齢は18歳であり、軍への徴兵制度はない、と報告している。[23b]

脱走

10.02

欧州出身国主催プロジェクト「軍脱走者の取扱い」に基づき設置されたベルギー出身国情報 (COI) 調査ユニット (the Office of the Commissioner General for Refugees and Stateless Persons (CEDOCA) 内の組織) 及びフランスCOIユニットLa division de l'information, de la documentation et des recherches (DIDR) (難民・無国籍者保護局の一部組織) の調査者による

回答では、軍事刑法の執行に関する情報は乏しいとのことである。脱走者が罪を問われない事例はある。しかし、「クーデターを組織しようとする企てに関与したと推定されている元FARDC将軍のムネネ将軍の事案では、FARDC兵士28名が2010年12月にバ・コンゴ州で逮捕された。兵士たちは脱走と反乱活動に参加した罪で告訴され、20年の懲役と100万コンゴ・フランの支払いを言い渡された。」[50a] (Annex Fi)

セクション11 (武装グループによる人権侵害) , セクション21 (民族グループ) , セクション24 (武装グループに関係する児童) 及びセクション 28 (国内避難民 (IDPs)) も併せて参照されたい。

11. 非政府武装グループ

11.01

アムネスティ・インターナショナル (AI) は、2010年の出来事を対象とした2011年度世界報告 (AI2011) で、コンゴ民主共和国で活動していると知られている、または考えられている非国家武装部グループには以下が含まれる、と述べている。

- ・ルワンダ解放民主軍 (FDLR)
- ・神の抵抗軍 (LRA)
- ・マイ・マイ・シェカのような市民グループの集団をベースとしたマイ・マイ軍 (地域ベースの民兵グループ)
- ・コンゴの自由と独立のための愛国者同盟 (APCLS)
- ・コンゴ愛国抵抗連合 (PARECO)
- ・Allied Democratic Forces/National Army for the Liberation of Uganga (ADF/NALU)
- ・Forces Républicaines Fédéralistes (FRF)
- ・Front de Résistance Patriotique d' Ituri (FRPI)
- ・Front Populaire pour la Justice au Congo (FPJC)
- ・Mouvement de libération indépendante des alliés (MLIA) [16a]

ルワンダ解放民主軍 (FDLR)

11.02

ヒューマンライツウォッチ (HRW) は、その報告書「絶えず逃走中」 (2010年9月公表) の中で、次のように述べている。

「FDLR (ルワンダ解放民主軍) は、コンゴ東部に拠点を置く主要なルワンダ系フツ族民兵グループであり、そのリーダーの中には1994年のルワンダ大虐殺に参加した者もいる。同グループ

はルワンダ政府を打倒し、また政治の場でフツ族がもっと代表できるようになることを目指している。2009年から2010年にかけて同グループに対して幾度も軍事作戦を展開したものの、FDLRは依然としておよそ3,200名の戦闘員を擁しており、北キヴ及び南キヴ内で、数か所の主要な鉱山地区を含む重要な地域を統治している。ドイツに拠点を置くFDLR代表で最高司令官のIgnace Muwanashyakaは、2009年11月17日、戦争犯罪と人権に対する罪でドイツ当局によって逮捕された。同グループのコンゴ東部における軍事司令官はSylvester Mudacumura将軍である。コンゴ政府は、2009年初めまでしばしばFDLRを支援し容認してきたが、その後方針が変わり、同武装グループに対して軍事作戦を開始した。」[10a] (p3)

神の抵抗軍 (LRA)

11.03

IRINは、その記事「コンゴ民主共和国：東部における武装グループ一覧」（2010年6月15日付）の中で、次のように述べている。

「ジョセフ・コニーが、1987年にウガンダ北部に、「Holy Spirit Mobile Force 2」（精霊機動部隊2）を結成した。同名の反乱グループは、以前ヨウエリ・ムセベニ政府と対立中に鎮圧された過去がある。コニーは同民兵グループを神の抵抗軍（LRA）に改名し、目的は、ウガンダにキリストに導かれた神権政治を確立することであると主張した。LRAはまず1990年代半ばに南スーダンに入ったが、2005年のスーダン和平協定とICCによるコニーの起訴によって、越境し、コンゴ民主共和国のガランバ国立公園へ移動することを強いられた。2008年12月、ウガンダ、南スーダン、コンゴ軍がガランバに共同攻撃を行ったが、LRA指導者を壊滅させることはできなかった。同グループは、小グループに分かれ、コンゴ北東部のウエレ地区を徒歩で越えて、中央アフリカ共和国（CAR）と南スーダンの地区に移動した。2007年12月～2010年4月の間に、同グループはコンゴで1,796名の市民を殺害し、2,377名を拉致したと考えられている。特にLRAは児童兵を強制的に募兵し、少年たちを殺人者に変え、また少女たちを荷物運搬人や性の奴隷に変えてしまうことで悪名高い。また人々を恐怖に陥れるために、唇や耳を削ぎ落とすこともした。

コンゴの自由と独立のための愛国者同盟 (APCLS)

11.04

欧州出身国主催 (ECS) プロジェクトに基づくベルギー (CEDOCAーベルギー出身国情報サービス) 及びフランス (DIDRーフランス出身国情報サービス) の回答 (ECS回答) (2011年7月4日付) は、次のように述べている。

「[APCLSは]…PARECOから分裂した一派が2008年に結成した組織で、主にフンデ族で構成されて

おり、前PARECOフンデ部門長官のJanvier Buingo Karairi将軍が代表となっている。APCLC[原文のまま]（またAlliance des patriots pour un Congo libre et souverainとしても知られている）は、情報筋にもよるが、500～1,500名の戦闘員を擁しているものと推定されている。各情報筋によれば、『APCLSはFDLR（ルワンダ解放民主軍）と同盟関係にあり、コンゴ国軍への統合について、戦闘員が自分たちの故郷に配備されること、また新たに統合されたCNDP兵士が去ることを保証しなければ、同意できないとしている。』キヴ州の情勢に関する国際危機グループの報告書（2010年11月）によれば、APCLSは自分たちの土地を心配する農村部のフンデ族の支援を受けている。」[59c]（付録 Fiii）

マイ・マイ軍

11.05

IRINは、その記事「コンゴ民主共和国：東部における武装グループ一覧」（2010年6月15日付）の中で、次のように述べている。

「マイ・マイは基本的に自衛を目的とした民兵であり、村の若者を武装させている現地のリーダーにより、その都度、しばしば民族別に、結成されている。その戦闘員は銃弾から身を守るため、自分の体に‘魔法の水’を浴びせている。大規模な民兵組織の中には、2009年3月和平プロセスに参加し平和的な政党への転換を約束したコンゴ愛国抵抗連合(PARECO)やコンゴの自由と独立のための愛国者同盟(APCLS)などよく知られたものもある。6月2日、Kifuafulaのマイ・マイ軍のメンバー500名が同意したコンゴ国軍への統合があまりにも遅れていると主張して、北キヴのワイカレにある同グループの拠点に戻った。マイ・マイ軍の大半は、リーダーの名前で知られている現地勢力である。兜に‘少将’の名前をつけたヤクトンバグループは、2010年4月に南キヴで救援隊員8名を拉致した。」[45c]

11.06

ヒューマンライツウォッチ（HRW）は、その報告書「絶えず逃走中」（2010年9月公表）の中で、次のように述べている。

「マイ・マイ軍グループは現地の防衛グループでしばしば民族をベースに結成される。同グループは伝統的にCNDPやその他のルワンダが支援する反乱グループを含む‘外国侵略者’に対し、政府軍とともに戦ってきた。2009年には、北キヴ及び南キヴにおいて、規模や実戦力にばらつきはあるが、22を超えるマイ・マイ軍が存在していた。その中には、2009年初めの急速統合プロセスの一環としてコンゴ国軍に合流するところがあれば、CNDPが優遇的な扱いを受けていると憤って拒否したり、自分たちの地域社会に留まることができない限り軍への参加を嫌がる場所もあった。様々なマイ・マイ軍は、約8千名から1万2千名を擁していると推定されている。」[10a]

11.07

Insight on Conflictは次のように述べている。(日付の記載なし。アクセス日2011年6月28日)
「マイ・マイという用語は、自分たちの領土を他の武装グループから防衛する意図で、結成された地域社会ベースの民兵組織を意味する一般的な言葉である。この用語は特別な活動、関係または政治的目的を示すのではなく、部族の年長者、軍長、村長または政治的動機に基づく反抗闘闘員によって率えられる可能性のあるグループを指すのに使われる。その多くは、ルワンダ軍とルワンダと同盟関係にあるコンゴ反乱グループの侵攻に対抗すべく結成された。しかし、強盗や略奪、牛泥棒などによって、単に自己の利益のために戦争を利用しようとして結成されたところもある。両キヴ州で、実力があり、よく組織化された2大マイ・マイ軍は、Padiri将軍とDunia将軍に率いられたところである。両グループともDRコンゴ政府から支援を受けていると報じられており、また他のマイ・マイ軍から、キブのマイ・マイ軍の司令官とまでは言わないものの、リーダーとして広く見なされている。Mudundu40/Front de Résistance et de Defense du Kivu (FRDKI), Mouvement de Lutte contre l' Agression au Zaïre/Forces Unies de Résistance Nationale contre [Agression de la République Démocratique du Congo (MLAZ/FURNAC)など小規模のマイ・マイ軍は、ルワンダ軍やRCD-Gomaと連携していると報じられている。こうした状況を見れば、様々なマイ・マイ軍が、時に応じて、様々な国内外政府あるいはゲリラグループと同盟してきたかがよくわかる。内部の結束力に欠けるため、マイ・マイ軍を和平協定に持ち込むのは至難の技であった。こうした民兵組織を非武装化させるためには、しばしば動員解除・非軍事化・再統合(DDR)プログラムの話となってくる。] [42b]

11.08

ECS回答(2011年7月4日付)は、マイ・マイ軍の一部を掲載している。

「掲載できるマイ・マイ軍は、決して網羅的ではないが、マイ・マイ軍Kifuafua, マイ・マイ軍Shikiko, マイ・マイ軍ヤクトンバ, Mudundu40 /Front de Résistance et de défense du Kivu (FRDKI), the Mouvement de Lutte contre l' Agression au Zaïre/Forces Unies de résistance nationale contre l' agression de la République Démocratique du Congo (MLAZ/FURNAC), マイ・マイ軍Rwenzori, マイ・マイ軍シェカ(又はチェカ), マイ・マイ軍の中で最大のマイ・マイ軍PARECO(コンゴ愛国解放同盟)及びAPCLS(コンゴの自由と独立のための愛国者同盟)…当初は主に民族ベースで組織されていたとしても、現在大半は、様々な民族による混成グループである。主にシ、ベンベ、Bangilima、フンデ、タンボ及びニャンガ民族グループから形成されている。」 [59c]

コンゴ愛国抵抗連合(PARECO)

11.09

HRW報告書「絶えず逃走中」は、次のように述べている。

「PARECO（コンゴ愛国解放同盟）は 2007年3月に、様々な民族ベース（コンゴ系フツ族、フンデ族、ナンデ族を含む）のマイ・マイ軍が集合して結成された最大のマイ・マイ軍である。2007～2008年に、PARECOはFDLRと緊密に連携し、また、特にCNDPとの戦闘において、コンゴ国軍から相当な支援を受けた。2009年、PARECOの多数の戦闘員、特にフツ族がコンゴ国軍に加入した。その軍事司令官Mugabu Bagumaは大佐になった。ナンデのPARECOの司令官La Fontaineは大半のナンデ戦闘員とともに、統合過程には参加しないままであったが、2010年2月28日、10名の幹部と共に統合に参加することを約束した。Janvier Buingoに率いられ、the Patriotic Alliance for a Free and Sovereign Congo（コンゴの自由と独立のための愛国者同盟、APCLS）として知られる分派（主にフンデARECO部隊）は、統合過程に参加しないままであった。APCLSは FDLRと同盟関係にありコンゴ軍への統合について、戦闘員が、自分たちの故郷に配備されること、また新たに統合されたCNDP兵士が去ることを保証しなければ、同意できないとしている。」[10a]

11.10

ECS回答（2011年 7月 4日付）は、次のように述べている。

「一部の マイ・マイ派は参加を拒んだものの、 マイ・マイ軍を統合する意図で、PARECO（コンゴ愛国解放同盟）が2007年に結成された。PARECOグループには、コンゴ系フツ族、フンデ族、ナンデ族が含まれる。2007～2008年に、PARECOはCNDPと対立する政府と協調した。ヒューマンライツウォッチによれば、2009年PARECOの多数の戦闘員、特にフツ族がコンゴ国軍に加入した。その軍事司令官は大佐になった。一方、フンデ族とナンデ族の司令官は、同等の司令部ポストを提供されなかった。その結果、両司令官は、大半のフンデ戦闘員やナンデ戦闘員とともに、統合過程には参加しないままであった。

11.11

ECS回答はまた、次のように述べている。

「2010年 4月、the ‘Alliance pour la sauvegarde des accords de paix de Goma’ または ‘Alliance for the Safeguard of the Goma Peace Agreement’ が結成された。この集団は、17の武装グループから構成されている。この中にはマイ・マイ軍Kifufua, the Mongol, the CNDP 及びthe PARECOがある。この同盟は、そのメンバーが、政府は2009年3月に調印されたゴマ和平協定に基づく具体化策を何も実施していないと感じたことから、結成された。同盟の報道官は、マイ・マイ軍Kifufuaの代表Didier Bitakiであった。この新同盟についてインタビューした際、Didier Bitakiは、同グループは声を聞いてもらうためには暴力の使用も辞さない、と宣言した。」[59c]（付録 Fiii）

民主同盟軍/ウガンダ解放国民軍 (ADF/NALU)

11.12

IRINは、その記事「コンゴ民主共和国：東部における武装グループ一覧」（2010年6月15日付）の中で、次のように述べている。

「ウガンダの反乱リーダーJamil Mukuluは、1990年代初めイスラム教軍事グループを創設した。但し、同グループは、イスラム教とカトリック教の間の改宗を繰り返していた。ウガンダ軍からの圧力の下、Jamil Mukuluは以前の独裁者Idi Amin政権から将校を採用し、別のウガンダ反乱グループで前大統領Milton Oboteの支援者を匿っていると考えられているNALUと合併した。1999年半ば、同グループは越境してコンゴ民主共和国に入り、北キヴのベニ地区に駐留した。分析家は、1,300名を擁する同グループが‘活動を休止’していると考えている。2009年、国連の仲介により、ADF/NALU、ウガンダ及びコンゴ民主共和国の間で和平交渉が開始されたが、4月、ベニ近くの軍事訓練センターに対して破壊的攻撃を行ったとして、コンゴ国軍は、ADF/NALUと現地マイ・マイ戦闘員の連合を非難した。」[45c]

イトゥリ愛国抵抗戦線/コンゴ正義戦線 (FRPI/FPJC)

11.13

IRINは、その記事「コンゴ民主共和国：東部における武装グループ一覧」（2010年6月15日付）の中で、次のように述べている。

「FRPIとその分派 FPJCは、政府軍及び国連平和維持軍と戦闘を繰り返しているイトゥリ南部地区で活動中である。FRPIの前司令官 ジェルマン・カタंगाは、戦争犯罪と人権侵害（児童兵の徴募、大量殺人、レイプを含む）の罪で、他の2名のイトゥリ民兵メンバーとICCで裁判中である。分析家は、同グループを‘残党’と表現しているが、人道の被害者数は高いままである。2009年、コンゴ民主共和国軍とFRPI/FPJC民兵の戦闘の後、およそ5,000名の人々がMokato-Ngaziの森へ逃亡した。3か月後、政府軍と人道機関が同地域に立ち入ったところ、数知れないほどの人が餓死していた。FPJCのリーダーJean-Claude Barakaは、最近逮捕された。しかし FRPIの司令官、‘コブラ大佐’ Matataは、国軍への加入を同意していた者だが、イトゥリにいる自己の民兵に再度参加するため、今月初め、脱走したと報じられている。」[45c]

エンエレ/解放・同盟独立運動 (MLIA)

11.14 IRINは、2010年6月15日、次のように述べている。

「植民地時代に遡る民族間の緊張関係が、昨年11月に赤道州北西部で再燃した。漁業権を巡

って暴力が勃発した村の名前をとった‘Enyele’として知られるLobabaグループのメンバーが、最初に国境の町ドンゴを攻撃し、鎮圧のため派遣された警察を打ち破った。市民は、河を横切ってコンゴ共和国まで逃走し、その後わずか2万人の住民が帰郷しただけであった。同グループは頭字語のMILIAを名乗り、ジャングルを抜けて南へ移動し、4月4日、州都ムバンダカを襲撃した。また東部の市キサングニまでの物資供給ルートを切断した。コンゴ民主共和国はOndjani Mangbamaを検挙したが、状況は不明なままである。Enyeleの反乱は、前コンゴ独裁者モブツ セセ・セコの故郷であり、現在、ジャン・ピエール・ベンバの MLC野党の拠点となっている赤道州で始まった。」[45c]

武装グループによる人権侵害

11. 15

米務省は、2011年4月8日に公表した‘2010年度人権慣行に関する国別報告書’のコンゴ編 (USSD2010) で、「年間を通じて、RMG (反乱及び民兵グループ) は、多数の重大な人権侵害を行い続けた。その中には戦争犯罪 (違法な殺人、失踪及び拷問を含む) に相当するものもあった可能性がある。RMGはまた、児童兵士徴募し、陣営に抱え、強制労働をさせ、広範囲にわたる性的暴力の罪を犯した。」と述べている。[8b]

11. 16

AL 2011報告書は、次のように述べている。

「LRAによる市民への攻撃は、特に2月と3月に激しかった。LRAは市民を拉致し、強制的に戦闘させた。東部州の低ウエレ地区では、2月22日～26日に、80名の人々がLRAに殺害されたと報じられている。LRA攻撃の結果、7月現在、30万人を超える人々が高ウエレや低ウエレに避難していた。FDLRは、両キヴ州及びマニエマ州の市民にとって、常に脅威となっており、違法な殺人、拉致、略奪、家々の焼き打ちに関与していた北キヴのワリカレ地区に所在するFDLR大隊は、マイ・マイ軍シェカと合流し、同地区で数々の人権侵害を行った。南キヴのシャブダ地区は FDLRにより日常的に襲撃されていた。3月には、40人の村人が拉致された。」[16a]

11. 17

AL2011報告書には、続けて次の記載がある。

「他の現地武装グループも、マイ・マイ軍、マシシのコンゴの自由と独立のための愛国者同盟 (APCLS)、北キヴのコンゴ愛国抵抗連合 (PARECO)、南キヴ、フィジのForces Républicaines Fédéralistes (FRF)、そしてFront Populaire pour la Justice au Congo (FPJC)を含み、活動中であった。武装グループは、8月と10月、北キヴにあるMONUSCO基地を襲撃し、また幾度も人道従事者を襲撃し拉致した。」[16a]

11. 18

USSD 2010は、「2009年1月～9月、FDLRは軍事作戦で被害を受けた北キヴ及び南キヴで、少なくとも7,051の家屋その他の建造物を破壊し、290件の性的暴力を犯した。と述べた。[8b] (セクション 1g)

セクション 8 (治安情勢), セクション 23 (女性, 女性に対する暴力) 及びセクション 24 (子供, 児童に対する暴力と差別及び武装グループに関する児童) も併せて参照されたい。

11. 19

HRWは、その報告書「絶えず逃走中」で、次のように述べている。

「政府と反乱グループは、これらの軍事作戦中、市民に対して広範囲かつ凶悪な襲撃を行った…」CNDPとその他の小規模グループがコンゴ軍へ統合されることで、「…新たな大量避難が誘発された。2009年12月、ヒューマンライツウォッチは1月～9月に、1,400名以上の市民が殺害され、7,000名以上の女性や女兒がレイプされた。この数字は間違いなく実際に起きた数字のごく一部を表しているに過ぎない。政府軍とFDLRはまた数千人の市民を拉致し、強制労働（移動する際の武器・備品の運搬を含む）へと駆り立てた。FDLRに対する新たな軍事作戦の展開の後、2010年1月から北キヴ及び南キヴの多くの場所で、市民は強制労働、恣意的な検挙、違法な徴税、略奪、性的暴力、移動に係る過剰な制限に耐えた。」[10a]

恣意的な逮捕及び拘留

11. 20

USSD2010は次のように述べている。

「MONUSCOによれば、7月30日～8月2日の間、北キヴのワリカレにある13の村々でFDLR、マイ・マイ軍チェカ、前CNDPメンバーであるEmmanuel Nsengiyumva大佐に率いられた戦闘員、及びFARDCの連合によって、303名の女性、子供及び男性がレイプされた。また犯罪者たちは、1,000以上の家々で略奪行為をした他、116名の市民を拉致し、強制労働に服させた。国連は、反乱グループが7月下旬から8月初旬にかけて南キヴで相互に関連のない数件の事件で、さらに260名の個人に対してレイプを働いた、と報告した。国連によれば、襲撃された村の一つで、100名以上がレイプされたルブンギの村は、金の鉱山からわずか4マイルに位置する採鉱の中心地であるため、略奪のうまみがある標的となっていた。」[8b]

児童の強制募兵

11.21

児童兵徴募廃止をめざす連合は、その報告書「コンゴ民主共和国（DRC）：連合がマイ・マイ軍の児童兵徴募と徴用を終結するよう要請」（2010年2月26日公表）で、次のように述べている。「マイ・マイ軍は近年コンゴ東部で、児童を最も多く募兵している集団に入るが、こうしたグループの搾取に対する少年少女の脆弱性を向上させるための方策が事実上何もなされていない。児童をマイ・マイ軍に関与させないという命題は、児童が部隊に属したときに経験する広範囲な人権侵害を踏まえ、強調されている。児童たちは戦闘の前線に送り込まれ、鞭や他の暴力的な罰に晒され、また女兒の場合は、レイプされ、性的奴隷にされてしまう。幼児も、戦闘中にメンバーの命を守ると信じられていることから、儀式を執り行うため、マイ・マイ軍によって積極的に募兵される…コンゴ東部において児童の権利を保護し、推進する主たる責任は、政府にある。しかし、マイ・マイ軍はしばしば当局の暗黙の支援を受けていた。政府は、マイ・マイ軍が児童兵士同グループに徴募することで国内及び国際法に違反するということを重々承知しながら、過去の軍事作戦においてマイ・マイ軍の支援を求めた。」 [23a]

11.22

上記報告書には、続けて次の記載がある。

「マイ・マイ軍司令官数名がコンゴ裁判所で、児童兵の徴募の罪のため、訴追された一握りの被告の中にいた。しかし、他の児童兵の徴募者は野放し状態のままか、既にFARDCに統合されてしまっている。前マイ・マイ軍司令官の1人であるJean-Pierre Biyoyoは、2006年児童兵徴募に関連した罪で、軍事裁判所により有罪判決となったが、その後逃亡し、現在はコンゴ国軍の副司令官として勤務していると報じられている。」 [23a]

上記に関連して、セクション 24（[児童](#)）を参照するのが有用であろう。

拷問及び虐待

レイプ

11.23

USSD2010報告書は、次のように述べている。

「すべての当事者は、しばしば紛争の武器として、また個人、被害者、家族、地域社会を侮辱し、罰するために、集団レイプや性的暴力を利用し続けている。しかも処罰されることがない。国連人口基金（UNFPA）は、2009年、北キヴ州、南キヴ州及び東部州において、大人や子供に対する性的暴力が12,838件あった、と報告した。HRWによれば、2009年1月～9月の間に、北キヴ州

及び南キヴ州の医療センターに登録された性的暴力の総件数は、7,500を超えた。これは2008年の同時期に比べほぼ倍の数字となっている。2009年、国際救済委員会は、南キヴでおよそ1,200件のレイプ事件を登録したが、生存者の80%に至るまで、加害者はFARDCかRMGのメンバーのどちらかであることを確認した、ということがわかった。実際の件数ははるかに多い可能性が高いと思われるものの、データ不足、社会的烙印、司法に対する信頼の欠如、そして報復の恐れにより、レイプ生存者の多くが名乗り出てこない状況であった。」[8b] (セクション 1g)

11. 24

同報告書は、続けて次のように述べている。

「MONUSCOによれば、7月30日～8月2日の間、北キヴのワリカレにある13の村々で、FDLR、マイ・マイ軍チェカ、前CNDPメンバーであるEmmanuel Nsengiyumva大佐に率いられた戦闘員、及びFARDCの連合によって、303名の女性、子供及び男性がレイプされた。また犯罪者たちは、1,000以上の家々で略奪行為をした他、116名の市民を拉致し、強制労働に服させた。国連は、反乱グループが7月下旬から8月初旬にかけて南キヴで、相互に関連のない数件の事件で、さらに260名の個人に対してレイプを働いた、と報告した。国連によれば、襲撃された村の一つで100名以上がレイプされたルブンギの村は、金の鉱山からわずか4マイルに位置する採鉱の中心地であるため、略奪のうまみがある標的となっていた。8月の国連調査で、犯罪者たちは、ゴマやブカブまでの鉱物の輸送路を遮断し、採鉱地区からFARDC軍を強制的に退却させようとしたことがわかった。」

「年間を通じて、レイプされる男性の事件は非政府武装グループとFARDCの間の暴力の結果として続いていた。男性レイプの件数は、年間で100の単位となっているが、女性レイプと比べて、その統計数値を算出するのは極めて困難である。というのは、男性生存者の場合は、社会的烙印を押されることを恐れて名乗り出てこないからである。北キヴ州で、性的暴力の生存者に対して法律扶助クリニックを運営しているアメリカ法律家協会によれば、2009年6月に発生した事例の10%が男性であった。NGOと医療従事者は、男性レイプの生存者はしばしば侮辱の度合いが甚だしいため、緊急の健康問題がある場合を除いて名乗り出ては来なかった、と報告した。また HRWによれば、2人の男性はペニスを縄で縛りつけられ、2日後に死亡した。あまりに恥ずかしくて助けを求めることができなかったのである。」[8b] (セクション 1g. 国内紛争における過剰な暴力及びその他の人権侵害の利用)

11. 25

ボイス・オブ・アメリカ (VoA) は、その記事「コンゴにおける家庭内レイプ：急速に増大している問題」(2011年5月30日)で、次のように述べている。

「…武装グループは、恐怖によって人々を支配するために、村々を襲撃し、略奪し、女性、子

供、時には男性や乳児までをレイプする …東部北キヴ州の市民社会の会長Jason Luneno Maeneは次のように語る。政府もNGOもコンゴ法の範囲外に住む反乱民兵に対して、反レイプ教育プログラムを提供することができない。また、政府が統治する地域でさえも、レイプ犯はしばしば捕らえられるが、2,3日後に釈放されてしまう。しかし、最近のコンゴ軍兵士と将校の有罪判決は、社会の他の人たちに影響を与えるかも知れない。軍がレイプを止めれば、市民は後に続くからである。」 [44b]

11.26

上記記事には、続けて次の記載がある。

一部の人々は私の友人であり、また私の同僚もいた。

—その人たちは私に、女性のようにレイプされたらどのような気分か教えてほしいと尋ねる。また私を他のレイプ被害者に会わせた。大部分が女性で、私を見て笑う—この男は父を亡くし、母と7人の弟の世話をしていたが、2010年4月にFDLRによって拉致され、略奪物を持って森中を歩かされ、その間ずっと繰り返し輪姦された。」 [19c]

強制徴兵

11.27

アムネスティ・インターナショナルは、2010年の出来事を対象にした2011年次報告で、「LRAは市民を拉致し、強制的に戦わせた。」と述べている。 [16a] (武装グループによる人権侵害) ヒューマンライツウォッチ (HRW) も、その2011年世界報告で「LRAも低ウエレ地区で、意図的に児童を標的にした広範囲にわたる拉致を行い、強制的に兵士にした。」と述べている。」 [10b] (p103)

11.28

RwandaNews.Comは、その記事「FDRLがコンゴの子供たちを兵士に巻き込んだ戦争を目指す」(2010年12月20日付)で、次のように述べている。

「コンゴ東部の統合プロセスの枠外にとどまっているマイ・マイ軍として周知の様々な現地民兵グループもまた若年者や少年を強制的に徴兵している他、以前の募兵活動で調達した児童を陣営に確保している。こうしたグループには、コンゴの自由と独立のための愛国者同盟 (APCLS)、マイ・マイ軍Kirikicho、マイ・マイ軍シェカ及びコンゴ愛国解放同盟 (PARECO) がある。最近、18歳未満の児童が 57人以上これらの武装グループに徴兵された。」 [61a]

11.29

USSD2010も同調して、次のように述べている。

「FARDC（特に前CNDP部隊）を含み、南北キヴ州及び東部州で活動しているあらゆる武装グループによる児童の徴募と利用は続いている。HRWは9月から12月にかけて徴募された文書記録があるおよそ1000名の男性の内、少なくとも261名が18歳未満であった。国連事務総長は7月、FDLRとLRAに対する共同軍事作戦により、児童が極めて危険な状態に置かれ、徴募されたり、兵士、性的奴隷、荷物運搬人その他の家事労働者として利用される可能性が高まったと報告している。11月に公表されたUNGOE報告によると、2009年には、軍組織統合の過程で、以前RMGに徴募されていた多数の児童が新たなFARDC組織に編入された。」[8b]（セクション1g. 国内紛争における過剰な暴力及びその他の人権侵害の利用）

セクション 8（治安情勢）、セクション 9（治安部隊）、セクション 10（兵役）、セクション 24（児童、武装グループに関する児童及び動員解除）も併せて参照されたい。

12. 司法

12.01

米国務省は、2011年4月8日に公表した‘2010年度人権慣行に関する国別報告書’のコンゴ編（USSD2010）で、次のように述べている。

「法律は司法の独立性を定めている。しかし、司法は非効率的で腐敗しており、また影響を受けやすくなっている。裁判官は報酬も微々たるもので、官僚その他の有力者から影響や抑圧を受けやすくなっている。」[8b]（セクション1e）

12.02

アムネスティ・インターナショナルは、2011年8月7日に公表した報告書‘正義の時は今’の中で、次のようにコメントしている。

「コンゴ民主共和国では、犯罪の規模、被害者の数及び無処罰状態の蔓延を踏まえれば、強固で効果的かつ信頼のできる国家犯罪裁判制度が必要不可欠である。しかし、過去及び現在の違反行為に対して真実、正義及び補償を確保する際に大きな障害となるのは、現行のコンゴ犯罪裁判制度の脆弱性と、その再構築及び改革に向けた総合戦略の欠如である…現行裁判制度を利用する国民はほとんどおらず、裁判制度に対する信頼度は低い。被害者や証人は名乗り出るのを躊躇う。その人たちを保護する国家制度がないからだ。唯一の被害者・証人保護プログラムは国際刑事裁判所及び国連合同人権事務所（UNJHRO）が提供しているが、その対象範囲は限られている。司法職員も相当不安な状態にある。法律扶助サービスは法律によって保証されているものの乏しい状態で、被害者と家族の多くは裁判に訴えることができず、また被告が弁護士を利用するのも限定される。法的権利や裁判制度に対する認識は低い。このギャップを埋める奉仕活動も十分ではない。」[16g]

組織

12.03

Hauser Global Law School Programmは、2010年 8/9月に更新した‘コンゴ民主共和国（DRC）の法制度及び調査：概観’（Hauser Report 2010）の中で、次のように述べている。

コンゴの法制度は3つの部門，すなわち公法，私法及び経済法に分けることができる。公法は国家を含む法的関係を定める。私法は私人間の関係を定める。そして経済法は労働，通商，金融，採鉱及び投資などの分野における相互関係を定める。

コンゴの法制度において，公法と私法の差異は基本的なものである。公法は憲法，行政法，税法，刑法及び司法組織を含み，国家またはその下部組織が当事者となる関係を定める。したがって公法は公的機関及び私人との関係，及び公的機関間の関係を規定する。

全体として言えば，政府による意義深い政策や法制度改革はあるものの，インフラ不足，脆弱な機関の脆弱な運営能力及び腐敗などの要因により，法制度の有効性，安定性及び予測可能性が損なわれている。」[86a]（パートIII裁判法。8. 裁判制度）

12.04

同上情報源は裁判制度について次のようにも述べている。

「司法組織は移行中である。コンゴ民主共和国の現行及び計画された司法組織を理解するために，現在の司法制度（1982年司法組織法）及び 2006年コンゴ憲法により計画される司法制度を識別しなければならない。

現行の裁判制度

最高裁判所（Cour Supreme de Justice）はコンゴ民主共和国で最高位にある裁判所である。最高裁判所は 3つの部門，すなわち行政，立法及び司法部門を有している。最高裁判所は国内の検察部局（Parquet General de la République）と関係している。‘関係している’とは，裁判所は独立しているが，検察部局は刑事訴訟で起訴する責務を担っているという意味である。第2に，治安裁判所（Cour de la Sécurité de l'État）は国家の治安に関する問題について審理し，裁決する権限を有している。第3に，上訴裁判所（Cour d'Appel）は行政及び司法の2部門を有している。上訴裁判所は別の検察部局（Parquet General）と関係している。

第4に，大審院（The Tribunal de Grande Instance）は公訴部局（Parquet de la République）

と関係している広範囲な権限を有した裁判所である。第5に、治安判事裁判所 (tribunaux de paix) は公訴を担当するどの部局とも関係しないため、調査を行う権限を有する唯一の裁判所である。この裁判所は慣習裁判所 (tribunaux de zone) が以前に審理し、裁決した紛争に対する裁判権を有する。最後に、正式な裁判制度の一部ではないが、伝統的指導者 (chefs coutumiers) が伝統的コミュニティにおける紛争の調停と和解に関与する。法律は治安判事裁判所が設置されるまでの間、慣習裁判所が国の様々な地域で運営されることを許可している。事実、慣習裁判所はコンゴにおける全紛争の3分の2について調停し、和解させている。

2002年軍事裁判法は軍事裁判所の構成を定めている。高等裁判所は軍事高等裁判所 (Haute Cour Militaire) である。下級軍事裁判所は、権限範囲の広い順に、cours militaires及びcours militaires opérationnelles. Tribunaux militaires de garnisons及びtribunaux militaires de policeである。軍事裁判所は国家警察及び国軍のメンバーに対する刑事訴訟案件を裁決する。」 [86a] (8.1. 現行の裁判制度)

12.05

同上情報源は、次のように述べている。

裁判制度は憲法に定められている。

2006年コンゴ憲法は、司法部門を劇的に再編成している。憲法の観点からは、最高司法審議会 (Conseil Supérieur de la Magistrature) が司法行政を所管している。最高司法審議会は司法職員と検察官で構成される。2009年7月以来、最高裁判所長官 (premier président de la cour suprême de justice) は、Bemwenzi Kengaであり、検察庁長官 (procureur général de la République) は、Floribert Kabange Numbiである。因みに最高裁判所長官は、最高裁判所の主席裁判官であるが、政府が憲法裁判所を設置した場合には、憲法裁判所の主席裁判官となる。裁判の有効性、専門性及び迅速性を高めるため、憲法は裁判制度を3つの管轄区域、すなわち、一般若しくは司法 (換言すれば民事及び刑事)、公法若しくは行政、及び憲法に分けている。軍事事項を含む一般事項に関する最高裁判所は、破毀院 (the Court of Cassation (Cour de Cassation)) であり、公法/行政事項の最高裁判所は、国務院 (the State Council (Conseil d'État))、そして憲法関連事項は憲法裁判所 (the Constitutional Court) である。これらの裁判所の中には、憲法裁判所や国務院などまだ存在していないものもあるが、進行している司法改革は、現行の裁判制度を憲法が想定している制度と合致させることを目指している。

憲法はこれらの裁判所を特定の検察官 (procureurs, magistrates de parquet及びauditeurs militaires) と結びつけている。例えば、憲法は憲法裁判所、破毀院、及び国務院をそれぞれ、

憲法裁判所検事総長 (procureur général près la Cour Constitutionnelle) , 破毀院検事総長 (procureur général près la Cour de Cassation) , 及び国務院検事総長 (procureur général près le Conseil d'État) と関係させている。」 [86a] (8.2. 憲法に定める裁判制度)

12.06

同上情報源は、次のようにも述べている。

2006年コンゴ憲法の第157条は、憲法裁判所の設置を定めている。しかし、政府はまだ憲法裁判所に関する基本法を可決していない。憲法裁判所は憲法関連事項における最高裁判所である。憲法裁判所はコンゴ民主共和国において最高裁判所ではないが、憲法が同国の最高法規であることを踏まえれば、憲法裁判所は実質的に同国の最も基本的な事項を定め、裁決する裁判所である。さらに、裁判所は、管轄上の問題について国務院及び破毀院からの上訴事案を審理することができる …憲法裁判所は憲法自体と同じ広範囲で重要な命題を有している。憲法裁判所の中核機能は法律及び法的結果を伴う行為の合憲性を検証することである。いずれの者であっても、議会の行為または規則の合憲性について疑問を投げかけるよう憲法裁判所に訴えることができる。憲法裁判所は、議会、独立選挙管理委員会、CSACの基本法及び規定の合憲性を、それぞれの公布前に検証する。憲法裁判所が憲法と矛盾すると裁定した如何なる法律も無効である。憲法裁判所の裁決は最終で、執行力を有し、全ての裁判所及び関係者を拘束する。」 [86a] (8.2.2. 憲法裁判所)

12.07

Hauser Report 2010には続けて次の記載がある。

「憲法の第153条は、破毀院を設置し、民間及び軍事裁判所をその管轄下に置くことを定めている。破毀院は最後の拠り所としての裁判所であり、民間/軍事裁判所及び審判所が下した裁決及び判断に関する上訴を審理する。同院は、政府高官に対する刑事訴訟において、第一審及び上訴管轄権を有する。同院はまた、次の者に対する刑事訴訟の管轄権を有する。議会の構成員、首相を除く政府職員、憲法裁判所の職員、破毀院の裁判官及び同院に関係する検察官、国務院の職員及び同院に関係する検察官、上訴裁判所の主席裁判官及び同裁判所に関係する検察官、行政上訴裁判所の主席裁判官及び同裁判所に関係する検察官、州知事及び副州知事、州の各大臣及び州議会の各議長。

憲法の第154条は、国務院、行政裁判所及び審判所から形成される行政裁判所制度について定めている。国務院は、国家行政機関及び職員の行為、規則及び決定に対して提起された訴訟事案を審理し、裁決する。同院は、行政上訴裁判所の裁決に対する上訴を審理する。管轄権を有する裁判所が存在しない場合には、同院は、国家がとった若しくは命じた措置から生じる損害賠償訴訟を裁決する。その裁決は当事者間に関係するすべての状況を考慮に入れ、公平性の原則

に立つて行われる。」 [86a] (8.2.3. 破産院及び国務院)

12.08

Hauser Report 2010に記載されているように、上記に加え、以下の特別裁判所がある。

商業裁判所

新法はコンゴにおける商業裁判所の設置について定めている。大審院内に設置される商業裁判所の裁判官席は、3名で構成される。1名は司法省が任命する常置裁判官であり、裁判員として2名の実業家がいる。但し、主宰するのは常置裁判官である。商業裁判所は、破産、パートナーシップ、不公正競争及び商業手形を含む訴訟事案を裁決する。

労働裁判所

別の法律は労働裁判所の設置について定めている。大審院内に設置される労働裁判所 (tribunal de travail) の裁判官席は、常置裁判官1名と、一般の判事補佐人2名 (1名は雇用者、もう1名は従業員代表) の3名で構成される。法務省は大審院の裁判官の中から労働裁判所を主宰する者を選出する。労働裁判所は、雇用契約、団体協約、労働法若しくは規則及び社会保障に起因する従業員と雇用者間の紛争を裁決する。」 [86a] (8.2.4. 特別裁判所)

12.09

国際危機グループは、2010年4月8日に公表された報告書「コンゴ：民主的課題の行き詰まり」の中で、次のようにコメントしている。

政府及びドナーによって承認された裁判制度の改革に関する計画は、早くも2007年には作成され、また高等法務協議会と憲法裁判所を設置する法律が2008年に採択された。しかし、コンゴの裁判構造の改革と裁判制度の独立性を謳った憲法条文を実施する上で、深刻な遅れが見られた。憲法が想定する3つの高等管轄区域、すなわち国務院/裁判所、上訴裁判所及び憲法裁判所の内、後者のみが少なくとも理論的には設置された。軍事管轄権の再編成の他、国務院及び上訴裁判所の設置に必要な基本法はまだ計画段階である。国際刑事裁判所の法律にコンゴ内での効果を付与する法律及び刑法及び刑事訴訟手続についても同様の状況である。さらに、高等法務協議会は難題を抱えてスタートした。高等法務協議会に付与された権限の解釈を巡って、同協議会と法務省間で起きた紛争の結果、2008年に同評議会の設立を定める法律が可決する形で終結した。問題となっているのは、政府が司法予算にどの程度影響を行使でき、またその管理を行うことができるのかという点である。後に、同評議会の有効性は、その常置事務局員同士の亀裂により脅かされた。」 [18b] (p15)

12. 10

国連人権高等弁務官は、‘コンゴ民主共和国における人権の状況と事務所活動に関する報告書’（2011年1月10日付）の中で、次のように述べている。

「コンゴ民主共和国における司法行政は不十分な資源により著しく妨げられた。裁判官の生活及び労働環境は、訴訟事案は妥当な時間内に処理されることという原則への敬意が踏みにじられるほど目を覆う状態であった。この資源不足により、裁判官や裁判職員が腐敗に染まりやすくなり、無処罰状態との闘いが頓挫してしまう。その運営コストを賄うのに十分な資金が得られない裁判所は、途方もない料金を請求することで自己調達しがちである。こうした状況を踏まえれば、裁判所の公平性と独立性は疑問視されるとともに、裁判所は国民から遠い存在となってしまう。」（p16, パラグラフ58）同上情報源は、次のようにも述べている。

「捜査が適切な起訴または有罪判決につながるのは稀であることは言うまでもなく、治安部隊に加え、政治当局及び行政当局も引き続き裁判手続へ介入している。介入は訴訟手続の各段階で行われる。これは、調査開始の拒否、人権侵害容疑の兵士に裁判を受けさせることの拒否、あるいは恣意的に逮捕された人々の釈放拒否といった事例で明らかになっている。裁判官は犯罪調査を開始しようとする際によく脅迫を受ける。一つの例を挙げると、2010年8月12日に、以前は人民防衛国民会議(CNDP)のメンバーであったFARDC兵士のグループがゴマにある法務官事務所を包囲し、その日の早朝に逮捕されたワリカレに駐留する第212旅団の少佐の釈放許可を得た。」[19e]（p14, パラグラフ 50）

12. 11

2010年3月30日に公表された国連コンゴ民主共和国安定化ミッションに関する国連事務総長の第31回報告書には、次の記載がある。

「国連コンゴ民主共和国の民事裁判制度は依然として崩壊した状態にあり、憲法で想定される司法機関の多く、特に破毀院と憲法裁判所がいまだに設置されていない。民事裁判制度は国家予算の1%にも満たない枠内で運営されており、また財務、人事、事案追跡予算、調達及び資産管理を含む適切な行政制度も整備されていない。政府職員及び腐敗による裁判過程への介入が頻繁に行われたため、200名の治安判事に倫理と腐敗防止のための実践を教育しなければならなかった。裁判官及び検察官の数が5000名以上は必要との評価がなされているものの実際は1,400名にも至っておらず、被告弁護士を含め法曹関係者の数も限られている。法務・人権省による技術評価ミッションが対応すべき優先事項と課題は選挙に絡む紛争を処理する責務を担う正義平和審判所を設置することである。」[9a]（パラグラフ 49-50）

12. 12

国際危機グループは、2010年4月8日に公表された報告書‘コンゴ：民主的課題の行き詰まり’の中で、次のようにコメントしている。

「憲法は、司法が立法及び行政から独立していること、かつ、裁判官は法律自体以外の如何なる権限にも服さないことを定めている。しかし、この民主主義の原則を実現するためには、モブツ政権時代の司法組織を政治的権力に服することのない新たな高位の管轄権に取って代えなければならない。計画では、いまだに設置されていない憲法裁判所、国務院及び上訴裁判所と責務を共有している最高裁判所を廃止する予定である。憲法はまた、ほぼ法曹関係者のみから構成される高位司法院 (Higher Judiciary Council) の設置を定めている。この組織は、裁判制度を管理する高官に取って代わると考えられる。」 [18b] (p5)

軍事裁判所

12. 13

ヒューマンライツウォッチ (HRW) は、2011年度世界報告 (HRW 2011) の中で、治安部隊及び武装グループ内の裁判と説明責任に関して、「コンゴで行われている犯罪はほとんど処罰されておらず、犯罪者は司法の裁きを受けるというよりもむしろ報奨される場合が多い。」と述べている。 [10b]

12. 14

Africa Legal Briefは、2010年10月11日に公表された記事‘コンゴ民主共和国の残虐行為被害者には依然として遠い正義’で、次のようにコメントしている。

「コンゴ民主共和国の法律では、軍事裁判所のみが国際犯罪を裁くことができる。市民を対象とする刑法には戦争犯罪、人権侵害あるいは大虐殺に関する規定がないからである。戦争犯罪訴訟案件に対して裁判官の多くは、1988年国際刑事裁判所ローマ規程に照らして判決を下してきた。しかし、制度はあまり機能しておらず、裁判官は度々政治的な介入に屈すると報告されている。国連報告書が指摘するように、現行の民間裁判制度は、人事、輸送、訓練、職業開発、証人保護及び裁判所の独立性を確保するための十分な資金がなく、如何なる水準であっても公正な裁きを行えるような態勢にほとんどなっていない。」 [24a]

12. 15

USSD 2010は、次のように述べている。

「機能している民間の裁判所がないため、判決に関して大幅な権限を有し、その判決については民間裁判所への控訴も認められない軍事裁判所が年間を通じて、軍関係だけではなく民間の被告についても裁判を行っていた。国の一部地域、特に東部では、引き続き軍事裁判所だけが運営されていた…憲法は軍事裁判所の管轄範囲をFARDCとPNCのメンバーに限定していたが、年

末時点で、2002年軍事裁判法及び軍事刑法は憲法と一致していなかった。2009年8月、法務省は軍事裁判所と憲法との整合性を一部図るための改革に着手した。しかし現憲法の採択以前に実施されていた軍事裁判法は、年間を通じて依然として有効であった。同法は、被告が軍関係者であるか市民であるかを問わず、国家治安（兵士に関する犯罪を含む）及び‘戦争の武器’に関するすべての訴訟事案は軍事裁判所が裁判を行う旨を定めている。」[8b]（セクション1d）

12.16

USSD 2010は、次のようにも述べている。

「軍事作戦遂行中にFARDC将官が犯した人権侵害に対処するため、政府がこの年設置した戦時軍法裁判所（The Operational Military Court）は、低級将校犯罪者を若干名起訴することで一定の成果を挙げた。しかし、職員不足に加え、独自の調査能力及び上級将校を起訴する権限が欠けていることから、同裁判所が適正な裁判手続を尊重していることについての懸念が残っている。

「軍事裁判制度が引き受ける起訴の大半は依然として低級将校若しくは兵士を対象としたものであり、性的暴力行為を犯した中級若しくは上級の将官が調査されることは稀である。将軍で有罪になった者は、自らの行為あるいは自己の軍隊を制御できなかったことによって有罪になった将軍は1人もいなかったが、4月に1人の将軍（Jerome Kakwavu将軍）がレイプその他の犯罪で逮捕された。有罪になっても刑が執行されることは稀である。例えば、軍事裁判所は2009年7月、北キヴ州Rutshuruにおいて4人の女兒をレイプした罪でNdayambaje Kipanga中佐に有罪判決を下した。Kakwavu将軍逮捕の前、同中佐は有罪となったFARDC将官の中では最高位にあった。同中佐は2009年に逮捕されたが、2日間拘留の後、弛緩した拘留手続に乗じて脱走した。裁判所は同中佐不在のまま、有罪判決を下した。年末現在、同中佐は逃走中である。」[8b]（セクション 1d）

12.17

USSD 2010は、「2007年に人権に関する国連の駐在専門家は政府に対して、民間と軍事の管轄区域をより明確に分離すべきであると勧告した。この年、議会はこの勧告に対応するための行動を一切起こしていない。」と述べている。[8b]（セクション 1e）

12.18

HRW 2011は、次のように述べている。

「コンゴにおいて政府は、性的暴力犯罪を含む人権侵害の罪に問われている兵士に対する軍事的起訴件数を増加させた。但し、大半の被告の職位は低級である。注目すべき例外として、国連安全保障理事会及び人権擁護団体からの圧力を受けて、キンシャサの司法当局は2010年4月に、

レイプと拷問の戦争犯罪の罪でJerome Kakwavu将軍を逮捕した。Kakwavuは、コンゴ歴史上、レイプ犯罪で逮捕された初めての将軍である。」[10b]

上記に関連して、セクション 9 (治安部隊) も併せて参照されたい。

12. 19

HRW2011には続けて次の記載がある。

「もう一つの重要な画期的な出来事として、国連人権高等弁務官事務所は、1993～2003年の間に発生した国際人道法の重大な違反の事例617件を文書化したコンゴ人権マップに係る第1回目の報告書を10月1日に公表した。同報告書は、責任を負う主要なコンゴ及び外国の当事者（ルワンダ、ウガンダ、ブルンジ、アンゴラからの軍または武装グループを含む）の役割を示すとともに、犯罪に対する法の裁きを追求するために選択肢を提案した（コンゴ国内にコンゴ裁判官と国際裁判官から成る混成司法機関の設置に係る提案を含む）。特に、ルワンダとウガンダは同報告書を拒絶した。重要な声明の中で、コンゴ政府は同報告書を歓迎し、混成司法機関の選択肢を支援すると語った。」[10b]

12. 20

2010年3月30日に公表された国連コンゴ民主共和国安定化ミッションに関する国連事務総長の第31回報告書には、次の記載がある。

「軍事裁判機関は、民間と同様、依然として軍事裁判官や検察官の深刻な不足などの課題に直面している。818名が必要な軍事治安判事の内わずか350名のみが配置されている状況である。軍事裁判制度はしばしば政治的な介入及び上層部からの介入を受け、紛争の被害地域における治安判事の安全確保も十分ではない。この点に関して、MONUC及びUNDPは報告期間中に665名の軍事裁判職員を訓練した。」[9a] (パラグラフ 49-50)

独立性

12. 21

フリーダム・ハウスは、‘2011年度世界の自由に関する報告書’の中で、次のように述べている。

「独立性が保証されているにもかかわらず、司法は依然として腐敗と操縦に晒されやすく、裁判所制度は訓練された職員及び資源いずれにも不足している。大統領は2009年7月、職権濫用により、初代最高裁判所長を含む165名の検察官及び治安判事を罷免した。更迭過程におけるカビラの役割は悩みの種であった。刑務所の現状はしばしば劣悪であり、裁判前の長期拘留は一般的である。2009年3月の画期的判決で、軍事裁判所はマイ・マイ軍の武装解除を行わなかった政

府の責任を認めるとともに、マイ・マイ軍のリーダーのGedeon Kyungu Mutanga及びその他のマイ・マイ軍兵士20名を人権侵害の罪で有罪とした。しかし、大半の政府及び政府同盟部隊は依然として凶悪犯罪に対しても処罰されない環境を享受している。」 [14a]

12.22

USSD2010には、続けて次の記載がある。

「司法の腐敗は、特に治安判事の中に蔓延している。司法制度は国家予算の1%に満たない資金が運営されている。職員も不足しており、キンシャサの外ではその存在が極めて限られている。司法改革に関心を持つ国際NGOの調査では、司法部門予算の計画及び実行を妨げ続ける様々な課題が確認された。例えば司法部門に割り当てられた年間予算の減少、日常的に起きる裁判所職員の給料未払い、裁判運営費用の未割当及び司法部門に割り当てられた資金の利用に関する透明性の欠如などである …1,500名に満たない治安判事（最下級裁判所に務める裁判官）が全人口に役務提供している状況で、その3分の2は首都のキンシャサ及びマタディ（バ・コンゴ州）、ルブンバシ（カタンガ州）に居住している。裁判所の数は200を割っており、その内およそ50だけがこの年機能していた。」 [8b]（セクション1d）

腐敗

12.23

司法に関して、USSD2010には、続けて次の記載がある。

裁判及び刑罰制度における腐敗は引き続き深刻な状況である。

農村部では、半径300マイル内に裁判所のないことが度々ある。裁判はその都度、都合のつく当局の手で行われることから、腐敗と権限濫用の機会が異常に多くなる。この年、オブザーバーの中には、行政及び立法部門のいずれも司法部門を脆弱で非効率なままにしておくことに満足していると断言する者もいた。その方が両部門の権限を保護し、また結果に対して責任を負うことなく腐敗や人権侵害行為に勤しむことができるというのである。脆弱な財務管理と裁判制度の機能不全に乗じて職員は処罰されないまま腐敗行為に携わっている。多数の公務員、警察官及び兵士は、数年の間給料を支払ってもらっていない、不規則に給料を受け取る、あるいは家族を養うための十分な給料を稼いでいない状況にある。国の全域にわたる …腐敗、地域特有の腐敗及び政治介入の温床となるすべての要因により、金銭あるいはコネを有する者は誰でも確実に捜査、起訴及び判決を回避することが出来る。裁判官の任命、罷免及び昇格に際しては政治的介入を頻繁に受ける。」 [8b]（セクション 1d, 恣意的な逮捕または拘留）

公正な裁判

12. 24

USSD 2010は、次のように述べている。

「法律は司法の独立性を定めている。しかし、司法は非効率的で腐敗しており、また影響を受けやすくなっている。裁判官は報酬も微々たるもので、官僚その他の有力者から影響や抑圧を受けやすくなっている。」 [8b] (セクション 1e)

12. 25

USSD2010には、続けて次の記載がある。

「民間の裁判制度は一貫して司法を執行しておらず、国際社会や市民から無効で腐敗していると広く非難されている。憲法は新たな司法機関を定めており、従前に存在していた治安判事の任命及び罷免に関する大統領の権限を剥奪することにより独立した司法のための基盤を築いた。憲法は最高裁判所の機能を、憲法裁判所、上訴裁判所、行政監視機関及び同国の最高司法監督機関であり裁判官及び検察官を律し、司法を行政の恫喝や操縦から保護する役割を担う治安判事高等審議会 (High Council of Magistrates (CSM)) に分割した。しかし、2009年末までに、CSMは十分に機能しておらず、憲法裁判所、上訴裁判所または行政監視機関を設置するための法律も公布されなかった。2006年憲法により定められた司法機関が存在しない状況で、最高裁判所、上訴裁判所、高等裁判所 (Tribunal de Grande Instance) 及びTribunaux de Paixとして知られる軽犯罪裁判所を含む既存の体制が引き続き運営されていた。」 [8b] (セクション 1e)

12. 26

USSD 2010は、次のようにも述べている。

「憲法に定められた新たな体制は、裁判を利用する機会を増やすことを一部意図していたが、政府は依然として数十年前に公布された法律が導入した体制を実施していなかった。例えば、5年未満の懲役刑となる犯罪の訴訟を取り扱う軽犯罪裁判所の設置を定めた1982年法は各都市及び農村部に1か所ずつ設置することを定めている。国際法曹協会が設立した人権協会 (IBAHRI) 及び国際司法支援協会 (ILAC) による2009年8月報告書によれば、この法律が実施されれば、軽犯罪裁判所は180になるはずであるが、実際はわずか58が設置され、さらにその内45だけしか機能していない状況であった。」 [8b] (セクション1e)

12. 27

同上情報源は、次のように述べている。

「民間の裁判所は、訴訟その他の紛争のために存在するが、国民からは腐敗していると広く見られている。高額な賄賂を支払う用意のある当事者は一般に有利な判決を受けるものと考えら

れている。個人はその大半が訴訟提起に関して、しばしば要求される法外な料金を支払う余裕がない。法律は、民間の裁判において市民が無料で弁護士を利用できることを定めているが、実際のところは、キンシャサ外の地域における治安判事は膨大な取扱件数に過度の負担を強いられる状況が続いている。キンシャサ外で費やす時間が少ない場合が多い弁護士に継続したサービスを求めるのも困難である。特に人権侵害に取り組む民間の裁判所は全く存在しない。」 [8b] (セクション 1e)

刑法

12.28

Hauser Global Law School Programmは、2010年8/9月に更新した‘コンゴ民主共和国 (DRC) の法制度及び調査：概観’の中で、次のように述べている。

「主に1940年刑法典において定められたコンゴ刑法は、市民に対する普通刑法と軍事刑法の2部門に分けることができる。両法に対応する刑事訴訟法と軍事刑事訴訟法がそれぞれ普通刑法と軍事刑法の実施について定めている。刑法は 2010年4月に最新の改正分と補足条項を組み込んで更新された。刑法に加え、特別立法が刑法を除くコンゴ法の他分野における追加的な法律となっている。刑法はまた、犯罪未遂、常習的犯罪、一個の行為が二個以上の罪名に触れる犯罪、共同犯罪、正当防衛及び釈明の根拠、情状酌量及び刑罰の延長も対象とする。コンゴ議会は2006年7月に刑法と民事訴訟法を、性犯罪についてより進歩した定義を定めることにより修正した新たな法律（性犯罪修正）を採択した。この修正は、問題を抱えた同国東部において疫病的な割合にまで達した性的暴力の懲罰への政府の対応を示している。

「ベルギー法やフランス法と異なり、コンゴ法は重罪 (crimes) , 軽罪 (délits) , 及び違反 (contraventions) を区別していない。コンゴ法では、普通、軍事を問わず、刑法に違反することを違反行為 (infraction) と呼ぶ。」 [86a] (刑法, 概観)

13. 逮捕及び拘束 - 法的権利

13.01

米務省は、2011年4月8日に公表した‘2010年度人権慣行に関する国別報告書’ (USSD2010) で、次のように述べている。

「法律により、6か月以上の懲役となる犯罪については令状が必要である。被拘留者は、48時間以内に治安判事に出頭しなければならない。当局は被逮捕者に、その権利と逮捕理由を知らせなければならない。捜索している本人ではなく家族を逮捕してはならない。当局は、債務や民事犯など重罪ではない犯罪で人を逮捕してはならない。当局は被逮捕者が家族に連絡をし、弁護

士に相談することを許可しなければならない。実際は、治安担当官は、日常的にこうした要件すべてに違反していた。保釈制度は全く機能しておらず、被拘留者は、お金は支払えないとしても、弁護士と接触できることはほとんどなかった。当局はしばしば、容疑者を、ANRやGRが運営する違法な施設を含み、他者との連絡が遮断された場所で拘留し、その拘留の事実を認めなかった。

「年間を通じて、治安部員は、政府の反対者及び非難者を、認められるような罪も犯していないのに、しばしば国家治安の名目の下に、またしばしば弁護士への連絡など適正な手続をとらずに、逮捕し、拘留した…警察はしばしば起訴手続をとらずに、また家族から金を強要するために、人々を恣意的に逮捕し、拘留した。」 [8b] (セクション1d, 逮捕手続及び拘留中の扱い)

13.02

同報告書はまた、次のようにも述べている。

「…憲法は推定無罪を規定している。しかし、実際は、大半の被拘留者は既に有罪になっているかのような扱いを受けた。政府が許可しているにもかかわらず、いくつかの事例において、弁護士はしばしば被告と自由に接触できなかった。裁判長の裁量によってのみ、公衆は裁判を傍聴することができる。陪審員制度はとらない。裁判中、被告は弁護士を同席させる、または弁護士をつかさどる権利を有する。しかし実際上、これらの権利がいつも尊重されるわけではない。被告は国家治安裁判所が裁定する国家治安、武装強盗、密輸に関係する事案を除いて、大半の訴訟において控訴する権利を有する。被告は証人に対峙し、質疑を行う権利を有し、また自己の防御において、証拠や証人を提示・提供することができるが、実際上この権利はいつも守られているわけではない。」 [8b] (セクション 1e, 裁判手続)

13.03

同報告書は、「女性や特定の民族グループについて、これらの権利が組織的に否定されたという報告はなかった。」と述べている。 [8b] (セクション1e, 裁判手続)

14. 刑務所及び拘束施設の状況

14.01

国連コンゴ民主共和国ミッションに関する事務総長の第31回報告書 (2010年3月30日付) は、次のように述べている。

「刑務所制度は引き続き、食料不足、ひどい満杯状態、医療設備不足を含み最悪の拘留状態によって特徴付けられていた。被拘留者が餓死したいくつかの事例があった。刑務所の運営コス

ト（食料やその他の必需品を含む）をカバーする予算が全く割り当てられていないことから、被拘留者が餓死したいくつかの事例があった。警備体制は最低レベルであり、各刑務所での脱獄率が高い理由となっている。刑務所に勤務する職員のおよそ95%は公務員ではなく、自薦であり、その職責に関して正式な訓練を受けてはいない。刑務所長を含み刑務所職員のための訓練施設はない。それぞれが刑務所部門に関与している法務・人権省、防衛省、内務省との間に、正式なあるいは実質的な協調関係は見られない。コンゴ民主共和国内にいるおよそ1万8千人の被収容者の内、少なくとも70%が裁判前拘留であると推定されている。同国の軍事刑務所で運営できているところは全くない。」 [9a]（パラグラフ 51）

14.02

フリーダム・ハウスは、「2011年度世界の自由に関する報告書」のコンゴ民主共和国編(FH 2011)（2011年5月16日公表）の中で、「刑務所は底知れない状況であり、裁判前の長期間にわたる拘留は日常茶飯である。」と同調している。 [14a]

14.03

米国務省は、2011年4月8日に公表した「2010年度人権慣行に関する国別報告書」のコンゴ編（USSD 2010）で、次のように述べている。

「同国の法務相は、国際社会へ緊急支援を求める際に、刑務所を「死の館」と形容した。ASADHO[L' Association Africaine de defense des Droits de l' Homme]の報告書「Rule of Law Put to the Test」（岐路にたつ法の支配）（2009年 4月）によると …看守は少なく、給料も支払われないことがよくあった。中には家もないため、刑務所内で寝泊りするものもいた。国連事務総長によると、刑務所に勤務する職員のおよそ95%は公務員ではなく、自薦であり、その職責に関する正式な訓練を受けていなかった。刑務所長を含めた刑務所職員のための訓練施設はなかった。当局と監視が存在しないことから、被拘留者の死亡と人権侵害が見られた。例えば、UNJHROは、1月31日、ブカブの中央刑務所の被収容者が、同じく収容されている 6人によって縛り付けられ、撲殺された。」 [8b]（セクション 1c, 刑務所及び拘留施設の状況）

14.04

USSD2010は、「被拘留者に男性、女性、子供の別あるいは市民、軍兵の別はなかった …大規模の刑務所には女性や年少者用の施設を設けているところもあるが、他は通常、専用施設を有していなかった。」とコメントした。 [8b]（セクション 1c, 刑務所及び拘留施設の状況）

14.05

USSD 2010には、続けて次の記載がある。

「小規模の拘留施設の状況はさらに悲惨であった。極度の満杯状態で、トイレやマットレス、

あるいは医療手当もなく、被拘留者に与えられる照明、空気及び水は十分ではなかった。元々は短期的な被拘留者を収容する目的であったが、しばしば長期にわたる収監のために使用された。通常は専用の資金もなく運営され、最低限の規則や監視の下、情報筋は、拘留施設当局はしばしば恣意的に被拘留者を殴打、拷問した。看守は、被拘留者と面会し、食物や必需品を差し入れる許可を与える見返りとして、度々家族やNGOから賄賂を強要した。」[8b]（セクション 1c、刑務所及び拘留施設の状況）

裁判前拘留

14.06

USSD2010は、次のように述べている。

「しばしば数か月から数年にもなる裁判前拘留の長期化は引き続き問題である。というのは、国連によると、被収容者の少なくとも70%が被拘留者で占められているからである。3月、国連事務総長潘基文（パン・ギムン）は、国全体の1万8千名の被収容者の内、少なくとも70%が裁判前被拘留者であった、と報告している。7月、バンドゥンドゥの市民社会リーダーたちは、ブルング刑務所の被収容者は裁判前に平均して2～3年間拘留されていた、と報告した。裁判の遅れは、司法の非効率性、腐敗、財政制限及び職員不足などの要因によるものであった。刑務所職員は、組織不在、司法の非効率性、あるいは腐敗のために、刑期が満了した後もしばしば拘留し続けた。刑務所の記録は極めて不十分な状態であり、当局は、受刑者が刑期を終えた後も収監し続けた。」[8b]（セクション1c、刑務所及び拘留施設の状況）

14.07

同報告書は、続ける。

「刑務所職員は裁判前被拘留者を有罪の囚人と一緒に収監し、両者を同様に扱った …メディアの報告によれば、赤道州のGemene刑務所では、未処理となっている裁判前拘留の事案が増えており、刑務所の収容能力と同地域を担当するたった1人の検察官の処理能力を上回ってしまう状況となった結果、11月16日、食料不足を理由におよそ200人の裁判前被収容者が暴動を起こし脱走した。その内わずか一握りの被収容者が再検挙されたと報じられた。」[8b]（セクション1c、刑務所及び拘留施設の状況）

14.08

同報告書は、次のようにも述べている。

「子供たちの多くは、裁判官、弁護士、民生委員にも会わず、裁判前の拘留に耐えた。孤児となった子供たちの場合は、裁判前拘留は数か月から数年に及ぶことが度々あった。2009年2月、国連児童の権利委員会（UNCRC）は、2009年1月に公布された子供保護法は、2011年までに少年

裁判所の運営を開始する旨定めている、と述べた。しかし、UNCRCは、司法制度が若年者を裁定する方法や若年者裁判制度の欠如について懸念を表明した。」[8b]（セクション 1c, 刑務所及び拘留施設の状況）

14.09

国連コンゴ民主共和国ミッションに関する事務総長の第31回報告書はまた、「コンゴ民主共和国内にいるおよそ1万8千人の被収容者の内、少なくとも70%が裁判前拘留であると推定されている。同国の軍事刑務所で運営できているところは全くない。」と述べている。[9a]（パラグラフ 51）

上記に関して、セクション13（[逮捕及び拘束 - 法的権利](#)）を参照されたい。

刑務所の記録

14.10

コンゴ民主共和国ミッション；‘超法規的・略式・恣意的処刑調査に関する特別報告者の国連報告書’（SRレポート 2010）（2010年6月14日公表）は、次のように述べている。

「刑務所制度はそのように混乱しているため、同国の刑務所数や受刑者数さえも不明である。有罪判決を受けた犯罪者の刑期に関する正確な記録も維持されていない。最高裁判所の裁判官が説明したように、刑事裁判制度において、監視と記録保管が極めて貧弱なため、受刑者は、単に当局が釈放の時期を知らないということだけで、刑期を過ぎても収監され続けることがあり、これが満杯状態、怒り、刑務所内暴力につながることになる …ほとんど存在しない記録と監視が意味するのは、刑務所内で実際に何人が死亡したのか不明であるということだ。但し、ある情報筋が提供した情報によれば、2009年では、キンシャサの1刑務所だけで23件の死亡が記録されている。」[37b]（p19, vi 刑務所内の死亡）

刑務所の状況

14.11

USSD2010は、次のように述べている。

「MONUSCOによれば、2009年で、同国の230の刑務所の内、実際に囚人を収監していたところは90か所未満であるが、同年、政府が公式に刑務所を閉鎖したという報告はなかった。長年の間機能していなかった数十の刑務所は閉鎖されたままであった。大半の刑務所は荒廃し、全く手入れもされていなかった。[同年]国連事務総長は、刑務所収容者数は収容能力を600%上回ったと報告し、食料と医療不足、時代遅れの刑務所法及び規則、そしてインフラや刑務所看守の

訓練の深刻な不足状態について懸念を表明した。」[8b]（セクション 1c, 刑務所及び拘留施設の状況）

14.12

USSD2010は、次のようにも述べている。

「同国の刑務所制度を評価する一方、国連平和維持軍内の「法の支配と治安施設に関する事務次長であるDimitri Titovは、2009年7月、北キヴのゴマにある刑務所を視察し、そこで150名の受刑者用に建設された刑務所施設が850名を収容しており、その内の650名はまだ裁判を受けていないことがわかった。刑務所に男性、女性、子供の別あるいは市民、軍兵の別がなく、Titov氏は全く受け入れられないとみなした。Titov氏は、その荒廃した刑務所での満杯状態はあまりにひどく、被収容者は通路や汚水処理タンクの隣で眠るはめとなり、その結果、同氏が非人間的な状況と形容する場所ですぐに病気が蔓延する状態となっている、と語った。同氏はまた東部州のブニアにある刑務所を視察し、そこで被収容者数が収容能力を250%超過していることがわかった。」[8b]（セクション 1c, 刑務所及び拘留施設の状況）

14.13

同報告書には、続けて次の記載がある。

「大規模の刑務所には女性や年少者用の施設を設けているところもあるが、他は通常、専用施設は有していなかった。国家治安を根拠に検挙された個人は特別の場所で拘留された。政府の治安サービスは、しばしば秘密裡に、そのような受刑者を秘密の刑務所に移送した。国連事務総長の3月報告によると、民間用と軍事用の刑務所及び拘留施設は、兵士と市民と一緒に収監した。というのは軍事用の刑務所で機能しているところは全くないからである。」[8b]（セクション 1c, 刑務所及び拘留施設の状況）

14.14

SRレポート2010は、「中央政府は、国全体でわずか1刑務所だけに予算をつけている。残りは自立が要求されている。刑務所の中には、州当局から支援を受けているものもあるが、多くは個々の刑務所運営責任者が引き出した私的支援に全面的に依存している。」と述べている。[37b]（p19, パラグラフ 82, vi刑務所内の死亡）

14.15

USSD 2010は、次のように述べている。

「刑罰制度は財源不足の状態であった。大半の刑務所は満杯状態であり、貧弱に維持され、衛生設備も不足していた。キンシャサのPenitentiary and Reeducation Center (CPRK) [刑務所兼再教育センター]を除くすべての刑務所において、政府は、長年の間、食料を提供してこなか

った。受刑者の友人や家族は、調達できる食料や必需品を差し入れた。栄養失調は蔓延し、受刑者の中には餓死する者もいた。刑務所職員は度々受刑者の家族に対して、受刑者への食料差し入れを許可する見返りに賄賂を支払うよう強要した。ブニア中央刑務所の看護婦によると、2009年、多くの受刑者が治療のために病院への移送を必要とする深刻な状態にあったが、度々拒否された。」[8b]（セクション 1c, 刑務所及び拘留施設の状況）

14.16

USSD 2010には、続けて次の記載がある。

「一部の刑務所内の一時的な監房は、極度に狭かった。多くは、窓、照明、電気、流水、あるいはトイレ施設がなく、携帯できる水の利用もできず、また温度調整された監房は皆無であった…ASHDHOによると、刑務所や拘留施設での寝床の手配は階層制で、腐敗していた。満杯状態のため、最良の睡眠場所はお金を支払うことができる人間に提供された。階層制の最下層にいる受刑者はセメントの床か外の中庭で眠るしかなかった…健康管理や医療手当ては不十分なままであった。また伝染性の病気が蔓延していた。稀に刑務所内の医者が治療を施すことがあるが、往々にして医薬品や医薬器具が不足していた。」[8b]（セクション 1c, 刑務所及び拘留施設の状況）

14.17

USSD2010は、次のようにも述べている。

「暴力、特に性的暴力は、HIV/AIDSなどの生命を脅かす病気とともに、引き続き刑務所内における深刻な問題であった。男性の受刑者は、男性、女性、子供を含む他の受刑者をレイプした。その年に記録された刑務所レイプ事件を引用して、ASADHOは、2009年6月、‘女性は頻繁にレイプされ’、刑務所レイプは‘時に刑務所当局と共謀して行われた’、と報告した。ASADHOはまた、男性、特に新たな被収容者は、刑務所のギャングによって男色行為の犠牲になった、と述べた。2009年6月、北キヴのゴマにある中央刑務所での脱走未遂とその後の暴動の最中に、23人の被収容兵士が23名の女性をレイプした。PNC将校は、犯罪者1人を銃殺した。」[8b]（セクション 1c, 刑務所及び拘留施設の状況）

刑務所内の死亡

14.18

SRレポート2010は、次のように述べている。

「コンゴ民主共和国の全域にわたる刑務所での残虐な状況を受けて、被収容者は頻繁に死亡してしまう。法務相は、刑務所の状態は‘悲惨’であり、被拘留者の多くが餓死してしまうことを認めた。政府は最低限の拘留状態を確保するという責務さえも遂行できていない。その結果、

受刑者は防ぐことのできた原因により死亡してしまい、また定期的な暴動や脱走も起きている。」 [37b] (p19, パラグラフ 82, vi刑務所内の死亡)

14. 19

USSD2010も同調する。

「悲惨な生活環境，栄養失調，医療不足により，被収容者の死亡はよく見られた。例えば，2月12日，西カサイ州にあるチカパ刑務所の36フィート×23フィートの広さの監房に191名が拘留された。換気もないため，窒息で3名の被拘留者が死亡する結果となった。また2月，UNJHROは，全国で，主に劣悪な拘留環境による拘留中の死亡7件の事例を文書化した。バンドゥンドゥ州にあるブルング刑務所では7月の2週間で，3名の被収容者が餓死した。6月26日には，同州のイデオファ刑務所で被収容者1名が，治療は国家の義務であるにもかかわらず，必要とする治療の費用が支払えなかった後で，死亡した。6月8日と11日，マニエマ州のカレミ中央刑務所では，被収容者2名が，病気でカレミ総合病院に入院した数日後に死亡した。」 [8b] (セクション 1c, 刑務所及び拘留施設の状況)

14. 20

USSD2010には，続けて次の記載がある。

「2009年7月，UNJHROは，ブニア刑務所で，受刑者が栄養失調や結核などで瀕死の状態にある，と報告した。現地のNGO Me Lonjiringaは，2009年7月，ブニア刑務所の物理的かつ衛生的状態がそれほど劣悪なため，拘留されることは「死の宣告」を意味する，と報告した。国連人権高等弁務官Navi Pillayは，2008年3月～2009年3月の間に少なくとも65名の受刑者が死亡した，と報告した。Pillayは，コンゴ刑務所に収監すること自体が，しばしば残酷で，非人間的な，あるいは侮蔑的な扱いを意味する，と締め括った。」 [8b] (セクション 1c, 刑務所及び拘留施設の状況)

脱走

14. 21

USSD2010は，次のように述べている。

「UNJHROによると，極めて多くの受刑者が，しばしば確実に餓死するのを避けるため，脱走を企てた。UNJHROによれば，6月，全国で様々な刑務所から被収容者140名が脱走し，その内わずか23名しか再逮捕されなかった …全州で受刑者は日常的に刑務所から脱走した。一部の事例では，重大な犯罪により拘留された，あるいは有罪判決を受けた治安部員が軍関係者によりあるいは給料未払いの看守を贈賄して刑務所から釈放された …設備は最低レベルのままであり，受刑制度全般における高水準の脱走につながっている。国連特別報告官及び代表7名による2009年

3月の報告書によれば、‘おそらく司法制度の最も弱い部分である受刑制度の悲惨な状況が、容疑者や犯罪人（しばしば当局の黙認により、「脱走」する著名な犯罪者を含む）の脱走を容易にしている。’こうした状況を踏まえ、また一般的に劣悪な刑務所環境に照らし、刑務所改革が絶対的に必要である。」[8b]（セクション 1c, 刑務所及び拘留施設の状況）

ゴマ刑務所

14. 22

国連特別報告官が東部州のブニアにある刑務所を視察し、刑務所収容者数が収容能力を250%上回ったことがわかったものの、同氏は、自分が見た中ではゴマ刑務所が最悪であると述べた。[37b]以下に、全国の刑務所状態を示す事例を提供する。

14. 23

USSD2010は、次のようにコメントしている。

「同氏『国連平和維持軍内の「法の支配と治安施設」に関する事務次長であるDimitri Titov』は、紛争後のアフリカ諸国の刑務所を多数視察して回ったが、ゴマにある刑務所が、‘私が見た中では最悪である’と判断した。」[8b]（セクション 1c, 刑務所及び拘留施設の状況）

14. 24

特別報告官は、次のように報告している。

「ゴマ中央刑務所で、[特別報告官が]当局や被拘留者と面談をした。大半のコンゴ刑務所と同様、同刑務所は受刑者たち自身によって管理されている。国家当局は、施設の外で看守としての役割を果たしているだけである。従って、刑務所内暴力が日常茶飯であることは十分予測できる。訪問する監視者の安全が確保されないため、独立した監視は厳しく制限されている。2009年6月、刑務所で反乱があり、脱走が企てられた。警備があまりに貧弱だったため、男性受刑者は刑務所の女性用区域に押し入り、およそ20名の女性被拘留者をレイプした他、警察官1名と受刑者1名を殺害した。この事件が発生する前に、軍事裁判所でレイプの有罪判決を受けた受刑者 François Gacabaは、刑務所を襲撃した60名の武装集団により自由の身になった。」[37b] (p19, vi刑務所内の死亡)

14. 25

特別報告官は続けて次のように述べている。

「刑務所の満杯状態はまた全国に蔓延している。ゴマ刑務所は150名収容用として建設された。しかし私の視察時点では、女性11名、子供8名を含む793名の被拘留者がいた。同刑務所運営責任者は、常に食料が不足している、と語った。被拘留者は、医療サービスが全くないため、下

痢などの病気による死亡が頻発した、こうした死亡は予防できたはずだ、と報告した。また被拘留者は、刑務所内の暴力が甚だしいと報告し、食料は刑務所の責任者から週に一度受けるものの、最強の受刑者がそのほとんどを取ってしまう、と語った。受刑者の多くは、裁判官にも検察官にも決して面会することはなかった。」 [37b] (p19, vi刑務所内の死亡)

15. 死刑

15.01

外務・英連邦省は、「人権と民主主義 外務・英連邦省 2010年度報告書」(2011年3月31日公表)の中で、「(2010年)11月、コンゴ民主共和国議会は死刑廃止を目指した法案を多数決で否決した。しかしながら、実際には死刑執行の猶予期間がある。」と述べた。[4b]

15.02

アムネスティ・インターナショナル(AI)は、その報告書「死刑及び執行、2010年」(2011年3月28日公表)の中で、「2010年には、コンゴ民主共和国を含む数か国において、国際的な公正基準に満たない裁判の後で、死刑が適用された。」と述べている。[16f] (p12)

15.03

2010年の出来事を対象にしたAIレポート2011「世界の人権状況」のコンゴ民主共和国編(AI Report 2011)(2011年5月13日公表)には、「年間を通じて、軍事裁判所は、市民を含む数十名の人々に死刑を宣告した。執行については報告されていない。11月25日、国民議会は死刑廃止に係る法案を協議する提案を否決した。」と記載してある。[16a]

15.04

Hands Off Cain(死刑廃止を支持するイタリアの人権団体)も、次のように述べている。

「最後の死刑執行は2003年1月7日に行われた。国家転覆、反逆、武装強盗、組織犯罪への参加などの罪に問われた15名がキンシャサのヌジリ空港近くの軍事キャンプで秘密裡に処刑された。これが、1999年12月10日に人権相Leonard She Okitunduが発表した死刑執行猶予期間の解除(2002年9月23日付)以来行われた初の死刑執行として知られている。死刑執行は、1997年の設置以来約200名の個人の処刑に責任を負ってきた特別巡回裁判所Court d'Ordre Militaire(COM)[軍事裁判所]の命令によるものであった。COMは2003年4月24日に廃止された。2003年6月28日、Hands Off Cainのキンシャサ派遣団との面談の最中、ジョセフ・カビラ大統領は、父ローランの暗殺の罪を問われている男たちに対してであっても、死刑執行は承認しないことを宣言した。それ以来、裁判所及び軍事裁判所により多数の死刑判決が下されてきたが、執行されたものはない。」[63a]

16. 政治的所属

このセクションは、セクション 17（[言論及び報道の自由](#)）及びセクション 18（[人道主義者、人権機関、団体及び活動家](#)）と共に読まれるべきである。また、政党/グループの概要についてはセクション 6（[政治制度](#)），その詳細については付録Bも併せて参照されたい。

16.01

難民研究センターは、「強制移民政策、状況説明8、コンゴの安定化」（2011年12月公表）と題する記事の中で、次のように述べている。

「コンゴの画期的出来事である2006年選挙に続き、国際社会は、新たに選出されたリーダーが全国、特に東部の包括的平和を構築する上で、生産的な利害関係者になることを当然のことと考えていた。カビラ大統領の国際的なポーズにもかかわらず、直近の5年で、政府の関心は、国民の利益に供するための民主的で公正な平和構築よりも、自己の権力を保持、増幅することにあつたことが分かった。意義のある改革が存在しない中、安定化はコンゴ紛争のピーク時に存在した者たちの権力の力学に沿ってガバナンスが構築される政治的環境下で進められた。こうした力学は地方、国家いずれのレベルにおいても責任あるリーダーが不在であること、また公式な権限がキンシャサに集中していることで明らかにされている。」 [87a] (4, コンゴの安定化：政治)

政治的表現の自由

16.02

米務省は、2011年4月8日に公表した‘2010年度人権慣行に関する国別報告書’のコンゴ編（USSD2010）で、「憲法は、市民に対して、政府を平和的に入れ替える権利を与えている。また市民は、普通選挙権に基づく大統領、議会及び州の信頼できる選挙を通してこの権利を行使した。」と述べている。 [8b] (セクション 3)

16.03

同報告書には、続けて次の記載がある。

「一般に、個人は、公的な報復に晒されずに、私的に政府、官僚、私的な市民を批判することができるものと考えられる。しかしながら、紛争や反乱、天然資源の管理、腐敗などの問題に係る政府官僚や政府行動若しくは決定に対して公的に批判した場合、時として厳しい対応を受ける。特に大統領の支配下にあるANRからしばしば受ける…2008年、ANRは、現地の市民と政治

について議論したという理由で、民主社会進歩連合のGomaのメンバーを恣意的に逮捕し、数日間にわたって拘留し、虐待したが、政府は、それに関与したANRの職員に対して如何なる行動もとらなかった。」[8b]（セクション2. 市民の自由に対する敬意）

16.04

同報告書は、次のように述べている。

「2006年6月の大統領及び議会選挙、そして2006年10月の大統領決選投票は、カーター・センターやEUオブザーバー団によって信頼できると判断された。国連安全保障理事会宛国連事務総長の2009年12月報告書によると、上院は、大統領の任期制限、脱中央政権化プロセス及び司法の見直しを含む憲法改革に係る勧告を策定するための特別委員会に参加するメンバーを2名指名した。年末現在、更なる行動はなかった。

「その年、予定された選挙に対する投票者の登録手続が、バ・コンゴ州を皮切りに再開された。全国の投票者の登録手続は鈍く、また治安問題や資源不足によって妨げられた。

「7月、カビラ大統領は、国民議会の下で採択された国家独立選挙管理委員会（CENI）に係る法律を公布した。同法律に基づき、国民議会は7名の委員会メンバー（4名は与党連立グループのANP、3名は野党）を指名することになっていた。指名を決定するために必要な法律は、年末までには、まだ採択されていなかった。

「8月、独立選挙管理委員会は新たな選挙日程を公表した。同日程によれば、繰り返し延期となっていた地方選挙は2012-13年に行われる予定であった。次の大統領及び議会選挙は、2011年11月に予定されていた。」[8b]（セクション3）

16.05

フリーダム・ハウスは、2010年の出来事を対象にした‘2011年度世界の自由に関する報告書’（2011年5月公表）の中で、次のように述べている。

「コンゴ民主共和国は選挙による民主主義ではない。2006年選挙は、前回の投票に比べて格段の進歩を遂げたが、深刻な問題が残った。野党の民主社会進歩連合(UDPS)は、憲法に係る国民投票のボイコットを訴えた結果として参加しなかった。国際オブザーバーは、投票者登録に係る不正行為に気づいた。またキャンペーン期間には、野党の闘士と政府軍との戦闘や、野党党首のジャン・ピエール・ベンバの命を狙った企てが行われた。2007年上院選挙は投票買収疑惑によって阻害された。2010年8月、解散予定の独立選挙管理委員会（CEI）は、第1回目の大統領選挙を2011年11月の予定とする新たな選挙日程を公表した。提案された大統領選挙日程は、憲法が規定する5年制限を若干超えるものであった。地方選挙は当初、2005年に予定されていたが、

2013年まで延期された。しかし、7月にローラン・デジレ・カビラ大統領が創設した新独立国家選挙管理委員会（CENI）が日程を尊重するかどうかは不明なままである。CENIの独立性の可能性も疑問に付された。というのは7名のメンバーの内4名が大統領の連立グループから指名されるからである。また2010年、政府は投票者が再登録するとともに、新選挙カードを申請しなければならないと発表し、東部の各州の人々の間に不安を掻き立てることになった。東部の人々の選挙カードは、しばしば市民であることを示す唯一の証明書としての機能を果たしていた。」 [14a]

上記に関連して、セクション 17（[言論及び報道の自由](#)）を参照するのが有用であろう。2011年選挙に関する情報については、「[最近の展開](#)」のセクションを参照されたい。

結社と集会の自由

16.06

USSD 2010は、「憲法は結社と平和な集会の自由を定めている。しかし、政府はしばしばこの権利を制限した。」と述べている。 [8b]（セクション2，市民の自由に対する敬意）

16.07

同報告書は、続けて「政府は、公共の行事の主催者に、事前に現地の当局に届け出ることを要求している。当局が承認を与えない場合には、予定された行事を通知されてから5日以内に書面でその旨伝えなければならない。国家治安部隊はしばしば未届けの抗議や行進、集会を取り締まった。時によりデモの許可は下りなかった。」と述べている。 [8b]（セクション2，市民の自由に対する敬意）

16.08

国連人権事務所高等弁務官は、コンゴ民主共和国における選挙前期間の人権と基本的自由に係る国連合同人権事務所の報告書（2011年11月公表）で、次のように述べている。

「検証期間中（2010年11月～2011年9月）、国連合同人権事務所（UNJHRO）は政治的活動が増加すると共に、政党メンバー、ジャーナリスト、人権擁護者を標的にした人権侵害の懸念される件数に留意した。憲法の保障にもかかわらず、意見を表明し、集会と結社の基本的な自由を求める人たちは、しばしば国家職員によって人権侵害の対象にされ、身体の完全性に関する権利が侵されるのを見た。2010年11月1日から2011年9月30日までの間、UNJHROは、深刻さの程度は様々であるが選挙過程に関連していると思われる人権侵害の事例188件を文書に記録した。政党とそのメンバーの多くは自由を奪われ、あるいは虐待や脅迫の対象になったことから、とりわけ同国東部の状況が懸念された。同時に一部の政党はその支持者に十分な制限を課さなかったため、政治的な示威活動中、暴力的な行為や公の秩序を満たす行動が見られた。」 [19g] (p4, 要

約)

16.09

同報告書は、次のようにも述べている。

「本報告書は、コンゴ民主共和国における民主主義の確立に係る一部の側面、また、特にこの数か月間政治的デモの最中に秩序を維持する任務を担った一部の警察部隊の行動において、進捗が見られたことを認める。にもかかわらず、本報告書が留意した違反の大半は、野党、特に民主社会進歩連合(UDPS)とthe Union pour la nation congolaise (UNC)のメンバーまたは支援者を標的にしていた。また本報告書は、政治的プレーヤーによる国家警察、情報、司法部門による統制の懸念される傾向についても留意している。」[19g,] (p4, 要約)

選挙前の政治的自由、表現の自由、結社の自由に関する詳細な情報については、「[コンゴ民主共和国の選挙前期間中における人権と基本的自由に係る国連合同人権事務所の報告書](#)」(2011年11月公表)を参照されたい。[19g]

16.10

USSD2010は同調して、次のように述べている。

「国家治安部隊はしばしばデモ行進者を逮捕した。例えば、4月12日、警察は予定される憲法改正に抗議していた野党の民主社会進歩連合(UDPS)のメンバー5名を逮捕した。また、4月24日、1党制度を廃止する政府決定の50周年を祝うために集合したUDPSメンバーを警察が殴打した。さらに、9月26日、キンシャサで、警察は、政治的集会の間、公共の秩序を乱したとして、UDPSのメンバーと支持者27名を検挙した。9月30日には27名全員が釈放された。」[8b] (セクション2, 市民の自由に対する敬意)

上記に関連して、セクション 17 ([言論及び報道の自由](#)) も参照されたい。

対立グループ及び政治活動家

対立政治グループと2011年選挙に関しては、[国連コンゴ民主共和国安定化ミッションに関する国連事務総長の国連安全保障理事会宛報告書](#) (2011年10月24日付)を参照するのが有用であろう。[9i]

16.11

フリーダム・ハウスは、2010年の出来事を対象にした‘2011年度世界の自由に関する報告書’のコンゴ民主共和国編(FH2011) (2011年5月16日公表)の中で、次のように述べている。

「野党政治家とその支持者は暴力と嫌がらせに直面することが多くなってきた。2010年に、警察は無許可の抗議に参加したUDPSメンバーを何度となく殴打し、あるいは逮捕した。野党の大物に対する圧力が強まる中、カビラはコンゴ民主共和国を形式的なガバナンスしか認めない以前の高度に中央集権化された大統領制に戻そうとしているのではないかという懸念が生じてきた。十分に組織された野党の大統領候補たちは2010年の終わりまでは誕生して来なかった。」
[14a]

16. 12

USSD2010は、次のように述べている。

「政治的対立者の地位と権利に関する法律は、議会で代表する野党の他、それ以外の野党についても地位と権利を認識しており、報復される懸念なく政治的活動に参加する権利を付与している。年間を通じて、政党は、大体制限あるいは外部の干渉を受けずに活動することができた。しかし、際立った例外もあった。野党メンバーはしばしば嫌がらせを受けた。」 [8b] (セクション4)

16. 13

2011年1月17日から5月5日までの期間を対象にした国連コンゴ民主共和国安定化ミッションに関する国連事務総長の国連安全保障理事会宛報告書(2011年10月24日付)は、次のように述べている。

「総選挙前に、政治的対立者、人権擁護者及びジャーナリストが直面する状況が懸念される。パラグラフ7で示したように、MONUSCOの国連合同人権事務所は、1月以来、特にキンシャサ、マニエマ州、南キヴ州及び東部州において、政治的対立者及び、程度は低くなるが人権擁護者やジャーナリストを標的にした100件以上の事件を記録した。その事件は大半が個人の自由と安全及び表現の自由と平和的集会に係る権利に影響を及ぼした。人権擁護者数名は、人権問題や天然資源の違法な搾取に係る主張に関連して、脅迫され、また嫌がらせを受けた。」 [9d] (p10, パラグラフ 43)

16. 14

USSD2010は、次のように述べている。

「政治的受刑者及び被拘留者に関する諸報告があった。2009年、UNJHROは年末時点で拘留されている政治的受刑者が200名以上はいたと推定した。政府は、人権団体やMONUCが一部の政治的受刑者と面会することを認めたが、当局は、GRとANRが運営する拘留施設への立ち入りは頑なに拒否してきた。」 [8b] (セクション1e)

16. 15

国連総会が2010年6月14日に公表した、コンゴ民主共和国ミッション；超法規的・略式・恣意的処刑調査に関する特別報告官の報告書は、次のように述べている。

「同国東部での、政治的な動機に基づく人権侵害（野党支持者の殺害を含む）の深刻な問題は、気味が悪いほどほとんど関心を持って受け止められていない。2007～2008年、政治的対立がもたらす脅威に対抗しようとして、コンゴ治安部隊は、数百名の市民を殺害した。その殺害に関して誰も犯罪者として問われておらず、また、今後、同様の人権侵害を防ぐべく治安機関を改革するための施策が何もしなされていないように見受けられる。私の視察時、野党の支持者と思われる人たちへの脅しと恣意的な逮捕が行われていた。治安部門を改革するために緊急の取り組みがなされない限り、次回選挙期間中に、更なる暴力が振るわれる危険性が極めて高い。」[37b] (p17, パラグラフ69, V, キンシャサとバ・コンゴにおける政治的殺人)

16. 16

特別報告官はさらに続けて、次のようなコメントをしている。

同氏は、「…逮捕され、ベンバグループの支持者であると非難され、そして長期間拘留された多数の個人」と面談した。「一部の人は、私のミッションが始まるほんの数週間前に釈放された。私が面談した多くの人は、その政治的忠誠心について尋問されている最中に拷問されたことに関して信頼できる証拠を提供した。彼らは弁護士や裁判官に面会することもできず、非人間的な状態に置かれたまま、長期間にわたって恣意的に拘留されていた。これらの事例は、被拘留者自身の権利を著しく侵害するものであった。しかし、彼らはまた、次回国民選挙に先立ち警鐘を鳴らしている。というのは、彼らを通して、治安部隊が法の枠外で活動し、市民を脅かす能力を有していることが浮き彫りになるからである。また、共和国警備隊や軍の情報局を含む治安・情報機関は、拘留の法的権限を有していないにもかかわらず、拘留施設を運営している。その目標は政治的対立者を抑圧することであり、その活動は野放し状態にある。」[37b] (p17, パラグラフ 69, V, キンシャサとバ・コンゴにおける政治的殺人)

16. 17

米務省は、2010年の出来事を対象にした‘2010年度人権慣行に関する国別報告書’

(USSD2010) (2011年4月8日公表)で、次のように述べている。

「政治的受刑者及び被拘留者に関する諸報告があった。2009年、UNJHROは年末時点で拘留されている政治的受刑者が200名以上はいたと推定した。政府は、人権団体やMONUCが一部の政治的受刑者と面会するうことを認めたが、当局は、GRとANRが運営する拘留施設への立ち入りは頑なに拒否してきた。」[8b] (セクション1e)

コンゴ民主連合 (RCD-Goma)

16. 18

Jane' s Sentinel Security Assessmentは、「政党」（日付の記載なし）の中で、次のように述べている。（アクセス日2011年7月27日）

「コンゴ民主連合ゴマ派（Rassemblement congolais pour la Démocratie-Goma : RCD-Goma）は、元RCD部隊（RCD-Nationale及びRCD-MLはその他の集団であり、また暫定政府で代表を有していた）のいくつかの分派の一つである。RCDは 1998年、ルワンダの代理としてローラン・カビラ政府と戦闘するために結成された。当初はエルネスト・ワンバ・ディア・ワンバ教授に率いられていたが、その後エミール・イルンガに取って代わられた。次いで、ワンバはRCD-MLを結成した。RCD-Goma内における策謀は続き、2000年後半には、アドルフ・オヌンバがイルンガに取って代わった。その後2003年6月、和平交渉が終結し、前事務総長のルベルワがコンゴ民主共和国の副大統領に任命されたときに、同氏が最終的にRCD-Gomaを掌握した。」 [58a]（政党）

16. 19

Jane' s には、続けて次の記載がある。

「RCD-Gomaは、2004年にグループ内で分離が起きたものの、大きな影響を与える勢力であり続けた。2004年、北キヴの拠点にいる部隊が北キヴ、南キヴ両州で政府軍に対して軍事攻撃を行った（キンシャサに拠点を置く指導部のほとんどが大変悔しがったこと）。実に、こうした分派の動きにかかわらず、ルワンダは、キンシャサを拠点とする指導部と南キヴに拠点を置く部隊双方を含むRCD-Gomaに対する多大な影響力を保持した。」 [58a]（政党）

16. 20

Jane' s はさらに次のように述べている。

「移行プロセスの間、RCD-Gomaの軍司令官たちは、Gabriel Amisi将軍が北キヴ州を、Obeid Rwibasria将軍が東カサイ州をそれぞれ統括した。以前はObeid将軍が北キヴ州を統括したが、2004年12月に政府支持グループと衝突したことを受けて、同州からはずされた。同党はまた北キヴ及び東部の2州の知事職を獲得した。しかし、2006年の大統領及び国民議会選挙でRCD-Gomaは惨敗した。これは予想通りの展開で、同党がツチ族の支持基盤を除けば国民の人気がないことの結果であった。RCD-Gomaが内戦中にその勢力基盤を築き上げた東部地区の各州では、選挙期間中、カビラに対する熱烈な支持があった。」 [58a]（政党）

コンゴ自由運動（MLC）

16. 21 Jane' s には、続けて次の記載がある。

「コンゴ自由運動（Mouvement de Libération du Congo : MLC）は、ローラン・カビラと戦うため、1998年後半に結成され、ウガンダの代理として、キサンガニとムバンダカの間にある北部

前線で活動した。時に応じてワンバのRCD-MLと同盟関係を結んだが、2001年半ばに同グループが、東部州における領土を獲得すべくRCD-MLと闘争しているRCD-Nationaleを支援して以来、関係は緊迫してきた。同党は、6番目の軍事地域であるカタンガの軍事司令官としてAlengbia Nzambe将軍を擁していた。またバンドゥンドゥ州知事職も保持していた。」[58a] (政党)

16. 22

Jane'sは、続けて「2006年選挙でMLCの大統領候補者であったジャン・ピエール・ベンバがカビラの筆頭対抗者として現われ、2回目の決選投票で41.95%を確保した。MLCは、2006年7月の国民議会選挙で64議席を獲得した。」と述べている。[58a] (政党)

16. 23

The Bemba Trial ウェブサイト (ハーグ) は次のようにコメントしている。(アクセス日2011年7月27日)

「国際刑事裁判所 (ICC) が起訴された2名の国家指導者を収監しようと躍起になっている一方、同裁判所の拘留施設に収容されている1人が自国の大統領になろうとして夢中である。彼 (ジャン・ピエール・ベンバ) がオランダのスヘフェニンゲンの監房からどのような手立てで大統領キャンペーンを行おうと計画しているのかは謎である。同様にコンゴ選挙担当官が11月の選挙に立候補することを許可するかどうかについても不明である。」[66a]

16. 24

同ウェブサイトには、続けて次の記載がある。

「現在、ジャン・ピエール・ベンバは、コンゴ自由運動 (MLC) の大統領候補となるつもりでいる。同氏が同党の指導部に対して、同党の旗手として指名してくれるよう懇請する書簡を送った後、週末に同政党は同氏を推薦することを承認した。しかし同氏の立候補は極めて困難と思われる。48歳のベンバ氏は、2002～2003年に中央アフリカ共和国において、MLC部隊が市民に対して犯したレイプ、殺人、略奪に対して、現在ICCで裁判中である。同氏の裁判は昨年11月に始まった。」[66a]

16. 25

同ウェブサイトは、さらに続けて次のように述べている。

「ベンバ氏の弁護士Nick Kaufmanは、7月26日、法律は、コンゴの野党党首が裁判中であるからといって、その者が選挙に立候補することを禁じていない、と語った。『ローマ規程では、2011年大統領選挙でベンバ氏が自党の旗手となることを禁止している規定はない。このことは、別途裁決がなされるまでは ベンバ氏は無実であることから、なおさらあてはまる。』とKaufman氏は語った。」[66a]

セクション 9 (政府部隊による人権侵害) , セクション 11 (武装グループによる人権侵害) , セクション 17 (言論及び報道の自由) , セクション 20 (宗教の自由) , 付録 B (政党団体) 及び付録 C (著名な人々) も併せて参照されたい。

コンゴ民主共和国の外の政党グループ

Alliance of Patriots for the Reform of Congo (APARECO)

16. 24

欧州出身国主催プロジェクトに基づき設置されたベルギー出身国情報 (COI) 調査ユニット (the Office of the Commissioner General for Refugees and Stateless Persons (CEDOCA) 内の組織) 及びフランスCOI調査ユニットLa division de l' information, de la documentation et des recherches (DIDR) (難民・無国籍者保護局の一部組織) の調査者による, イギリス (UK) に拠点を置くAparecoの問題に関する回答 (表題「Apareco& ‘偽者’ Apareco?」) (2011年7月18日付) には, 次の記載がある。

「APARECO (Honoré Ngbandaが率いるAlliance des patriotes pour la re-fondation du Congo) の公式声明 (2009年10月27日付) に関する2件の新聞記事は, ロンドンでの ‘2番目の APARECO’ 結成について言及している。正式なAPARECOによると, この組織はコンゴ政府によって創設され, ロンドンのコンゴ大使が率いる組織以外の何者でもないとのことである。Kikaya Bin Karubi 記」 [59d] (付録 F iv)

16. 25

[2009年10月27日付APARECO公式声明]によれば, ‘混乱’ を引き起こすため, APARECOよりも[原文のまま]同様の頭字語を使用してはいるが, ‘Alliances des patriotes et résistants congolais ’ (Congolese Patriots and Resisting Fighters Alliances) を表す偽者APARECO が, コンゴ当局によって, ロンドンで創設された。この声明書の中で, APARECOは, コンゴ政府が同一のイニシャルを持つ組織を創設する一方で, 亡命しているコンゴ対立者の努力を損なおうとしている, と主張した。同声明はそのような戦略がとられたのは初めてではなく, ‘PARECO’ や ‘PARECO’ の名称を持つ他のグループも現れた, と語った。この声明によると, この新組織の拠点として, ロンドンが無作為に選択されたのではない。イギリスは, すべてのコンゴディアスポラ (離散者) にとって身の毛のよだつところとして考えられており, 詐欺師ジョセフ・カビラに対して不眠症を起こさせてしまうほどだ。最後に, APARECOは, APARECOという名称は ‘フランス法で保護された私的財産’ であるとして, 頭字語 APARECOを悪用したり, 詐欺的に使用することを非難するとともに, すべてのメンバー, 特にイギリスに拠点を置く者

に、この新グループに注意するよう呼び掛けた。‘正式’ APARECO (Alliance des patriotes pour la refondation du Congo) のウェブサイトによると、APARECOは世界中にいくつかの委員会を持っており、その中に地域会長がArmisi Kiloshoである‘APARECO-UK’があることを強調しておくのが価値あることと思われる。Kikava Bin Karubiが率いる2番目のAPARECOすなわち‘Alliances des patriotes et résistants congolais’に関して、追加的な情報は確認できない。但し、Kikava Bin Karubiは2009年5月にイギリスの大使に任命されたことに触れておくべきだろう。2009年10月22日、同氏は、信認状を英国のエリザベス女王2世に差し出した。」 [59d] (付録 F iv)

16. 26

APARECOウェブサイトには以下の記載がある。(日付の記載なし。アクセス日 2011年8月26日)
「別名 L’ Alliance des Patriotes pour la Refondation du Congo (Alliance of Patriots for the Reform of Congo)として知られるAPARECOは、イギリスを含む世界中に様々な支所を持つ野党組織である。本部はパリにある。同党は、同じ愛国的な考え方を共有する政党、NGO、及びコンゴ要人の間における対話と行動のための政治的枠組みとして存在している。」 [74a]

16. 27

DigitalCongo (フランスのウェブサイトだが、英語の選択も可) は、その記事「コンゴ国家は完全に死んでいる」(2007年8月14日付)の中で、「APARECOの代表はHonoré Ngbanda Nzambo Ko Atumbaである。」と述べている。2009年11月7日のDigitalCongoウェブサイトには、「同氏はフランスで亡命生活を送っている。」と掲載されている。」 [88a]

17. 言論及び報道の自由

このセクションは、セクション 16 (政治的所属) 及びセクション18 (人道主義者、人権機関、団体及び活動家) と共に読まれるべきである。

17. 01

フリーダム・ハウスは、‘2011年度世界の自由に関する報告書’のコンゴ編 (FH Press 2011) (2011年9月1日付) の中で、次のように述べている。

「コンゴ民主共和国国民は、非識字者の比率が高く、新聞やテレビは相対的に高い費用がかかることから、ニュースに関しては大半がラジオ放送に依存している。但し、民間の新聞も、特にキンシャサで、多く発行されている。それらは常に客観的というわけではないが、しばしば政府を厳しく批判している。民間の新聞は25万コンゴ・フラン (280ドル) の免許料を支払うとともに、営業に先立ち、その他の管理面の要件を満たさなければならない。テレビ・ラジオに

については、国営のラジオ局3社とテレビ局が1社ある他、民間が所有する数百のラジオ、テレビ局がある。政府内に代表を送っているその他の政党も国営テレビにアクセスできるものの、国営のアナウンサーはカビラの党に好意的な態度を示すと報じられている。MONUCとして知られる、コンゴ民主共和国内の国連平和維持軍は、唯一の全国放送である独立したラジオ・ネットワークRadio Okapiを運営している。同ネットワークは、変動の激しい政治舞台で報道とメディアの客観性に関する新基準を設定した。メディア支局の多くは公人や企業家が所有していると報じられており、客観的な報道というよりも政治的な宣伝のために利用されている。主要な支局のジャーナリストは通常給料が低賃金で、十分な訓練も受けておらず、賄賂や政治的な操縦に晒されやすい状況になっている。」 [14b]

上記に関連して、セクション 16.02 ([政治的表現の自由](#)) を読むことも有用であろう。

メディア関連の諸法律

17.02

国連人権事務所高等弁務官は、コンゴ民主共和国における選挙前期間の人権と基本的自由に係る国連合同人権事務所の報告書（2011年11月公表）で、次のように述べている。

「選挙期間中において、表現の自由は重要である、国民は得られた情報を踏まえた上で意思決定をする場合にのみ、はじめて投票権を効果的に行使することができる。表現の自由は、集会と結社の自由に係る権利の享受及び投票権の行使にとって不可欠である。意思決定をするためには、自由に意見や情報を受領し、また求めることが重要である。これらの自由は、ICCPR（市民的及び政治的権利に関する国際規約）及びACHPR（アフリカ人権憲章）により保護されている。

「したがって、政治的思想に係る表現の自由に関する制限は、綿密に精査されなければならない。ICCPRによると、表現の自由に関する制限は、他者の権利と風評の保護、治安若しくは公の秩序、あるいは公衆衛生若しくは道徳の上に立って必要若しくはバランスが取れている場合のみ認められる。国連人権委員会は、選挙という状況の中で、表現の自由の権利に係る制限が適用される限定的分野に幅広く対処してきた。

「表現の自由はまた、コンゴ憲法によっても保障されている。さらに、憲法は多元的なメディア環境を育成する国家の義務を定めている。したがって、コンゴ民主共和国は2011年8月、通信映像最高評議会を設置した。この協議会はメディア規制機関に取って代わるもので、報道の自由、ジャーナリストとしての義務論、メディアに対する諸政党の公平なアクセスを保証する責務を負っている。同協議会はまた、規制機関としての機能を有しており、その機能によって表現の自由の範囲を特定し、嫌悪や民族的暴力の動機など潜在的な課題に対処することができる。

報道の自由は、かかる自由の行使の態様を定めた1996年6月22日の法律NO. 96-002によって、さらに特別に保証される。

「コンゴの法律は、国家主席に対する侮辱を違法とする1963年12月16日付Ordonnance-loi (法律)No. 300の中に、特にジャーナリスト、人権擁護者にとって、表現の自由の障害になる可能性のある規定を含んでいる。」 [19g] (p9, 1. 表現の自由)

17. 03

フリーダム・ハウスは、2010年の出来事を対象にした‘2011年度世界の自由に関する報告書’のコンゴ民主共和国編 (FH Press 2011) (2011年9月1日付) の中で、次のように述べている。

「憲法によって保障されているにもかかわらず、言論と表現の自由は制限されている。国家治安機関のメンバーは、政府官僚や、紛争と反乱、天然資源の管理、または腐敗に関する政府決定に関して批判的なジャーナリストを脅迫し、拘留し、襲撃した。例えば、2010年7月、Le Monitorの編集者Pascale Mulundaは、鉱山省の官僚の腐敗容疑を報じたことで、名誉毀損の罪で逮捕され、3週間拘留された。5月には、Radio Communautaire de Moandaの主任技術者であるEtienne・Malukaは‘国際的な国家治安を攻撃’したとの理由で32日間拘留された。Radio Bandundu FMのジャーナリスト兼技術者のFidèle Mwe は、州知事の命令により、当該ラジオ局が閉鎖させられた後24日間拘留された。11月には別件で、2名のジャーナリストが名誉毀損の罪で、本人不在のまま懲役の判決を受けた。同年、報道されている唯一のジャーナリスト殺害の事例として、フリーのカメラマンである Patient Chebeya Bankomeが北キヴで殺害された。軍事裁判所は、そのわずか12日後にコンゴ兵士2名に死刑の判決を下した。」 [14a]

17. 04

FH Press 2011は、次のようにも述べている。

「法律は、言論と報道の自由を定めている。しかし實際上、これらの権利は、ジョセフ・カビラ大統領政府と様々な非国家関係者によって制限を受けている。官僚は自由な言論を制限するために数々の規制を活用し、2009年の政治的批判に関しては、ジャーナリストに対する刑事告訴を行い、放送局の営業を停止させ、また当局に批判的な新聞を押収することで抑圧した。ジャーナリズム保護委員会 (the Committee to Protect Journalists (CPJ)) によれば、刑法と1996年報道法の改正に着手するために現地ジャーナリストが払っている努力に関して何の進捗も報じられなかった。コンゴのジャーナリスト数名が2009年、刑務所で拘留されていた。例えば、キンシャサを拠点とする新聞の責任者であるNsimba Embete Pontelは、2008年後半、カビラの健康状態の報道に関連して、「国家主席を侮辱した」罪で逮捕され、10か月の懲役判決を受けた。現地のメディア支局もメディア庁 (the High Authority on Media (HAM)) による制限に服している。同庁の命令は、表現の自由を確保することであったが、憎悪発言やその他の民

族的犯罪を理由として各支局を一時的に営業停止させる権限を有していた。その決定はしばしば政治的に偏向していると批判されていた。2009年10月、国連総会は新たな規制機関である放送庁（the High Council for Broadcasting）の設立に係る法案を可決した、但し、その独立性はいまだ確立されていない。」[14b]

17.05

2011年4月8日に公表した‘2010年度人権慣行に関する国別報告書’のコンゴ編（USSD 2010）で、次のように報告している。

「法律は、言論と報道の自由を定めている。しかし實際上、政府はこれらの権利に制限を加えており、報道の自由は年間を通じて減少した。政府はジャーナリストと出版社を脅して自己検閲を実施させるようにした。9月、報道の自由に関する世界的な連合グループのメンバー29名は、コンゴの2011年大統領選挙に先立ち、同国において、‘ジャーナリスト環境が悪化し続けており、自由な表現の余地が着実に狭まってきている’ことに対し懸念を表明した。公開書簡で、Media Institute of Southern Africa and Congolese NGO Journalist in Dangerを含む「表現の自由の交換に関する国際的ネットワーク」（the International Freedom of Expression Exchange: IFEX）のメンバー31名が、カビラ大統領に対し、名誉毀損や当局を侮辱した罪によりジャーナリストを収監する行為について一時禁止を宣言するよう要請した。IFEXはまた、2011年には候補者が国営のメディアに公平にアクセスできるよう、提案されている放送・通信庁（Higher Council for Broadcasting and Communication (CSAC)）の早期設置を訴えた。」[8b]（セクション2、市民の自由に対する敬意、a. 言論と報道の自由）

ラジオ及びテレビ

17.06

FH 2011は、次のように述べている。

「ラジオは、低い識字率とテレビへの限定的なアクセスを理由として、同国では主要な報道媒体となっている。国連及びスイスのジャーナリスト組織Fondation Hirondelleが、2002年、独立したニュース源を提供するためにRadio Okapiを立ち上げた。同局の聴取者数は、毎日ほぼ2百万人となっているが、引き続き外部の支援に依存している状態である。2009年に無期限で放送を停止させられたRadio France Internationaleは、10月に放送を再開し、外国ジャーナリストとともに現地の事務所を開設することを許可された。」[14a]

17.07

英国放送協会（BBC）の2011年5月時点（5月17日更新）国別情報（MEDIA）にはコンゴの報道について次の情報が記載してある。「…国営のRTNCを含む一握りの放送局が、全国に放送している。

3つのテレビチャンネルがほぼ全国放送となっている。BBCは、キンシャサ（92.6）、ルブンバシ（92.0）及びキサングニ（92.0）のFMで聴くことができる。首都の聴取者は近隣のブラザビルからRadio France Internationale 放送を聴くことができる。」[65a]

17.08

しかし、BBCはまた、「さらに、数十の民間テレビ局と100以上の民間ラジオ局があり、その中の一部はニュースを放送している。」と述べている。」[65a]

17.09

USSD2011はまた、次のように述べている。

「一般に、個人は、当局の報復を受けることなく、私的に政府、その官僚、民間人を批判することができるものと考えられる。しかしながら、紛争や反乱、天然資源の管理、腐敗などの問題に係る政府官僚や政府行動若しくは決定に対して公的に批判した場合、時として厳しい反応を受ける。特に大統領の支配下にあるANRからしばしば受ける。例えば、ANR職員はAntenne A-TVのジャーナリストのJean-Denis BankongaとJean-Louis Miasuekamaを彼らの事務所で逮捕し、3時間拘留した。ANR職員は、同局の情報責任者を、政府が4月8日のEnyele反乱グループと交渉するために委員会を設置したと発表した罪で逮捕したかったのである。」[8b]（セクション 2. 市民の自由に対する敬意 a. 言論と報道の自由）

17.10

ヒューマンライツウォッチは、2010年の出来事を対象とした‘2011年度世界報告’のコンゴ民主共和国編（HRW2011）（2011年1月公表）で、「フリーのカメラマンであるPatient Chebeya Bankomeが4月5日、ベニの自宅近くで兵士に銃殺された。2009年6月以来放送が禁止されていたRadio France International（RFI）は、10月12日、コンゴで放送を再開した。バンドゥンドゥとキサングニにある他のテレビ局は、政府の政策を批判した際、当局によって閉鎖され、あるいは妨害された。」と述べている。」[10b]

17.11

ジャーナリズム保護委員会は、2011年7月13日付の記事‘コンゴ民主共和国のカビラ政府が対抗者に好意的な放送局を禁止’の中で、次のように述べている。

「ジャーナリズム保護委員会（CPJ）は、コンゴ民主共和国が野党の大統領候補エチエンヌ・チセゲディに好意的な民間の放送局を禁止したことを非難している。土曜日からの放送局のテレビ信号遮断と放送禁止は同国の報道法に違反している…JED（Journaliste en Danger）と現地のジャーナリストによると、RLTV（Radio Lisanga Télévision）は、「エチエンヌ・チセゲディを支援しよう」という夜間のトークショーで、司会者とゲストが、11月の大統領選挙で再度

の5年任期を狙う現職のジョセフ・カビラ大統領を批判したことから、政府の怒りを買った。同番組の司会者であるBaby Balukunaは、6月19日、同局のスタジオを出た際に、斧を持った正体不明の武装集団に襲われ負傷した。」[64a]

17.12

同上記事には、続いて次の記載がある。

「『RLTVの略式放送禁止は政治的な検閲以外の何物でもない』と CPJのアフリカ支援コーディネーターのMohamed Keitaが語った。RLTVが、7月9日、チセゲディの民主社会進歩連合の軍事メンバーたちが、メンバーの1人の遺体を運んで行進しているのを広範囲に放送した翌日、政府は同局のテレビ信号を遮断したと現地のジャーナリストは伝えている。」[64a]

17.13

国連人権事務所高等弁務官は、コンゴ民主共和国における人権状況と事務所活動に関する報告書（2011年1月10日付）において、次のようにコメントしている。

「一定の進捗はあった。検証期間中、新しい営業免許がメディアに付与され、2010年10月12日に、Radio France Internationaleが、1年間の営業停止の後、コンゴ全国で放送することを許可された。しかし、このような進展は、励みにはなるものの、報道が完全に自由で独立していない限り、意味をなさないものだ。」[19e] (p27)

印刷メディア

17.14

英国放送協会（BBC）は、次のように述べている。

「数種類の日刊新聞と不定期の発行物が沢山ある …コンゴメディアは政治的な権力闘争と暴力的な社会不安の中で営業している。メディアの番人であるReporters Without Borders[国境なき記者団]は、メディアで働く人たちは、逮捕、脅迫、暴力に直面している、と語る。腐敗を暴露するレポーターは、特別な危険に晒されている。にもかかわらず、報道は政府機関を批判することができたし、一部の出版は野党の代弁者としての機能を果たしている。」[[65a]

17.15

国際戦略研究所（the International Institute for Strategic Studies）の武力紛争データベース（The Armed Conflict Database (ACD)）は、2010年5月～10月の期間を対象にした「コンゴ民主共和国：人間の安全保障の進展」の中で、次のように述べている。

「コンゴ民主共和国の国家及び非国家当事者は報道の自由を脅かし続けた。主要な新聞編集者であるPascal Mulendaは7月下旬、厳格な名誉毀損法に基づき逮捕された。Le Journalの編集

長Jullson Eningaは、ルワンダ解放民主軍（FDLR）の声明を公表した後、5月から9月まで拘置されていた。最後に、国境なき記者団（Reporteurs sans Frontieres）は、7月から8月までの間に、ジャーナリストの命を脅かすような事件を20件以上記録した。全体的に見て人間の安全保障は極めて厄介な状況にある。」[6b]

17.16

ジャーナリズム保護委員会（CPJ）は、その報告書「報道に関する攻撃 2010年：コンゴ民主共和国」（2011年2月15日）の中で、「政府による報道への嫌がらせの記録を踏まえ、現地のジャーナリストとキンシャサに拠点を置く報道の自由グループである「難局に立たされるジャーナリストたち（Journaliste En Danger（JED）」は、政府が2011年11月に予定される大統領選挙の前年に弾圧を徐々に強めるのではないかという懸念を表明した。[64b]

インターネット

17.20

FH Press 2011は、「インターネットへのアクセスは、民間のインターネット・カフェの普及のおかげで、都市部で広まっている一方、2010年では、国民のわずか 0.72%のみがインターネットにアクセスしている状況である。政府は、インターネットの検閲を行っていない。」とコメントしている。[14b]また、「政府はオンライン通信を監視したり、インターネットへのアクセスを制限することはしていないが、貧弱なインフラのせいでインターネットの利用は限定的である。」とも述べている。[14a]

ジャーナリスト

17.21

国境なき記者団は、「難局に立たされるジャーナリストたち」の2010年年次報告書（2010年12月15日にフランス語で公表）に関する2010年12月15日付の回答で、次のように述べている。

「国境なき記者団のパートナー団体である「危機に瀕するジャーナリスト」は 12月10日、コンゴ民主共和国における報道の自由に関する不穏な状況と同国で働くジャーナリストの悲哀を明らかにした年次報告書を公表した。

「本報告書は、世界人権デーの日に公表された、その年を通じて知らせを受ける権利または公衆に知らせる権利に対する攻撃のすべてを綿密に記録している。2009年の75件に比べて、2010年は87件であった。報道の自由に係る状況は悪化しており、同国東部におけるカメラマンの殺害と首都キンシャサにおける声なき声（La Voix des Sans Voix(Voice of the Voiceless)) の

責任者で著名な人権活動家 Flobert chebeyaの殺害後、恐怖に満ちた環境の中でジャーナリストは働いている。」[89a]

17. 18

国連総会で人権委員会は、国連人権事務所高等弁務官のコンゴ民主共和国における人権状況と事務所の活動に関する報告書（2011年1月10日付）の中で、次のようにコメントした。

「‘ジャーナリスト’の勤務環境は、この数か月悪化しており、おそらく2011年の大統領及び議会選挙が近づくとつれて、もっと悪くなるだろう。

「天然資源の搾取あるいは政府調達などの機敏な出来事や課題を対象としているジャーナリストは、脅迫や恫喝、その他の人権侵害行為に晒される危険性が高くなる。全般的な定期検証の枠組みの中で、コンゴ政府は、メディアの自由と独立に資する環境を構築するために新たな手段を講じることを約束した。

17. 19

FH Press 2010は、次のように述べている。

「全国の政府職員と治安部員は、しばしばANRとして知られる国家治安機関を使って、批判的なジャーナリストやメディア支局に嫌がらせをすることが多々あった。報道の自由グループである難局に立たされるジャーナリストたち（JED）によると、2009年には、報道業務に関連して、少なくとも23名の現地ジャーナリストが正当な手続を踏まないまま拘留された。武装グループを含む非国家的関係者も、現地ジャーナリストに対し、脅迫や人権侵害を加えた。6月、国連特別報告官のMargaret Sekaggyaは、コンゴ民主共和国において、‘国家及び非国家関係者が犯した人権侵害について報道するジャーナリストは、殺害され、脅迫され、拷問を受け、あるいは恣意的に逮捕され、そして事務所が襲撃される’、と語った。JEDは襲撃、恣意的な逮捕、脅迫及び検閲など報道の自由を侵害する個々の事例を文書化しているが、2008年よりも2009年の方が少ない件数であった。しかしJEDは、これはメディアの自由について改善が見られたわけではなく、報復をおそれた自己検閲が進んだ結果だと結論付けた。軍がルワンダで発祥した反乱グループに対して1年間にわたる攻撃を行った東部地区に勤務するジャーナリストは、特に脅迫や検閲を受けやすかった。東部の南キヴ州の州都ブカブでは、過去3年間で3名のジャーナリストが殺害された。直近の犠牲者であるラジオ司会者Bruno Koko Chirambizaは、2009年8月に結婚式から帰宅する途中で刺殺された。この殺人に関して逮捕は報じられていない。2009年7月、政府はFM放送のRadio France Internationale (RFI)のFM放送を禁止した。但し、短波は利用できる状態に置かれた。政府は、同局が内戦の報道に関して‘コンゴ国軍の士気を挫き’、‘国を不安定化させようとしている’として非難した。その数か月前には、政府は東部のブニアとブカブの町におけるRFI放送を禁止していた。2009年9月、複数の武装グループによる集団レイブ

が発生した南キヴで、著名な女性ジャーナリスト3名が、女性問題に焦点を当てた一連のラジオ番組を制作した後で、携帯電話の活字メッセージを使った匿名による殺しの脅迫を受けた。」
[14b]

以下のウェブサイトは、メディア /ジャーナリストの虐待に関する最新情報を提供している。

- ・ [国境なき記者団](#)
- ・ [IFEX](#)
- ・ [ジャーナリズム保護委員会](#)

18. 人道主義者，人権機関，団体及び活動家

このセクションは、セクション16（[政治的所属](#)）及びセクション17（[言論と報道の自由](#)）と共に読まれるべきである。

18.01

米務省は、2011年4月8日に公表した‘2010年度人権慣行に関する国別報告書’のコンゴ編（USSD2010）で、次のように述べている。

「多種多様な国内及び国際人権団体が人権侵害の事例を調査し、その結果を公表した。しかし、国家治安部隊は、現地の人権擁護者やNGO従事者に対して、嫌がらせ、殴打、恫喝、恣意的な逮捕及び拘留を繰り返した。また国内の人権擁護者に対する政府の恫喝は悪化していった。さらに刑務所職員は、NGOや国連職員がある種の施設に収容されている被拘留者に面会するのを頑なに拒絶した。政府は引き続き国際人権団体が紛争地域に立ち入るのを認め、国連人権職員が人権侵害状況を調査するのを許可し、国連特別報告者や代表が人権状況を評価するため、年間を通じて同国を訪問するよう招待し、技術的な支援も行った。しかし、政府は国連勧告の実施に向けて重要な一歩を踏み出すことはなかった。さらに、当局、特に国家治安部隊が国連人権監視者と特別報告官の業務を妨害する事例が増えた。一部の事例では、北キヴのFARDC部隊が国連職員に殺害の脅しを行った。

「キンシャサを拠点とする国内の主要な独立人権団体には、ASADHO, Voice of the Voiceless, Committee of Human Rights Observers (CODHO), JED, Christian Network of Human Rights and Civic Education Organizations及びCivic Education Organizationsなどがある。キンシャサ市外で活動する著名な独立団体としては、イトゥリ地区にあるブカブのHeirs of Justice, キサンガニのLotus Group及びブニアのPlusなどが挙げられる。」 [8b]（セクション 5）

18.02

USSD2010はまた、「法務・人権省の職員は現地のNGOと面会し、時に応じてその照会に対応することもあった。[2010年]3月29日、法務・人権大臣は、政府と人権状況を監視する人権NGOとの協議のために連絡組織を設置し、状況改善のための戦略を策定することを公表した。2週間毎の会合が予定され、9月に第1回会合が開催された。」[8b]（セクション5）

18.03

国連総会が2010年6月14日に公表した‘コンゴ民主共和国ミッション；超法規的・略式・恣意的処刑調査に関する特別報告官の報告書’は、次のように述べている。

「…人権擁護者は、人権侵害と無処罰状況に関する調査のために、日常的に嫌がらせを受け、恫喝されてきた。コンゴ民主共和国東部で働く人々は、国際刑事裁判所の業務を支援しているため、特に攻撃を受けやすくなっているように見える。政府職員は人権擁護者をその主張のために非難した。特に国家関係者による人権侵害については、国家職員が、活動家に対する嫌がらせ、殺害の脅し及び殺害の事例の多くに関与してきた。恫喝は個人の活動家の口を封じ、調査を妨害し、市民社会に恐怖を広く染み込ませることを狙いとしている。人権擁護者に対する脅迫と攻撃は概ね処罰されないままであった。現地当局は、十分な調査を行わず、関与者を起訴しないことが度々あった。」[37b]（viii, パラグラフ 92-93）

18.04

USSD2010は、次のように述べている。

「自治体当局は、登録を希望する現地のNGOに賄賂を支払うよう要求したという複数の報告があった。年間を通じていくつかの現地NGOには、活動許可が下りなかった。憲法は平和的な集会の自由を定めているものの、NGOはデモ行進を行うために承認が必要だった。現地人権NGOは、FARDC, ANRその他の国家治安部隊による人権侵害を報告する際やその被害者を支援する際、さらに東部における天然資源の違法な搾取に焦点を当てる際は、特に国家治安部隊による嫌がらせ、恣意的な逮捕及び拘留を受けやすかった。」[8b]（セクション5）

18.05

USSD 2010は続けて、「政府は通常、人権と人道の問題に関する報告を公表した国際NGOに協力し、NGO調査員が紛争地域に立ち入るのを許可した。一方で政府は、東部で国際人権NGOが暴力や嫌がらせを受けるのを防ぐための十分な措置を講じなかった。1月FARDC兵士は国連の車両を襲撃したが、この事件に関する追加情報は得られなかった。」[8b]（セクション5）

人権会合

18.06

コンゴ民主共和国人権省の人及び人民の権利に関するアフリカ委員会宛第8回、第9回及び第10回定期報告書：人及び人民の権利に関するアフリカ憲章の実施（2007年6月付）には、次の記載がある。

「コンゴ民主共和国は、複数の国際人権条約その他協定及びその選択的議定書の一部、特に以下の文書に調印している。

- ・ 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（1976年11月1日加盟）
- ・ 市民的及び政治的権利に関する国際規約及びその第1次選択的議定書（1976年11月1日加盟）
- ・ あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約（1976年4月21日加盟）
- ・ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（1986年10月17日加盟）
- ・ 拷問等禁止条約（1996年3月18日批准）
- ・ 児童の権利に関する条約（1990年9月28日批准）
- ・ 武装紛争に係る児童の権利に関する条約の選択的議定書（2001年11月12日批准）
- ・ 児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択的議定書（2001年11月12日加盟）
- ・ 人及び人民の権利に関するアフリカ人権憲章（1987年7月20日批准）
- ・ 子どもの権利及び福祉に関するアフリカ憲章（2001年3月28日批准）

さらにコンゴ民主共和国は、以下に批准した。

- ・ 国際刑事裁判所ローマ規程（2002年3月30日）
- ・ 国際人道法に関する4つの1949年ジュネーヴ条約及び1977年の選択的議定書I及びII（それぞれ1961年2月20日及び2001年3月30日加盟）」 [75a]

18.07

同報告書はまた次のように述べている。

「コンゴ民主共和国は一元的な法的制度を持っている。同国が遵守するまたは批准した国際諸規約及び諸条約は、国内法に優先する。実際、2006年2月18日の憲法215条は「合法的に締結されたすべての国際協定及び条約は、公布された時点で、その他当事者による適用に影響を与えることなく、それぞれの協定または条約を支配する法律に優先する」と定めている。

「アフリカ人権憲章に関しては、1987年7月20日のDecree-Law no 87/027によって批准され、1987年9月のコンゴ民主共和国官報特別版で公表された。

「さらに、2006年2月18日の憲法の第II章第16条（市民と人権、基本的自由及び責務並びに国家

について規定)では、以下のとおり定めている。『人間は神聖である。国家は人間を尊重し、保護する責務がある。個人は皆、生命、完全な身体に加え、人格の自由な発展、法、公の法と秩序、他者の権利及び品行方正を重んじることを条件とした人格の自由な発展に対する権利を有している。如何なる個人も奴隷または同様の状態に置かれることがあってはならない。如何なる個人も、強制された若しくは義務的な労働に従事することを義務付けられてはならない。』」 [75a] (p11-12, III. アフリカ人権憲章の適用に関する包括的法的枠組み)

コンゴ民主共和国が批准した条約及び国際協定のリストについては、E-Mine Electronic Mine Information Network: [人権条約](#) ; [コンゴ民主共和国](#) (日付の記載なし。アクセス日 2011年11月31日) も参照されたい。 [67a]

人権擁護者及び人道従事者

18.08

USSD 2010は次のように報告している。

「国際人権NGOは、2009年9月にUPRWG (Working Group on the Universal Periodic Review: 全般的定期検証に関する作業部会) に提出した数種類の報告書で、同国における人権NGOの扱いについての懸念を強調した。The International Foundation for the Protection of Human Rights Defenders (Front Line) [人権擁護者保護のための国際財団]は、人権擁護者に対する攻撃について深い調査をほとんど実施していないとして政府を批判した。Front Lineはまた、人権擁護者の保護と安全のための国家計画が存在しない、と述べた。Front Lineとアムネスティ・インターナショナルは、政府は、人権擁護者と弁護士が妨害、恫喝または嫌がらせを受けずに業務を遂行できるよう保護し、活動家またはジャーナリストに対する人権侵害については、十分かつ迅速に調査し、関与が明らかになった者を起訴することを保証するよう提言した。」 [8b] (セクション 5)

18.09

USSD2010には、続けて次の記載がある。

「政府は、多くの事例において、複数の団体に協力した。しかし重要な問題もいくつかあった。当局は引き続き、国際人道機関が紛争地域に立ち入るのを許可したものの、これらの地域にある特定の刑務所を視察するのは拒絶した。また当局は、UNJHRO職員が多くの地域に所在するANR及びGRが運営する収容所の被拘留者と面会するのも頑なに拒否し続けた。」 [8b] (セクション 5)

18.10

USSD2010は、また「さらに、国家治安部隊が MONUSCO及び国連人権国チームによる人権活動を

妨害する事例が増加した。年間を通じて、東部地区の、主に元CNDPメンバーからなるFARDC部隊は、UNICEF児童保護職員が、部隊にいる児童に面会することを頑なに拒み、時には脅迫した。」 [8b] (セクション 5)

18.11

アムネスティ・インターナショナルは、その記事「コンゴ民主共和国は人権擁護者の迫害を終結しなければならない」（2010年2月17日付）の中で、次のように述べている。

「アムネスティ・インターナショナルは、コンゴ民主共和国政府に対し、国家治安機関によって恣意的に拘留され、また驚くほどの数で殺害の脅しを受けている人権擁護者を保護するよう求めた。その状況説明書「コンゴ民主共和国において、攻撃の対象となっている人権擁護者」の中で、アムネスティ・インターナショナルは、著名な人権擁護者8名がコンゴ民主共和国で受けた虐待を文書化している。嫌がらせは、2011年大統領及び議会選挙前には激しくなる、と同団体は懸念している。」 [16b]

18.12

同記事には、続けて次の記載がある。

「『コンゴ民主共和国政府は表現の自由に関する権利を支持し、コンゴの人権擁護者が脅迫、恣意的な逮捕及び襲撃から保護されることを保証しなければならない。』とアムネスティ・インターナショナルのコンゴ民主共和国調査者Andrew Philipは語った。『人権擁護者の多くは、単に他者の代わりに発言するという理由だけで拘留される。特にANR (Agence Nationale de Renseignements, the National Intelligence Agency) は、コンゴ民主共和国の人権従事者を頻繁に逮捕、拘留、恫喝している。アムネスティ・インターナショナルは、ANR拘留施設で拷問やその他の虐待が行われている旨の報告を日常的に受け取っている。コンゴ民主共和国の人権擁護者は、人権侵害への注目を集める上で極めて重要な役割を果たしているが、嫌がらせが激しくなっているため、その重要な仕事を遂行することが徐々に困難になってきている。』」 [16b]

18.13

同記事はさらに続ける。

「コンゴ民主共和国はそれ以来、『人権擁護者の権利を保護するため次の措置をとる …』こと、『人権擁護者やジャーナリストに対する犯罪と暴力が効果的に調査され、起訴されること』を確約すること、及び『‘人権擁護者に係る宣言’に沿って人権活動家を保護するための効果的な法的枠組みを採択』することというUPRの提言を支援することを示した。」 [16b]

上記に関連して、国際人権連盟 (FIDH) の報告書「コンゴ民主共和国 (DRC) の人権状況に関する決議」でなされた提言 (FIDHエレバン大会 (2010年4月6日～10日) で採択) を読むのが有用で

あろう。本報告書は人権侵害の状況とそれを是正するために為すべきことについて情報を提供している。[21a]

18.14

アムネスティ・インターナショナル (AI) は、2009年の出来事を対象とした「世界の人権の状況：コンゴ民主共和国 (AI Report 2010)」(2010年5月27日)で、次のように述べている。

「人権団体が国民に提供できたかもしれない支援は、国の困難な労働環境によって阻害された。一つには全般的な社会不安の理由により、また一つには武装勢力間紛争の当事者によりしばしば標的とされたためである。これはまた、しばしば市民を保護する使命を持った国連とAU平和維持軍も攻撃されたコンゴ民主共和国にもあてはまることであった。」[16a] (p3. 地域概観：アフリカ：紛争)

18.15

USSD2010はまた、次のように述べている。

「FARDCと非政府武装集団との間の戦闘により国民は引き続き避難を余儀なくされ、人道擁護者は紛争地域への立ち入りを制限された。国連人道問題調整事務所 (OCHA) によると、1月～6月の間に、同国で勤務する人道機関に対して105件の攻撃があった。これは2009年1月～10月の84件、また2008年の最初の10か月間の36件を大きく上回っていた。」[8b] (セクション1g. 国内紛争における過度の力の利用及びその他の人権侵害)

18.16

国連人権事務所高等弁務官は、コンゴ民主共和国における人権状況と事務所活動に関する報告書(2011年1月10日)において、前回報告時における以下の記載が思い起こされる、と述べている。

「この問題について私は、ジャーナリスト、人権擁護者、被害者及び証言者の状況について暗い見通しを立てた。状況は検証期間中にほとんど改善されなかった。実際のところ、もっと悪くなっている。状況を最もよく物語る直近の事例ではフロリベルト・チェベヤ・バヒジレ氏の殺害が挙げられる。同氏がキンシャサの警察長官事務所に招致された翌日の2010年6月2日に、同氏の遺体が車内で発見された。同氏と一緒にいた運転手はいまだに行方不明である。この事件の裁判は2010年11月12日に、キンシャサのゴンベ軍事裁判所で始まった。殺人、誘拐、武器弾薬の流用、共謀及びテロ行為の容疑を受けた警察官8名の内、キンシャサのマカラ刑務所に収容されている5名は、裁判所に出頭した。残りの3名は依然として逃走中であり、本人不在のまま裁判を受けることになる。審理は、被告人に抗弁を準備する猶予を与えるため、2010年12月3日に再開される。」[19e] (p12-13, パラグラフ 41-42)

18.17

同報告書は続ける。

「合同人権事務所は、ジャーナリスト、人権擁護者、及び人権侵害の被害者・証人の事例を綿密に追跡してきた。例えば、同事務所は、2010年1月～9月の間に、全国で120件の保護の事例を取り扱った。個人の中には、人権侵害の被害者及び証人のための保護プログラムに基づき支援を受けた人もいた。一方、業務中に脅迫を受けたジャーナリストや人権擁護者の中には、合同人権事務所及び国境なき弁護士団 (Avocats sans frontière) が運営する資金を財源とする支援を受けた者もいる。NGOからの支援を受けて、ある保護ネットワークが予防対策を講じ、関係する人々を守り、脅迫を公表し、当局に警告し、保護に関する実用的な助言を行い、被害者を国内の別な場所に移転させている。合同人権事務所は、引き続き人権と個人の保護の側面でNGOとジャーナリストを訓練してきた。また、被害者、証人、ジャーナリスト、人権擁護者が恫喝されることに対する当局の関心を集めるため、またその人たちを保護する必要性を浮き彫りにするために、職員に対する意識向上活動も行われてきた。こうした人々は、特にその保護を目指した法律が採択され、実際的な対策が講じられるまで、人権侵害を受けやすい状況に置かれたままである。」 [19e] (パラグラフ46)

コンゴ民主共和国に関する決議 1533 (2004年) に基づき設置された安全保障委員会議長から送付された安全保障理事会議長宛の 2011年 11月 29日付書簡も参照されたい。(2011年12月2日付) [国に関する諸報告](#)からアクセス可能。[9g]

18.18

人権擁護団体のフロントライン・ディフェンダーズは、その「コンゴ民主共和国の概観」(2010年8月13日付)の中で、次のように述べている。

「コンゴ民主共和国の状況は、引き続き不安定であり、人権擁護者にとっては極めて危険な状態が続いている。コンゴでは、紛争後の移行過程で、暴力、敵対行為及び社会不安の環境の中、人権擁護者は身の危険を強く感じながら活動を続けている。法の支配の欠如と無処罰の環境が国全体に広がっている。残虐行為の調査と暴露、性的暴力との闘い、選挙に関する主張、そして独立したジャーナリズムなどの活動を行う結果として、人権擁護者の多くは、2008年初め以来増加している脅迫と攻撃に晒されてきた。

「コンゴの人権擁護者は、コンゴ民主共和国政府機関または武装グループによる恫喝、司法手続、社会的烙印、殺害の脅し、隔離された拘留、恣意的な逮捕、性的暴力、刑務所での虐待(弁護士への連絡及び医療手当ての拒絶を含む)、肉体暴力及び一部の場合には拷問または殺人の標的に度々されてきた。擁護者の多くは自己と家族の安全に対して脅迫を受けた結果、潜伏あるいは国外逃亡を余儀なくされてきた。

「コンゴ民主共和国東部における擁護者は、特に危険な状況にある。この数年間で、多数の人権擁護者とジャーナリストが殺害されてきた。2005年7月以降、ブカブとゴマだけで、少なくとも5名の人権擁護者とジャーナリストが殺害された。その中にはPascal Kabungulu Kibembi, Serge Maheshe, Wabiwa Kabisuba, Patrick Kikuku Wilungula, Didace Namujimboがいる。殺人と執拗な脅迫により、現地の人権擁護者の間に恐怖の雰囲気を作られている。その人たちは、同地域において、現在行われている暴力、民族間の緊張、不安定な政治的、軍事的状況により、脆弱な立場に追い込まれている。

「人権擁護者に対する攻撃は政治的な性格を帯びており、直接その職業的な人権活動に関係している。しかし、擁護者はまた国際社会と接触しており、国際的な金融支援を受けていると考えられていることから、たとえそれがあてはまらない場合であっても、強盗されるリスクが極めて高くなっている。

「ほとんど例外なく、人権擁護者に対する攻撃については、殺人を含む最も深刻な事例であっても、コンゴ民主共和国当局により十分な調査が行われてこなかった。政府は、人権団体の業務を支援、推進するため、あるいはその団体や個人の活動家を攻撃から保護するための行動を一切とってこなかった。人権擁護者は、特に同国東部においては、国家当局によって保護されておらず、人権擁護者の保護と安全に係る国家計画が存在していない。

「人権擁護者は、政府と反乱グループの間の政治的闘争の中で不本意ながら身動きがとれなくなるのがよくある。擁護者が、正規軍（FARDC）が犯した人権侵害について報告すると、FARDCの各小部隊に標的にされ、非愛国的で武装グループの支援者と形容されてしまう。武装グループの一派が犯した人権侵害について報告すると、その武装グループに襲撃を受けてしまう。1人の代表的な活動家は、「我々は、ハンマーと釘の間にいるようなものだ。実に、政府と武装グループは、人権擁護者を深い疑惑とあからさまな敵対心が入り混じった目で見ている。合法的なNGOが人権侵害を非難していることへの明らかな報復として、当局が人権NGOに対する民衆の怒りを刺激させようとしたこともあった。」[90a]

18. 19

ヒューマンライツウォッチ（HRW）は、その2011年度世界報告で、次のように同調している。

「コンゴ人権擁護者とジャーナリストは、2010年、ますます標的とされてきた。著名な人権擁護者で声なき声の代表であるフロリベルト・チェベヤ・バヒジレは、首都キンシャサの警察本部を訪問した後、6月1日に遺体で発見された。同氏の運転手Fidele Bazana Edadiは、この報告書作成時点で行方不明のままであった。殺害後、この報告書作成時点では、誰も告訴されて

はいなかったものの、国家警察長官は勤務停止となり、他の上級警察職員は拘留された。コンゴ東部で、6月30日Le Bon Samaritainに勤務する人権擁護者が北キヴのベニ近くで制服を着た武装集団に殺害された、マシシ地区の市民社会代表であるSylvestre Bwira Kyahiは8月24日、ヌタガンダの命令に基づく兵士の人権侵害を糾弾し、ヌタガンダの逮捕を求めた公開書簡をしたためたとして、武装兵士により拉致され、地下の牢獄で1週間監禁された上、繰り返し殴打された。」 [10b]

18. 20

国際戦略研究所 (the International Institute for Strategic Studies) の武力紛争データベース (The Armed Conflict Database (ACD)) は、2010年5月～10月の期間を対象にした「コンゴ民主共和国：人間の安全保障の進展」の中で、次のように述べている。(アクセス日：2011年1月20日)

「この期間における2人の疑わしい死亡が、市民社会活動家、ジャーナリスト、及び政府の批判者が直面している極めて問題の多い労働環境を浮き彫りにしている。6月1日、著名な人権擁護者で人権団体「声なき声 (VSV)」の代表であるフロリベルト・チェベヤが、疑わしい状況で遺体となって発見された。ほとんど間髪を入れずに、カピラに近い人物として広く知られている国家警察長官のジョン・ノブリ将軍は勤務停止となった。またシークレット・サービスのトップであるDaniel Mukakay大佐は逮捕された。しかしオランダの法医学専門家の到着と現地NGO200団体による国際調査の要請にもかかわらず、殺人事件は下級の軍事裁判所へ回され、そこで現在未解決のまま、放置されている状態である。」 [6b]

18. 21

USSD2010はまた、次のように述べている。

「人道問題調整事務所によると、コンゴ民主共和国東部地区の人道主義の活動家は、引き続き武装強盗、略奪、その他時折の拉致を含む暴力的な治安事件の被害者となっている。そうした事件は、北キヴにおいて、2009年の144件に対し、2010年1月以降で合計98件が報告されてきた。南キヴでは2009年の32件に対して46件となっている。コンゴ民主共和国東部地区で進行する軍事作戦と数万に至る武装小グループの存在に関する避け難い情勢不安に加え、道路が甚だしく未整備の状態にあるため、人道支援を必要としている人たちへのアクセスが制限されている。入手が可能な証拠から同グループが得た結論は、人道活動に影響を及ぼしている治安事件の大半は、通常は正体が確認できない武装集団による日和見の強盗行為である。同グループは、個々の司令官側が人道援助物資の分配を組織的に阻むような意図の証拠を確認できなかった。」 [8b]

18. 22

人権擁護者のMichel Shakodiは、2010年7月23日、フロントライン・ディフェンダーズに関して、次のようにコメントしている。

「コンゴ政府も、国連コンゴ民主共和国ミッションであるMONUCに代表される国際社会も、コンゴ民主共和国における人権擁護者を保護していない。我々に対して行われた犯罪については、司法はお悔やみの言葉及び/または決して結果が出ることのない調査を約束するに留まっている。そして仮に調査結果が出たとしても、それがコンゴ指導者層に知られることは絶対にない。」 [90b]

同国の人道状況と人道団体に関する詳細な情報については、国連人道問題調整事務所（OCHA）の報告書：OCHA in 2012 & 2013、[コンゴ民主共和国](#)、[内容分析](#)を参照されたい。 [46a]

19. 腐敗

19.01

外務・英連邦省（FCO）は、その報告書「人権と民主主義：2010年度外務・英連邦省報告書」（2011年3月31日公表）で、次のように述べている。

「コンゴ民主共和国の司法制度は、極めて重い犯罪の実行者でさえ無処罰となる文化を背負っており、欠陥がある状態のままである。すべての側面において、資源と能力に欠けている。その結果、法制度のすべての側面で腐敗が重大な問題となっており、裁判所に提起される訴訟案件はほとんどない。しかし国連は、2010年後半において、人権侵害で有罪となる事案、特に軍事裁判制度を介して審理される事案の件数に改善が見られたと報告した。」 [4a]

19.02

同報告書は、続けて、「司法制度の弱点は、貧弱な資源、貧弱な訓練、そして貧弱な設備の国家警察部隊が抱える内部の問題によって増幅されている、国連は、軍及び国家警察部隊を含む政府治安機関のメンバーが略式処刑、性的暴力、略奪、強制労働の事件に関与している。」と報告した。 [4a]

19.03

国連コンゴ民主共和国安定化ミッションに関する国連事務総長の第31回報告書（2010年3月30日公表）には、次の記載がある。

「数十年にわたる失政により、コンゴ民主共和国、特に東部において、国家権力は著しく損なわれており、国家の存在と能力は国全体で弱体化したままである。こうした課題は蔓延する腐敗によって増幅し続けている。腐敗は、中央政府がサービスを提供し、効果的に収入を得て、法の支配を復活させる能力を阻害する。構想されている脱中央集権制のプロセスと州境界の見

直し計画は未決定のままであり、中央当局と州当局の間の緊張関係が悪化し、地域紛争を増大させるおそれがある。」[9a]

19.04

同報告書は続けて、「東部の様々な地域における紛争と社会不安が長期化し、国家行政が事実上存在しないことで、天然資源の違法な搾取が横行する状況が継続することになる。経済的及び教育的機会はほとんど存在していない。ある程度の改善は見られたものの、基本インフラ、特に道路の貧弱な状態が続いているため、通商が阻害されており、国家当局は国の広大な諸地域にアクセスすることができない。」[9a] (パラグラフ 75-76)

19.05

アムネスティ・インターナショナルの、2009年の出来事を対象にした2010年報告書：「世界の人権の状況：アフリカ」（2010年5月27日公表）の「概観」の項には、以下の記載がある。

「企業の説明責任が欠如しているため、様々な人権侵害が起きている。コンゴ民主共和国東部では、特に鉱山産業において天然資源が搾取されていることから、紛争が引き続き激化している。国軍だけでなく武装グループも天然資源の搾取に関与し、民間企業との取引を行っていた。児童は一部の鉱山で労働していた。」[16e] (地域概観：アフリカ、経済的関心事項 - 企業の説明責任)

19.06

フリーダム・ハウスは、2011年5月16日に公表された‘2011年度世界の自由に関する報告書’のコンゴ民主共和国編 (FH2011) の中で、次のように述べている。

「腐敗は、コンゴ民主共和国、特に鉱山部門で横行している。同国は、世界銀行の「2010年度 Doing Business Survey」で 183か国中182位であった…投資環境を改善しようとする明らかな試みで、コンゴ民主共和国は採取産業透明性イニシアテティブ (EITI) の2008年候補国になった。2010年3月に提出されたコンゴ民主共和国の第1回EITI報告は、同国の天然資源からの税収額が初めて公開されている。しかし6月には、政府はLake Albert内の2か所の石油採掘区画を、既に署名ボーナス (入札時の一時金) も支払済であったアイルランドのTullow Oil社が提示した入札条件の方がより良かったという主張があったにもかかわらず、南アフリカ大統領ジェイコブ・ズマの甥が所有する会社に付与した。9月には、鉱山採掘収入が武装グループに流れるのを阻止するために、北キヴ、南キヴ及びマニエマにおいて、手作業による職人的な採掘に対して大統領禁止命令が下されたが、禁止による実際の影響は年末時点で不明のままであった。」[14a]

19.07

米務省は、‘2010年度人権慣行に関する国別報告書’で、「倫理及び腐敗禁止委員会が存続していたが、年間を通じて効果はほとんどなく、資源、独立性及び信頼性に欠けていた。同委員会の最後の会合は2007年に行われ、重要な結果や発見はなかった。」と述べている。[8b]（セクション 4 政府職員の腐敗及び政府の透明性）

19.08

USSD2010は続けて、「法律は政府職員の腐敗に対して処罰を定めている。しかし当局は、その法律を実施しなかったため、腐敗は政府と国家治安部隊全体にわたって蔓延したままであった。国民は政府のあらゆるレベルで腐敗が蔓延していることを認識していた。世界銀行の世界ガバナンス指標によれば、政府職員の腐敗は深刻な問題であった。」と述べている。[8b]（セクション 4 政府職員の腐敗及び政府の透明性）

19.09

トランスペアレンシー・インターナショナルは、その2010年度腐敗認識指数（Corruption Perceptions Index, CPI）の中の世界腐敗度ランキングで、コンゴ民主共和国を178か国中164位と評価した。同国のCPIスコアは 2.0であった。（CPIスコアは公務員と政治家が、企業人と国別分析によってどの程度腐敗していると認識されるかについて数値化したものであり、0（極めて腐敗）～10（極めて清潔）の間で評価する） [7b]

司法部門の腐敗については、セクション 12（[司法](#)、[司法部門の腐敗](#)）を参照されたい。上記に関連して、セクション 16（[政治的所属](#)）も参照するのも有用であろう。

20. 宗教の自由

20.01

フリーダム・ハウスは、2010年の出来事を対象にした ‘2011年度世界の自由に関する報告書’のコンゴ民主共和国編(FH 2011)（2011年5月16日公表）の中で、次のように述べている。

「宗教の自由は、憲法の保障するところであり、実際面においても全般的に尊重されている。宗教団体は、認識されるために政府に登録しなければならないものの、未登録の団体も妨害を受けることなく活動している。2010年4月、警察はthe Church of the Lord Jesus Christ in Congoのメンバー3名を逮捕した。同団体のリーダーが政治的活動を行っていたことが逮捕の考えられる原因として挙げられている。政府は、政治宗教団体ブンドゥ・ディア・コンゴに対する2008年の弾圧に関与した警察職員を調査または起訴しなかった。この弾圧では少なくとも100名の信奉者が殺害され、家々や聖堂も破壊された。学問の自由は政府による嫌がらせに対するおそれのため制限されている。このおそれのため、大学教授はしばしば自己検閲を強いられる状況に

なっている。」 [14a]

宗教統計

20.02

USSDの2010年7月1日～12月31日の期間を対象にした「世界宗教の自由に関する 2010年度報告（7月－12月）：コンゴ民主共和国（USSD IRF 2010）」（2011年9月13日公表）では、次のように述べている。

「国土面積は90万5千平方マイルで、人口は70.9百万人である。国民の50%はローマ・カトリック教徒であり、プロテスタント（福音主義者を含む）が20%を占め、10%がキムバング教徒（キリスト教に触発されたコンゴ教）、とイスラム教徒である。はるかに少数で構成されるその他の宗教グループには、エホバの証人、末日聖徒イエス・キリスト教会（モルモン教徒）、正教会及びユダヤ教徒などがある。残りの者は通常、土着の精霊信仰を奉じている。国民のほぼ90%が毎週、宗教礼拝に参加している。

「大半の宗教団体は、国内全域に拠点を構え、各市や大きな町に広く展開している。イスラム教は主にマニエマ州、東部州及びキンシャサに集中している。民族性に根差した精神的・政治的な活動団体で、前身がブンドゥ・ディア・コンゴ（BDK）であったBundu dia Mayala（BDM）のメンバーは主にバ・コンゴ州に居住している。2008年の厳しい迫害の後、同団体は、名称と目的の変更を強いられた。BDMは政党団体として正式な承認を得ていないが、同団体の宗教部門は引き続き秘密裡に集会を開催している。」 [8d]

法的枠組み

20.03 USSD IRF 2010は続けて、次のように述べている。

「憲法及びその他の法律と政策は宗教の自由を保護する。実際、政府は宗教の保護を全般的に実行してきた。特に憲法は、宗教に根差した差別を禁止している。

「宗教的組織、企業、連合、及び慈善若しくは非営利団体を含むすべての組織は、政府に登録し、承認を受けなければならない。登録を申請する際、宗教団体に対する差別の報告は一切なされていない。しかし登録手続は時間がかかる。未登録に対する罰則には罰金及び商品の押収の可能性、契約の無効化及び外国人の追放などがある。報告期間中、この登録プロセスで罰せられた宗教団体についての報告は一切行われていない。

「宗教は、公立学校では教えない。しかし私立の宗教学校は授業時間を宗教の勉強のために充てている。

「政府は以下の宗教的祝日を、国民の休日として祝っている。復活の月曜日（イースター・マンデー）、昇天日、ペンテコステ（五旬祭）、聖徒祭、クリスマス。政府は、イスラム教の祝日を国の祝日とはしていない。しかし、尊重はしている。雇用者は通常、国のカレンダーにはない祝日を祝う人々に休暇を与えている。」 [8d]

20.04

制限に関して、USSD IRF 2010は、「政府は、宗教の自由を法や実践面で全般的に尊重してきた。報告期間中、宗教の自由を政府が尊重する姿勢に変化はなかった。同国において、宗教的な受刑者あるいは被拘留者を含め、人権侵害の報告は一切なかった。」と述べている。 [8d]

20.05

USSD IRF 2010は、続ける。

「宗教的な所属、信条、または実践に基づく社会的侵害や差別の報告は一切なかったし、著名な社会的リーダーは宗教的自由を推進するために積極的な対策を講じた。

「政府はキリスト教徒とイスラム教徒に、クリスマスとラマダンに関する宗教礼拝の場として、公共の施設を利用できるようにした。キリスト教会議、イスラム教会議、福音主義者会の各代表者で構成される異教徒間委員会は、同年の国の独立 50周年の祝賀に関連して、異教徒間の統合礼拝式を用意し、執り行うための作業を行った。

「米国政府は、人権を推進するための全体政策の一環として、宗教の自由について同国政府と協議している。こうした協議には、外務省、大統領、非政府組織及び国民議会に対して宗教の自由を強調することなどが含まれている。」 [8d]

ブンドゥ・ディア・コンゴ (BDK) /Bundu dia Mayala (BDM)

パラグラフ20.02のブンドゥ・ディア・コンゴは2008年に名称を変え、Bundu Dia Mayla (BDM) となった。

20.06

GlobalSecurity.org (アクセス日2009年4月3日) には、ブンドゥ・ディア・コンゴ (BDK) に関して、以下の情報が記録されている。

「ブンドゥ・ディア・コンゴ（コンゴ王国）は、バ・コンゴ州に拠点を置く政治的宗教団体で、コンゴ民主共和国の他地域からのバ・コンゴ地区の独立を求めて運動を展開してきた。支持者は、東洋及び西洋の宗教を断念しなければならない。この団体は、現在のアンゴラの一部、コンゴ共和国及びガボンに広がる植民地時代以前の境界を有した古代コンゴ王国の復活を目指している。同王国の中心は、バ・コンゴ州と隣接するバンドゥンドゥ州にあった。ブンドゥ・ディア・コンゴの支持者は、過去に、モブツ前大統領とローラン・カビラ大統領に対する抗議運動を行った。この抗議運動により、時に応じて武装していた同団体支持者が死亡するケースが度々あった。」 [78a]

20.07

USSDは、2007年7月1日～2008年6月30日の間を対象とした「2008年度世界の宗教の自由に関する報告」（2008年9月19日公表）で、次のように述べている。

「BDKの暴力行為に対して、政府は2008年2月、バ・コンゴ州で権力を復活させる軍事作戦を展開した。国連コンゴ民主共和国安定化ミッションの2008年6月報告によると、この作戦で100名以上が死亡した。警察はBDK支持者に対して過剰かつ不当な武力を行使し、遭遇した200以上の家屋とすべてのBDK聖堂を破壊した、と同報告書は締め括った。また同報告書は、軍事作戦の最中、BDKの家屋や店舗、病院は略奪の対象となった、と述べた。さらに警察は恣意的で違法な拘留や残酷で、非人間的かつ侮蔑的な拘留を行ったとも述べている。その思想及び実践には精神的な要素が含まれているものの、BDKは主に政治団体であり、宗教組織というよりも非営利団体として登録されていた。2008年3月、社会問題省は、非営利資格に関する規定違反により、BDKの非営利団体としての登録を取り消した。」 [8e]（セクションII. 宗教の自由に関する状況）

20.08

ヒューマンライツウォッチ（HRW）は、2008年の出来事を対象にした「2009年度世界報告」で、バ・コンゴでの暴力についても報告し、次のように述べている。

「およそ200名のBDK支持者などが殺害された。BDKの集会場は破壊された。警察は、数十人の遺体をコンゴ川に投げ込み、残りの遺体を急いで大量の墓に葬ることで、大量虐殺を隠蔽しようとした。警察は、BDKを支援した容疑で150名以上を逮捕し、その一部の人間を拷問あるいは虐待した。[2008年]3月21日、政府は、BDKが社会文化的団体として活動することに対する承認を取り消し、同団体を事実上違法とした。」 [10c]（バ・コンゴでの暴力）

21. 民族グループ

21.01

フリーダム・ハウスは、2010年の出来事を対象にした「2011年度世界の自由に関する報告書」

のコンゴ民主共和国編(FH 2011) (2011年5月16日公表) の中で、次のように述べている。

「民族性に基づく社会差別は、国内200の民族グループの中で広く行われており、特に先住民族のピグミー族及びコンゴ人バニャムレンゲ系ツチ人に対して顕著であった。東部のキヴ地区で進行している戦闘は、一つには、民族間の対抗意識に駆り立てられていることもある。」と述べている。 [14a]

21.02

米国務省は、2011年4月8日に公表した‘2010年度人権慣行に関する国別報告書’で、次のように述べている。

「憲法は、民族性に基づく差別を禁止している …しかし、政府はこの禁止規定を、一つには適当な機関がないとの理由で事実上執行してこなかった。」(セクション6 差別, 社会的虐待及び人身売買), 「400を超える国内の民族グループのメンバーは民族差別を慣行としており、この差別行為は、一部の都市における雇用形態において明らかであった。政府はこの問題に取り組むために何らかの行動をとったという報告はなされていない。」[8b] (セクション6 国内 / 種族/民族的少数者)

民族誌

21.03

コンゴ民主共和国政府が、同条約44に基づき締結国(コンゴ民主共和国)によって提出された報告書の検討の一環として国連児童の権利委員会に提出した報告書(2008年6月28日付)には、次の記載がある。

「国民は450を超える種族に分かれる。これはそれぞれが特定の地域に確固として定着した主要なグループに分類することができる。コンゴ南中央部のルバ族またはバルバ族(18%)はバ・コンゴに居住するコンゴ人の数(16.6%)を上回っている。北西部には、モンゴ族(13.5%)とザンデ族(6.1%)が住み、北東部は、マンベツ族、ヘマ族、レンドゥ族及びアルール族(3.8%)が居住している。東部にはナンデ族、フンデ族、シ族、フレロ族、Tushi族その他多数の民族グループが住んでいる。チョクウェ族とルンダ族はアンゴラと接する国境沿いに見られる。ピグミー族(0.5%未満)は赤道州と東部州で見られる。」[91a] (p5)

差別と嫌がらせ

21.04

USSD2010は、続ける。

「UNJHROによると、キンシャサの国家治安部隊は、赤道州の民族グループのメンバーに対して、

時に嫌がらせをし、恣意的に逮捕し、あるいは脅迫した。南北キヴ州の国家治安部隊は多数の異なる民族グループのメンバーに対して、時に嫌がらせをし、恣意的に逮捕し、あるいは脅迫した。

「色素欠乏症の人間は、至るところで差別扱いされ、雇用、医療、及び教育を受ける、または結婚する権利が制限された。色素欠乏症の人間はその家族やコミュニティから村八分にされることが度々あった。国連開発プログラムにより、キンシャサで実施された2007年度調査によると、アルビノ（白子）の両親の83%は、子供の学校生活は順調だと述べたが、47%はアルビノの子供を持つことで侮辱されていると感じる、と回答した。」 [8b]（セクション6）

21.05

USSD2010は、さらに続ける。

「ピグミー族を含む多数の民族グループは、上院、国民議会あるいは州議会に代表を送っていない。一部の民族グループが政治に参加していないということは、社会差別が続いている結果かもしれない。ピグミー族の奴隷化と差別は国内の一部の地域で継続されていた。」 [8b]（セクション3政治的権利への敬意：市民の変更する権利）

上記に関連して、セクション8（治安情勢）を参照するのも有用であろう。

土着のピグミー族

21.06

USSD2010は、続ける。

「コンゴには、先住民族と考えられているピグミー族（Twa, Mbuti, Aka他）が20万ないし50万人住んでいた。政府は、ピグミー族の市民権や政治的権利を事実上保護しておらず、ピグミー族に対する社会差別が続けられた。大半のピグミー族は、政治のプロセスに参加せず、僻地に住み続けた。年間を通じて、東部において、非国家武装グループと政府治安部隊の間の戦闘が行われたことで、一部のピグミー族は避難を余儀なくされた。2003年以来、国内避難民キャンプで暮らすピグミー人の多くは、他の国内避難民によってキャンプ外へ追い出され、キャンプ生活者に提供された人道援助物資の利用もできなくなった。」 [8b]（セクション6）

21.07

USSD2010は、さらに続ける。

「一部の地域では、伝統的な指導者（mwami）と裕福な人間がピグミー族を捕らえ、奴隷になることを強制した。小規模農民及び原住民の権利向上のための国際機関（the World

Peasants/Indigenous Organization) は、2009年から2010年にかけて、ピグミー族の奴隷化の事例を644件報告した。捕らえられたのは「badja」で知られる人たちで、その主人の財産であると考えられた。小規模農民及び原住民の権利向上のための国際機関は、2008年にそのような個人を解放する運動を3か月間にわたって展開した。2008年には96名のピグミー族奴隷が解放されたが、その内の46名は、数世代にわたって奴隷にされてきた家族の一員であった。」[8b] (セクション6)

バニャルワンダ/バニャムレンゲ

21.08

「バニャルワンダ」という語は、実際には「ルワンダからの人々」という意味であり、「キニャルワンダ」という語は、その話し言葉を指す。フツ族やツチ族という民族用語もバニャルワンダに含まれている。(国別情報に関する独立諮問機関 (IAGCI) の評価報告の中の, Claudia Seymourによる 2008年度コンゴ民主共和国に関する出身国情報報告書 (2010年 8月 12日付) (IAGCI Review 2010)) [79a] (脚注 26) 「バニャムレンゲ」は、19世紀末頃にコンゴへ到着し、南キヴのイトンブエ高原に移住したバニャルワンダ人を指す。(IAGCI Review 2010)) [79a]

背景

21.09

IAGCIの2010年度総括には、次の記載がある。

「両キヴ州における政治的及び軍事的紛争は、軍事的及び政治的リーダーたちが権力、土地の所有権及び天然資源へのアクセスをかけて闘争するためにアイデンティティを利用したことから、長年にわたり極めて民族化してきている。この権力闘争は、歴史に深く根差している。1985年のベルリン会議まで、コンゴ東部のキヴ地区は、ルワンダ王国の影響下にあった。ルワンダとコンゴの相互関連性は、大量のルワンダ農民をコンゴ内のマシシとルチュル両地区に、日常的に強制移住させていたベルギーの植民地行政にとって都合がよかった。1920年代及び1930年代を通して、ベルギーの移民政策により、農場や鉱山で労働させるため、また、ルワンダの干ばつと土地不足が引き起こした人口問題を緩和するために、数万人のバニャルワンダ族がコンゴへ強制移住させられた。1937～1955年の間で、さらにおよそ8万5千人のバニャルワンダ族が両キヴ州へ強制移住させられた。」 [79a]

21.10 IAGCI Review 2010は続ける。

「ベルギー人は、間接支配の制度を容易にするため、今日のアイデンティティに基づく紛争の根拠となる身元を明らかにするレットルを作成した。植民地当局によると、植民の時点で既に

コンゴに居住する者は誰でも「先住民」と考えられ、先住民の権限に係る諸法に基づき土地を所有する権利を有していた。1885年より後に到着した者は誰であっても、非先住民、または移民と考えられ、土地を所有することができなかった。したがって、ルチュルに住むフツ族は先住コンゴ人とみなされる一方、北キヴで労働するために到着したその他のバニャルワンダは皆、外国移民とみなされた。後に、「難民」という言葉は、この先住 / 非先住の話に付け加えられた。1959年以降、ルワンダでの大虐殺によって、少なくとも12万人のルワンダ系ツチ族が両キヴ州に避難を求めた。[79a]

21. 11

IAGCI Review 2010は続ける。

「後に続く権力の移行と同様、1960年のベルギーからのコンゴ独立は急速で、準備も不足していた。強固で団結した国家の形成は当初から不確かであり、この不安定な状況が民族間の分裂につながっていった。早くも1960年には、シンバなど現地のマイ・マイ軍は、バニャルワンダコミュニティを標的にし始めた。一方、北キヴにおける1963～1965年の暴動では、マシシ、ルチュル両地区の住民の間で、アイデンティティに基づく闘争が見られた。」[79a]

21. 12

IAGCI Review 2010は、次のように付け加えた。

「1965年に権限を掌握したモブツ・セセ・セコは、コンゴ民主共和国東部の政治基盤を強化し始めた。同氏の重要な顧問の1人であるBarthelemy Bisengimanaは、ルワンダからのツチ系難民であり、モブツのMovement Populaire de la Révolution(MPR)内におけるツチ・コミュニティの利益基盤を強化するために自己の影響力を行使した。モブツは1972年、以前に公民権を奪われ、土地所有も認められなかったすべてのルワンダ人に移民の市民権を与えた。1973年、モブツはマシシ、ルチュル両地区のベルギー領農場を国営化し、続けて広大な土地を選び抜きのツチ族に割り当てた。」[79a]

21. 13 IAGCI Review 2010は続ける。

「モブツの政策は、同地域におけるその他の民族グループを次第に遠ざけるようになった。ツチ以外のグループは、団結してモブツの土地・市民政策に強く抗議した。1981年、ついにモブツはこの圧力に屈し、以前に与えた市民権を撤回した。「先住民族」と「外国人」という植民地時代の概念に戻して、モブツは、1885年以前のコンゴに先祖が関係しているという証拠による市民権を定めた1981年法を成立させた。この区別によりバニャルワンダコミュニティに亀裂が生じた。南キヴのバニャムレンゲのように最近到着したバニャルワンダとの関係を絶とうとする者もある一方、ルチュル地区に住む現地のフツ族は、自衛の民兵組織を結成した。(例：MAGRIVI, または Mutuelle Agricole de Virunga)」[79a]

21. 14

IAGCI Review 2010は続けて、次のように述べている。

「コンゴで民主化プロセスが根付き始めるにつれて、土地を巡る衝突は、すぐに政治代表に関連した争いへと発展した。土地を所有するフンデ族は、1985年州選挙でバニャルワンダ人が参加するのを食い止めるため、商業的に成功しているナンデ族と同盟した。1987年、北キヴが別個の州として誕生した。この新たな地理的配置がさらに民族グループ間の争いを増幅させた。北キヴの反バニャルワンダ同盟は、選挙人名簿または1991～1992年のConference Nationale Souveraine (CNS)に、如何なるバニャルワンダ人も入れないよう広範囲な陳情を行った。CNSが開催されている間、「ルワンダの外国人」への反対活動が、国内の反ツチ感情を高めた。」 [79a]

21. 15

IAGCI Review 2010は続ける。

「民主化プロセスの加速度が増すにつれて、両キヴ州における民族間暴力が激化してきた。両キヴ州におけるその他の民族グループは、バニャルワンダの人口勢力が自分たちの権力を奪うのではないかとおそれ、バニャルワンダ人を次第に社会の隅に追いやった。特に予定される1993年地方選挙で大規模なフツ人口の持つ民主的な影響力を懸念して、北キヴ州知事は、フンデとニャンガの若手民兵に、ワリカレ、ルチュル、マシシにいるバニャルワンダ系フツ族を殺害するようけしかけた。暴力はマシシで最大となり、6千人ないし1万人の人々が殺害され、25万人を超える人々が避難した。こうした状況は、キンシャサの介入を受けて鎮まったが、コミュニティの間の緊張関係はほんの一時的に緩和されたに過ぎなかった。」 [79a]

21. 16

IAGCI Review 2010はまた、次のように述べている。

「ルワンダの1994年大虐殺は、コンゴ民主共和国東部の情勢に劇的な結果をもたらした。大虐殺に先立ち、4百万人を超える人々のおよそ半数がバニャルワンダの子孫であり、その大部分がマシシとルチュルの両地区に集中しているフツ族であった。100万人以上のルワンダ難民がコンゴに到着したことで、希薄だった民族間バランスが危険なほど不安定になった。難民の中には、およそ3～4万人の元FAR及びインテラハムウェの部隊がおり、同部隊はキヴ地区で起きている民族間の不均衡状態を、自分たちが有利となる方向に利用した。モブツと国際社会の保護の下、元FAR及びインテラハムウェの部隊は、兵士を再編成し、訓練し、そしてルワンダへ攻撃を行うことが可能となった。フツ族の権力思想を取り込み、ルワンダの民兵はルチュルとマシシの両地区に住むフツ族住民への攻撃で、現地の支援を集め、住民の牛を殺し、土地を占拠し…」 [79a]

21. 17

IAGCI Review 2010は続ける。

「これまでの簡潔な説明が示すとおり、コンゴ民主共和国東部で進行する紛争は、過度に単純化すべきではない複雑な歴史に深く根差している。国際政策関係者やジャーナリストの傾向に反して、キヴ地区における紛争は、単にルワンダ大虐殺のみのせいにするのではなく、歴史的背景の中で捉えられるべきである。また、1990年代初めに始まった民主化プロセスが暴力的な紛争の発生に重大な影響を及ぼしていることは、国際活動家にとってもう一つの関連点であることに留意すべきである。最後に、政策立案者、援助活動家及びジャーナリストが犯した共通の過ちを修正することが重要である。バニャムレンゲという言葉は、19世紀末頃にコンゴへ到着し、南キヴのイトンブエ高原に移住したバニャルワンダ人を指す。また「ツチ」と「バニャムレンゲ」という言葉は、互いに言い換えて使用することはできない。」 [79a]

Harvard International Reviewが公表した、民族間の緊張関係に関する東部の脆弱性を論じた記事「[所属の危機](#)」（2009年3月21日付）を参照するのも有用であろう。 [41a]

差別及び嫌がらせ

21. 18

オーストラリア難民再審査裁判所は、その‘国別助言：コンゴ民主共和国（前ザイール）’（2010年3月29日付）の中で、「報告書は、バニャムレンゲとツチ族がコンゴ民主共和国で差別に晒されていることを示している。バニャムレンゲは、暴力的な紛争が進行し、市民の被害者が出ているコンゴ民主共和国東部に居住していることから、より全般的に苦しんでいる。」とコメントしている。 [93a]

21. 19

フリーダム・ハウスは、‘2011年度世界の自由に関する報告書’のコンゴ民主共和国編（2011年5月16日公表）の中で、「民族性に基づく社会差別は、国内200の民族グループの中で広く行われており、特に先住民族のピグミー族及びコンゴ人バニャムレンゲ系ツチ族に対して顕著であった。東部のキヴ地区で進行している戦闘は、一つには民族間の対抗意識に駆り立てられていることもある。」と述べている。 [14a]

21. 20

国際難民支援会（Refugees International）は、報告書「すべての人に対する国籍（Nationality for All）」（2009年3月公表）の中で、次のように述べている。

「2004年の市民権法でバニャムレンゲコミュニティに対して市民権を付与したにもかかわらず、

コンゴに居住する30～40万人のバニャムレンゲがコンゴ東部で進行する紛争の中で国籍または市民権を得ることができるかどうかは不明である。バニャムレンゲはツチ族であり、数百年前にはコンゴ民主共和国となっている地区へやってきて、現在、南キヴのウヴィラ、ブカブ両都市の間にあるムレンゲという高台に住み着いた。

「北キヴでの抑圧からツチ族を保護するという名の下に、主にバニャムレンゲで構成され、ローラン・ンクンダ将軍が率いる反乱軍が政府と戦闘してきた。この紛争での暴力により、数万人の人々が避難を余儀なくされた。2009年初めンクンダ将軍が逮捕されたが、この出来事が、同地域での紛争にどのような意味合いをもたらすかは不明である。」 [92a]

21. 21

コンゴ専門家で、国際的なオンライン新聞クリスチャン・サイエンス・モニターのゲストであり、Congo Siasa向けのブログを書いているJason Steamsは、その記事「コンゴ軍がキヴ地区の反乱グループとの交渉において突破口を見出す」（2011年2月2日付）で、次のように述べている。

「先週、国軍と、南キヴのウヴィラとフィジの間にある高台に拠点があり大半がバニャムレンゲで構成される武装グループのthe Forces Républicaines Fédéralistes (FRF)の間で行われている和平交渉で、突破口が見出された …和平条件はバニャムレンゲ反乱グループにとって有利なように思われる。Bisogo（以前はRCD反乱グループ内で大佐）及びRukunda（私は、少将だと確信しているが、断固としたルワンダ批判家）は、将軍としての地位を保持し、彼らの軍は、家族が住む場所に近い高台に配置されている第431旅団に統合されることになった。この統合（及びこの前のCNDPの統合）の重要な条件は、常に彼らの軍はキヴ地区にとどまるというものであった。しかし、FRFは兵士に対する未払い給料問題のために、その要求を取り下げざるを得なかったように見える。同グループはすべての武器弾薬を引き渡すことに同意した。また、論争的となっているミネンブウェの位置づけについては当面棚上げとされた。和平協定が成立しても、この問題が再度取り上げられることはなさそうである。FRFは、他の多くのバニャムレンゲとともに、自分たちの独自の行政サービス（土地及び婚姻登録他）を持つことができるようミネンブウェ地区の建設を求めている。」 [15a]

22. レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性同一障害者）

法的権利

22.01

国際レズビアン、ゲイ協会（The International Lesbian, Gay, Bisexual and Intersex Association (ILGA)）の報告書「国家が後援する同性愛嫌悪症」（2011年5月公表）は、同性愛行為が合法であり、処罰されたことは一度もなかった多くのアフリカ諸国の一つとしてコンゴ民主共和国を掲載した。同報告書はまた、同国は、同性愛者行為、異性愛者行為のいずれに対しても法的に結婚できる承諾年齢を同じに定めている、と述べている。 [25a]

22.02

米務省は、2011年4月8日に公表した‘2010年度人権慣行に関する国別報告書’のコンゴ編（USSD2010）で、次のように述べている。

「同性愛または同性愛行為を特に禁止するものとして知られた法律はない。しかし同性愛を公衆の前で表現する個人は、刑法における社会の良識条項及び性的暴力に関する2006年法の条項に基づき起訴の対象となった。10月22日、同性愛に携わる個人または同性愛行為を推進、保護する団体に対して、多額の罰金及び懲役を科す法案が国民議会に提出された。年末まで、その草案に関して何の行動もとられていない。」 [8b]

22.03

ヒューマンライツウォッチは、その‘2011年度世界報告：コンゴ民主共和国’で、「[2010年]10月、‘同性愛関係’に対して3～5年の懲役を科し、また‘自然に反する性的行為’に焦点を当てたすべての出版物及び映画を違法とする法案が個人議員によって国民議会に提出された。同法案はまた‘自然に反する性的関係’を推進または保護する団体のメンバー及び投資家に6か月～1年の懲役を科すことも求めている。」 [10b]

22.04

ビハインド・ザ・マスク（Behind the Mask）は、2010年11月3日に掲載したオンライン発言「諸グループがコンゴ民主共和国の反ゲイ法案に反対」で、次のようにコメントしている。

「レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー及びインターセクシャル（LGBTI）の権利団体と活動家は、自然に反する性行為として、同性愛及び動物性愛を処罰することを目指した「自然に反する性行為法案」が、コンゴ民主共和国の国民議会に提出されたことに懸念を表明した。コンゴ民主共和国にあるLGBTIの組織Groupe Hironnelles Bukavuの会長Jean Bedel Kanikiは、10月22日、『法案は議会の過半数により可決可能と判断され、社会文化委員会に上程された。同委員会では、同法案が公布される前に、同法案が憲法の規定及び原則の観点から可決可能かどうかを論議する』と発言した。」同オンライン発言は続ける。

「提出されている法案の第2条は、自然に反する性行為として、動物性愛（動物との性行為）と同性愛を取り上げている。また、直接、間接を問わず、LGBTIメンバーの権利を推進しようとする行為はすべて処罰の対象としている。したがって、同法案の第174h3条に基づき、‘すべての出版物、ポスター、パンフレット（または）自然に反する性行為に焦点を当てている、またはその行為を喚起するまたは促す映画は、コンゴ民主共和国の領土内では禁止され（第174h3条）’、また‘自然に反する性的関係を推進、保護するすべての団体はコンゴ民主共和国の領土内では禁止される。’」 [32a]

22.05

ビハインド・ザ・マスクはまた、「この法案の規定に違反する者は、3～5年の懲役及び50万コンゴ・フランの罰金を科される（第174h1条）。Kanikiは、同法案はおそらく来年には可決されるだろう、と説明した。『私は、来年3月に開催される次回国会で、同法案が可決されると思う。次の数週間では、予算が論議すべき最も喫緊の課題であろう。』と同氏は語った。」 [32a]

22.06

提出された法案に対しては、コンゴ民主共和国に拠点を置くその他のLGBT団体からもコメントがあった。African Activistは、その記事「同性愛を処罰するコンゴ法案の提出は個人の自由を侵害する」で、次のように述べている。

「Afrol Newsは、コンゴ議会が同性愛を処罰する法案を検討中であることを確認した。Ejiba Yamapia司教が議会に提出した法案に対しては、議会の場で、コンゴ憲法が保障する個人の自由を侵害するとの理由で一部抵抗があった。また Yamapia氏も、法案はキンシャサ議会で抵抗を受けている認識がある。‘Le République’は、数名の議員が、‘憲法が明確に宣言した個人の自由を侵害し、コンゴ民主共和国で個人の権利と人権が拡大している現在、その傾向に逆行する’として同性愛処罰に強く反対した、と報じている。」 [30a]

22.07

同記事は続ける。

「隣接する東部アフリカのメディアに反して、コンゴの‘Le République’は、同性愛を処罰する提案について、バランスのとれた形で報じている。同新聞は、新法に関する賛否両論に触れている。また、現状の世界の傾向は、大半のコンゴ人が‘非道徳的’と考えている性行為に対して、‘寛容の方向に進んでいる’という事実にも留意した。同法案は、‘通常内々に行われる個人の行為を罰することが目的である’ため、たとえ可決されたとしても、法律の施行は困難でかつ疑問の余地がある、と同新聞は締め括っている。同法案は、2010年10月22日、更なる検討のために社会文化委員会に上程された。」 [30a]

22.08

Afrol Newsは、その当初の記事「コンゴ政府がゲイの処罰を論議」（2010年10月29日）で、次のように述べている。

「コンゴ議会は、同性愛または‘不自然な性行為’を禁止する法律を議論中である。しかし、コンゴの議論環境は、隣接するウガンダよりはるかに平穏である。政府に近いキンシャサの新聞‘Le République’の報道によると、コンゴ議員のEjiba Yamapiaは現在、同氏が作成した特定の‘不自然な性行為’（同性関係を含む）を禁止する法案への支持を取り付けようとしているところである。コンゴ民主共和国（DRC）は、大半の中央及び西部アフリカ諸国と同様に、国の性的少数派に関する法律を有していない。これは、主に同性関係は通常、伝統的文化では、他の表明をするので、同性愛は一般公衆には知られていない問題であるという事実による。」
[31a]

22.09 同記事は続ける。

「しかし、同地域のゲイ賛成派活動家によると、ウガンダなど隣接する国々で反同性愛の論議が声高に行われているのがキンシャサで注目されている。地方政治家が‘外国’問題に関して示しているのである。Yamapia議員は‘Le République’に、同氏の提案は同性関係及び人間 - 動物関係などは、違法かつ‘不道德な’行為であることを含意していると語った。Yamapia氏は、同性愛を処罰する同氏の提案は支持を集めているが、‘特にコンゴ議会の女性議員’の間からの支持が増えている、と語った。‘女性議員たちは、ジンバブエ、マラウイ、ウガンダ、ケニアなどの国々の代表的政治家の発言に賛同して。同性愛はアフリカ文化に反するという考え方に同意した。しかし、Yamapia氏はまた、同氏の提案に対して、コンゴ議会における抵抗も感じている。‘Le République’は、数名の議員が、‘憲法が明確に宣言した個人の自由を侵害し、コンゴ民主共和国で個人の権利と人権が拡大している現在、その傾向に逆行する’として同性愛処罰に強く反対した、と報じている。」 [31a]

22.10

Afrol News はまた、次のように述べている。

「隣接する東部アフリカのメディアに反して、コンゴの‘Le République’は、同性愛を処罰する提案について、バランスのとれた形で報じている。同新聞は、新法に関する賛否両論に触れている。また、現状の世界の傾向は、大半のコンゴ人が‘非道德的’と考えている性行為に対して、‘寛容の方向に進んでいる’という事実にも留意した。同法案は、‘通常内々に行われる個人の行為を罰することが目的である’ため、例え可決されたとしても、法律の施行は困難かつ疑問の余地がある、と同新聞は締め括っている。」 [31a]

22.11

African Activistも、最近の記事「同性愛を処罰するコンゴ法案は、委員会で却下される可能性が高い」（2011年3月8日付）で、次のようにコメントしている。

「…法案は、2011年3月15日に終了する議会の会期中に検討されるとは思われない。Kanikiは、6月に議会で論議されるだろう、と予測している。何もしなければ、本法案が世論で受けている支持を踏まえれば、議会はおそらく同性愛を処罰する本法律を可決するだろう。選挙が迫ってきているので、議会の表決は、法律が政治的キャンペーンと計算において果たし得る役割に依存することになる。」 [30b]

22.12

カナダ移民難民委員会 (the Immigration and Refugee Board of Canada) からの情報回答「コンゴ民主共和国：法律と支援サービスを含む同性愛の状況；社会及び政府当局による同性愛好者の取扱い（2008年～2011年2月）」（2011年3月3日付）は、次のように述べている。

「コンゴ民主共和国 (DRC) では、同性愛行為は法律により禁止されていない (ILGA2010年5月, 49；ベルギー 2009年10月12日；Africultures 2009年5月5日；米国 2010年5月11日, セクション6)。しかし、一部の情報筋は、コンゴ刑法 (Code pénal congolais) (同上；Africultures 2009年5月5日；ILGA他 n.d.)の社会の良識条項に基づき処罰される可能性がある、と指摘している。コンゴ刑法第176条は以下の通りである [英語に翻訳]。

「社会の良識に反した行為に従事する者には、8日間から3年の懲役及び/または25ないし1,000ザイル (以前の貨幣単位) の罰金が科せられる。」 (コンゴ民主共和国, 1940年)。上院のある議員からの質問に対するベルギーの開発協力 (Coopération au développement) 相の書面による回答によれば、 [以下英語に翻訳] 『実際面では、コンゴ民主共和国において同性愛に対する起訴は極めて稀である。』裏付けとなる情報は、調査総局 (Research Directorate) が調べた情報筋からは見出せなかった。

「しかし、2010年10月、同性愛を処罰する法案がコンゴ民主共和国議会に提出された (BTM 2010年11月3日；Jeune Afrique 2010年10月22日；AFP 2010年11月3日)。国民議会 (Assemblée nationale) は、同法案を可決できると考えている (同上；BTM 2010年11月3日)。ビハインド・ザ・マスク (BTM) は、コンゴ民主共和国におけるレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー及びインターセクシュアル (LGBTI) の人々を保護する団体であるGroupe Hlronnelles Bukavu (GHB) の代表によれば、同法案は、憲法 (同上) に違反していないことを確認する責務を負っている社会文化委員会 (comité socioculturel) に上程された。BTMは、2000年にヨハネスバーグで創設された非政府団体であり、そのウェブサイトでは、アフリカにおけるLGBTIの人々 (同上 n.d.) に関するニュースを取り上げている。2011年2月28日に調査総局へ送付した書簡で、GHBの代表は、同法案は 2011年6月の議会開催中に検討されるだろう、と語っ

た。本法案に基づき同性愛行為に従事する人々は、3～5年の懲役（ヒューマンライツウォッチ 2011年1月）または50万コンゴ・フラン[50万コンゴ・フラン(CDF)=500カナダドル（CAD）を科される可能性がある（XE.com 2011年2月21日）]（BTM 2010年11月3日；Jeune Afrique 2010年10月22日）。同性愛者の権利を保護する団体のメンバーも懲役を科される可能性がある（ヒューマンライツウォッチ 2011年1月）」[33a]

22. 13

ヒューマンライツウォッチ（HRW）は、その2011年度世界報告で、「10月に‘同性愛関係’に対して3～5年の懲役の処罰を行うこと、また‘自然に反する性行為’に焦点を当てたすべての出版物及び映画を違法とすることを提案した個人議員の法案が、国民議会に提出された。同法案はまた、‘自然に反する性的関係を推進、擁護する団体のメンバー及び投資家に6か月～1年の懲役を科すことも求めている。」と述べている。[10b]

国家当局による取扱い及び国家当局の姿勢

22. 14

USSD 2010は、次のように述べている。

「同性愛は、依然として文化的にタブーのままである。国家治安部隊による嫌がらせが続く一方、年間を通じて、警察がゲイやレズビアンに嫌がらせをする若しくは暴力行為を働くあるいはゲイやレズビアンに暴力行為が行われているのを見逃した報告は一切なかった。南キヴのカバレで、9月6日、当局は、群集が別の村民と同性愛関係にある21歳の女性を責めてリンチを加えようとするのを防いだ。」[8b]

22. 15

カナダ移民・難民委員会からの回答は、その出身国別回答で、次のように述べている。（Refworld により 2011年3月3日にアクセス）

「政府当局による同性愛者の取扱いに関する情報は、調査総局が調べた情報源の中では乏しい。2009年の国別情報によれば、警察が同性愛者に嫌がらせをする若しくは暴力行為を働いた報告は一切なされていない…しかし、2009年12月…LGBTIの複数の個人が逮捕または恣意的に拘留され、裁判を拒絶された、また…その人々は、[以下、英語に翻訳] 警察職員に‘話を聞いてもらえず、また警察職員によって身の安全を感じることもなかった’、と苦情を述べた …Cinjoma I における若いレズビアン女性に関する記事で…カバレの地域行政官は、コンゴ国家警察 (Police nationale congolaise)、国家情報局 (Agence nationale de renseignement)、及び国軍 (Forces armées) に陰謀のことを知らせ、またキリスト教徒に、何か起きれば、罪を犯した当事者は法的な措置に直面するだろう、と警告した。」[33a]

社会の扱い及び姿勢

22. 16

IRB response 2011は次のように報告している。

「2011年2月28日、調査総局に送付された書簡で、GHB代表は、一般に、社会は‘自然に反する行為’ [英語に翻訳] を処罰するのに賛成している、と語った。コンゴ民主共和国において、同性愛は依然としてタブーである（ベルギー 2009年10月12日；The New York Times 2009年8月5日；US 2010年3月11日、セクション6）。2011年2月21日、調査総局との電話インタビューで、1993年、ルブンバシに創設されたNGO（CDH n. d.）である Centre for the Research and Humanitarian Law（Centre des droits de l’homme et du droit humanitaire, CDH）の事務総長は、コンゴ民主共和国における同性愛者は、自分たちの性志向について率直でない、と語った（同上。2011年2月21日）。また、フランスに事務所があり、アフリカの芸術・文化に関する雑誌（Africultures n. d.）を発行しているAfriculturesが発行したコンゴ民主共和国における同性愛についての記事の著者たちによると、首都キンシャサでは同性愛者のための公の場所は全くない（2009年5月5日）

「ベルギーの開発協力省は、[英語に翻訳]「コンゴ民主共和国において、同性愛は社会的に受け入れられておらず…完全に否定されている」（ベルギー2009年10月12日）。同様に、Africultureの記事は、「[英語に翻訳]国民の圧倒的多数が同性愛に対して強い反感を持っている」（同上。2009年5月5日）。GHBによると、[英語に翻訳]「LGBTIの個人に対する差別は国中に広がっており、その人たちはしばしば自分たちの住むコミュニティから拒絶され、脅迫、報復、侮辱及び村八分の仕打ちに晒される」（2009年12月10日）。BTMは、同性愛好者は‘親戚からあからさまに人権侵害を受けていること’、また‘敵対行為は稀ではないこと’を示す同様の情報や報告を提供している（BTM 2009年10月7日）。BTMの記事は、ゲイだとわかってから親が授業料を払うのを止めた青年の事例、同性愛者であるため、家族が数か月間にわたって道徳的に脅された若者の事例、及び自分の性志向のために近所から脅され、引っ越さざるを得なかった同性愛者の男性の事例を挙げている（同上）。GHBが2010年9月10日に公表した文書は、レズビアン若き女性若者の事例を明らかにしている。南キヴにあるCinjomalの村のキリスト教徒は、[英語に翻訳]彼女の性志向のために、‘彼女を殺害する計画を企てた’。地域の行政官が介入したため、その計画は実行されなかったが、その若い女性とパートナーは、[英語に翻訳]‘自分たちの村にとって好ましくない人物になった’（GHB 2010年9月10日）。しかし、米国務省が2009年に公表した2009年度人権慣行に係る国別報告書によれば、雇用、住宅、教育または医療の分野で性志向に基づく社会差別の報告は一切なかった。」 [33a]

22.17

IRB response 2011は続ける。

「…コンゴ民主共和国において、同性愛者に対する支援施設はない。Africultureによれば、コンゴ民主共和国で同性愛者を支援する団体は集会を開いたり、外出したりするが、[英語に翻訳] ‘家族に拒絶された、あるいはAIDSと闘っている同性愛者を支援するという側面では、事実上機能していない。’ 南キヴのブカブにあるGroupe HIronnelles Bukavu (GHB) の代表は、同組織が コンゴ民主共和国における唯一の同性愛者を支援施設である、と語った。GHBは、2008年に創設され、非営利機関及び公衆に奉仕する機関を尊重する1999年1月29日付の法令 (Décret du 29 janvier 1999 portant réglementation des associations sans but lucrative et des établissements d’ utilité publique) に基づき、コンゴ民主共和国で認められている。GHBは支援業務の中でも特に、ブカブのNGOがLGBTIの個人に属する問題を認識するよう支援を行い、LGBTIの個人に人権と性的健康などのテーマについて訓練し、LGBTIの個人に対する人権侵害行為を報告し、また LGBTIの個人に法的及び裁判上の支援を提供する…GHBは同性愛を処罰化する法案に反対する作業部会に参画している。作業部会はコンゴの様々な団体から構成され、 ‘より経験が豊富な’ 他のアフリカ諸国に拠点を置く団体からも支援を受けている。」 [33a]

22.18

コンゴ民主共和国出身であったが国外で生活する選択をした、ゲイであるトランスジェンダーの男性が直接経験した内容については、ビハインド・ザ・マスクが掲載した、[アフリカのトランスジェンダー活動家が自己の闘争について語る](#)、を読みたい。

23. 女性

概観

23.01

フリーダム・ハウスは、2010年の出来事を対象にした ‘2011年度世界の自由に関する報告書’ (2011年 5月 16日公表) の中で、次のように述べている。

「憲法が保障しているにもかかわらず、女性は、特に農村部において、生活のほぼすべての側面での差別に直面している。女性に対して行われるレイプや性的奴隷化を含む暴力は、闘争が1994年に開始されてから急増した。但し、性的犯罪はしばしば男性にも被害を及ぼす。2010年7月下旬から8月初旬にかけて、南北キヴ州における一連の事件で、様々な武装グループが560名を超える女性、子供及び男性をレイプしたことが報じられている。8月に行われた国連調査で、レイプ及び武装グループ (FARDCの分派を含む) による鉱物資源が豊富な地区での搾取と支配の間には関連があることがわかった。そのような犯罪がまったくと言っていいほど無処罰の状態

にあることは、兵士、反乱者または市民を問わず、犯罪者が起訴されることは稀であることを意味する。コンゴ女性はまた、農業労働者として隷属しており、武装グループは日常的に収穫物を略奪している。墮胎は禁止されている。セーブ・ザ・チルドレンは、コンゴ民主共和国を女性や子供にとって、世界ワースト5の紛争地域に位置づけている。」 [14a]

詳細については、[社会・経済的権利](#)のセクションも併せて参照されたい。

23. 02

政治の場における女性に関して、といっても女性の福利に関する全般的な表現にとどまるが、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women (CEDAW)は、第740回会合 (B会場) , 第36セッションの要録で、「女性は、人前で話さないように、また男性が集まる場所で声を上げないように教育されていた。」と述べている。) [17a] (p4)

23. 03

CEDAWはまた、次のように述べている。

「…女性の権利について教示し、固定観念を排除するよう支援していく上で、教育は女性の発展にとって最も重要な要因である。報告によれば、成人女性の50%は非識字者であった。また、特に女兒の場合には、不登校や低い通学率の問題もある。連続する戦争が教育制度に、特にインフラや教員不足の面で、暗い影響を与えていたことは明らかである。しかし、新憲法には教育に関して2つの重要な条項を定めている。すなわち、教育を無料化かつ義務化した第43条及び非識字を皆無にする必要性を謳った第44条である。」 [17a] (p4)

23. 04

2009年9月19日付人権委員会決議5/1の付録の paragraph 15(b)に基づき、人権高等弁務官事務所が作成し、国連人権理事会のコンゴ民主共和国に対する全般的定期見直しの一環として提出された Compilation (編集) という表題の報告書には、次の記載がある。

「2006年の女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (CEDAW)及び 2007年の CERD は、国内法に、同団体が監視する各国際条約と合致した差別の定義を導入するよう提言した。

「7項目の特別手続に関する 2009年共同報告書によれば、性の不平等性及び女性に対する抑圧は社会に深く根付いており、差別的な法律を通じて認められ続けている。女性や女兒に対する性的強制は紛争以前にも存在していた長年の現象である。特別手続共同報告書は、性的暴力が、男性と女性との間の深刻な不平等性にほとんど目を向けずに、戦争だけに関連した現象として認識する傾向を遺憾であるとした。

「2007年、CEDAWは、2006年のHR委員会と同様に、法律の包括的な見直しを訴えるとともに、最優先課題として家族法の改正を提言した。7項目に関する特別手続共同報告書はこの法律の改正法が立案されたことに勇気づけられている。」 [37f] (p4)

23.05

The Coalition of the Campaign of Africa for Women's Rightsは、日付の記載のない郵便で書き記した。(アクセス日 2011年6月27日)で、「コンゴ民主共和国 (DRC) は、‘女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(CEDAW)’と‘人及び人民の権利に関するアフリカ人権憲章のアフリカ女性の権利に係る選択的議定書 (Maputo Protocol)’を批准したものの、依然としてCEDAWの選択的議定書は批准していない。」 [38a]

Campaign of Africa for Women's Rights は女性の状況に関する事例を提供している。[こちら](#)からアクセスできる。

23.06

CEDAWは、「女性差別撤廃委員会の結論：コンゴ民主共和国」（2006年8月25日公表）で、次のようにコメントしている。

「同条約のすべての規定を組織的、継続的に実施する締結国（コンゴ民主共和国）の義務を思い起こす一方、当委員会は、この結論で認識した懸念と提言を、今回報告と次回定期報告書の提出の間、締結国が最優先で留意しなければならないものと考えている。したがって、当委員会は締結国に対し、その実施活動においてこれらの分野に注力し、とった行動とその成果を次の定期報告書で報告するよう要請する。また、当委員会は締結国に対し、この結論の完全実施を確保するため、この結論を関係するすべての省庁及び議会に提示することを要請する。」 [17b] (p2, パラグラフ 8)

「女性差別撤廃委員会の結論：コンゴ民主共和国」の詳細報告は、[こちら](#)からアクセスできる。

統計データ

23.07

以下の情報は、UNICEF「世界子供白書2011」から抜粋したものである。データの中には子供の教育に関するものもあるが、この情報は、教育が提供する機会について、女性の福利と直接的な関係を有している。

- ・平均寿命：107（2009年男性比，％）：（出生時に全住民が一般的な死亡のリスクに晒されたと仮定した場合の，その新生児の[法務省]生存年数）
- ・成人の識字能力：72（2005-2008年男性比，％）：（15歳以上の識字者数を，その年齢グループの総人口に対する比率（％）で表示）
- ・初等教育学校への入学率：95（2005-2009年男性比，％）：（「女兒」の純入学率÷男児純入学率，％）
- ・初等教育学校への通学率：95（2005-2009年男性比，％）：（「女兒」の純通学率÷男児純通学率，％）
- ・中等教育学校への通学率：80（2005-2009年男性比，％）：（中等，高等教育学校に通学する児童数に対する中等教育学校の年齢にて公務員となった児童数の比率を％で表示）」 [48a] (p116, 表)

(Gorrila. CDは，その記事「Nyakiliba Primary School in Jomba」（日付の記載なし。アクセス日 2011年11月31日）で，「年齢層：コンゴ民主共和国では，子供は6歳から12歳まで小学校に通学する。しかしこの形態は，戦争によって，他の多くの地域と同様にここでは崩れてしまっている。小学校の児童の中には 15歳の子もいる。」 [76a]

- ・避妊：21％（2005-2009年）：（15～49歳の間で現在避妊具を使用している女性の割合）
- ・少なくとも1回妊婦管理を受けた者：85％（2005-2009年）：（妊婦管理の適用範囲－15～49歳の間で，妊娠中に最低1回，専門の医療従事者（医者，看護婦または産婆）の世話になった女性の比率（％）と，妊娠中に最低4回，いずれかの人の世話になった女性の比率（％））
- ・出産時に専門の付添人がいた女性の比率：74％（2005-2009年）：（専門の医療従事者（医者，看護婦または産婆）が立ち会った出産の比率（％））
- ・医療施設での分娩率：70％（2005-2009年）：（15～49歳の間で，調査前の2年間で出産した女性の内，医療施設で分娩した女性の比率（％））
- ・帝王切開：4％（2005-2009年）：（帝王切開による出産の比率（％））（5～15％の帝王切開率は，十分な緊急助産対応水準を有していると見込まれる。）

・母親死亡率：（母親死亡率－10万人の生児出生当り，同時期に妊娠関連の原因で死亡した女性数。「報告」の欄には，国が報告したもので，過小報告や誤分類の調整をしていない数字が記載されている。）

－報告：550（2005-2009年）

－調整後：670（2008年）

－母親死亡の生涯リスク 1：24（2008年）：（母親死亡の生涯リスクは，女性の出産可能期間における妊娠の可能性及び妊娠の結果として死亡する確率の両方を考慮している。）」 [48a]（p116，表8）

23.08

上記に加えて，UNICEFは「20～24歳の女性の58%は，20歳までに最初の結婚か同棲をしていた。」とも述べている。（さらにその内のおよそ半数は，18歳までに結婚か同棲をしていた。） [48a]（p34，図2.7）

後記サブセクション（健康及び福利）も併せて参照されたい。

法的権利

23.09

国連経済社会理事会は，その報告書「コンゴの文化的権利に関する国際協力アーカイブスの実施：コンゴ民主共和国協定第16条及び第17条に基づき締結国が提出した第2回，第3回，第4回及び第5回定期報告書」（2009年1月21日）で，「コンゴ民主共和国においては，憲法第14条で確認されている通り，男女は平等の基盤に立っている…」と述べている。 [43a]（p14，パラグラフ 56，第3条）

23.10

米国務省は，2011年4月8日に公表した‘2010年度人権慣行に関する国別報告書’のコンゴ編（USSD 2010）で，次のように述べている。

「女性は，法及び慣行において，男性と同じ権利を有してはいなかった。法律では，既婚女性は法律行為に携わる（不動産の売却若しくは賃貸，銀行口座の開設またはパスポートの申請を含む）場合は，その前に夫の同意を得なければならない。UNICEFによれば未亡人の69%はその財産を取り上げられていた。不貞で有罪を受けた女性は，法律により1年以下の懲役刑に処せられるが，男性の不貞については，「有害性」があると裁決される場合に限り，法的な刑罰の対象となる。」 [8b]

政治的権利

23. 11

ガーディアン紙は、その記事「世界の中で女性にとって最悪の場所：コンゴ」（2011年6月14日公表）で、「女性は、政治に入る機会や、男性と女性の変化をもたらすような機会もほとんどなく、2流の市民として扱われている、と語っている。」と述べている。[27b]

23. 12

USSD2010は、次のように述べている。

「2005年から2008年までの間に、議会で女性の占める議席の比率が12%から8%に低下した。女性は、国民議会で500議席中50、州議会では690議席中43を占めていた。また、上院議員108名の内、4名が女性であった。大臣及び副大臣については、45名の内、5名が女性であった。」[8b]（セクション 3, 選挙及び政治参加）The Coalition of the Campaign of Africa for Women's Rightsは、その掲示（日付の記載なし。アクセス日 2011年 6月 27日）で、「2010年には、女性は国民議会議員のわずか8.4%、上院議員の4.6%を占めるに過ぎない。（憲法第14条に定める）公平な代表の原則及び女性に対する非差別の適用を確保するための法律や政策はない。選挙法は最低割当数を設定しておらず、わずかに選挙名簿を作成する際に女性の代表を考慮に入れるよう求めているだけである。」 [38a]

23. 13

列国議会同盟は 2011年4月30日に更新された「国民議会における女性」で、コンゴ民主共和国は187か国中99位に評価した。2006年7月の選挙の結果、下院では女性が52議席を占めた（下院全体の10.4%）。2007年1月には上院選挙が行われ、女性は5議席を獲得した（上院全体の4.6%）。[39a]

セクション 4（[最近の展開](#), [2011年選挙](#)）も併せて参照されたい。

社会経済的権利

23. 14

USSD 2010は、次のように述べている。

「女性は経済的差別を経験した。法律は女性が夫の承諾を得ずに夜間に労働し、または雇用を受け入れることを禁止している。国際労働機関（ILO）によれば、女性はしばしば、民間部門で同じ仕事をしている男性よりも低い給料しか受け取っておらず、また権限若しくは高いレベル

の責任を有した職位を占めることは稀であった。」 [8b]

詳細な情報については、[雇用](#)も併せて参照されたい。

23. 15

The Coalition of the Campaign of Africa for Women's Rights は、日付の記載のない郵便で書き記した。(アクセス日 2011年6月27日)で、「コンゴ国民の大多数が極貧の生活を送っているにもかかわらず、女性は、女性の役割や義務に関して根深い家父長制度的かつ固定観念に縛られた行動様式が存続していることにより、経済的困難に晒されやすい。」 [38a]

23. 16

Divine Carolineが掲載した記事「レイプ、貧困及び戦争：コンゴその他：作成者 Women Thrive Worldwide」(日付の記載なし。アクセス日2011年6月28日)には、「武装紛争が数千件に及ぶレイプを生み出したコンゴ民主共和国においては… 紛争により、女性の 60～80%が単身者世帯となってしまった。」との記載がある。 [40a] USSD2010はまた、「UNICEFによれば未亡人の69%はその財産を取り上げられていた。」と述べている。 [8b]

(Women Thrive Worldwide (前 Women's Edge Coalition) は、米国の外国支援や通商政策を世界中の貧しい女性が恩恵を受けるように方向付けしている主要な無党派組織である。女性が世界の貧困を終結させる鍵であること、また女性に権限を付与することは正当であるだけでなく、世界の貧困を長期的に解決するための最も有効な手掛かりであるという信念の下、50を超える団体と2万5千人の個人を結集し、一つの多様な連合を結成した。)

23. 17

フリーダム・ハウスは、「2011年度世界の自由に関する報告書」の中で、「墮胎は禁止されている。」と述べている。 [14a]

婚姻及び家族法

23. 18

The Coalition of the Campaign of Africa for Women's Rights は、日付の記載のない郵便(日付の記載なし。アクセス日2011年6月27日)で、次のように述べている。

差別的な法律の尊属が、女性に対して特に差別的な規定がある家族法に代表されるように、差別的な法律が存続していること…

第352条は、女性に対して、男性とは異なる婚姻最低年齢を定めている（男性18歳、女性15歳）。第355条は、「女性は、前の婚姻関係が解消若しくは無効になった時点から、300日が経過するまで再婚はできない」と定めている。この待機期間は出生の出来事で終了する。家族法の他の規定は、女性の婚姻上の劣位を定めている。第444条は、夫は家長であり、妻を保護する義務を負い、妻は夫に従わなければならないと定めている。第445条は、夫婦は、夫の指導の下、家庭の道徳的かつ物質的管理に貢献するものとする定めている。第450条によれば、一部の例外を除き、「妻は、夫の承認を得ずに、民事で裁判所に出頭すること、財産を取得若しくは売却すること、または約束事を引き受けることを行ってはならない。夫が妻に承認を与えることを拒絶する場合、承認は裁判官により与えることができる。夫は全般的な承認を与えることができる。但し、撤回する権利を引き続き留保する。」第454条によれば、夫だけが結婚生活用の家または住居を作ることができる。第467条は不貞について男女差別している。夫による不貞はある特定の状況においてのみ処罰されるが、妻の不貞は如何なる状況であっても処罰される。」[38a] USSD 2010はまた、「不貞で有罪を受けた女性は、法律により1年以下の懲役刑に処せられるが、男性の不貞については、「有害性」があると裁決される場合に限り、法的な刑罰の対象となる。」と述べている。[8b]

23. 19

The coalitionは続けて、次のように述べている。

「国籍法：本法 [法律 N0004/24, 2004年]の第5条は、女性が、男性と同様にコンゴ国籍を子孫に承継させることを許可するものの、第30条では、女性が外国人と結婚する場合は、コンゴ国籍を保持できない、と定めている。」[38a]

23. 20

USSD2010は、次のように述べている。

「国連特別報告官及び代表者7名は、UNHRC宛の2009年3月報告書で、家族法は、配偶者間の平等性を認識するものの、妻は夫に服従しなければならないと定めることにより、「事実上、既婚女性を夫の保護の下で劣位に置いている」。民主的な機関において、女性は代表にはならない立場に留まっている。」[8b] (セクション6, 女性)

23. 21

国連経済社会理事会は、次のように述べている。

「しかし、先祖からの慣習が存続していることを反映して、特に男性に、父方の叔母の娘、つまり男性の従妹を結婚することを求めたり、未亡人に死亡した夫の弟と結婚することを強いるといったような、法律の枠外に存在する特定の慣行がある。知力が発達したことで、こうした

慣行は消えつつある。」[43a]

23. 22

国連経済社会理事会は、続ける。

「法律の文言上は、国家は区別や差別なく家族を保護するとされているが、国はまだ、家族が子供を育て、扶養することを支援するための一貫した政策を有していない。この点において、どの階層の家族も特権は与えられていない。というのは、そもそも国家の支援が全く存在しないのである。」[43a] (p33, パラグラフ160-165, 第10条)

23. 23

「DRコンゴにおける婚姻手続」と題されたアイルランド難民文書センター (Refugee Documentation Centre) からの回答 (2011年5月17日付) は、米務省の「コンゴ民主共和国互惠スケジュール、婚姻証明書」(日付不詳) に対して、次のように述べている。

「コンゴ民主共和国は公式に一夫一婦制の国であるという事実にもかかわらず、先住民の中には、依然として一夫多妻制を信じ、実践しているものもいる。」[49a]

「DRコンゴにおける婚姻手続」と題されたアイルランド難民文書センターからの回答 (2011年5月17日付) は、その状況について役立つ概観を提供している。[こちら](#)からアクセスできる。[49a]

未成年及び強制婚姻

23. 24

USSD 2010は、次のように述べている。

「法律は、14歳未満の女兒及び18歳未満の男児の結婚を禁止している。しかし、まだ13歳の女兒が結婚する事例があった。持参金が未成年での結婚に大きく貢献している。両親が持参金を得るため、あるいは息子の持参金を賄うために、娘の意思に反して嫁がせた事例もある。性的暴力法は強制婚姻を処罰している。子供を強制的に結婚させた罪として、法律で両親に12年以下の重労働及び92,500コンゴ・フラン (およそ103ドル) の罰金が科される。強制婚姻に関する起訴の報告はない。本件に関する追加的な情報はない。」[8b] (セクション6, 子供) 上記に関連して、セクション 24 ([児童](#)) を参照するのも有用であろう。

雇用

23. 25

国連経済社会理事会は、その報告書「コンゴの文化的権利に関する国際協力アーカイブスの実

施：コンゴ民主共和国協定第16条及び第17条に基づき締結国が提出した第2回、第3回、第4回及び第5回定期報告書」（2009年1月21日）で、次のように述べている。

「女性の雇用に関して、男性従業員の数は、女性従業員の数を4対1の割合（12%対3%）で上回っている。この乖離は自営労働者の場合には小さい。この部門では男性/女性比率は、2対1である。女性は主に農業及び非公式部門に従事している。

「農業では、女性の数は賃金制の職場（2.8%）よりも多い（53.8%）。農業は、労働者の比率が高いため、国の主要な雇用部門となっている。女性はまた、非公式部門で多い（6%）。女性従業員の比率が低いのは、人権委員会宛第3回定期報告書（CCPR/C/COD/2005/3）パラグラフ 51に記載した深刻な障害を反映している。」[43a]（p14-15, パラグラフ 63-65）

23. 26

条約第40条に基づき締結国が提出した報告書の国連による検討：第3回定期報告書、コンゴ民主共和国（2005年5月3日付）（CCPR/C/COD/2005/3）パラグラフ51は、次のように述べている。

「意思決定における女性の参加を阻止する主要な障害は、特に以下の理由により生じる。

- ・慣習と伝統に根差した女性に対する負の固定観念
- ・家族は女兒よりも男児を通学させることを好み、女兒は早期結婚に縛られるという事実からくる、女性の教育水準の低さ
- ・高水準の役割を發揮することのできる女性に関するデータベース及び信頼できる情報が最近まで入手することができなかった
- ・女性の間にある自信の欠如 [20a]（p11, パラグラフ 51）

23. 27

同上パラグラフ51は、続けて「これらの障害に取り組む目的で、政府は女性の発展を奨励するための、「すべての女兒を学校へ」と題する入学手続キャンペーンを含むアクション・プログラムを立ち上げた。」[20a]（p11, パラグラフ51）

女性に対する暴力

このセクションは、紛争に関連した暴力の他、紛争のない地域における暴力、及び家庭内暴力に関する情報を含む。

23. 28

外務・英連邦省は、その「人権及び民主主義、2010年度外務・英連邦省報告書」（2011年3月31日公表）で、次のように述べている。

「2010年を通して、女性は、引き続き極めて高水準の性的及び性別に基づく暴力に直面した。既婚女性のほぼ3分の2が、そのパートナーに身体的若しくは性的に虐待されたと報告されている。また紛争に関連した極めて高水準の性的暴力も見られた。コンゴ民主共和国の様々な紛争におけるすべての地域武装グループは有罪である。コンゴ民主共和国当局は、性的な暴力に対してはゼロ容認という公にされた政策を有しているが、この政策はいまだに実行されていない。コンゴ国軍の中で規律と説明責任の欠如しているため、軍自体がしばしば保護の拠り所というよりも脅威となっている。」[4b] (p189, 女性の権利)

23. 29

国連総会は、コンゴ民主共和国における状況に関する国連専門家7名の国連人権理事会宛第2回共同報告書で、次のように述べている。

「女性と女兒に対して行われる暴力と差別のより広範囲な形態の一部として、女性に対して憂慮すべき水準の暴力が、引き続き全国、特に東部で報告されている。専門家による第1回報告書でも反映されていたように、紛争及び‘平和的’状況で、女性や女兒が耐えている暴力の形態と現れ方は多様である。暴力、特に性的暴力に関する大半の事例は、様々な武装グループにより行われている一方、紛争で被害を受けている地域やその他の地域においても、市民の犯罪による事例が少なくないことも報告されている、武装化が進む社会、無処罰状態、法の支配の欠如及び女性の従属的な社会的かつ法的地位を背景に、女性や女兒への暴力に対して一般的に受容し、容認する雰囲気ますます強固なものになっている。」[37g] (p10)

23. 30

人権高等弁務官事務所は、その「コンゴ民主共和国における性的暴力被害者に対する救済及び補償に関する審議会報告書」（2010年3月公表）で、次のように述べている。

「審議会は、性的暴力に取り組むため、性別に基づく暴力と闘うための国家戦略を採択し、2006年には性的暴力に反対する2件の法律を可決するなど政府が払ってきた努力について承知している。審議会は、面談した性的暴力の被害者が必要としている事項が、特に僻地において、概して満たされていないことがわかった。被害者の馴染んでいた生活はほとんど破壊され、被害者は身体的、心理的、物質的に苦しみのどん底にある。この被害は消えることなく、しばしば家族やコミュニティから受ける烙印によって増幅される。被害者は夫に捨てられ、社会的に追放される。この社会的拒絶は、瘻管（ろうかん）に苦しむ被害者、レイプの結果、妊娠し、出産する被害者、そして HIV/AIDSなど性行為を通して感染する病気にかかった被害者に対しては、

さらに増幅される。社会的烙印を被害者から犯罪者に移すことができれば、被害者が自己の威厳を回復し、生活を立て直す能力に対して大きな影響を与えるであろう。」[19c]

23. 31

コンゴ民主共和国の状況に関する国連専門家7名の第3回共同報告書で、専門家は、次のように述べている。

「[国連][人権事務所の] 高等弁務官はまた、性的暴力は、同国の東部地区のみならず、他のすべての地域においても大きな懸念の原因となっている、と強調した。2010年7月30日～8月2日の間に、北キヴのワリカレ地区にある13の村々で、FDLRに所属する武装グループ、マイ・マイ軍チェカのメンバー、そして2010年初めに自己の武装グループを結成した前FARDCメンバーに関係する戦闘員によって、380名以上の女性、男性及び子供がレイプされた。また治安部隊も、報告期間中多くのレイプを犯したと報告されている。専門家たちはFARDCメンバーによる性的暴力の数例について調査がなされ、犯人は軍事裁判で訴追されたと満足げに語っている。特に、彼らはコンゴ民主共和国東部での、軍事裁判所による最近の裁決を歓迎している。同裁判所は、2011年1月1日にフィジの住民に対してレイプ、殴打、略奪を行わせるために軍を派遣したという人権侵害行為により、初めて高位の司令官に有罪判決を下した。この判決は、紛争中における性的暴力は許されないという明確なメッセージを発しただけでなく、性的暴力の追及は政治的意思があれば可能であることを示している。」[37c] (p5)

23. 32

スイスに拠点を置く非営利団体The International Centre for Migration, Health and Development Blog (ICMHD)は、「コンゴ民主共和国におけるICMHD：女性と女児の健康を守る」(2010年8月12日公表)という表題で、次のように述べている。

「コンゴ民主共和国における紛争は、特に東部地区でSGBV（性的及び性別に基づく暴力）を引き起こし、それが伝染病レベルで広範囲に拡大した。数万人の女性と女児がレイプされ、手足を切断され、基本的人権を奪われ、そして健康を剥奪された。その結果、彼女たちは将来、国の復興と再構築に参加し、寄与する機会を失ってしまった。

「コンゴ民主共和国の事例のように、レイプが戦争の武器として利用されると、女性と女児の脆弱性は、様々な側面で劇的に増大する。レイプ、そしてコンゴ民主共和国のSGBVには頻繁に付随して起きるその後の手足切断は、被害者にとって、外傷を負わせるだけではなく、生計手段を損なわせ、家族をばらばらにし、そしてしばしば自分たちのコミュニティにまで拒絶されることを意味する。こうした女性と女児にとって、レイプの衝撃は、紛争が終結した後も長くとどまる。」[47a]

23. 33

ヒューマンライツウォッチ (HRW) は、2010年の出来事を対象にした「2011年度世界報告」(2011年1月24日公表)で、次のように述べている。

「コンゴにおける性的暴力の水準は、憂慮すべき高さに止まっている。1万5千件を超える性的暴力の事例が2009年に報告された。2010年においても、この傾向が減速される兆候は全くなかった。同年の最初の6か月間で、7,685件の事例が報告された。被害者の半数以上が18歳未満であった。」[10b]

23. 34

The American Journal of Public Healthは、報告書「コンゴ民主共和国における女性に対する性的暴力:人口に基づく推定と決定因子」(2011年6月公表)の摘要で、次のように述べている。

「人口がおよそ6,323万人~6,697万人の国で、およそ169万人~180万人の女性が生涯の中でレイプされたと報告し(直近の12か月間では、407,397人~433,785人)、307万人~337万人の女性が親密なパートナーから性的暴力を受けたと報告している。性的暴力の報告は概して個人レベルの背景要因とは関係がない。しかし、北キヴの女性は、あらゆる種類の性的暴力を報告する可能性が他の地区に比べて圧倒的に高い。親密なパートナーによるものを含めて、性的暴力は、以前に考えられていたときよりも広まっている。」[26a]

23. 35

コンゴ民主共和国における人権の状況と事務所の活動に関する国連人権事務所高等弁務官の報告書(2011年1月10日)で、高等弁務官は次のように述べている。

「当局が阻止すべく努力を払っているにもかかわらず、性的暴力は蔓延した状態のままである。この現象は国全体を横行しており、特に数千人の女性と子供に影響を与えている。最近ワリカレ地区で起きた集団レイプがこの惨状を物語っており、またレイプがコンゴ民主共和国において戦争の武器として利用され続けている証左である。

「性的暴力が問題を引き起こしていると国家が認識し始めたことは疑いの余地がない。しかし、性的暴力で有罪となった者に保釈を許可する要件を厳格化するなどの措置は公表されたが、正式には採用されていない。裁判制度のおかげで、性的暴力に関与した治安部隊のメンバーに対する判決など、ますます厳しい判決が下されるようになってきている。私の前回報告に掲載した性的暴力に関する勧告(A/HRC/13/64, para. 23)の実施に対する障害に加えて、一部のコンゴ裁判所は、裁判所が利用できる司法の武器を十分に活用していない。一部の事例では、法律が間違っ て解釈され、減刑事由が誤解された。国家が性的暴力の社会的根源、すなわちコンゴ社会において女性が社会的、経済的及び政治的に従属的地位にあることに対して真剣に取り組まない限り、女性の状況は不安定なままである。」[19d] (p8-10)

23. 36

コンゴ民主共和国における人権の状況と事務所に関する国連人権事務所高等弁務官の報告書のパラグラフ 23 (A/HRC/13/64) (2010年1月28日付) には、次の記載がある。

「性的暴力の犯罪者が処罰されない状況は、慢性化している。高位の職員が起訴されることは稀であり、たとえ起訴があったとしても、裁判部門はあまりにも資源不足かつ人員不足なため、裁判手続は鈍い。高位の職員と裕福な被告のみが、単にお金を払うだけで釈放される。さらに犯罪の容疑者は、日常的に刑務所から‘脱走’する。現地の慣習及び家族やコミュニティから拒絶されるのではないかという被害者の恐れなど他の要因も被害者の窮状の改善を阻んでいる。性的暴力を引き起こす性特有の動機、すなわちコンゴ社会において女性が社会的、経済的及び政治的に従属的地位にあるという状況に対して、国家は事実上取り組んでいない。被害者はまた、高額な裁判費用、友好的な和解、被害者に対する圧力及び脅迫、そして農村部の警察は法律を知らないことなどを理由に、裁判制度を利用する際に、経済的困難に直面することになる。こうした障害のすべてにより、女性に対する犯罪が無処罰状態になる環境が強化される。」[19h] (p9, パラグラフ23)

23. 37

コンゴ民主共和国に関する専門家の最終報告書 (2010年11月26日, 国連により公表) は、次のように述べている。

「武装勢力の市民を狙った攻撃の犠牲者に女性と子供がいる。この攻撃には、通常、国際人権法の重大な違反行為が結びついている。最も一般的に報告されている事件の形態の中に、村への攻撃がある。この襲撃で、家々は焼かれ、女性、子供を含む村人は、襲撃者が略奪物を運び去るのを強制的に手伝わされる。焼打ちは市民に集団的な苦痛を与え、通常は住民が他所へ避難することになる。このような状況での強制労働は、通常拉致を伴い、またしばしば子供の募兵と性的暴力につながることになる。」[9c] (p38)

上記に関連して、セクション 24 : [児童と女性の支援及び保護](#)のセクションを参照するのも有用であろう。

政府治安部隊及び武装グループによる暴力

このセクションに関連して、[武装勢力による人権侵害及びレイプ](#)の各セクションを読みたい。

23. 38

アムネスティ・インターナショナル (AI) は、2010年の出来事を対象にした「2011年度報告書 :

世界の人権の状況：コンゴ民主共和国（AI REPORT 2011）」（2011年5月13日公表）で、次のように述べている。

「国家警察を含む政府治安部隊及び武装グループが犯すレイプその他の性的暴力が蔓延していた。医療へのアクセスが十分でないこと、また犯罪者が処罰されないことが、レイプ生存者の状況を悪化させた。性的暴力の罪を問われた治安部隊のメンバーは、しばしば上官に保護されるか、刑務所職員の手を借りて脱走することができた。」[16a]（性的暴力）

補償に関する詳細情報については、[女性に対する支援・保護](#)のセクションを参照されたい。

23. 39

AIは、その記事「コンゴ民主共和国における新たな集団レイプは裁判の恐ろしい過ちの結果」（2011年6月23日公表）で、次のように述べている。

「コンゴ民主共和国においてコンゴ国軍のメンバーが犯した新たな集団レイプは、政府が人権侵害者を裁判にかけることができなかったことの結果である、とアムネスティ・インターナショナルは、本日語った。

「コンゴ国軍に統合された前武装グループの戦闘員たちが、軍の訓練キャンプから脱走し、6月11日の夜、国の東部にあるフィジの町に近いNyakieleの村を襲撃した際に、おそらく最大100名の女性をレイプしたという新たな報告が出てきた。この武装グループのメンバーたちは、以前にも、2011年1月に同じ地区で集団レイプに関与していた。」[16c]

23. 40

ボイス・オブ・アメリカ（VoA）は、その記事「コンゴにおける家庭内レイプが急速に深刻さを増している問題」（2011年5月30日）で、次のように述べている。

「コンゴ東部では、レイプは戦争行為若しくは復讐、または極貧、無知及び恐怖に対する反応となり得る…American Journal of Public Healthが公表した新たな調査で、コンゴ民主共和国において、ほぼ200万人の女性がレイプされていたことが明らかになった。レイプの多くは、住民を恐れさせ、支配する軍事作戦の一環である。しかし、家庭内レイプと市民によるレイプは、コンゴ民主共和国で急速に増加している。」[44b]

23. 41

報告期間中に発生した特定の事件については、コンゴ民主共和国に関する専門家の最終報告書（2010年11月26日、国連により公表）及びコンゴ民主共和国に関する決議1533（2004年）に従い設置された安全保障委員会議長の国連安全保障理事会議長宛書簡（2011年1月29日付）を参照されたい。[国別報告](#)よりアクセスできる。

市民による暴力

23. 42

ガーディアン紙は、その記事「コンゴでは毎時48名の女性がレイプされる。調査結果で明らかになった」（2011年5月12日）で、次のように述べている。

「コンゴ民主共和国では1時間毎におよそ48名の女性がレイプされているとある調査が明らかにした。American Journal of Public Healthの6月号（2011年）に掲載される予定の同調査により、性的暴力は、紛争地域だけではなく、家庭内でも横行しており、毎分にほぼ1人が何らかの形態の性的虐待を受けていることがわかった。コンゴ民主共和国は戦争で荒廃しており、レイプ事件は、紛争で痛めつけられた同国東部で広く文書化されていた。しかし同調査は、問題は以前考えられていたよりも大きくかつ拡大しており、さらに家庭内性的暴力を文書化する事例も多くなってきている、と示唆している。

「調査によれば、毎日1,152名、つまり1時間に48人の割合で女性がレイプされている。この割合は、国連が前回報告した1年間に推定1万6千件のレイプ犯罪に比べ26倍の水準である。『性的暴力がより一般化しているだけではなく、当調査は将来の政策と計画は家庭内虐待に注力すべきであることを示唆している』と調査研究者たちは語った …この数値は、2006～2007年には、国全体で、女性の12%が少なくとも対象期間前に1回レイプされており、3%が対象期間にレイプされたことを示している。また、およそ22%が、意思に反してパートナーから性交若しくは性的行為を強制されていた。さらに同調査により、首都キンシャサで、憂慮すべき水準の性的虐待が行われていることが明らかになった。」 [27a]

23. 43

家庭内暴力に対する姿勢の観点から、UNICEFは、その報告書「世界子供白書2011」の中で、15歳～49歳の女性の76%は…夫が少なくとも特定した理由の一つにより妻を叩いたり殴打することは正当化されると考えている。夫が一連の環境下、すなわち、妻が食物を焦がす、夫と言い争う、夫に断らないで外出する、子供の世話を怠るまたは性的関係を拒否するといった状況で、妻を叩いたり殴打することは正当化されると考えているかどうかについて女性は質問された。」 [48a] (p20, 子供の保護, 表9)

23. 44

ボイス・オブ・アメリカ (VoA) は、その記事「コンゴにおける家庭内レイプが急速に深刻さを増している問題」（2011年5月30日）で、次のように述べている。

「コンゴにおいて、レイプは家庭内でもますます一般化してきている。昨年、Oxfamが委託した

研究により、家庭内レイプの事件は2004年から2008年にかけて17倍に増加したことが明らかになった。American Journal of Public Healthの6月号（2011年）で、調査者はコンゴの性的暴力に対する今後の計画は、レイプ犯の無処罰状態を終結させ、地方の治安を改善することに加え、「家庭内虐待」に注力すべきであることを提言した。」[44b]

女性器切除（FGM）

23. 45

USSD2010は、「法律は女性器切除（FGM）を禁止していない。世界保健機関によれば、北部の特異なグループは FGMを実践しており、女性と女の子のおよそ5%が被害者であった。」と述べている。[8b]

女性の支援及び保護

23. 46

USSD2010は、次のように述べている。

「2006年に制定された性的暴力に関する法律は、レイプの定義を拡大し、男性被害者、性的奴隷、性的嫌がらせ、強制妊娠その他法律が以前対象としていなかった性的犯罪を含めた。また性的暴力に対する罰則を強化した他、和解金や強制婚姻を禁止、性的暴力の被害者が裁判所に出席しないことを認め、また秘密を守るため非公開審議を強化した。さらに、家族法では女兒は14歳で結婚できると定めているにもかかわらず、性交同意年齢を18歳まで引き上げた。レイプに対して定められた最低刑罰は5年の懲役である。

「政府治安部隊、非政府武装勢力及び市民は、女性や女兒に対して、広範囲にわたったレイプ、そしてしばしば集団レイプの罪を犯した。」[8b]（セクション6）

23. 47

国連コンゴ民主共和国安定化ミッションに関する国連事務総長の第31回報告書は、次のように述べている。

「私の前回報告以来、性的暴力行為で罪に問われたFARDC上級将官5名の内の3名について裁判に幾分の進展があった。この事件は、カビラ大統領が 2009年5月に国連安全保障理事会ミッションを訪問中に取り上げられた。しかし、残りの2名は逮捕を逃れた。

「2009年11月25～26日、性別・家族・子供省により策定された、性的及び性別に基づく暴力に関する国家戦略が、MONUCと国連国別チームの支援を受けてキンシャサで開始した。国家戦略に

は、コンゴ民主共和国における性的暴力に取り組むための国連総合戦略の実施に関する作戦計画で特定された優先事項が含まれている。また、総合戦略で説明された5本の柱に沿って、5つのテーマ別に作業部会が設置された。それぞれの項目について、政府の重点事項は既に特定されており、2010年1月に、南北キヴ及びイトゥリの州レベルで、実施のための仕組みが構築された。」[9a] (パラグラフ 73-74)

23. 48

IRINは、その記事「‘分析’：新法はコンゴ民主共和国の性的暴力にほとんど影響を与えない」(2011年6月7日公表)の中で、次のように報告している。

「コンゴ民主共和国(DRC)が、性的及び性別に基づく暴力(SGBV)に関する法律を改正してから5年が経過した今も、裁判面での動きがないことや変化に逆行する法的文化のために、こうした犯罪の無処罰状態が続いている。法律は無視され、また誤って解釈されたため、保護されない性的暴力被害者の数が増える一方、犯罪者は再び思うままに暴力を振るうことになった。

「刑法が2006年に改正された際、法律の文言に従えば、‘性的暴力に関する違反を禁止し、厳しく罰するとともに、これらの犯罪被害者に対して組織的な支援を確保する’ことを意図していた。この目的に沿って、以前は無視されていた国際人権法に定める性的暴力を含め、子供、障害者及び部下を含む弱者に暴力を働いたものに対する罰則を強化した…国連合同人権事務所(UNJHRO)の弁護士Josiane Mutomboによれば、大半の治安判事は、法律の改正に関心を示さず、自分たちが気付いた不手際に焦点を当てるのを好む、例えば警察は訴訟を受理してから1か月以内に捜査を開始しなければならない(のに捜査を開始しなかった)といったことである。」[45a]

23. 49

同記事は続ける。

「しかし、2006年の改正は法的訴訟に関する選択肢の拡大を意図しているが、他の法律及び特定の文化的基準と衝突することがある。例えば、18歳未満の誰かと性的接触を持つことは、今や自動的にレイプと定義されるが、家族法では、女性が15歳で結婚することを認めている。

「『法律は、真の意味では、国民及び治安判事の間でさえも認識されていない。』とAssociation of Women Magistrates会長のMarie Josée Mijingaは説明した。『法律は、コンゴ人の生活の現実に適合していない。バンツ族の文化では、レイプされた女性は汚れており、コミュニティから除外されなければならない。』とMijingaはIRINに語った。したがって、レイプされた女性は、裁判に訴えたい気持ちとその社会的結果とを秤にかけなければならない。近親相姦の生存者は、男性加害者が家庭に運んでくる所得を失うことをおそれる他の女性親族によって沈黙さ

せられることがある。『母親はすべてを沈黙させる。なぜなら、‘私の食べるものを確保してくれるのはあの人だから’ と考えるからだ。』とMijingaは説明する。『若い女兒と家族全員のどちらを犠牲にするか、母親の決断は早い。』

「法律はまた、結婚持参金や結婚の約束を引き出すために、年上のボーイフレンドに法的レイプの訴えを起こした18歳未満の女性に対して、家族が行った虐待についても公平であった、とMijingaは付け加えた。

「警察に持ち込まれる訴訟案件は、必ずしも捜査されるとは限らない。国連開発プログラムが裁判及び法的保護プロジェクトにアクセスしたところによれば、例えば2010年について北キヴの警察に提出されたSGBV事案は、3件に1件未満の割合でしか調査されなかった。」 [45a]

23. 50

IRINは続ける。

「2006年の法律は、警察は訴訟を受理してから1か月以内に捜査を開始しなければならないと定めている。『この厳格な時間枠がないとさらに悪くなるだろう』とPanzi病院の法クリニックに勤務する准弁護士Yvette Kabuoが語った。『裁判職員はこの先何年にもわたって何もしないだろう。』

「UNJHROに勤務する治安判事Epiphane Zoroによると、訴えを立証する責任は、通常生存者だけに降りかかる。治安判事たちは訴訟を登録する前に、しばしば誤って証拠として医師診断書を要求する。違法ではあるものの、治安判事はまた、訴訟するため及びその進捗を確保するために手数料を請求する。貧困の申立てをする場合は証明書を必要とし、証明書の費用は支払われなければならない。

「治安判事及び治安部隊は有力な地位にある加害者を捜査するのも躊躇する。訴訟事案が裁判所に回される場合、裁判所の裁決はしばしば腐敗によって歪められ、罪が金で買えることになる。容疑者は容易に贈賄し、あるいは拘留から逃れることができるため、生存者はなおのこと報復を恐れて証言をためらう。

「Panzi病院の弁護士Kabuoは、問題は法律よりも裁判制度の方にあると言う。『当地における我々のプログラムは、数か月間にわたって棚上げせざるを得なかった。管轄区に治安判事が1人もいないからである。2008年に提出された48件の訴訟案件の内、わずかに10名の加害者が逮捕されただけである。』 [45a]

23. 51

Actionaidは、その記事「コンゴにおける傷の癒し」（日付の記載なし。アクセス日2011年11月31日）の中で、避難所の存在について触れている。「…ActionaidのパートナーMaode (Mothers' Organisation for Development)が運営する避難所は、それぞれが最大12名の女性とその子供を収容できる5つの小さな木造小屋からなる狭い場所である。避難所は132人の孤児に対しても提供されている。」 [83a]

23. 52

「我々の最大の資源をレイプするのは止めよう：コンゴ民主共和国の女性及び女兒の力」キャンペーンは、その記事「DRコンゴにおけるレイプに反対するV-Day/UNICEFの意識向上キャンペーン米国ツアー」（2009年2月12日付）で、「ブカブに開所される予定の避難所The city of Joy (喜びの町)は、立ち直ろうとしているレイプ被害者を、一度におよそ100名、最長6か月間宿泊させることができる。提供された安全な場所で、被害者たちは健康を取り戻し、暴力との闘争において活用できる指導のスキルを磨くことができる。」 [13a]

健康及び福利

23. 53

スイスに拠点を置く非営利団体The International Centre for Migration, Health and Development Blog (ISMHD)は、「コンゴ民主共和国におけるISMHD：女性と女兒の健康を守る」という表題で、次のように述べている。コンゴ民主共和国における紛争は、レイプ被害者の要求に効果的、効率的に応える医療部門の能力を損なってきた。現地の医療施設が受けた損害は広範囲にわたっており、しかも医療部門に対する投資が全面的に不足しているため、状況は一層悪化している。存在しているわずかな医療施設がしばしばそのような荒廃状態にあることから、最も基本的な機材さえもない。したがって、現状、医療施設がこうした女性や女兒に些かでも意味のある形で応じることは不可能である。」と述べている。 [47a]

23. 54

The Coalition of the Campaign of Africa For Women's Rightsは、次のように述べている（日付の記載なし）。

「長引く紛争は、出産に伴う母親の死亡率に極めて悪い影響を及ぼした。これは、助産ケアの利用が不足していること、医療センターが十分でないこと、妊娠中や出産時における既存サービスの利用が限られていること、女性のためのリプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）や性的衛生サービス（特に農村部に住む女性）の利用が限られていること、及び教育が低水準であることなどによって説明できる。HIV/Aidsに関する情報が不足しているため、ウィ

ルスは伝染し、主に女性が犠牲者となる。」[38a]

23. 55

フリーダム・ハウスは、‘2011年度世界の自由に関する報告書’の中で、「墮胎は禁止されている。」と述べている。[14a]

23. 56

難民インターナショナル (Refugee International) は、その報告書「DRコンゴ：性的暴力に対する緊急対応は依然として不可欠」（2010年6月28日）で、次のように述べている。

「性的暴力の生存者にとって、十分な医療支援を受けることは、極めて困難な状態である。生存者はコンゴ東部の州都では無料で医療手当てを受けることができるが、紛争関連の性的暴力の大半は僻地で起きている。難民インターナショナル (RI) は1人の避難女性と面会した。その女性はワリカレの紛争の被害を受けた地域で輪姦されていたが、家の近くでは医療の手当てを受けることができないため、ゴマ行きの輸送機関に辿りつくため2週間森の中を歩くことを強いられた。

「この女性のような生存者は72時間以内に、後露光予防内服 (PEP) キットによる手当てを受けるため、医療サービスを利用する必要がある。しかし、州都外の紛争の被害地域における医療施設の多くは、PEPキットが不足している。」[11a]

23. 57

The International Centre for Migration, Health and Development Blog (ISMHD) は、「コンゴ民主共和国におけるISMHD：女性と女兒の健康を守る」という表題（2010年8月12日公表）で、次のように述べている。

「コンゴ民主共和国の大半の地域で、しかし特に戦争で荒廃した地区で…女性と女兒は、家族のところに戻ることもできず、また社会に再び入ることができない原因となっているとてつもない心理的及び肉体的な被害に立ち向かわざるを得ない。」[47a]

上記に関連して、様々な医療状況について情報を提供しているセクション 26 ([医療問題](#)) も読みたい。

23. 58

国連経済社会理事会は、その報告書「コンゴの文化的権利に関する国際協力アーカイブスの実施：コンゴ民主共和国協定第16条及び第17条に基づき締結国が提出した第2回、第3回、第4回及び第5回定期報告書」（2009年1月21日）で、次のように述べている。

「労働法第130.2条に従い、女性は、現金手当、医療支援及びその他の社会保障給付を受ける資格がある。労働法は以下を定めている。

「『この期間中、子供が生存しているかいないかにかかわらず、女性従業員は、自己の給料の3分の2及び生活給付金を現物で受ける資格がある。』

「こうした便益は、以下のような形で時間をかけて発展してきた。旧労働法は妊娠中の女性に出産前に8週間、出産後に6週間の出産休暇を付与した。これとは対照的に新労働法では、出産前に6週間、出産後に8週間の出産休暇を付与した。また給付金は前パラグラフに記載した第130.2条に従い定められている。」 [43a] (パラグラフ 171-174, 第10条)

23. 59

同報告書は続ける。

「コンゴ民主共和国には、出産に関して如何なる形態の保護も受けていない、あるいは明らかに不利な状態に置かれている女性グループがあることを認識すべきである。このグループには、以下が含まれる。

「(a) 夫の採鉱地区への移住及び紛争区域への強制移動など様々な要因により引き起こされた離婚若しくは家族崩壊の女性被害者。コンゴ民主共和国におけるリスクと脆弱性に関するパイロット・スタディ（予備研究）によればこうした女性の3分の1は妊娠中に医療面での配慮を一切受けなかった。

「(b) ‘困難な状況’にある女性、特に出産して親になった子供、未亡人、戦争関連の離婚による被害者、レイプ及び暴力の被害者、売春婦など。

「前記のパイロット・スタディは、妊娠・出産を保護するための実際的な対策として政府及び非政府が用意している枠組みに着目している。政府に関しては、脆弱な女性を対象にした仕組みはほとんどない。利用できる政府支援は、コンゴ女性全般に注力しており、またリプロダクティブ・ヘルス、所得創出活動のトレーニング、識字、及びコンゴ社会における女性の役割及び地位の全般的向上、医療支援、レイプ・暴力の女性被害者のための心理的リハビリ、困難な状況にある女性に対する法的支援、戦争による夫の移住のため別居している女性への援助などに関係している。」 [43a] (p34. パラグラフ171-174, 第10条)

24. 児童

概観

24. 01

UNICEFは、そのオンライン記事「最新のUNICEFデータはコンゴ民主共和国の不均衡を明らかにする。‘複数指標クラスター調査’の結果」（2010年10月5日公表）で、次のように述べている。

「UNICEFの主要な研究ツールである複数指標クラスター調査（MICS）の最新結果が、最近、コンゴ民主共和国で提示された。

「（標準家庭調査の国際的プログラムであるMICSは、家計の社会経済的地位に関する指標の他、人口、健康、栄養、教育、水、及び衛生を含むがこれらに限られない項目も対象としている。現在のMICSは第4世代となっており、サハラ砂漠以南のアフリカではDRコンゴがこの調査を行った最初の国である。

「MICSの重要な調査結果は、DRコンゴが教育と子供の生存に関して著しい進歩を遂げていることを示している。今日、同国では子供4人の内3人が通学している。これは2000年と比べて23%の増加となっている。女兒と男児の差はほとんどない。世界の子供の死亡率に関する最新の国連報告によると、5歳未満の幼児に関する世界の死亡率は、サハラ砂漠以南のアフリカで最も高く、幼児8人につき1人の割合で5歳の誕生日前までに亡くなってしまふ。DRコンゴでは、幼児1,000人中158人が5歳の誕生日前までに亡くなる。この数字は依然として極めて高いものの、1,000人につき205人が5歳に届かなかった2001年に比べると好ましい傾向となっている。

「心配される傾向として、出生登録率が低下していること、及び改善された飲用水源と衛生施設の利用が低迷していることなどがある。今日でも依然として、DRコンゴでは7人につきわずか1人が、まずまずの衛生環境の中で生活しているに過ぎず、また安全な飲用水を利用できるのは国民の半数に満たない。子供3人の内2人は出生証明書を持っておらず、状況は過去10年の間に悪化している。実際、2000年には、同国の5歳未満の幼児の34%が出生登録されたが、2010年には28%に低下した…MICS4では、すべての予防接種を受けた社会経済的に裕福な家庭の子供4人につき、‘不利な家計’に区分される子供1人がすべての予防接種を受ける割合になっていることがわかった。同様のことが識字についても見られた。読み書きのできる裕福な家庭の女性の数は、読み書きのできる不利な家庭の女性の数の4倍である。」[48e]

24. 02

米務省は、2011年4月8日に公表した‘2010年度人権慣行に関する国別報告書’のコンゴ編（USSD2010）で、2009年度UNCRC報告に触れて、次のように述べている。

「2009年2月に公表した報告で、UNCRCはコンゴ政府が2009年1月に、180の少年審判所の設置を定めた児童保護法を採択したことを歓迎した。しかし、UNCRCは、特に意識向上運動が不在の中、

同法の規定を実施する政府の能力について懸念を表明した。UNCRCは政府に対して、児童保護法の実施を早めること、児童保護に関する警察の訓練に対して投資を増加させること、包括的な児童保護アクション・プランを導入すること、児童が支援を求め、苦情を申し立てるためのツールとして24時間児童ヘルプラインを設置すること、難民及び国内避難児童のためのデータ・ベース及び整合性のとれた国家プログラムを構築すること、及び早急に少年裁判基準を改善することを要請した。」[8b] (セクション6)

24. 03

国連児童の権利委員会文書、最終所見：コンゴ民主共和国（2009年2月10日付）（UNCRC Report 2009）は、コンゴ民主共和国政府が提出した報告書に対応して、次のようにコメントしている。

「委員会は、武装紛争が、条約で法制化された児童の権利の効果的な実施に対して、負の影響を与え続けるのではないかと深く懸念している。

「委員会は、国家政党における高水準の貧困が、児童がその権利を全面的に享受するのを妨害し、また経済的搾取や性的搾取、人身売買など数種類の形態の搾取につながるようになるとともに、特定のグループの児童、とりわけストリート・チルドレン、難民及び避難児童の脆弱性も増大させるのではないかと懸念している。」[91b] (p2)

24. 04

UNCRCはまた、次のように述べている。

「委員会は、締結国（コンゴ民主共和国）の第1回報告に対する委員会の最終所見を実施するために締結国が払ってきた努力を歓迎する。にもかかわらず、委員会は遺憾ながら、データ収集、児童の最善の利益、児童の見方の尊重、児童虐待及び放置、障害児童、健康に対する権利、児童兵及び少年裁判などの課題を含んだこの最終所見の多くは、まだ十分に取組みられていないことに留意する。」[91b] (p2)

24. 05

コンゴ民主共和国は、1990年9月28日、国連児童の権利条約を批准した。 [91c]

統計データ

24. 06

UNICEF（国連国際児童緊急基金）は、その「国別情報：コンゴ民主共和国、母体、新生児及び児童の生存」（2010年3月）で、次のように記載している。

「2008年の総人口（単位：千人）64,257の内、

- ・5歳未満幼児の総人口（2008年） 11,829（2008年）
- ・出生 2,886（2008年）
- ・5歳未満幼児の死亡率（生児出生1000人当り） 199（2008年）
- ・幼児死亡率（生児出生1000人当り） 126（2008年）
- ・新生児死亡率（生児出生千人当り） 47（2004年）
- ・5歳未満幼児死亡者数（単位：千人，2008年） 554

24.07

学校教育に関して、Unicefは次のように記載している。

- ・小学校最終学年までの生存率（調査データ） 49%（2001年）
- ・小学校純入学率若しくは通学率（合計） 61%（2007年）
- ・小学校純入学率若しくは通学率（男児） 63%（2007年）
- ・小学校純入学率若しくは通学率（女児） 59%（2007年） [48f]

24.08

国連人間開発指数は、学校教育における想定された年数は8.2年、平均は3.5年であった、と示している。 [28a]

24.09

UNICEFは、コンゴ民主共和国を187か国中最下位の187位に順位付けした。 [28a]

基本的な法律の情報

24.10

コンゴ民主共和国は、児童の権利条約の加盟国である。 [91c]

子ども兵士徴用廃止をめざす連合は、2008年度世界報告で、「2006年2月憲法は、児童を18歳未満の者と定義した。児童に対するあらゆる形態の搾取は法律（第41条）によって罰せられる。また国家の諸機関は、児童の健康、教育及び発展に対する脅威から児童を保護する義務を負っている（第42条）。」と述べている。 [23b]

24.11

Find the Bestの「世界の国々の現状：コンゴ民主共和国」（日付の記載なし。アクセス日 2011年11月31日）に、最低婚姻承諾年齢は18歳、との記載がある。

24.12

しかし、「UNCRC Report 2009：委員会は懸念を示した」で、「…女子の法律上の最低婚姻年齢は15歳」との記載がある。[91b]（パラグラフ26）

24.13

USSD2010は、次のように述べている。

「親の同意を必要としない正規雇用の最低年齢は18歳であるが、親または後見人の同意があれば、雇用者は15歳から18歳までの未成年者を合法的に雇うことができる。16歳未満の児童は、1日4時間までの就労が許可される。未成年者は、重量のある物を運搬することは禁止されている。」[8b]（セクション7d児童労働の禁止及び最低就労年齢）

職場における児童からの搾取に関する詳細については、パラグラフ 24.23（[児童労働](#)）を参照されたい。

法的権利

24.14

国連児童の権利委員会（UNCRC）、児童の権利条約第44条に基づき締結国（コンゴ民主共和国）が提出した報告書の検討：最終所見：コンゴ民主共和国（2009年2月10日）は、次のように述べている。

「委員会は、締結国が児童の権利の保護を定める法律、とりわけ下記を採択したことに、感謝の念を持って留意する。

(a) 児童保護法（2009年1月採択）

(b) 性的暴力に関する法律（2006年7月採択）

(c) 新憲法（2006年2月採択）

(d) 労働法（2002年10月）

(e) 法令No. 66（2000年6月採択）

「4. 委員会は締結国が、2001年11月1日に、児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択的議定書を批准したことを歓迎する。

「5. 委員会はまた、締結国が下記を批准したことを歓迎する。

(a) 子どもの権利及び福祉に関するアフリカ憲章 (ACRWC) (批准年月2001年3月)

(b) 最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関するILO条約 No. 182 (1999年) (批准日年月2001年3月)

(c) 就業が認められるための最低年齢に関するILO条約No. 138(1973年) (批准日年月2001年3月)

(d) 国際刑事裁判所ローマ規程 (批准日年月2002年3月) [91b]

24. 15

UNCRC Report 2009は、次のように述べている。

「委員会は、児童保護法が児童の最善の利益に言及していることを歓迎する。しかし、委員会は、概して児童の最善の利益の原則が法律、政策文書あるいは能力開発活動に反映されていないことに懸念している。」 [91b] (p6)

24. 16

USSD 2010は、「法律はあらゆる形態の児童虐待を禁止している。しかし児童虐待は日常的に起きていた。年間を通じて当局が、育児放棄や虐待に対して個人を逮捕したという情報はない。」 [8b] (セクション6 子供)

24. 17

UNCRC Report 2009は、次のように述べている。

「委員会は、締結国において女性器切除の普及度が低いことを好ましいものと指摘する。にもかかわらず、その慣行を禁止する明確な法律が存在していないことを遺憾に思う。委員会は、法律が女子の最低婚姻年齢を15歳に設定していることに懸念しており、また女子の中にはさらに低い年齢で結婚するものがあることについて一層懸念している。委員会は、法律は強制結婚を禁止する一方、実際は、そのような結婚が依然として行われていることに懸念している。委員会は、性的暴力に関する2006年法が18歳未満の結婚を禁止するものと考えられているが、この禁止は明示的ではなく、さらに同法が十分に広められていないことを遺憾に思う。」 [91b] (p13)

24. 18

USSD2010も、「法律は14歳未満の女子、及び18歳未満の男子の結婚を禁止している。しかし、13歳の若さで結婚する女子の事例もある。」と同調する。 [8b] (セクション6 子供)

未成年の結婚に関する詳細情報については、パラグラフ24.22 ([未成年/強制婚姻](#)) を参照されたい。

24.19

USSD2010は、また、「児童を職場における搾取から保護する法律はあった。しかし政府機関は児童労働に関する諸法律を効果的に施行していなかった。」と述べている。[8b] (セクション7d児童労働の禁止及び最低就労年齢)

職場における児童からの搾取に関する詳細については、パラグラフ 24.23 ([児童労働](#)) を参照されたい。

24.20

子どものための世界運動 (The Global Movement for Children) は、その記事「コンゴ - キンシャサ：法律にかかわらず、児童は依然として服役中」 (2011年7月3日付) で、次のようにコメントしている。

「コンゴ民主共和国 (DRC) が児童保護に関する法律を公布してから2年が経過したが、国全体でおよそ3千人の児童が刑務所に収監されたままである。

「2009年1月に発効した同法は、少年非行に関する1950年植民地法に取って代わった。同植民地法は、刑事責任年齢を16歳に設定しており、児童に対して終身刑や死刑を含むいくつかの厳しい刑罰を科すことにもつながっていた。

「現在の法律は、18歳未満の児童に提供する裁判上、刑罰上及び社会上の保護に関する規定があり、また裁判官は児童犯罪者を‘社会的性格を有する公的若しくは民間の施設に送ることができるものの、あくまで最後の手段として行う’と定めている。‘法律によれば、児童を刑務所に収監するのは完全に違法である。’と国連児童基金 (UNICEF) の法律保護担当官のInnocent BugandwaはIRINに語った…UNICEFによれば、およそ158人の児童がキンシャサのマカラ刑務所の一区域で生活している。少年たちは成人男性から隔離されるが、女子は成人女性と同じ監房にとどまっている。」 [35a]

上記に関連して、セクション14 ([刑務所及び拘留施設の状況](#)) も併せて参照されたい。

児童に対する暴力及び差別

性的暴力

24. 21

UNCRC Report 2009は、次のようにコメントしている。

「委員会は、2006年に性的暴力に対する2件の法律、特に児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利条約の選択的議定書の条項を考慮に入れた法律No. 06/018を採択したことを歓迎する、しかし、委員会は締結国における性的暴力が極めて高い比率であること、また一部の地域ではそのような暴力による被害者の半数までが児童であることを深く懸念している。委員会は、武装紛争に関与している児童、難民及び国内避難民など社会の隅に追いやられた児童は性的搾取と虐待の犠牲者であることに深刻な懸念を有している。さらに、委員会は、都市部の少女が、極めて幼い年齢で、しばしば、ときには親によって強制的に売春させられていることに懸念している。」 [91b] (p8)

未成年/強制婚姻

24. 22

USSD 2010は、次のように述べている。

「持参金が未成年での結婚に大きく貢献している。両親が持参金を得るため、あるいは息子の持参金を賄うために、娘の意思に反して嫁がせた事例もある。性的暴力法は強制婚姻を処罰している。子供を強制的に結婚させた罪として、法律で両親に12年以下の重労働及び92,500コンゴ・フラン（およそ103ドル）の罰金が科される。強制婚姻に関する起訴の報告はない。本件に関する追加的な情報はない。」 [8b] (セクション6, 子供)

児童労働

24. 23

USSD 2010は、次のように述べている。

「職場における搾取から児童を保護する法律はあったが、政府機関は児童労働法を事実上実施しなかった。児童労働は、強制児童労働を含み、国全域において依然として問題であった。大企業が児童労働を使ったという事例は年間を通じて少なくとも1件報告されているが、非公式部門、特に鉱業及び零細農業では、より一般的に使われている。経済的に生き残るために、家族は収入を得る目的でしばしば児童に労働を促した。労働省によると、児童は依然として鉱山や採石場で、また児童兵、水の売り子、家事召使、バー・レストランの芸人として働いていた。」

[8b] (セクション7d児童労働の禁止及び最低就労年齢)

24. 24

USSD 2010は続ける。

「1999年～2007年の調査でUNICEFが収集したデータによれば、5歳から14歳までの児童のおよそ32%が児童労働に関与していた。UNICEFが児童は労働に従事していると考えるのは、調査に先立つ1週間で5歳から11歳の児童が最低1時間の経済活動若しくは最低28時間の家事労働を行う場合、または12歳から14歳の児童が最低14時間の経済活動若しくは最低28時間の家事労働を行う場合である。」 [8b] (セクション 7d 児童労働の禁止及び最低就労年齢)

24. 25

UNICEFの「背景情報」(日付の記載なし。アクセス日2012年1月)は、次のように報告している。

「児童労働はありふれている。5歳から14歳までの児童の4分の1以上が働いている。」 [48g] USSD 2010も次のように述べている。「非公式な(手作業による職人的な)鉱業部門の労働力の30%は児童で賄われている。カタンガ、西カサイ、東部、及び南北キヴの各州の採鉱地区で、児童は、しばしば地下で危険な採掘作業を行っていた。国の多くの地区で5歳から12歳の児童がわずかな賃金を得るために、岩を粉砕して砂利を生産する作業に従事していた。2009年10月に、外国の外交官が、カタンガのキプシにある国営Gecamines採掘企業の敷地内にある石切り場で、岩石を粉砕し、重量のある荷を運搬している児童を観察した。Solidarity Centerによれば、年間を通じて、カタンガ南部のコルウェジ鉱山で働く児童の数が増えた。カタンガのCatholic Relief Servicesは、地元の人々は、子供を含め、概して、所得の源が他にないこと、また鉱山部門で提示される給料の額が高いことを理由に鉱山での仕事に引き寄せられる…」 [8b] (セクション 7d 児童労働の禁止及び最低就労年齢)

24. 26

USSD2010はさらに次のように報告している。

「労働省は、児童労働を調査する責務を担っているが、児童労働を専門に検査する機関はない。労働省は児童労働に総合的に取り組むための国家的アクション・プランをまだ策定していない。児童労働と戦う任務を背負っている他の政府機関には、性別・家族・児童省、社会問題省、及び最悪の形態の児童労働と戦う国家委員会がある。これらの機関は検査のための予算がなく、年間を通じて調査を行わなかった。」 [8b] (セクション7d 児童労働の禁止及び最低就労年齢)

2011年度USSD人身売買報告も上記セクションに関する情報を提供している。同報告は[こちら](#)からアクセスできる。 [8b]

武装グループに関係している児童

24. 27

国連コンゴ民主共和国安定化ミッションに関する国連事務総長の第31回報告書（2010年3月30日）は、次のように述べている。

「紛争地域、特に南北キヴ州、カタンガ州及び東部州において、引き続き組織的な児童の徴兵と利用が行われていた。2009年、MONUCは新たに徴兵された848人の児童（女子52人を含む）を文書に記録した。加害者はPARECO, FDLR, CNDP, FRPI, LRAなどである。迅速な統合プロセスにより、FARDC内での児童の存在が増しており、国家武装部隊はカタンガと東西カサイで新たな徴兵を行った。また合計で23件の児童殺害及び12件の児童不具の事例も文書に記録された。さらに児童に対する性的暴力も依然として蔓延していた。これに関連して、コンゴ民主共和国における国連ミッションは、政府と緊密に協力して児童に対する重大な侵害行為に取り組む使命を確実に実行している。」 [9a]（パラグラフ72）

24. 28

The Swiss Association against Impunity (Trial) は、武装紛争に関係する児童の権利に関する条約の選択的議定書の実施に関する第1回報告書に関して児童の権利委員会に提出した文書（2011年4月）において、次のように述べている。

「児童の権利委員会に提出した文書は、武装紛争に関係する児童の権利に関する条約の選択的議定書の実施に関するコンゴ民主共和国第1回報告書に続くものである。 TRIALは、武装紛争において児童兵を徴兵、入隊、利用するという戦争犯罪を効果的に起訴するため、2011年11月11日にコンゴ民主共和国が批准したOP-ACを適切に実施するために必要な措置の一つと考えられている全般的な管轄の話題に特に主眼を置いている。

「TRIALは、コンゴ民主共和国の現在の刑法に関する詳細を検証した結果、現状の法的枠組みは漏れがあり、コンゴ民主共和国はOP-ACに基づく義務を果たすことができないことを浮き彫りにした。」 [29a]

24. 29

コンゴ民主共和国に関する決議1533（2004年）に従い設置された安全保障委員会議長の国連安全保障理事会議長宛2009年11月23日付書簡（2009年11月23日公表）には、次の記載がある。

「南北キヴ州で活動しているあらゆる武装勢力による児童の募兵と利用は、統合プロセスが開始されてから減少してはいるものの、2009年も続けられた。MONUCによれば、2009年の1月から9月までの間に、合計2,134名の児童が武装グループから解放された。これとは別に、南北キヴ州

で 2008年11月以降、合計2,020名の児童が武装グループから分離したことを、グループは直接確認した。この内の約半数はマイ・マイ軍とPARECOの傘下にいた児童であった一方、相当な人数がCNDPに募兵された。グループはまた、2009年1月から10月までの間に、新たに募兵された児童の事例285件を文書に記録した。これに対し2008年の同期間では779件の事例が記録されていた。285件の内、127件は PARECO、107件はFARDC、そして29件はFDLRによるものであった。残りの事例における命令系統がどの部隊になるのかグループは確認することができなかった。マシシ、北キヴ、カレヘ、南キヴの各地区については、グループはFARDC陣営内に相当な数の児童が存在することを直接確認することができた。一方、ングングなどの重要な戦略地区では、既に家族との再会を果たした児童を再動員する事例が報告されている。Kimia II 作戦が南キヴに移動するにつれて、多数の児童がFARDCから分離し始めた。本書簡執筆時点で、118人の児童が2009年7月以降分離していた。中間報告（S/2009/253、パラグラフ78）でも述べたように、こうした児童の相当な割合が、加速された統合プロセス中にFARDCに統合されており、FDLRとの激しい戦闘に従事していたことをグループは確認した。同時にFDLRは児童を陣営内に確保し続けており、大規模な拉致活動を行っていた。」[9f]（パラグラフ 315-317）

マイ・マイ軍による徴募

24. 30

子ども兵士徴用廃止をめざす連合（The Coalition to stop the use of Child Soldiers）は、2010年2月26日付メディア向けの声明書「コンゴ民主共和国：連合は、マイ・マイ軍による児童兵の徴募と利用を終結させるよう求める」（その2010年2月の状況報告文書「[マイ・マイ軍による児童兵の徴募と利用：侵害と繰返し](#)」）の中で、次のように述べている。

「不安定な情勢が地元民兵を生み出す一方で、児童の脆弱性も経済社会状態の中に深く刻み込まれた。紛争で被害を受けた地域に住む多数の児童は、貧困に喘ぎ、教育の機会もなく、またほとんど経済的機会がないため、生活が一層損なわれている。マイ・マイ軍による強制徴募は珍しいことではない。一部の児童からは、マイ・マイ軍に加わるということは、貧困から脱出する方法の一つとして、あるいは単に別の仕事として見られている。」[23a]

24. 31

同声明書はまた、次のように述べている。

「児童がマイ・マイ軍の陣営内にいる間に経験する様々な虐待を見ることは、児童がマイ・マイ軍に関与することを防ぐということを強調しなければならない。児童は戦闘の前線に送られ、鞭打ちやその他の刑罰を受け、また女子の場合にはレイプされ、性の奴隷として利用される。戦闘中のマイ・マイ軍のメンバーを守ると信じられている儀式を執り行うため、幼い児童もマイ・マイ軍に活発に徴募されている。」[23a]

24.32

同連合は続ける。

「コンゴ東部における児童の権利を保護、推進する責任は主に政府にある。しかし、マイ・マイ軍はしばしば当局から暗黙の支援を受けている。政府は、過去に展開した軍事作戦で、マイ・マイ軍はその陣営に児童兵を抱えていることで、国内及び国際法を犯しているということを十分承知の上でマイ・マイ軍の支援を求めた。コンゴ政府は、ただ政府自身の政策と法律を実施するだけで、十分な変化をもたらすことができる。これは、児童を徴募、利用する者を組織的に調査、起訴するとともに、児童に対して人権侵害を犯した容疑のあるFARDCに統合された前マイ・マイ軍の者をFARDCから確実に除隊させるということである。マイ・マイ軍による児童の徴募に関して、連合は『マイ・マイ民兵は、コンゴ東部で近年最も大量に児童を徴募している勢力の一つであるが、こうしたグループによって搾取されやすい少年少女の脆弱性を緩和するための施策はほとんど行われていない。』」 [23a]

24.33

同連合は、次のように述べている。

「マイ・マイという言葉は、広くコンゴ民主共和国内に‘土着の’と言表されたコミュニティを基盤とする様々な民兵グループをいう。マイ・マイ軍は、コミュニティをベースにした50～60名のメンバーによる民兵から、地理的な広がりを持ち最大1000名からなる軍を擁する大規模な組織的グループまで、規模や組織力の水準が区々である。マイ・マイ軍はコンゴ民主共和国当局と曖昧な関係を有しており、武装勢力に対して共同で戦うこともあれば、対立する場合もある。ごく最近では、2009年に行われた軍との加速化された統合プロセスを通じて、マイ・マイ軍を武装解除及び解体させる試みが繰り返されたが、成功しなかった。マイ・マイ軍の数グループは、軍への加入を拒否するか、統合プロセスから外れたりして、再度活発な軍事活動と児童の徴募を行っていることが報告されている。マイ・マイ軍の数名の司令官は、コンゴ裁判所において児童兵徴募の罪で起訴されている一握りの被告の中に入っている。しかし、その他の児童徴募の容疑者は逃走中か、既にFARDCに統合されてしまっている。前マイ・マイ司令官 Jean-Pierre Biyoyoは、2006年に児童徴募に関連する罪で軍事裁判所から有罪判決を受けているが、その後脱走し、現在はコンゴ軍の副司令官として勤務していることが報告されている。」 [23a]

状況報告文書「マイ・マイによる児童兵の徴募と利用：定着し、果てのない状況」（2010年2月）は、[こちら](#)からアクセスすることができる。[23c]セクション 11（[非政府武装グループ](#)）も併せて参照されたい。

神の抵抗軍（LRA）による徴募

24. 34

国連は、国連総会が2010年6月14日に公表した、「超法規的・略式・恣意的処刑調査に関する特別報告官Philip Alstonの報告書」で対象とした報告期間中に、神の抵抗軍が97人の児童を拉致していた、と述べている。[37b] (p14, パラグラフ 52)

一方 USSD 2010は、「…南北キヴ州及び東部州で活動中のあらゆる武装グループによる児童の徴募と利用は続いている。」と述べている。[8b]

上記に関連して、セクション 11 (非政府武装グループ) も併せて参照されたい。

FARDCと関係のある児童

24. 35

USSD 2010は、次のように述べている。

「FARDCの各小部隊、特に迅速な統合過程で誕生した、主に前CNDPメンバーからなる各旅団による児童兵の利用と扱いは依然として問題であった。12月に、UNGOEは国連安全保障理事会に対し、MONUC児童保護部門が、2009年中に発生したFARDCによる児童徴募の事例631件を文書に記録したこと、またこれに対して同期間中のFARDCによる児童解放の事例は631件を記録していたことを報告した。FARDCは、2009年における陣営内の児童数について、国連事務総長が‘劇的な増加’と形容する状況を示した。多数の児童兵士がRMGからFARDC陣営内へ移動する原因となった2009年における前反乱勢力及び民兵メンバーの迅速統合を受けて、国連事務総長が7月に行った報告によれば、FARDCは、2008年10月から2009年12月までの間に徴募された児童の内、最大数を占めただけでなく、児童徴募の増加が文書に記録された唯一の武装勢力である。これとは対照的に、他のすべてのグループは、自陣営の児童がFARDCに編入されたことで、児童徴募において低下傾向を示した。」[8b] (セクション1g, 国内紛争における過度の力の使用及びその他の人権侵害)

24. 36

USSD 2010は、次のように述べている。

「12月に、UNGOE (国連専門家グループ) は、国連児童保護官が、児童が関与していないことを確認するため、国連が支援する軍事作戦に従事する戦闘員のほぼ3分の2を身体検査しようとした際、その立ち入りを拒絶されたことに対して懸念を強調した。UNGOEは、Amani Leo作戦の開始以来、FARDCのわずか1大隊のみがMONUSCO児童保護部門によって十分に検査されたに過ぎない、と報告した。またUNGOEは、FARDC司令官の中には、FARDCの各部隊から児童を分離しようとして協力したものもいるが、他の司令官は、児童を隠し、または以前に分離された児童を含み、児

童の徴募を続けた。2009年に、UNGOEは、東部に駐留するFARDC部隊内の前CNDP将官たちは、MONUCが、その将官たちの陣営内にいる外国戦闘員を帰還させようとするのを、繰り返しかつ意図的に妨害したことに懸念を表明した。2008年と2009年に、UNGOEは、妨害行為がしばしば特定の大佐及び中佐の命令の下で行われたと報告した。その中には、児童兵の徴募と利用及びその他の児童に対する重大な人権侵害によって12月に国連安全保障理事会から処罰された Gwigwi Busogi大佐、Baudouin Ngaruye大佐、Antoine Manzi中佐が含まれている。証人によれば、Gwigwiは、彼の司令官とともに、組織的に児童保護官から児童の身を隠し、またその他の側面でも児童保護官の努力を妨害した。5月から8月の間に、MONUSCOは、Gwigwiの指揮の下で上級将官によって兵士として利用された児童の事例について、更に15件を記録した。Gwigwiは、1年の大半を南キヴのカヘレにおいて、FARDC第24部門の指揮をしていたが、Uviraの第4作戦区域の副司令官として再配置された。」（国家治安部隊による人権侵害）USSD 2010はまた、次のように付け加えている。「11月には、前CNDPのFARDCメンバーは、北キヴの学校を訪問し、最近復員した児童のリストを要求して、陣営内で勤務する児童の徴募を活発に行っていた。彼らはまた、陣営内で勤務する若い児童も対象としていた。」[8b]（人民防衛国民会議（CNDP））

上記に関連して、セクション 9（治安部隊）も併せて参照されたい。

より詳細な追加的情報については、コンゴ民主共和国に関する決議1533（2004年）に従い設置された国連安全保障委員会議長の国連安全保障理事会議長宛 2011年11月29日付書簡（2011年12月2日公表）の国別報告書（2011年12月1日～2012年3月1日の間に公表）のセクション（160-162頁）で見られる。

女兒の拉致

24. 37

ボイス・オブ・アメリカ（VoA）は、その記事「戦場へ拉致されるコンゴの少女たち」（2011年6月2日公表）の中で、次のように述べている。

「国際団体は、あらゆる種類の軍事グループは、兵士、荷物運搬人、スパイ、斥候、料理人及び性的奴隷として務めさせるため、無数の女兒を含む児童を徴募若しくは拉致する罪を犯している、と語る …UNICEFは、過去7年間で、3万1千人を超える児童 - その20%は女兒 - が民兵軍団から救出された、または脱走したと語っている。またUNICEFは、数千人の児童が依然として民兵組織に仕えていると語っているが、担当官によれば何名かを正確に知ることは不可能である。北キヴ州における国連児童動員解除計画チームの副リーダーであるPatrick Cyrille Garbaは、女兒は男児に比べて、民兵組織から脱走するまたは救出される可能性が低い、と語った。司令官たちは、女兒が逃げ出せば兵士を性的暴行で告発することを恐れて、女兒を隠している。」

[44a]

動員解除

24. 38

USSD2010は、次のように述べている。

「2009年3月下旬の国連児童基金（UNICEF）推計によれば、東部地区において、8千人の児童がまだ、戦闘員、荷物運搬人、スパイ、及び性的奴隷として仕えているRMG及び政府治安勢力の各部隊の陣営から動員解除されていない。この推定数は、UNICEFの2008年推計と比べると4,500人増加していることを示している。しかし、実際の数字を立証するのは極めて困難である。というのは、推定値は動員解除された、すなわち陣営内に残っていない児童数を基に提供されているからである。

24. 39

USSD 2010は続けて、「1月から9月の間に、MONUC/MONUSCOは、FARDC及びRMGから1,559人の児童が解放されるのを支援した。2008年10月から2009年12月の間、The Resolution 1612 Country Task Forceは、3,180人の児童（圧倒的に男児が多い）が、RMG及びFARDCから解放されたと報告した。」[8b]（セクション1g, 国内紛争における過度の力の使用及びその他の人権侵害）

24. 40

USSD 2010はまた、次のように述べている。

「The Resolution 1612 Country Task Forceは、国連安全保障理事会決議1539, 1612及び1882で要請されているように、FARDCによる児童の徴募と利用を終結させるアクション・プランを策定、交渉、実施する義務を果たすべく政府と協議している。このアクション・プランにより、とりわけ、政府とFARDCの義務であるFARDC陣営内に残留しているすべての児童を解放すること、及び主に軍の命令及びその慣行を明確に禁止する措置により児童の徴募と利用を終結させること、さらに児童の権利を侵害した加害者に対して徹底した組織的調査を行うことが容易になると思われる。

「…1月から9月の間に、MONUC/MONUSCOは、FARDC及びRMGから1,559人の児童が解放されるのを支援した。2008年10月から2009年12月の間、The Resolution 1612 Country Task Forceは、3,180人の児童（圧倒的に男児が多い）が、RMG及びFARDCから解放されたと報告した。」[8b]（セクション1g, 国内紛争における過度の力の使用及びその他の人権侵害）

ストリート・チルドレン（路上生活児童）

このセクションは、[魔術使いとして非難される児童](#)と併せて読まれるべきである。

24. 41

USSD 2010は、次のように述べている。

「同国のおよそ5万人のストリート・チルドレンには、魔術使いの罪に問われる多くの児童、児童難民、及び戦争孤児の他、家や家族がある児童も含まれている。UNICEFによれば、年間を通じて、キンシャサには2万人を超えるストリート・チルドレンがおり、その内の26%は女兒である。キンシャサにある教会の多くは、魔術を操るとして非難されている児童に対して、隔離、殴打や鞭打ち、飢餓、及び下剤の強服用などによる悪霊払いの儀式を執り行った。UNICEFによれば、障害を持つ児童、または言語障害や学習障害の持っている児童にさえ、魔術使いの烙印を押す慣行があった。この慣行により自分の子供を捨てる親も時々あった。UNICEFによれば、同基金が支援したストリート・チルドレンの70%が魔術使いとして非難されたと訴えた。」[8b] (セクション6, 児童)

24. 42

USSD 2010は続ける。

「政府は住む家のない多数の児童に対応する用意が不十分であった。市民は通常、ストリート・チルドレンを、軽犯罪、物乞い、売春に従事する不良とみなしており、その児童たちへの仕打ちを是認していた。国家治安部隊はストリート・チルドレンの人権を侵害し、恣意的に逮捕した。ストリート・チルドレンが、空きビルに寝泊りするのを許可してもらうために警官にお金を支払ったり、市場から盗んだ商品の一部を警官と分け合ったりしなければならぬ事例が多数報告された。」[8b] (セクション6, 児童)

24. 43

USSD 2010はまた、次のように付け加えた。

「2009年2月に、UNCRCは、治安部隊がストリート・チルドレンに対して行う日常的な嫌がらせ、殴打及び逮捕に加え、ストリート・チルドレンへの性的暴行の頻度について懸念を強調した。またUNCRCは、魔術使いとして非難される児童に対する暴力が増加していること、また児童が教会等で囚人として幽閉され、そこで拷問や虐待、あるいは悪霊払いの儀式という名目で死に至らしめられることもあることに対して懸念を表明した。UNCRCは、政府が児童を魔術使いとして非難されることから保護するために、特に親や宗教的指導者を対象として行う公衆の意識向上活動を継続、強化することや、貧困など根底の原因に取り組むことなどを含め、効果的な措置を講じるべきであると勧告した。さらにUNCRCは、政府に対し、魔術使いとして児童を非難することを処罰し、そうした児童に対する暴力に関与する者を裁くとともに、魔術使いとして非難

される児童が立ち直り、社会に復帰できるよう手段を講じることを要請した。」[8b]（セクション 6，児童）

魔術使いとして非難される児童

24. 44

国連は、国連総会が2010年6月14日に公表した、「超法規的・略式・恣意的処刑調査に関する特別報告官 Philip Alstonの報告書」の中で、次のように述べている。

「コンゴ民主共和国では、相当な数の児童及び女性が魔術使いとして非難されており、その結果、拷問や鞭打ち、その他の残虐行為を受けている。中に虐待を受けた後に殺害され、または死亡した人たちもいた。この暴力はコミュニティの中の脆弱な構成員が、失職や疾病など不幸に見舞われたことを非難されるという、社会に広く行き渡った現象の一つの結果である。国際機関及び非政府団体によれば、キンシャサ、その他の大都市の路上に捨てられた数万人という児童は特に魔術使いの非難を受けやすい。当然のことながら、この現象は教育と社会サービスが利用できず貧困に喘いでいるコミュニティでよく見られ、被害者は、しばしば家族やコミュニティに‘欠陥を持ち込んだ’と認識される身体的若しくは精神的障害を持った個人である。」[37b]（20頁，パラグラフ 88-91 ‘魔術使い’の殺害）

24. 45

同報告書は続ける。

「多くのコミュニティが僻地にあることや、慣行に対する秘密主義により、被害者の数は確認するのが困難である。国連児童基金によれば、2008年9月から2009年10月初旬までの間に3州（東部，マニエマ，カタंगा）において、少なくとも、魔術使いと非難された12人の児童が殺害された。その大半は家族の者の手によるものであった。西カサイ州では、21名を超える児童が魔術使いと疑われて激しい鞭打ちや虐待を受けたという信頼できる報告がある。悪霊払いの儀式を行う教会や狂信的教団も特に邪悪な役割を担っており、児童に‘悪霊祓い’あるいは‘悪魔祓い’の儀式を受けさせ、そこで児童を強制的に隔離し、食事や水を与えないという行為をしばしば容認した。東部州で起きた一つの象徴的な事例として、一夫多妻制の男性の妻である1人が、自分を殺害しようとしたとして、夫の幼い息子を非難した。父親は、その息子に悪霊払いの儀式を受けさせた。教会の助祭はその子を縛り上げ、父親と母親は熱湯をかけた。妻は子供を90度以上に熱した湯の中に沈めた。その子は第2度熱傷で死亡した。マニエマ州のカトコで起きた別の事例では、2009年10月に、地元の牧師が8歳の子供を‘祈とう室’に幽閉し、7日間食事を与えなかったところ、その子は死亡した。」[37b]（20頁，パラグラフ 88-91 ‘魔術使い’の殺害）

24. 46

国連は続けて、「そのような殺人に対して処罰がほとんど行われていない。証人あるいは家族の者はそのような事件を当局に報告することを躊躇する。また担当官は、そうした暴力を防いだり、調査したりすることに目をつぶることが、ほとんどである。」[37b] (20頁, パラグラフ 88-91 ‘魔術使い’の殺害)。USSD2010は、「憲法は、魔術の疑いで、親が子供を捨てるのを禁止している。しかし、そのような疑いは、結果として子供を捨てたり、虐待することにつながる。2009年の児童保護法は、児童を魔術使いとして非難する親その他の成人に対して懲役刑を定めている。しかし、当局はその法律を事実上実施しなかった。」[8b] (セクション6, 児童)

人身売買

24. 47

米務省は、2011年度人身売買報告 (USSD TiP 2011) (2011年6月27日公表) で、次のように述べている。

「児童保護法 (法律 09/001) はまた、性的奴隷、児童売買、児童を対象にした商業的な性的搾取、及び児童の武装勢力への徴募に対して、10年～20年の懲役を科している。しかし、いまだに複数の省庁から必要な法令が出されていないことや財務省からの予算割当がないため、全面的に実施することはできない状況である。2010年7月、政府は、前回報告期間中に採用された新たな治安判事2,000名の内1,000名を任命した。大半は審理を開始したが、資源がほとんどなく困難な状況下で職務を遂行している。児童保護を一層高めるため、2011年1月、首相は、特に暴力や人権侵害を受けている、あるいは法律に抵触している児童に焦点を当てた少年裁判所の設置を実施する細則に署名した。初の少年裁判所は、2010年3月にルブンバシで開所し、6か月間で暴力や人権侵害の犠牲になった児童に関して82件の事案を審理した。この中に児童売買の事案が入っているかどうかは不明である。さらに2011年初旬には、キンシャサとバンドゥンドゥで裁判所が設置された。」[8c]

児童ケア及び保護

24. 48

児童保護に関して、UNICEFはその「人道活動の最新状況」(2011年6月1日付)の中で、次のように述べている。

「UNICEFの緊急時における児童保護プログラムは、2010年初旬、緊急資金により同国の少なくとも5州において、紛争と避難により被害を受けた児童と女性に対する重要なケアと保護を提供している。UNICEFとそのパートナーは、2010年初めから、およそ1,628名の性的暴力の生存者に対して重要な医療、心理的ケア及び社会復帰の支援を特定し、それらにアクセスできるように

してきた。また性的暴力を回避する努力の一環として、1万5千名を超える少年少女、男性及び女性が奉仕活動に参加し、性的暴力の結果について意識を高め、また性的暴力に対する闘いで、男性も協力者にしようとした。コンゴ民主共和国東部では、年初以来、UNICEFとそのパートナーは、458名の児童を特定、証明し、その内の372名が一時的な避難所とケアを与えられた。2010年1月以降、合計で466人の児童が親と再会を果たした。赤道州だけでも、特定、文書化、追跡及び再会に関してUNICEFの訓練を受けた現地の保護パートナーは、260人を超える児童を親と再会させた他、234人の児童については、親との再会を果たすまでの間、里親に預けた。保護環境を提供するため、デイ・センター（宿泊設備を持たない施設）も数か所設立される予定である。」 [48d]（児童保護）

24. 49

UNICEFは、「DRコンゴ - 児童は兵士ではない」という題のブログ（2011年1月20日付）で、次のように述べている。

「UNICEFの現地NGOパートナーBVES：コンゴ民主共和国における人権侵害に関する別の事例－児童の武装勢力若しくはグループへの徴募－に取り組むプロジェクト。2002年、14歳から17歳までの男児を毎年、平均して100人収容するThe Centre of Transit and Orientation (CTO)が設立された。児童の大半は両キヴ州出身だが、一部はルワンダやブルンジの反乱グループに所属していた。BVES [Bureau pour le Volontariat au service de l'Enfance et de la Sante] は、ブカブに施設を、男児向けに1か所、女児向けに1か所の合計2か所保有している。現在43人の女児が収容されており、その多くは戦争中に家族を失った子である。」 [48c]

24. 50

同ブログは、続ける。

「BVESは、児童の権利の重大な侵害行為をコミュニティレベルで監視することを含め、全体的アプローチで介入する（国連安全保障理事会決議1612）。一旦児童徴募に関する情報を受領すれば、UNICEF、MONUSCO及び現地の軍組織等のパートナーグループが関与する。その情報は確認され、事実が証明されればパートナーグループは未成年者の動員解除を目指す。これは関係司令官の意思に左右される。特定された児童の多くは、このようにして救済される。他の児童は刑務所または地域の売春宿など‘性的に興奮する’場所で特定される。少数の児童は何とか自力でグループから脱走する。2002年以来、戦争の影響を受けた地域から、2,346人の前戦闘員を含む3,942人の児童がBVESで一時的な住居を見つけた。」 [48c]

上記に関連して、セクション23（女性）も併せて参照されたい。

教育

24. 51

エコノミック・インテリジェンス・ユニット (EIU) は、2008年度コンゴ民主共和国国別情報(2008年9月19日付)の中で、次のように述べている。

「国家の教育制度は崩壊状態にある。インフラは荒廃しているか、または存在していない。また教師は、稀にしか給料が支払われず、しばしば欠勤する。教育は1972年正式に国営化された。しかしカトリック教会は引き続き、稼動している小学校のおよそ80%、中学校のおよそ60%に責任を負っている。世界銀行は、成人男性の識字率を81%、成人女性は54%と推定している。」 [22a] (p12)

24. 52

USSD 2010は、次のように述べている。

「実際面においては、小学校教育は義務教育で無料であっても、国全域にわたっているわけではなく、政府が資金を拠出した学校で稼動している所はほとんどない。UNICEFによれば、北キヴ州で2008年に政府と反乱グループとの間で再開された戦闘により、同地域にある全学校のおよそ85%が閉鎖された。公立と私立の学校は、一般に親が教師の給料に寄与することを期待しており、親は通常、学校費用の80~90%の資金を出す。こうした費用に加え、子供の通学期間中に親が所得や労働を失う可能性を勘案すると、多くの親は子供を入学させることができなくなってしまう。9月に、カビラ大統領は、政府が請求していた小学校の児童に必要な授業料等の費用を今後親に要求しないよう命じた。しかし、年末時点で、親は依然として授業料等の費用を払っていた。」 [8b] (セクション6, 児童)

24. 53

USSD 2010は続ける。

「多くの親が金銭面若しくは文化的な理由で子供を通学させないことを好むことから、小学校と中学校の通学率は低下していた。紛争地域における学校の多くは、荒廃しており、不安的な社会情勢により閉鎖されていた。年間を通じて国連が受領した報告書によれば、そのような地区の親は、武装グループが強制的に子供を徴募するのではないかと恐れて、しばしば子供を開校しているほんの少数の学校に通学させるのを禁止した。」 [8b] (セクション6, 児童)

24. 54

UNICEFは、その「人道活動の最新状況」(2011年6月1日付)の中で、次のように述べている。

「2010年の優先事項は、紛争の被害を受けた30万人の女兒と男児に質の高い教育を受ける機会を与えることを確実にすることである。次に述べる活動は、2010年第一四半期に UNICEFが実施したものである。北キヴでは680人の教師が教職キットを受領した。206人が子供に対する心理

社会的な支援について訓練を受けた。また552名が、12万2千人の子供のための平和教育に関する訓練を受けた。特に紛争解決及び管理の概念への取組みに加え、‘平和クラブ’の推進と平和問題に関する同僚との教育勉強会に注目した。さらに21の学校の父兄会メンバー126人が共同管理について訓練された。南キヴでは、正式及び非正式の教育において、過去4か月間に18,309人の児童が支援を受けた。この支援には、教育の重要性に関するコミュニティベースの意識向上プログラム、及び政府に対する教師の給料支払いや学校キットの配布に関する訴えが含まれる。高ウエレ州のイトゥリでは、3学校で、20個の常設トイレがある一時的教室が20室建設された。さらに、277人の教師が児童の権利と平和教育に関して訓練を受けた。同州に建設された一時的な青少年センター3か所で、青少年はHIV/エイズ、平和教育、リプロダクティブ・ヘルスに関する訓練を受け、また芸術とスポーツを通して個々の創造性を醸成する空間が提供された。」 [48d] (教育)

上記に関連して、セクション 28 ([国内避難民 \(IDP\)](#)) も併せて参照されたい。

健康及び福利

このセクションと併せて、セクション 8 ([治安情勢](#)) 及びセクション 18 ([人道主義者](#), [人権機関](#), [団体及び活動家](#)) も読まれるべきである。

24.55

UNICEFの「背景情報」(日付の記載なし。アクセス日 2011年8月24日)は、コンゴ民主共和国の児童が直面する下記の健康問題を記録している。

- ・ 幼児、5歳未満幼児及び母親の各死亡率は驚くべき数値である。5人に1人の幼児が5歳までに死亡している。母親は 1,000回の分娩毎に13人の割合で出産時死亡している。
- ・ ほぼ3人に1人が低体重である。5歳未満の幼児の死のほぼ半数は栄養失調と微量栄養素不足が原因である。
- ・ 最も一般的な小児期の疾病に対する予防接種率はおよそ65%である。[2008年]12月、WHOも推定予防接種率に関する統計情報を提供した。[27e]
- ・ 国民の半数未満だけしか、きれいな飲料水の安全な源にアクセスすることができない。3分の1未満だけしか、適切な衛生施設にアクセスできない。

- ・成人のHIV/エイズの感染率は2005年で4.2%であった。これは 2004年に比べて著しい増加である。女性に対する性的虐待と暴力が蔓延する最近の武装紛争地域における感染率は、他の地域に比べて相当高いと考えられている。
- ・同国の孤児は400万人を超えている。」 [48g]

24. 56

国際移住機関 (The International Organization for Migration (IOM)) は、その報告書「コンゴ民主共和国への帰還：国別情報」(最終更新日：2009年11月17日)の中で、次のように述べている。

「一部の疾病(結核、マラリア、肝炎、小児期疾病、HIV)の治療向け医薬品は、キンシャサのコミュン(行政区)内や、各地域の行政部門行政にある小規模な薬局や医療施設で入手することができる。各地域の行政区及び大都市内には、総合病院と専門施設がそれぞれ1施設ある。またキンシャサには診療所も数件ある(公立及び民間いずれも含む)。」 [34a] (1. 保険医療)

上記に関連して、セクション 26 (医療問題) も読まれるべきである。

25. 人身売買

25. 01

米務省 (USSD) は、その 2011年度人身売買報告 (USSD Tip 2011) (2011年6月27日公表)の中で、次のように述べている。

「コンゴ民主共和国 (DRC) は、強制労働及び性的搾取を目的として不正売買された男性、女性及び児童の送出国であり受入国でもある。この不正売買の多くは国内の不安定な東部各州で、政府の支配が及ばない武装集団や政府部隊内のごろつき小隊によって行われているものの、不正売買は11州のすべてで行われている。相当な数に至る無認可の鉱夫(男性と児童)は、自分たちに現金前貸し、道具、食事その他の必需品を上乗せした価格で供与した実業家や供給業者から借金の束縛を受けた状態で搾取され、採掘した鉱物は市場を下回る価格でその実業家や供給業者に売却しなければならない。鉱夫たちは、絶えず増え続け、まず返済することができない借金を返済するために、働き続けることを強制されている。北キヴ、南キヴ及びカタンガの各州では年間を通じて、ルワンダ解放民主軍 (FDLR) やコンゴ国軍 (FARDC) などの武装グループが日常的に脅迫と威圧によって強制的に男性と児童に採掘させ、取れた鉱物資源を引き渡させ、違法な‘税金’を支払わせた上、鉱山地区の村々から略奪した物品を運搬させる。諸報告によれば、東部3州におけるすべての採掘活動を停止させることを目指して政府が2010年9月に発し

た命令の後で、軍は鉱山の管理を強化し、FARDCの小部隊の中には、鉱山での強制労働を増加させたところもある。但し、FARDCの報道官はそのような主張を繰り返し否定している。例えば、2011年1月に、国連コンゴ民主共和国安定化ミッション（MONUSCO）は、FARDC第21部門の司令官は、ビシー（北キヴ州）にある鉱山で児童に強制労働をさせていたという報告を行った。」[8c]

25. 02

USSDは続ける。

「政府は、政府軍内で強制労働及び性的搾取を目的とした不正売買を犯しているメンバーを処罰することについて、進展がわかる証拠は示していないものの、性的搾取及び強制労働目的の不正売買の事例3件を調査し始めた。その他、児童を戦闘グループから除隊させる（国家軍からの除隊も含む）面でも進展が確認された。しかし、政府は不正売買の被害者の大多数に対して保護サービスを提供せず、また人身売買に関する国民の意識を向上させることもしなかった。政府には、十分な財源、技術的資源及び人材が不足しており、人身売買犯罪に対する有効な取組みはもとより、国の大半の地域では、最低水準の安全と社会保障も提供されていない。」[8c]

25. 03

USSDは続ける。

「コンゴの女兒は、緩やかに組織された斡旋ネットワーク、ギャング及び売春宿経営者により、テントや小屋を使った売春宿または難民キャンプ（市場内や鉱山地区を含む）で売春を強要された。コンゴの女性と子供たちは国内で家事召使をさせられることで搾取されるか、あるいはアンゴラ、南アフリカ、コンゴ共和国の他、東部アフリカ、中東及びヨーロッパの諸国へ移住し、そこで強制売春、家事召使及び強制農作業により搾取されたものもいた。」[8c]

上記に関連して、セクション 24（[児童](#)、[児童労働](#)）及びセクション 23（[女性](#)）も併せて参照されたい。

25. 04

USSD Tip 2011はまた、次のように述べている。

「コンゴ民主共和国は人身売買の根絶やしに向けた最低基準を全面的には遵守しておらず、そのための十分な努力も払っていない。しかし国内で発生している特定の形態の人身売買に関して、国際社会と協調していく意思を示した。政府は、政府軍内で強制労働及び性的搾取を目的とした不正売買を犯しているメンバーを処罰することについて、進展がわかる証拠は示していないものの、性的搾取及び強制労働目的の不正売買の事例3件を調査し始めた。その他、児童を戦闘グループから除隊させる（国家軍からの除隊も含む）面でも進展が確認された。しかし、政府は不正売買の被害者の大多数に対して保護サービスを提供せず、また人身売買に関する国

民の意識を向上させることもしなかった。政府には、十分な財源、技術的資源及び人材が不足しており、人身売買犯罪に対する有効な取組みはもとより、国の大半の地域では、最低水準の安全と社会保障も提供されていない。国の刑事裁判及び軍事裁判制度（警察、裁判所及び刑務所を含む）は、職員、物質資源及び財源が不足しているという課題を抱えており、国内で機能している裁判所及び警備が嚴重な刑務所はほとんどなかった。」 [8c]

起訴

25. 05

「政府は、報告期間中に疑いのある人身売買犯罪の調査においてささやかな進展を示したが、人身売買犯罪者を有罪とし、処罰するところまではいかなかった。政府の裁判所令状は、人身売買が発生している国内の多くの地域を対象としていなかった。また治安判事、事務職員及び弁護士が危機的に不足しているため無力化している状態であった。法務省は2010-2011年度の予算が国家予算の1%にも若干満たないわずか67百万ドルであることから、人身売買事案の訴追を含み、全般的な裁判所の努力に足枷がはめられている。腐敗した職員は、政府機関からわずかな財源を横領したと言われており、法執行に関する訓練、能力開発または被害者支援を通して人身売買と闘おうとする政府の努力をさらに困難なものにしている。既存の法律はあらゆる形態の強制労働を目的とした人身売買を禁止してはいないが、2006年7月の性的暴力法（法律6/018）は、特に性的奴隷、性的搾取を目的とした人身売買、児童売春/強制売春、及び売春斡旋を禁止し、これらの犯罪に対しては3か月から20年の懲役を科すことを定めている。この刑罰は十分に厳しく、レイプなど他の重罪に対する刑罰に見合ったものである。政府はまだこの法律を疑いのある人身売買事案に適用していない。児童保護法（法率09/001）はまた、性的奴隷、児童売買、児童を対象にした商業的な性的搾取、及び児童の武装勢力への徴募に対して、10年から20年の懲役を科している。しかし、いまだに複数の省庁から必要な法令が出されていないことや財務省からの予算割当がないため、全面的に実施することはできない状況である。2010年7月、政府は、前回報告期間中に採用された新たな治安判事2,000名の内1,000名を任命した。大半は審理を開始したが、財源がほとんどなく困難な状況下で職務を遂行している。児童保護を一層高めるため、2011年1月、首相は、特に暴力や人権侵害を受けている、あるいは法律に抵触している児童に焦点を当てた少年裁判所の設置を実施する細則に署名した。初の少年裁判所は、2010年3月にルブンバシで開所し、6か月間で暴力や人権侵害の犠牲になった児童に関して82件の事案を審理した。この中に児童売買の事案が入っているかどうかは不明である。さらに2011年初旬には、キンシャサとバンドウンドゥで裁判所が設置された。」 [8c]（起訴）

25. 06

USSD Tip 2011は続けて、「治安部隊による人身売買犯罪が処罰されない状況は、依然として深

刻な問題である。政府は、政府治安部隊内に、市民を対象とした強制労働または児童兵の違法な徴募と利用に責任を負っている人身売買犯罪容疑者を拘留するための努力を一切払わなかった。報告期間中あるいは最近においても、そのような人権侵害行為の後で、当局が規律や調査の側面における何らかの行為、または法的措置を執ったという証拠は何もなかった。」と述べている。 [8c] (起訴)

保護

25.07

USSD Tip 2011は続ける。

「政府治安部隊の各小隊は、報告期間中、依然として現地の人々を保護するというよりも犠牲にしてきた。政府は児童兵の特定及び動員解除において支援してきたが、他の形態の人身売買犠牲者には最低限の保護だけしか提供しなかった。NGOは、人身売買犠牲者が利用できる限られた避難所、医療、法的及び心理的なサービスのほぼすべてを提供した。2010年、カマコで確認された児童犠牲者に対して、政府が何らかのサービスを提供したかどうかについては不明である。政府には、積極的に、弱者の中から人身売買の犠牲者を特定するあるいは犠牲者を保護サービス機関に紹介するための手続がなかった。国家政府は鉱山地区における強制労働に取り組まなかったが、東部州、東カサイ州及びカタンガ州の各教育省は、報告期間の前半に国際NGOの2団体と協調し、鉱山で働く児童を正式な教育制度に再度組み入れた。カタンガ州の内務省は引き続き、ルブンバシにある宿泊設備付「歓迎センター」2施設に資金援助を行った。同センターは人身売買の犠牲者を含む206人のストリート・チルドレン（路上生活児童）に保護サービスと教育プログラムを提供し、女兒向けのセンターは、数は不明だが2010年に路上売春に携わった児童にケアを提供した。」 [8b] (保護)

25.08

USSD Tip 2011は、次のように付け加えた。

「政府職員は、国内の児童売春の問題が深刻化していることを認識しているが、具体的な行動は何も起こしていない。政府は、被害者に対して人身売買犯罪者調査の支援を働きかけた証拠を示さなかった。また、外国人被害者を自国に送還すること（帰国すれば困難又は報復が待ち受けている可能性がある）以外の他の選択肢を提供しなかった。但し、2010年にコンゴ民主共和国内で特定された外国人の人身売買被害者はほとんどなく、また政府は絶えず、MONUSCOに協力した外国児童兵の安全な帰還に配慮していた。」 [8b] (保護)

防止

25.09

USSD Tip 2011は続ける。

「政府は、報告期間中、人身売買を防止するために目立った努力を払わなかった。国は人権に注力した省内の機関を設置しているが、人身売買防止に向けた取組みにおいて、国レベルでの連携が不足していた。国家労働省は引き続き児童労働に関する仕事のサイトを検閲する責任を負い、国全体で160人の検査官（カタンガ州の鉱山地区における10人を含む）を採用したが、同省は、2010年に強制児童労働の調査を行うこともなければ、その事例を特定することもなかった。また児童労働に関する苦情を追跡する制度もなく、検査官たちは、しばしば業務を遂行するための移動手段または財源を欠いていた。」[8c]（防止）

26. 医療問題

医療及び医薬品の利用可能性に関する概観

26.01

米国国際開発庁（USAID）は、その「コンゴ民主共和国、HIV/エイズ医療概要」（2010年9月）の中で、次のようにコメントしている。

「医療指標は、世界で最悪の部類に入っており、長引く紛争及びそれに伴う医療サービスの劣化による苦難を反映している。その結果、コンゴ民主共和国市民の要求に対応する医療部門の能力はこの10年間で著しく低下した。国民のおよそ70%が、HIV/エイズ治療を含めた保健医療サービスをほとんどあるいは全く利用できない状況にある。」[50b]

26.02

フリーダム・ハウスの2008年度世界の自由に関する報告は、「国連によれば、コンゴ国民は概して、7年毎に1回、何とか保健医療を受けることができる状況で、同国民は世界で最も貧しく、最も不健康な国民である。」と報告している。[14c]（概観）その2011年度世界の自由に関する報告では、「重要な医療及び社会サービスが多く地域で存在しておらず、国内のインフラの多くが崩壊している。コンゴ民主共和国は国連開発計画の2010年度人間開発指標で、169か国中168位であった。」と述べている。[14a]

26.03

2011年、国連開発計画（UNDP）は、人間開発指標で、コンゴ民主共和国を187か国中最下位の187位とした。[28a]

26.04

国際救済委員会（IRC）は、「コンゴ民主共和国での死亡率—進行する危機」（2008年1月公表）で、次のように記録している。

「東部各州では、不安定な社会情勢が続いている。DRコンゴ全体における総死者数のわずか0.4%が、暴力を直接の原因としていた。DRコンゴの以前のIRC調査と同様に、死者の大半は、感染症、栄養失調及び新生児及び妊娠に関係する状態によるものであった。疾病率が上昇しているのは、医療サービスの途絶、貧弱な食の安全性、インフラの劣化及び国民の避難など紛争が引き起こす社会経済的混乱に関係している可能性が高い。特に容易に予防でき、対応可能な状況に影響を受けやすい児童は、総人口に対しては19%を構成するだけであるが、総死者数の47%を占めていた。」[68a]（要約）

2006-2007年 IRC調査結果に関する詳細報告については、[こちら](#)を参照されたい。

26.05

国連児童の権利委員会第1385回会合の要録（2009年1月30日付）は、次のように報告している。

「保健医療に対する権利はひどく侵害されていた。幼児及び産婦死亡率、予防接種率及び栄養などの保健指標を改善するため、より多くの人的資源及び財源が割り当てられるべきである。特に紛争によって被害を受けた地域におけるプライマリー・ヘルス・ケアに重点を置くべきである。個人開業医に対しては最低基準を設定し、実行するべきである。また性別に基づく暴力と HIV/エイズの間、及び HIV/エイズに感染した児童と非識字及び母子感染の間の相関関係に主眼を置きつつ、未成年の少年少女及びリプロダクティブ・ヘルスの権利に注目するべきである。」[19e]（p15）

26.06

一方、同じく 2009年1月に公表された同上委員会の最終結論は、「医療サービス部門の次のような現状に深刻な懸念…」を表明した。

(a) 特に農村部において、満身に機能している医療施設が不足していること、また病院は悲惨な状況にあり、人材、医療、財源が不足していること。

(b) 幼児、5歳未満幼児及び産婦の死亡率が高いこと

(c) 慢性及び急性の栄養失調の比率が高いこと、及び小児期の疾病に対する予防接種率が十分でないこと

(d) 費用の問題により子供が医療サービスを受けるのは困難であること

(e) 特に国の東部では、主に紛争の影響により資格を有する医療従事者が不足していること

(f) 国内で医療と医療補助に関する訓練の質が低下していること [19e] (p12)

26.07

A European Community paper from the Country of Return Information Project (2009年6月付) は、次のように述べている。

「患者が治療を受けるための資金力を有している限り、保健医療サービスの利用には制限がない。実際、コンゴ民主共和国では、患者は病院で、診察から始まるすべての診療を受ける。診療料金は病院や医療施設によって異なる。検査費用を含まず、場合によっては医薬品の費用も入れずに、診察だけで10米ドルの料金がかかる病院もある。

「しかし、一部の病院では、患者が総合医か専門医に診てもらわなければならない場合、診察料はしばしば変わる。例えばHôpital Sain Josphでは、総合医の場合、診察は1500CF (3米ドル) だが、専門医の場合は2000CFである。しかし診察が予約による場合には、3000CFから3500CFまでの幅がある。

「保健医療サービスの利用には制限がない。コンゴ民主共和国では、保健医療は高額である。実際、管理費と医師に支払う診療料を別にして、患者またはその家族が医療費を支払うことになるが、見積もりが困難である。患者は処方箋を受け取れば、あとは自由に望む医薬品を購入すればよい。しかし患者が外科手術のための医薬品を購入できない場合、たとえ医者も誠実であったとしても、医者は手術を行わない。病院と合意している会社や機関が推薦する患者を除いて、それぞれの患者は必要なすべての医薬品を揃えなければならない。すべての治療が終了した時点で支払いが完了する。」 [52a] (p58-58)

26.08

同文書は続ける。

「一般に、極貧者または有力なコネを持つ患者を除き、患者は病院で診察料を支払わなければならない。費用は医師の質及び患者の分類基準に依存する。例として、下記はキンシャサに所在するthe Hôpital générale de référenceの費用一覧である。

一般患者部門

- ・ 総合医による診察料：6米ドル
- ・ 専門医による診察料：9.5米ドル

- ・ 精神神経科医による診察料：12米ドル
- ・ 虫垂炎の手術料金：112.5米ドル

上記すべての場合で、料金の40%は医師に支払われる。

富裕患者部門

- ・ 総合医による診察料：10.75米ドル
- ・ 専門医による診察料：16米ドル
- ・ 精神神経科医による診察料：21.5米ドル
- ・ 虫垂炎の手術料金：187.50米ドル

上記すべての場合で、料金の40%は医師に支払われる。

26.09

同文書はまた、次のように述べている。

「コンゴ民主共和国の保健医療制度には差別がない。但し、病院には以下のような異なる患者分類がある。

- ・ 極貧者
- ・ 被指定者：病院または診療所団体のメンバー、国家が指定した者（すなわち軍及び警察）及び病院と契約を締結している会社及び機関が指定した者
- ・ 医療保険の被保険者又は富裕層若しくは平均的な個人の労働者（‘平均的’とは患者が保健医療費用を自分で支払うことができるという意）」[52a]

26.10

同文書は、次のように述べている。

以下の疾病は、コンゴ民主共和国で事実上治療できない。患者の生命を救うためには国外への移動がしばしば必要となる。

以下は、治療を受けられない疾病の一覧である。

- ・ あらゆる種類のがん：がん治療は、放射線治療も化学療法もコンゴ民主共和国で受けられない
- ・ 腎臓疾患に伴う貧血及び血液透析（体外で行われる血液入替）を必要とする腎臓移植
- ・ 定期的に輸血すなわち慢性の輸血（例えば月に一度）を必要とする疾患

- ・ 骨髄移植を必要とするすべての疾患
- ・ 外科手術を要するすべての心臓病
- ・ 鎌状赤血球貧血
- ・ 設備不足による心臓外科手術

「C型肝炎は コンゴ民主共和国で治療可能である（より正確に言えば、国内の医薬にて）。エイズ /HIVに関する限り、患者は事実上経過観察を受ける。しかし抗レトロウィルス治療を受けられないことが大きな問題である。」 [52a] (p61-62)

より詳細な情報については、[B型、C型肝炎](#)、[HIV/エイズ - 抗レトロウィルス治療](#)の項及び[鎌状赤血球貧血](#)の項を参照されたい。

26. 11

外務・英連邦省はトラベルアドバイスセクション（最新更新日2011年8月22日）で、次のように述べている。

「コンゴ民主共和国での医療は極めて限られている。キンシャサにあるThe Centre Privé d' Urgence (CPU) 診療所は基本的な健康障害に対応するとともに、大事故に遭遇した場合に患者を安静にさせることが可能である。キンシャサ外部には、西側の医療基準を満たす医療施設は事実上ない…マラリア、狂犬病、ポリオ、髄膜炎及びコレラはコンゴ民主共和国で一般的である。2011年6月以来、コレラの大流行がキンシャサ、南キヴ及びバンドゥンドン州で報告されている。」 [4a]この情報は、2012年2月13日時点でも残っている。

26. 12

コンゴ民主共和国におけるペスト、髄膜炎菌症、ポリオ及びエボラ出血熱などの疫病の大流行に関する情報については、この世界保健機関 (WHO) の「[世界への警告及び対応 \(GAR\)](#)」のリンクにアクセスされたい。 [69a]

26. 13

国連ニュース・サービスは、その記事「DRコンゴでコレラによる死亡が報告される。数千人に感染」（2011年7月13日付）の中で、次のように報じている。

「コンゴ民主共和国では3月以来、3000件を超えるコレラの症例が報告されている、と国連は本日報告した。国連は、コレラが北東部のキサングニ市で初めて報告されて以来、コンゴ川の下流に沿って広まり、現在まで192人の命を奪ったと語った。一方、国連人道問題調整事務所は、バンドゥンドン州が、7月4日現在で1,271件の症例と72人の死亡を記録しており、依然として最もひどく被害を受けた州となっているが、コレラはキンシャサ市内においても急速に拡大して

いると報告した。」 [54a]

上記に関連して、セクション 23 (女性, 健康) 及びセクション 24 (児童, 健康及び福祉) も併せて参照されたい。

26. 14

世界保健機関 (WHO) の2006年度国別医療制度概要は、コンゴ民主共和国の医療制度に関して2004年から以下の統計を記録している。

・ 医者	5,827名	1000人当り密度=0.11
・ 看護婦	28,789名	1000人当り密度=0.53
・ 歯科医	159名	1000人当り密度=0.00
・ 薬剤師	1,200名	1000人当り密度=0.02
・ 検査技師	512名	1000人当り密度=0.01
・ その他の医療従事者	1,042名	1000人当り密度=0.02
・ 医療管理及びサポート職員	15,013名	1000人当り密度=0.28

助産婦、公衆及び環境衛生従事者、地域医療従事者及び病院ベッドに関する数と密度は、データが入手できないか、該当しなかった。[69b] (p5) コンゴ民主共和国に関する WHO国別医療制度概要については、[こちら](#)からアクセスできる。

26. 15

エコノミック・インテリジェンス・ユニット (EIU) の2009年度国別概要には、以下の記載がある。

「数十年も放置された結果、国の交通インフラは、学校、病院その他すべての公共サービスと同様に荒廃した状態にある。」 [22a] (p3) 国境なき医師団 (Médecins sans Frontières [MSF]) の「2008年に世界で起きた人道的危機のトップ10」は、MSFがコンゴ東部の紛争地域で活動している2,3の人道団体の内の1団体であったことを記録している。コンゴ東部では、紛争が継続しており、その後市民が避難したことで、医療支援へのアクセスが妨害され、一部の地域では医療その他の支援から全く遮断されてしまった。[70a]

26. 16

赤十字国際委員会 (ICRC) の2010年度年次報告には、以下が記録されている。

- ・ 正規のICRCの支援を受けている医療センター12施設 (誘致人口: 223,287人)
- ・ 診察を受けた57,872の人々 (出産前 /後の診察を受けた女性13,792人及び治療に係る診察を受けた女性43,614人と児童19,394人を含む)。

- ・ 免疫ワクチンを投与された118,561件（内訳：5歳以下の幼児に対して113,033件，出産できる年齢の女性に対して5,528件）
- ・ 2,420回の衛生教育会議の開催

加えて

- ・ 性的暴力の被害者はICRCが設置し、援助する37のカウンセリング・センターで心理的な支援を受けた。女性は、6回にわたる意識向上運動の間に、そのようなセンターで提供されるサービスのことを耳にした。この意識向上運動も、性的暴行に関係する社会的烙印が押されるのを防止する目的で行われていた。北キヴで8月、その必要性が頂点に達していたときに、一時的に5つのカウンセリング・センターが設立され、支援を受けた。他の3センターも240名を収容できるようにICRCが復旧支援を行ったことで、提供サービスを改善した。』」 [71a] (p129-135)

HIV/エイズ - 抗レトロウイルス治療

26.17

USAIDは、その「HIV/エイズ国別概要：コンゴ民主共和国」（2010年9月）の概要で、次のように述べている。

「同国には、国全域に感染が広がっている疫病が存在する。但し、観察調査のデータによれば、国内の多数の感染場所に住む最も危険性の高い人口に集中していることが示されている。HIV/エイズに関する統合国連プログラムは、2007年末現在で、HIV/エイズ（PLWHA）感染者は40万～50万人で、男性の感染率は1.3%であると推定した。最近の調査では、感染率は上昇している可能性のあることが示されている。天然資源が豊富であるにもかかわらず、コンゴ民主共和国は貧困に喘いでいる。医療指標は、世界で最悪の部類に入っており、長引く紛争及びそれに伴う医療サービスの劣化による苦難を反映している。その結果、コンゴ民主共和国市民の要求に対応する医療部門の能力はこの10年間で著しく低下した。国民のおよそ70%が、HIV/エイズ治療を含めた保健医療サービスをほとんどあるいは全く利用できない状況にある。」 [50c]

26.18

同概要は、続ける。

「1980年代以降、米国政府はコンゴ民主共和国の厚生省と協力してHIV/エイズプログラムを策定した、USAIDは現在、質の高いHIV/エイズ予防、ケア、及び支援の利用を増やす一方で、HIV感染の減少に寄与する活動を支援している。USAIDは、プライマリー・ヘルス・プログラムを通して、57の医療区域に加え、キンシャサ、マタディ、ルブンバシ及びブカブの高感染地域

におけるHIV/エイズ予防、治療及びケア活動を支援している。USAIDは、下記を含む総合的な継続治療方式を採用している。

- ・トラック運転手、商業的な性関係労働者、警察、軍、鉱夫及び若者を含む高リスク人口集団を対象とした、行動変化の伝達及びコンドームのソーシャル・マーケティング活動
- ・自発的カウンセリング及びHIV検査（VCT）（コミュニティベース、単独型、携帯サイト方式による家族計画及び結核サービスを伴う統合型VCTを含む）
- ・母子感染の予防、安全な輸血、ケア及び支援（家庭内で行うPLWHA、孤児及び脆弱な子供たちに対するケア及び支援に加え、制度強化も含む）」 [50b]

26. 19

USAIDは、その2010年9月HIV/エイズ国別概要の中で、次のようにコメントしている。

「コンゴ民主共和国はまた、HIVに感染した妊娠中の女性の数が推定で最も多い（2008年で3万2千人）国の一つであり、また抗レトロウィルス治療（ART）を受けているHIV陽性の妊娠女性の比率が最も低い（5%）国の一つでもある … UNAIDSによれば、15歳未満の児童の3万7千人から5万2千人はHIVに感染している。」 [50b]

26. 20

HIV/エイズの感染や治療に関するUSAIDの国別概要シート（日付の記載なし。アクセス日2011年8月24日）には、以下の情報が記載されている。

HIV及びエイズに関する推定値（2009年）

- ・ HIV感染者数 [430,000人～560,000人]
- ・ 15歳から49歳までの成人の感染率 [1.2%～1.6%]
- ・ HIVに感染している15歳以上の成人数 [380,000人～490,000人]
- ・ HIVに感染している15歳以上の女性数 [220,000人～300,000人]
- ・ HIVに感染している0歳から14歳までの子供数 [33,000人～86,000人]
- ・ エイズによる死亡者数 [26,000人～40,000人]
- ・ エイズにより孤児となった0歳から17歳までの子供数 [350,000人～510,000人]]」 [72a]

抗レトロウィルス治療薬の入手可能性

26. 21

HIV/エイズ治療用の抗レトロウィルス治療薬の入手可能性について、オランダのMinistry of the Interior and Kingdom Relations, Immigration & Naturalisation Serviceのthe Medical

Advisor's Office (BMA)が、MedCOIサービス（欧州委員会が資金拠出した出身国の医療情報を共有するためのプロジェクト）を介して回答（2010年11月16日）してきた中で、次のように述べている。

以下のヌクレオシド/ヌクレオチド逆転写酵素阻害薬は、コンゴ民主共和国で入手できる：
Zidovudine, Lamivudine, Abacavir, Tenofovir, Didanosine, Stavudine
尚, Emtricitabine及び Zalcitabineは入手できない。

26. 22

同回答は続ける。

以下の組み合わせは、コンゴ民主共和国で入手できる
Efavirenz + Emtricitabine + Tenofovir (= Atripla)
Zidovudine + Lamivudine (=Combivir)
Abacavir + Zidovudine +Lamivudine (=Trizivir)
Tenofovir + Emtricitabine (=Truvada)
尚, Abacavir + Lamivudine (=Epzicom) は入手できない。 [73a]

26. 23 同回答は続ける。

以下の非ヌクレオシド系逆転写酵素阻害薬は、コンゴ民主共和国で入手できる：
Efavirenz, Nevirapine
尚, Delavirdineは入手できない。」 [73a]

26. 24

同回答は続ける。

タンパク質分解酵素 lopinavir/ritonavir (=Kaletra)は入手できる。
以下のタンパク質分解酵素は入手できない： Amprenavir, Tipranavir, Indinavir, Saquinavir, Mesylate, Fosamprenavir] [73a]

26. 25

同回答は続ける。

細胞侵入阻害剤 Enfuvirtideは入手できない。 [73a]

26. 26

同回答は続ける。

内科医と感染専門医による HIV感染の治療と経過観察は コンゴ民主共和国で受けられる。この回答の時点（2010年11月）で、2010年12月までにはCD4カウント及びウィルス量カウントの提供

が可能な実験室設備が利用できるようになるだろうと予測されていた。[73a]

26. 27

国際SOSからMedCOIサービスを介して行われた最近の回答（2011年3月28日）は、次のように述べている。

キンシャサにある民間の2施設で、以下が受けられる。

- ・ 内科医による入院患者に対する治療
- ・ 内科医による外来患者に対する治療
- ・ 感染専門医による治療及び経過観察

CD4カウント及びウィルス量カウントに加え、腎臓専門医による血液透析と入院患者及び外来患者に対する治療が受けられる。

HIV専門医による治療と経過観察は受けられない。[73b]

アイルランド難民文書センターが行った回答（「[コンゴ民主共和国： HIV/エイズ感染者の治療 - 烙印，差別，医療の利用可能性及び費用を含む](#)」という題名のRefworldを介してアクセスできる）は、HIV/エイズ患者が受けることのできる治療について概観を述べている。

[49b]

がん治療

26. 28

キンシャサにある英国大使館は、最新の調査により2006年8月に英国大使館が提供した次の情報は依然として正しいことを確認した。「化学療法その他の関連療法が（費用は患者負担だが、いつでもというわけではない）キンシャサにある5か所の医療施設で受けられる。この施設は、University Clinics (Cliniques Universitaires), Centre Hospitalier Monkole, Clinique Nganda, Clinic Ngaliema, 及び、紹介病院Hôpital Généralがある。」[4c] [4e]

腎臓透析

26. 29

英国大使館は、透析に関して、2006年8月の発言「コンゴ民主共和国では腎臓透析は受けられない。この治療を必要とする患者は、そのほとんどが（その金銭的余裕があれば）南アフリカに行く」は現在正しくなく、「コンゴ民主共和国で腎臓透析を受けることのできる施設は3か所あ

る。この施設はClinique NGANDA, CLINIQUES UNIVERSITARIERE de KIN 及び Nd' jiliにあるCentre Hospitalier SINO CONGOLAISである。正しい部分は、誰もが金銭的余裕を持っているわけではないということである。南アフリカに行くのは、各人が自由に決めることである。」と報告した。 [4c]

糖尿病

26. 30

糖尿病治療に関して、英国大使館は、2005年8月の発言「治療はいつでも受けられるが、費用が高すぎるため、ほとんどの市民には無理である。貧しい食生活は合併症を引き起こす。」は現在も、「正しい。治療は高額である。経過観察治療に当っては、診察を何度も繰り返すことが必要だ。」と報告した。 [4c]

B, C型肝炎

26. 31

B型肝炎について、FCOは 2009年5月7日に、次の情報を提供した。「コンゴ民主共和国で施される治療は対症療法であるということは正しい。しかし感染は自然に治る場合もあるので、患者がすべて死ぬわけではない。」また C型肝炎については「治療は複雑で長期にわたる。訓練された医師の治療を受けることができる。しかし分子薬剤は極めて高額で、いつでも薬局で手に入るというものでもない。治療法には、リバビリン（1年の治療+医療試験）、インターフェロン（ペグインターフェロンまたは肝臓移植）及び HVB（インターフェロンのみ、またはリバビリンとの併用）がある。患者が南アフリカへ行こうとしている場合、分子薬剤が入手できないことが理由である。また支払資金を持っている患者だけが行える。」 [4c]

鎌状赤血球貧血

26. 32

2005年8月、キンシャサにある英国大使館は、鎌状赤血球貧血について、「…現在キンシャサで利用できる医療施設は1か所しかない。」と報告している。 [4f] 2009年5月、FCOは、「…この疾病の治療を受けられる病院は5か所ある。PAFOVED (Diagnostic Néonatal des drépanocytaires et Prise en charge vaccinale) プロジェクトの支援を受けた、Centre Hospitalier de Kingasani (BDOM), Centre KIKIMI (BDOM), CEMMAS de Yolo, Centre Hospitalier Monkoleである。同プロジェクトでは2008年末までにはほぼ32,500のサンプルが分析された。」ことを確認した。 [4c]

結核

26. 33

WHOの2010年度世界の結核データベース国別概要には、結核（TB）の感染と治療に関する情報が記載されている。この情報は[こちら](#)からアクセスできる。[69c]

26. 34

同情報は、2010年には、以下の障害について触れている。

- ・ プログラム管理：Expand-TBと厚生省の間の覚書の締結が遅れている。
- ・ MDR-TB（多剤耐性 TB）の実施が不十分である。
- ・ 記録及び報告：弱い。周辺及び州レベルでの能力が限られている。
- ・ 実験室の能力及び品質保証：実験室の能力が弱い。
- ・ M/XMDR-TB治療（人的資源、設備）：人的資源の能力が限られている。
- ・ 品質が保証された第二次選択薬へのアクセス：治療薬管理が弱い
- ・ TB感染管理：国家政策がない。
- ・ その他：副作用に対応する治療薬がない。[69c]

メンタルヘルス

26. 35

2005年のWHOのメンタルヘルスアトラスによれば、メンタルヘルスに関する政策、計画及び法律はすべて1998年から2000年の間に策定されており、その存在が確認されたものの、メンタルヘルス分野に固有の予算は割り当てられなかった。[69d] (p1) また、メンタルヘルス分野の主な財源は患者や家族からの現金支払いである。精神治療に係る費用は平均的な所得水準から見れば高額であると考えられている。国は精神障害者に対して障害給付金を付与していない。[69d] (p2) 施設については、WHOは次のように記録している。

メンタルヘルスはプライマリー・ヘルス・ケア制度の一環である。重篤な精神疾患に対する実際の治療は一次医療機関で行われている …そこではメンタルヘルス分野の一次医療従事者向けに定期研修も行われていた。政府もメンタルヘルスサービスを提供するSoins de Santé Mentale (SOSAME) など複数の慈善団体を一部支援している。」[69d] (p2)

26. 36

同資料は続ける。精神障害を持つ患者のためのコミュニティケア施設はない。メンタルヘルスケアセンターが1つある。

・1万人当たり精神科総ベッド数	0.17
・1万人当たり精神科病院内総ベッド数	0.15
・1万人当たり総合病院内総ベッド数	0.009
・1万人当たりその他の施設内総ベッド数	0.009
・1万人当たり精神科医数	0.04
・1万人当たり神経外科医数	0.004
・1万人当たり精神科看護師数	0.03
・1万人当たり神経医数	0.01
・1万人当たり精神分析医数	0.01
・1名の治療専門医も存在する。[69d] (p2-3)	

26. 38

治療薬の入手可能性に関して、2005年のWHOのメンタルヘルスアトラスは、国の必須医薬品リストは2001年に改訂され、以下の医薬品リストは通常一次医療機関で入手できると報告した。

カルバマゼピン

フェノバルビタール

フェニトインナトリウム

アミトリプチリン

クロルプロマジン

ジアゼパム

ハロペリドール

レボドパ

「上記治療薬は政府ではなく民間部門で処方される。」[69d] (p3)

26. 39

FCOの2009年5月7日に更新された書簡によれば、キンシャサにある英国大使館が当初2005年8月に提供した次の情報は依然として正しい。「高血圧はキンシャサ市内のほぼすべての医療施設/病院あるいは診療所で治療を受けることができる。」[4f]当初2006年4月に提供された次の情報も同じく正しい。「躁うつ病及び双極性気分障害については、医療費を支払う資金を持っている患者は、キンシャサで治療が受けられる。またリスパダール、クロピクソール及びテグレトールなどの治療薬も入手することができる。」[4g]

26. 40

同上書簡は続ける。

「英国大使館は、2005年8月に、『キンシャサ大学のCNPP (Centre Neuro-Psycho-Pathologique) 及びカトリック尼僧が運営する施設、TELEMAはいずれも、精神医療を提供する周知の施設であるが、統合失調症及びストレス系うつ病を治療する専門医はいない。』[4f] と記載したが、更新する際に、最新の調査を踏まえ、次のように述べている。『神経精神病を治療する専門医はいるが、治療薬はいつでも入手できるとは限らないか、患者にとってはあまりに高額である。あるいは治療薬の不足に悩んでいる。』」[4c]

27. 移動の自由

27.01

コンゴ民主共和国における輸送状況に関して、エコノミック・インテリジェンス・ユニット(EIU)の2009年度国別概要(2008年9月19日付)は、次のように述べている。

「独立以来、輸送インフラはひどく放置されてきたため、その大半は当時よりも現在の方が悪化している。過去48年間にわたり、道路及び鉄道のネットワークと処理容量はいずれも縮小してきている。国内航空便は独立当時よりも現在の方が多量のもの、同国は空の安全性について粗末な記録しか持っていない。政府は、中国の銀行から借入れができれば、道路及び鉄道網の整備に数十億ドルを費やす計画である。」[22a] (p13)

27.02

フリーダム・ハウスは、2010年の出来事を対象にした「2011年度世界の自由に関する報告：コンゴ民主共和国」(2011年5月公表)の中で、次のように述べている。

「法律は移動の自由を定めているものの、賄賂を要求する治安部隊や旅行許可証の存在によって、實際上、移動は制限されている。外国人は、国内を旅行する際は入国管理局で検査を受けなければならない。紛争地域では、様々な武装グループや兵士が私有財産を押収し、家屋を破壊した。」[14a]

27.03

米国務省は、2011年4月8日に公表した‘2010年度人権慣行に関する国別報告書’のコンゴ編(USSD 2010)で、次のよう報告している。

法律は、国内移動、外国旅行、移住及び帰還の自由を定めている。しかし、政府は時にこれらの権利を制限した。国家治安部隊は、治安上の理由に見せ掛けて、道路、港、空港及び市場に関門や検問所を設け、そこで日常的に、法律違反の疑いがあるとして市民に嫌がらせを行い、また金を強要した。時には市民やその親戚が支払うまで拘留することもあった。政府は、国内旅行中に空港や港で、また都市に出入りする際に、旅行者に対して強制的に入国手続を受けさせるとともに、MONUSCOの飛行便で国内旅行をする旅客には36ドルの手数料を徴収した。

現地当局は引き続きコンゴ川の至る場所で、旅行中の船客から税金や手数料を強要した。また FARDC兵士が市場に物品を運んだり、町と町の間を旅行する人々から手数料を恐喝している報告も広範囲になされた。年間を通じて、DGM職員がパスポートを所持していない外国人に対して、法律ではそのようなことを要求してはいないのに、罰金を科そうとした報告もあった。治安機関が旅行者に雇用者または政府職員が発行した正式な旅行指図書を提示するよう要求したこともあった。」[8b]（セクション2d, 移動の自由, 国内避難民, 難民保護及び無国籍者）

27.04

同報告書は続ける。

「東部地区の安全を確保する政府の能力が欠けていることに加え、兵士及び非政府武装集団によりレイプされるリスクが高いことから、特に東部地区における農村部の多くの場所では、女性が自由に移動することは事実上制限されてきた。」[8b]（セクション 2d, 移動の自由, 国内避難民, 難民保護及び無国籍者）

27.05

フリーダム・ハウスは、2010年の出来事を対象にした「2011年度世界の自由に関する報告：コンゴ民主共和国」（2011年5月公表）の中で、次のように述べている。

「法律は移動の自由を定めているものの、賄賂を要求する治安部隊や旅行許可証の存在によって、實際上、移動は制限されている。外国人は、国内を旅行する際は入国管理局で検査を受けなければならない。」[14a]

27.06

国内の別の場所へ移動する現実性について、国際移住機関(The International Organization for Migration)は、その報告書「コンゴ民主共和国への帰国, 国情報」（最新更新日：2009年11月17日）の中で、次のように述べている。

コンゴ民主共和国の大部分の道路網は貧弱な状況にある。このため、陸上輸送は問題である。ある都市から別の都市を接続する道路は事実上ない。旅行は比較的短い距離を移動するのに数週間、場合によっては数か月かかることもある。鉄道は一部の都市だけに敷設されている。それでも、列車はその多くが極めて心許ない状態にあるため、人々は鉄道による旅行で生命の危険に晒されることを恐れる。空路は他の交通手段と比べて円滑ではあるが、同国は地域毎に異なる行政であるため、問題地域（ゴマ北部及びブニアなどの戦争区域）へ旅行する権利は著しく制限される。交通手段がないため遠隔地を訪れるのは極めて困難な状況である。」[34a] (p20)

27.07

欧州コミュニティの「帰国情報プロジェクト、国別シート：コンゴ民主共和国（DRC）」（2009年6月付）には、声なき声（Voix des Sans-Voix pour les Droits de l' Homme (VSV)）との面談を含み、様々なフランスの情報源から収集した情報が記載されており、また利用できる陸路についての詳細な概説がなされている。[52a]

本情報及び河川輸送及び国内飛行便の詳細については、[こちら](#)（p7-11）からアクセスできる。
[52a]

上記と併せて、セクション 8（[治安情勢](#)）及びセクション 23（[女性に対する暴力](#)）も読みたい。

28. 国内避難民（IDPs）

28.01

米国国際開発庁（USAID）は、その報告書「USAID Office of Food for Peace Democratic Republic of Congo Bellmon Estimation」（2010年9月）の中で、次のように述べている。

「2010年7月現在、同国内にはおよそ190万人のIDPがいる。ドナー及び人権団体は、国の東部地区における紛争の拡がりや住民避難の状況を踏まえ、その介入を同地区に集中してきた。国の東部地区は社会情勢が最も不安定であり、紛争や全般的な不安に晒されているだけでなく、こうした状況は、DRコンゴの他の場所に対して、また地域的には Great Lakes地域（スーダン / ウガンダ / ルワンダ / ブルンジ / タンザニア）に対しても影響を与えることになる (p20) …こうしたIDPの内およそ93%が北キヴ/南キヴ及び東部の3州に居住しており、残りの少数のIDPはカタンガ州及び赤道州に拠点を置いている。(p162) IDPが家から立ち退かざるを得なくなった際は、通常依存しており収入を得る仕事を探すことができた社会的ネットワークとの接触を失うことになる。その伝統的な社会ネットワークがなければ、DRコンゴの避難民及び帰還者の収入を得る手段は、手作業や採集などの活動のみになってしまう。」 [50a] (p165)

28.02

国内避難監視センター（IDMC）は、「コンゴ民主共和国：IDPは紛争の継続と不安定な社会情勢の中で一層の支援を必要としている、概観」（2011年9月14日付）の中で、次のように述べている。

2011年7月現在、コンゴ民主共和国内にはおよそ170万人の国内避難民（IDP）がいる。その大半は東部地区の南北キヴ州に居住している。この数字には、2011年第1四半期中に、新たに避難した12万8千人を超える住民が含まれている。大半は反乱グループとコンゴ軍との戦闘を避けるために家から避難したが、戦闘当事者その他の武装個人からの直接攻撃や暴力の犠牲になった者

もいた。国連平和維持軍は反乱グループと戦闘中の軍に支援を行うとともに、短期間の軍事作戦も展開した。」[55a]

28.03

国連コンゴ民主共和国安定化ミッションに関する国連事務総長の第31回報告書（2010年3月30日）には、次の記載がある。

コンゴ民主共和国における人権保護の課題に関する重要な指標として、国全域にわたって継続されている人権侵害が高水準にあること、及び人道上のニーズの中核にある国内避難も高水準にあることが挙げられる。2009年には1百万人を超える帰郷者が登録された一方、北キブ州のマシシ、ルチュル、ルベロなどの地域や南キヴ州のシャブンダ、カレヘ、ウヴィラ高原地域などで、不安定な情勢が拡大し続けている。これらの地域では、依然として武装グループの市民に対する人権侵害や襲撃が報告されていた。一部の人々はルワンダから越境してコンゴ民主共和国へ移動したため、帰還した地域で土地問題が発生するなど緊張関係も高まった。」[9a]

28.04

同報告書は続ける。

東部州では、およそ30万人の人々が避難したままだった。赤道州ではドンゴ地域での出来事を受けて、2009年11月から2010年2月にかけて、最大6万人の住民が国内避難した。また11万4千人は越境してコンゴ共和国へ入国し、さらに1万8千人が中央アフリカ共和国に避難した。」[9a]（パラグラフ 60-61）

28.05

ヒューマンライツウォッチ（HRW）は、その報告書「絶えず逃走中」（2010年9月公表）の中で、次のように述べている。

コンゴ東部における国内避難の規模は巨大であり、それが国民の生活に及ぼす混乱と混迷は測り知れない。2010年4月現在で、180万人の人々が避難した。これは世界で4番目に大きい国内避難である。その内140万人はルワンダと国境を接する不安定な南北キヴ州に集中している。人々が逃走する際に、所有物、家屋、土地及び生計手段に加え、家族、友人、隣人やその人たちの経済的及び社会的支援を失った。国内避難民（IDP）は同地域において政府軍、武装グループを問わないほとんどすべての戦争部隊が行う意図的な襲撃の被害者であった。さらに、IDPはしばしば新たな人権侵害や空腹、疾病に最も晒されやすい市民であった。しかしIDPが保健医療や教育などのサービスを受ける機会に限られている。多くの人々は2,3度避難を繰り返し、時にはそれ以上のこともあった。一部の人々にとって、1993年以降の年は「絶えず逃走中」と形容することができる。」[10a]

28.06

HRWは続ける。

2009年1月に開始された3回にわたる軍事作戦の間、120万人以上のIDPが家からの避難を余儀なくされるとともに、他の人々はその前の相次ぐ避難の中で逃走した。同時に2009年1月から2010年3月にかけて110万人を超える人々は帰郷したか、帰郷しようとした。こうした試みにもかかわらず、南北キヴ州では2010年4月まで、140万人を超える人々が避難したままだった…IDPは襲撃、強盗、強制労働、レイプの被害を受けた。例えば、証言者はヒューマンライツウォッチに、自宅や林でレイプされた女性の話、6歳の子供を含む村人が、鉋や鋤で殺害され、兵士に家を焼かれて焼死した話、そして兵士の所有物の運搬を拒否したために撲殺された話を語った。」 [10a]

28.07

HRWは続ける。

「2010年1月以降、ルワンダ解放民主軍（FDLR）に対して新たな軍事作戦が展開された後、南北キヴ州の至る所で、市民は強制労働、恣意的な逮捕、違法な徴税、略奪、性的暴力及び移動に対する過度の制限に耐え続けた。コンゴ東部における市民保護は改善されたとするコンゴ政府の見解は、コンゴ市民社会グループ、国民議会及び州議会の議員、人権及び人道グループから異議を唱えられた。一例として、2010年に、コンゴ国民議会の南キヴ州議員は アドルフ・ムジト首相に抗議の書簡を出し、『貴政府が躊躇もせず、当州における若干の抵抗グループを除いて、[コンゴ]全域に平和が訪れていると宣言したことは加虐的かつ無責任である…[南キヴ州の]ほとんどすべての地域で、不安定な情勢が続いている』と語った。」 [10a]

28.08

HRWはまた、次のように述べている。

世界中の紛争地域の多くで、IDPは家から逃走し、一つの場所に避難を求める。その中には長年にわたって支援が受けられるIDPキャンプも含まれる。戦闘が終結すれば帰郷する。この一般例がコンゴ東部にはあてはまらない。その結果、国家当局や国際機関は、避難の主な4形態（村と村の間及び避難所間を行き来する形、暴力が鎮静化した際に相当の期間帰郷する形、暴力が再燃したらまた逃走する形、及び空き家に居住する形）に取り組む際に、IDPの保護と支援に関して巨大な課題に直面することになる。

28.09

HRWは、次のように述べている。「ヒューマンライツウォッチは、南北キヴ州で、自然居住地や公式キャンプで、多数の家族と生活する国内避難民（IDP）146人（女性71人、男性75人）と綿密なインタビューを実施した。大多数が直前の12か月間に家から逃走し、それ以前にも多年の

間に平均3,4回避難していた。」[10a]

29. 外国人の難民

29.01

米務省は、2011年4月8日に公表した‘2010年度人権慣行に関する国別報告書’のコンゴ編（USSD2010）で、次のよう報告している。

「同国の法律は庇護または難民の地位を付与することについて定めており、政府は難民に保護を与えるための基本制度を構築した。実際面では、政府は難民と庇護の地位を個人に付与し、難民が、その人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員または政治的意見によって生活や自由が脅かされる恐れのある国に追放若しくは送還されることから保護した。また政府は、数は不明だが、1951年難民の地位に関する条約及びその1967年議定書に基づき、難民のとしての要件を満たしていない個人に対して一時的な保護を提供した。」[8b]（難民の保護）

29.02

USSD2010は続ける。

「政府はUNHCR及びその他の人道団体と協力して、難民と庇護を求める人々に福利と安全面で支援した。政府は難民が故郷へ安全かつ自発的に帰還できるよう、同国への入国を許可し、入国手続を容易にすることにより支援した。しかし、政府当局は難民に対して十分な安全を提供しなかった。」[8b]（難民の保護）

29.03

国連難民高等弁務官（UNHCR）の「2010年度世界報告：コンゴ民主共和国（DRC）」（2011年6月公表）は、次のように述べている。

「UNHCR、コンゴ民主共和国（DRC）及びコンゴ難民を受け入れている隣国（ルワンダ、コンゴ共和国（コンゴ）及びウガンダを含む）の間で三者協定が締結された。これらの協定により20万人を超えるコンゴ難民の帰還への道が開かれることになる。2010年には、およそ10,300人のコンゴ難民が帰郷したが、その大半はザンビアからであった。

年間を通じて、コンゴ民主共和国に居住するおよそ3,600人のブルンジ難民及び10,800人のルワンダ難民がそれぞれ自国に帰還した。

UNHCRは、北キヴ州にある42か所の自然居住地に住むおよそ10万人の国内避難民（IDP）を支援した。

7,700世帯に近い IDP家族と帰還する難民家族2,400世帯が避難所を提供される支援を受けた。

12歳以上のすべての都市部難民は難民身分証明書を受け取った。他のすべての難民は現在、市民証明書類を所有している。」 [80b]

29.04

USSD2010はまた、次のように述べている。

「2009年1月から11月までの間で、アンゴラは8万5千人の違法コンゴ移民をバ・コンゴ州へ強制的に追放した。その報復として、コンゴ民主共和国は難民身分を与えられた者も含め、3万人のアンゴラ人を強制的に追放した。しかし、年間を通じて両国間の国境全体に沿って小規模の追放が継続した。2009年に追放された大半が平和的に行われたが、同年中、追放の最中に両国治安部隊による人権侵害が行われた。UNJHROによれば、1月1日から2月23日までの間に、アンゴラから1,943人の女性（この内の304人はアンゴラ治安部隊にレイプされたと言われている）を含む9,205人のコンゴ人が追放された。一方、コンゴ治安部隊も追放されたコンゴ女性を23人、コンゴの地でレイプしたことが文書に記録され、立証もされている。当局は年末までに低級のFARDC将官を1人、レイプの罪で逮捕した。 [8b]（セクション2d, 難民の保護）

29.05

アムネスティ・インターナショナルは、2009年の出来事を対象とした2010年度報告「世界の人権状況：コンゴ民主共和国（AI Report 2010）の中で、次のように述べている。

「[アンゴラ]当局は、主にコンゴ民主共和国（DRC）からの不法移民を追放し続けた。しかし、追放された人々はアンゴラにとどまる権利を有していると主張した。コンゴ民主共和国当局は報復措置として、9月末にかけてアンゴラ人の追放を始めた。悲惨な状況の中、軍による身体的暴力の際には性的暴力を含む人権侵害を伴いながら、大量追放が行われた。多数の国民がすし詰め状態の車両に乗せられて国境まで輸送された。中には窒息死する者もいたという報告がなされている。子供を含む家族の多くは、追放される途中で、離れ離れとなり、食料や避難所もない僻地に取り残された。両国の難民はこの追放で被害を受けた。10月、両国は追放を停止することに合意した。アンゴラ政府は国連機関間委員会と連携し、ウイジェとザイルの諸州における人道状況の改善に取り組んだ。追放に伴う人権侵害については、誰に対しても何の行動もとられなかったことが知られている。」 [16a]（アンゴラ：移民の権利 p64）

30. 市民権及び国籍

30.01

2004年11月国籍法の翻訳されていない写しが欧州出身国情報（ECOI）ネットワークで入手でき

る。[81a]

30.02

難民インターナショナルの2009年3月報告「すべての人々のための国籍：無国籍状態に関する進捗報告並びに世界調査」には、「バニヤムレンゲコミュニティに市民権を付与することを定めた2004年市民法の存在にもかかわらず、コンゴに居住する30万人から40万人のバニヤムレンゲ族が、東部で進行する紛争の中で、国籍書類または市民権を取得できるかどうかは不明である。」との記載がある。[11b] (p29) 国連人種差別撤廃委員会（2007年8月17日公表）も次のとおり同調した。

30.03

「バニヤムワンダ族にコンゴ国籍を付与することを定めた2004年11月12日付の法律を採択したことについては歓迎するものの、実際面では、同グループがコンゴ国籍を取得するのは特に難しいということに当委員会は懸念を抱いている。また当委員会は、憲法第10条及び2004年法第14条により、コンゴ国籍は一つでかつ唯一のものであることに留意している。」[19f] (p4)

パスポート

旧（2009年4月1日以前）

30.04

カナダ移民難民局（IRB）調査総局による情報回答（2007年3月20日）には、キンシャサに拠点を置くコンゴ非政府団体である危機に瀕するジャーナリスト（JED）の会長が提供した以下の情報が記録されている。

コンゴ民主共和国が発行するパスポートは3種類ある。一般用パスポート、政府一般職員用パスポート及び外交官用パスポートである。パスポートは外務・国際協力省（ministere de Affaires etrangeres et de la cooperation internationale）が発行する。

30.05

同じ情報は続ける。

一般用パスポートは紺青色で、申請するすべてのコンゴ市民に発行される。外務・国際協力省はキンシャサに所在することから、一般用パスポートの取得を望むコンゴ市民は本人がキンシャサへ出向くか、キンシャサにいる友人や親戚に代理人となってもらわなければならない。申請に際しては、正しく記入された申請書、国籍証明書、申請者本人のパスポート用写真4枚（2枚で可の場合もある）及び50米ドルが必要である。パスポートは[翻訳] ‘しばしば大使館弁護

士等と同じ地位にある’ 同省職員により署名を受ける。一般用パスポートは、3年間有効で更新もできる。」 [33b]

30.06

IRB回答はまた、「…政府職員に発行される …」緑色の政府一般職員用パスポートや「…政府閣僚及びその家族、大臣クラスの政府職員及びその家族並びに外交官及びその家族に発行される…」赤色の外交官用パスポートに関する情報も提供している。 [33b]

新（2009年4月1日以降）

30.07

New Visionは、その記事「ウガンダに居住するコンゴ民主共和国市民がバイオメトリック（生体認証）・パスポートを取得」（2010年1月23日にAllAfricaを介してアクセス）の中で、次のように述べている。

「コンゴ民主共和国は2007年に、極めて安全で不正防止機能が高いと考えられるバイオメトリック・パスポートの導入を開始し、2009年4月1日からコンゴ民主共和国の一般国民が取得できるようになった。昨年6月30日にMunyonyo Commonwealth Resortで開催された年次会合で、ウガンダに居住するコンゴ人グループは、ウガンダ大使に新型のパスポートを発行するよう迫った。」 [82a]

30.08

IRBは、「コンゴ民主共和国：パスポート申請または更新の手続」と題する回答（2011年4月1日付）で、次のように述べている。

「コンゴ民主共和国（DRC）内の国連ラジオ局Radio Okapiは、2009年10月22日の記事に関して、外務省（ministere des Affaires etrangeres）の報道官に電話でインタビューした。インタビューの間、報道官は、コンゴ民主共和国の新しいバイオメトリック・パスポートの申請者は、[翻訳]「本人の投票者カード、パスポート代として150米ドル、そして申請書代として20米ドルを持参」しなければならないと指摘したことが報じられている。（2009年10月22日 Radio Okapi）。2011年3月16日の調査総局との電話インタビューで、カナダのオタワにあるコンゴ民主共和国大使館の代表者は、2009年4月から新しいバイオメトリック・パスポートの発行が開始されたと説明した。また申請に際しては、現在のパスポート若しくは国籍証明書、居住者カード若しくは有効な運転免許証を提示するとともに、250カナダドルを支払わなければならないとも語った。」 [33c]

30.09

IRBは続ける。「前記の大使館代表は、2011年3月7日に行われた調査総局との電話インタビューで、新パスポートは5年間有効であり、以前のパスポートと異なり更新はできず、パスポート延長用の頁は含まれていない、とも語った。」[33c]

31. 偽造及び詐欺により取得した公的書類

31.01

カナダ移民難民局からの回答（2007年3月20日）には、危機に瀕するジャーナリスト(JED)の会長が次のように述べたことを記録している。

「[翻訳]実際面では、一般用パスポート申請書のすべての項目に記入し（本人の代わりに友人または政府一般職員が記入し、署名することもできる）、写真2枚と150米ドルか200米ドルを提出する。外務省職員は50米ドルを国庫に入れ、差額は着服してパスポートに署名した上司と分け合う。その価格で、せいぜい1～2日以内にパスポートを取得する。本人が出向く必要はない。」[33b]

31.02

IRB回答は、「JED会長が提供した腐敗に関する情報は、難民及び無国籍者のためのベルギー、フランス、スイスの各事務所によるコンゴ民主共和国への共同ミッションからの[2004年 7月]報告書Documents d' identitéによって裏付けられた。」と述べている。「同報告書の著者は、コンゴのパスポートはその大半が買収を介して取得され、外務省の正式手続はしばしば迂回されると述べている。同報告書は、より具体的な例として、次のように説明している。

『[翻訳]本人が希望する氏名のパスポートを取得するには、ただ写真4枚とおよそ150ドルを持って外務省に行くだけでよい。もっとお金を持っていけば、少し余分にスタンプをもらえる。偽物 [パスポート]によっても真正なパスポートを取得することができる（外交官用パスポートも同様である）。真正ではあるが、本人以外の写真が添付された、または偽名が記載されたパスポートを取得できるという点で、パスポートの真正性は、現実を反映していない。』」[33b]

32. 出国及び帰国

出国

32.01

欧州委員会が資金拠出した「潜在的な帰国者及びそのカウンセラーの再統合の可能性に係る具

体的情報の収集及び伝達のためのNGOネットワークとして機能する…」帰国情報プロジェクトが作成した「国別シート：コンゴ民主共和国」（2009年6月付）（CRIP country sheet 2009）は、様々な公的情報筋から得た情報（コンゴ民主共和国の‘現地パートナー’である声なき声（VSV）及び Regional Programme of Development Training and Exchangesから得た情報を含む）を含んでいる。国別シートは以前に同国から不法出国した人々に関して、次のように述べている。

訴追を逃れるために出国する人々のケースを除き、出身国からの違法な出国はマイナスの効果をもたらさない。逃亡犯罪者または裁判事件の被告が違法に出国すれば厳しい結果が待ち受けている。帰国した時点で新たな訴訟手続により起訴されるかもしれない。これはまた、時効の制約を受けない罪（人権侵害犯罪，戦争犯罪，大虐殺 …）や重大な罪（殺人，暗殺または治安犯罪）を犯した者または犯した容疑がかかっている者についてもあてはまる。」 [52a] (p12)

入国手続

32.02

CRIP country sheet 2009は、帰国について、次のように述べている。

帰国者が空港に到着すると、入国審査官は帰国者を待ち受け、身元を確認してから審理前の正式手続を踏むため、DGMの訴訟室に連れていく。

帰国したコンゴ人は DGM職員から煩わしい行為（例えば予防接種証明書が有効でない場合には、組織的な身体検査及び私有物 [シャツ，ズボン，靴，時計，ライターその他の多くの物及び金銭] の強要）を受けることがある。この獲物狩りは駐車場まで続き、帰国者が空港の旅客区域を出た後も、熱心な職員（警察，軍 …）から迷惑行為を受ける危険がある。職員たちは正しいか間違っているかはともかく、帰国者が大金や沢山の物品を所有していると考えているからだ。） [52a] (p11)

32.03

同上のcountry sheetはまた、国外で行われた犯罪の影響に関して、次のように述べている。「判決後、庇護国でその罪を償った者は、コンゴ裁判所で訴追される危険がない。庇護国で罪を犯した者は、その庇護国が国際法の制度を介して訴訟を提起すれば、帰国時に逮捕される可能性がある。法的手続きについては、UNHCRは介入せず、責務またはミッションの範囲外であると宣言する。」 [52a] (p11) 証明書類

32.04

CRIP country sheet 2009は、帰国者に必要な証明書類について、次のように説明している。以下の情報は、外務・国際協力省、イミグレーション（DGM）及び内務省から得たものである。これらの機関は旅行証明書類を付与するまたは管理する権限がある。

帰国者に必要な旅行証明書類

- ・ 入国証明書
- ・ パスポート
- ・ パスポート代用品（フランスなど一部の国では廃止されている）
- ・ 投票者カードまたは国内身分証明書
- ・ 領事館登録カード
- ・ 予防接種証明書
- ・ 内務省または庇護国の関連部局から交付された詳細な居住許可証若しくは居住者カードまたは庇護国の身分証明カード
- ・ 確定申告の証明書
- ・ グループで帰国するコンゴ人のリスト [52a] (p5, 1. 地域へのアクセス（庇護国から帰国地域））

32. 05

同上のcountry sheetは、UNHCRにより保護された難民に関して、次のように述べている。国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が交付した必要書類は‘UNHCR自発的帰国に関する書式（VRF）’という表題である。帰国希望者は受入国で同書類を受領する。庇護国のUNHCRはキンシャサのUNHCRに伝え、後者は難民国家委員会（National Commission on Refugees (NCR)）を介して内務省に連絡する。この委員会は帰国前の追跡を担当する。追跡とは質疑を通して家族のつながりを特定することである。一言で言えば、自発的帰国の希望者が提供した情報に基づき受入国の住所を確認することである。NCRはイミグレーション（DGM）及び国家情報局（ANR）と緊密に連携している。一般に、キンシャサに戻る希望者については問題が少ない。住所情報に誤りがあったり、新住所の手掛かりがないまま住所変更が行われている場合に問題が生じる。」 [52a]

32. 06

同上のcountry sheetは、必要書類の取得方法についても次のように説明している。庇護国においては、

- ・ パスポート、入国証明書、パスポート代用物、領事館登録カード及び最終帰国証明書が大使館、領事館によりまたはコンゴ民主共和国の文化サービス部局で交付される。

上記書類を取得するための条件は

- ・ コンゴ人であることの身分証明
- ・ 申請書類が実物であるとの説明が記載された書類
- ・ 受入国からの居住許可証の提示（最終帰国の場合）及びコンゴ民主共和国大使館宛に帰国理由を記載した普通郵便の送付
- ・ 帰国希望者が本当に帰国できることの証明（旅行するための資金を有していることの証明）
- ・ 学生については、学業が終了したことを証明する書類が必要
- ・ 庇護国が交付する居住者カード

帰国先（DRC）においては、

- ・ 投票者カード：IEC（独立選挙管理委員会）。この書類は2006年選挙の際に投票者登録及びその身分証明のために交付されたもので、一時的な身分証明書であると考えられている。
- ・ 紛失証明書：内務省に所属するサービス部局が交付した書類（特に現地の事務所において）

現在、身分証明カードの取得に関する情報サイトは、独立選挙管理委員会（IEC）のサイトである。この身分証明カードは一時的な身分証明書であるとも考えられている投票者カードである。以下に掲げるその他の書類はパスポートを取得するために必要である。

- ・ 犯罪記録の抜粋。価格は25～50米ドルの幅がある。
- ・ 国籍証明書
- ・ 10米ドルに相当する価格の書式（国籍証明書用として）
- ・ 2米ドルに相当する価格の銀行手数料
- ・ 国境の保健サービス局が交付する予防接種証明書

必須予防接種：黄熱病（生後6か月以上）ワクチン。しかし腸チフス（生後2か月以上）及びA型肝炎（1歳以上）に対するワクチンなど推奨される他のワクチンもある。

「（パリ及びブリュッセルでは）最大24時間かかる」 [52a] (p5-7)

32.07

必要書類の費用については、同上country sheetは、次のように述べている。

受入国から取得するコンゴ人の書類に関する価格は大使館や領事館によって幅がある。

一般には、パスポートの価格は最大150米ドルに銀行手数料5米ドルを加えたものである。

国家諜報機関(ANR)における身分証明は、本人出頭が必要である。

国内(DRC)では、

- ・ 50米ドル
- ・ 投票者カード：無料
- ・ 書類紛失に関する証明書：3500FC
- ・ 予防接種証明書(必須)：20米ドル」[52a] (p7)

難民の帰国

32.08

国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) は、その記事「2011年度 UNHCR国別活動概要：コンゴ民主共和国，就労環境，本文」（日付の記載なし。アクセス日 2011年12月16日）の中で、「2011年1月には、同国に107,000人の帰国難民（出身国はコンゴ民主共和国）がいた。UNHCRはその内10,900人を支援した。2011年12月時点では145,000人であり、UNHCRはその全員（原文のまま）を支援した。数値は2011年度UNHCRコンゴ民主共和国計画値表に基づく。」[80c]

庇護を求めたが得られなかった人々の帰国

32.09

CRIP country sheet 2009は、庇護請求が受け入れられなかった事例に関して、「その庇護希望者は公的サービス部門から如何なる支援も受けていない。庇護希望者は、以前に罪を犯し、その犯罪について恩赦若しくは特赦を受けていない場合を除き、訴追されることはない。しかし、その庇護希望者は財産や所持品の一部を奪おうとする職員によって迷惑行為を受ける可能性がある。」と述べている。 [52a]

32.10

同上country sheetは、「国内旅行については‘行政上の制限’あるいは‘実際面での障害’は

一切確認されていない。但し、赤道州におけるBokunga-Ikela路線には対人地雷が敷設されている可能性がある。同地域の住民は、1998～2003年の間に発生した反乱の最中におそらく敷設されたのではないかと恐れている …首都を含めた各都市については、地雷に関する危険はない。」と述べている。 [52a] (p14)

同国内における移動の自由に関しては、上記と併せて、セクション 27 (移動の自由) , セクション 8 (治安情勢) , セクション 9 (治安部隊) , セクション 11 (非政府武力グループ) , セクション 18 (人道主義者, 人権機関, 団体及び活動家) 及びセクション 23 (女性) も読まれるべきである。

32. 11

欧州出身国主催プロジェクトに基づき設置されたベルギー出身国情報 (COI) 調査ユニット (the Office of the Commissioner General for Refugees and Stateless Persons (CEDOCA) 内の組織) 及びフランスCOIユニット La division de l' information, de la documentation et des recherches (DIDR) (Office Francais de Protection des Refugies et Apatridesの一部組織) の調査者による回答 (ECS Response 2011) (2011年2月9日付) は、次のように述べている。

「驚くほどのことではないが、2009年12月、コンゴ民主共和国における事実調査ミッション (FFM) (ベルギー/フランスCOIユニットが実施) の間に、イミグレーション (DGM) は、コンゴ民主共和国へのコンゴ人の帰国は、人権が全面的に尊重され、問題なく行われたと述べた。強制帰国の最中、居合わせた外交筋はDGMのコメントを裏づけ、空港サービス部局は帰国した人々を十分な思いやりをもって歓迎したと付け加えた。またヌジリ国際空港に勤務してから、帰国者が虐待される事例を目撃したことがないとも語った。

より具体的に言えば、2009年12月に会ったDGM職員によれば、帰国者は法律 (訴訟) 部局 (狭い部屋で窓もない) へ連れて行かれ、そこで最大30分間過ごす。次いでその帰国者の事例がデータベースに登録される。この処理によりその後の紛争を避けることができるとともに、当該人物はサービス部局によって審理を受けたという証拠になる。職員は、移住ができなかった帰国者の最初に接触する相手が現地の職員になるので、この登録局面が難しい段階となることを認識している。DGM職員によると、この登録手続の後、記録者は自由に家族、親戚と会うことができ法的手続を受ける必要はなくなる。事例が登録されるデータベースは、単に統計を目的としているだけで、帰国者が不利となるように利用されるものではないとDGMは語った。さらに DGM は、帰国者がキンシャサまたは国内のその他の場所における住所を提供した場合にのみ入国を受け入れることを明確にした。キンシャサではない他州出身の人々は、その旅行について '折り合いをつける' まで止められる。さらに、DGMは受入国で麻薬に染まったり、虐待された帰国

者は受け入れない。最後に、帰国者がコンゴ裁判所から指名手配されている場合には、更なる立証がなされ、要請があれば検察庁への移送がなされるまでDGMで引き止められる。DGMは、ヌジリの施設内に拘留設備はないと述べた。

2009年12月のFFMの間に面会したコンゴ人権NGOの1人は、DGM職員が提供した情報を確認した。同NGOのもう1人は、帰国者は当局によって、嫌がらせや迷惑行為（金銭、たばこ、衣類の強要）を受ける可能性はあるが、逮捕はないと語った。2008年9月付の新聞記事によるとコンゴ民主共和国に帰国するコンゴ移民は、ヌジリ国際空港に到着したときに受けた虐待について非難したが、この点に触れておくことは価値があろう。その帰国者たちは特に強要の慣行を強調した。最近では、2011年1月、アドルフ・ムジト首相は、キンシャサの空港と海港を視察した。この検査中、首相が面会した様々な関係者が、嫌がらせあるいは迷惑行為（'tracasseries'）が多発していることを指摘した。」[59b]（付録F）

32. 12

同回答は、次のように述べている。

「一方、コンゴ民主共和国における2009年12月のFFMの間に、3人目のNGO職員から、帰国者が訴追を受ける恐れがあり、庇護国からの帰国者であればその可能性は高まるという情報の提供を受けた。NGOは庇護を求めたが得られなかった帰国者がキンシャサから逃走し、バ・コンゴ州の自宅で人目を忍んで生活しており、家族は絶えず監視に晒されている事例を挙げた。その数か月前の2009年5月に、イギリスの新聞「ガーディアン」紙はコンゴ人帰国者が2人、到着後に拘留され、拷問を受けていたことを明らかにした。帰国者の1人は、コンゴ政府はイギリスから送還されるコンゴ人は敵とみなしている、と打ち明けた…『私を殴打した警備職員は、私に、‘おまえはスパイだ。情報をよこせ。自国に対してなぜこんな仕打ちをするのだ。’と言いつけていた。』」

以下は 2011年の情報である。

上記のとおり要約された情報を更新するため、COIユニットが接触した関係者は、コンゴ民主共和国内のIOM向け「支援を受けた自発的帰国」(AVR)プログラムを担当しているが、この政府間機関は庇護を求めたが得られなかった人々が自発的に帰国することを受け入れない限り、その人々の強制送還には関与しないということを明らかにした。庇護を求めたが得られなかった人々が自発的に帰国することを受け入れる場合には、IOMの支援を受けた自発的帰国プログラムの対象となるので、庇護を求めた国からIOMの支援が可能となる。この場合、IOMは空港に待機して帰国者の自宅までの交通手段を提供する。次いで帰国者はIOM事務所を訪れ、支援プログラムについてさらに協議しなければならない。帰国者（強制、自発的のいずれかを問わない）

がコンゴ民主共和国に帰国した際に虐待を受けていることを知っているかどうか尋ねられると、IOM接触者は気付いていなかったと回答した。IOMはまた、帰国者はDGMのヒアリングを受け、犯罪者である場合にのみDGMに留置かれたことを付け加えた。それ以外は、DGMは帰国者を解放した。

2011年2月に接触したコンゴ人権NGOの声なき声（VSVまたは‘Voice of the Voiceless’）会長は次のように語った。『2010年初めまで、VSVはヌジリ国際空港に事務所を持っていた。しかしそれ以来、財務的な制約のため事務所を賃借することができなくなった。それでも、我々は帰国者の到着を監視するために空港へ通い続けた。ずっと空港内にいたことから、我々はDGMや治安サービス部局の職員たちと良好な関係を築き上げていた。大体1週間に1回、特に国際便及び軽量Air Franceや SN Brusselsがキンシャサに到着する日はヌジリに行った。昨年頃は、帰国者が虐待される事例は全く見られなかった。もちろん現在は稀になってきているものの、強要は依然として行われていた。空港職員は帰国者から衣類やその他の所持品を奪っている可能性がある。』

2011年2月に、別のコンゴNGO代表である人権観察委員会（Comite des observateurs des droits de l’ Homme, CODHO）の会長は、帰国者の状況について幾分異なる光を当てている。『帰国者はDGM職員の手任せられる。DGM職員は、コンゴ民主共和国からの出国とヨーロッパへ庇護を求めた理由について帰国者を尋問した。次いで、上司に報告し次の指示を仰いでいる間、帰国者を空港内に数時間留め置いた。特に問題のない帰国者はすぐに解放された。しかし、その帰国者たちは、どの州の出身であろうとも、NGO、国家サービス局のいずれからも世話をしてもらったことはなかった。一部の帰国者はキンシャサ市内またはキンシャサ周辺の出身ではなかった。キンシャサに一度も行ったことがない者もいた。また、ヨーロッパの各都市でその政治的立場を隠そうとしない政治対立者も含まれている問題のある帰国者については、DGMから事情聴取を受けた後、市内のDGM事務所へ連れて行かれ、そこでさらに尋問され、おそらくは告訴のため検察庁へ引き渡されるという事態も起きる可能性がある。検察庁だけが、そのような罪を決定することができる。換言すれば、当局に対する立場をよく知られている活動家が、庇護を求めて得られなかった場合、ヌジリに到着した際に虐待に晒されるのは目に見えている。』

庇護を求めて得られなかった人々がコンゴ民主共和国に帰国することの問題について各NGOが提供した相反する情報に関する結論として、各NGOは、人権分野における国際的評判を踏まえれば、それぞれが信頼できる情報提供者であることに変わりはないことを強調したい。したがって、こうした矛盾についてを何らかの形で‘解決’を図ろうとするには無理である。」 [59b] (付録F)

32. 13

庇護を求めたが得られなかった人々と連携するために設置されたイギリスに拠点を置く非政府機関のJustice Firstは、その報告「危険な帰国、庇護を求めるコンゴ人のルフールマン（追放及び送還）」（Catherine Ramos編集，2011年11月24日付）（JF Report 2011）の序論において、次のように述べている。

本報告書は、2006年から2011年にかけてイギリスに庇護を求めたが、申請が却下され強制的にコンゴ民主共和国へ送還されたコンゴ国籍者の窮状に対する懸念が高まってきていることに対応して、作成されたものである。この期間に、ティーズ・バレー地区に居住していた9人の住民から受け取った直接の報告は、コンゴ当局の手による非人間的かつ侮蔑的扱いを訴えた。この人々は、ティーズ・バレーに居住し、その庇護申請が却下された人々と連携するため2006年に設置されたJustice First（登録 Charity No. 1116388）の顧客であった。Justice Firstは顧客が再び法的な手続を踏むための方法を模索できるよう支援するとともに、貧困に喘ぐ人々に実地的な援助を提供する。

イギリスは、庇護を求めたが、申請が却下された人々の送還に関するUKBAの安全性仮説を検証する監視制度が整備されていないため、Justice Firstの顧客が帰国後に経験した内容を文書に記録し始めた。この報告書の情報は、2007年から2008年の間に高等裁判所及び控訴裁判所で審理され、庇護を求めたが申請が却下され、コンゴ民主共和国へ送還される人々に危険はないとの裁決が下ったBK国別ガイダンス（Country Guidance）訴訟より後に提供されたものである。」
[77a] (p5)

32. 14

同報告は、次のように述べている。

…本報告書は2006年8月から2011年6月までの間にコンゴ民主共和国へ帰国した14人の強制的及び3人の自発的帰還者の帰国後の経験を詳述している…男性11人と女性6人の年齢幅は20代半ば～40代半ばである。生後16か月から8/9歳までの子供9人は親と一緒に帰国した。9人の子供のうち生後16か月から7歳までの子供6人は母親と一緒に帰国した。一人の子供の父親はイギリスに居住している。帰国者は帰国後に接触したイギリスの支援者に知られている…

2011年 9月～11月

15人の帰国者の内、連絡がとれる6人は非公式の環境で面談した。面談は2011年コンゴ民主共和国で行われた。2011年2月以降の新たな接触によりSOLACEの顧客及び2011年6月に追放、送還された男性からも話を聞くことになった。Beaconのコンゴ人顧客との面談については、携帯電話のネットワークにトラブルが生じたため、手配することができなかった。また1人の女性帰国者

はひどく怯えていたため、直接会ってインタビューすることができなかった。その女性を匿っていた人物から話を聞くことができたため、発言内容について録音し陳述書を作成した。帰国者の大半は面談の1週間前に連絡した。1人の帰国者は面談の場所に着いた時は変装までしていた。その男性は2回目の面談の場所に来る際は、途中で前方の路上に警官を目撃したため別の経路をとらなければならなかった。その男性は身分証明用の投票者カードを所有していなかったのである。1人の帰国者とは、面談を手配するためにその男性が選択した中立的な場所で夜間に会った。

- ・ 面談はフランス語で行われ、また撮影あるいは録音を行った。1人の男性は若干リンガラ語を話し、1人の子供は英語を少し話した。以下の話題は面談中に取り上げられた。
- ・ 庇護を求める理由
- ・ イギリスでの拘留及びコンゴ民主共和国への帰国
- ・ ヌジリ空港での受付
- ・ コンゴ当局によるその後の扱い
- ・ 刑務所の状況
- ・ 賄賂及び解放後の経験
- ・ 帰国者の現在の状況及び安全性

インタビューに関するフランス語の記録及び英語への翻訳は、面談担当者[Ms Ramos]、フランス語教師及び2人のコンゴ人によって行われた。メモ書きが作成され、英語に翻訳されていた…コンゴ当局のメンバーとの面談は録音されフランス語による記録と英語への翻訳が行われた。以下の話題が取り上げられた。

- ・ コンゴ当局とイギリス移民当局間の意思疎通
- ・ 空港での追放、送還されたコンゴ人の受付
- ・ 虚偽の旅券でコンゴ民主共和国を出国した者の扱い
- ・ コンゴ当局と問題があったことがわかった者に対する当局の扱い
- ・ 女性と子供の扱い [77a] (p11-12)

32. 15

JF Report 2011は、その調査結果「文書に記録された人権侵害」の要約を以下のとおり提供している。

帰国後、子供9人と大人15人に対して、次のような人権侵害が行われた。

- ・ 13人の帰国者が尋問、逮捕、収監、口頭による人権侵害、身体的及び性的な虐待、レイプ及び拷問を受けた。
- ・ 6人の子供が2日～3か月間にわたって拘留された。
- ・ 15人中9人が収監された。1人は逮捕されたが職員から逃走した。

- ・ 15人中6人が家から逃走し、他国で身の安全を図るよう強制されるなどの嫌がらせを受けた。
- ・ 15人中5人の家族や友人が自宅や匿ってもらっている家で脅迫や嫌がらせを受けた。
- ・ 15人中3人が拘留及び自宅での脅迫と嫌がらせを受けた。
- ・ 9人中3人が自宅で親が脅迫され、父親が拉致されるのを目撃した。
- ・ 15人中6人が解放後人目を避けて時間を過ごした、4人の女性中1人は逮捕前に人目を避けて時間を過ごした。
- ・ コンゴ民主共和国に到着後及びKin Mazière刑務所で拘留中に人権侵害を被った1人の帰国者は、2009年6月以来家族やイギリスの友人と連絡がとれていない…
- ・ Justice Firstの顧客10人中7人が、弁護士を利用できず、また裁判を受けずに拘留されていたことが知られている。その他の帰国者の内3人も弁護士と連絡がとれないまま拘留された。法曹界のメンバーは、1人の帰国者は弁護士と連絡がとれないままKin Mazière刑務所の地下監房に留置されていたことを確認した…
- ・ 6人の帰国者はコンゴ民主共和国から逃走するよう強制されたことが知られているし、5人は帰国者自身
またはその家族の者及び友人の身の危険を感じて居住地を移動することを強いられた。
また7人は身の危険を感じて2011年には潜伏したままであることが知られている。
- ・ 1名の男性帰国者は、2008年にキンシャサへ帰国して以来、家族と友人に連絡をとらなかった。また1人の女性帰国者は、2010年以来連絡をとらなかった。人権侵害は15人の大人だけに対してのみ記録されている。
- ・ 15人の帰国者の内、7人が自宅内での嫌がらせのために、以前の自宅または親戚/友人の家に居住することができない。
- ・ 4人の女性の内1人は、空港からジープに乗った男たちに尾行されたため将来の危害を恐れて自宅に住むことができなかった。女性はその後逮捕された。
- ・ 1人の母親は、2007年に自宅が破壊されたと報告した。1人の子供の母親は家族と連絡をとることができない。
- ・ 3人の子供は4年半の間父親に会っていない。1人の父親はイギリスに住んでいる。4人の女性の内2人は子供たちとともに不安定な生活をしている。1人の母親は子供たちとコンゴ民主共和国外
に居住しており、2度部屋を移らなければならなかった。もう1人の母親は恐れを感じてコンゴ民主共和国内で転居しなければならなかった。
- ・ 2人の子供は2011年11月時点でいまだに学校教育を受けていない。3人の子供は3年以上も教育を受ける機会がない。」 [77a] (p16-17)

32.16

JF Report 2011は続ける。

「本報告書における帰還者は現行のコンゴ民主共和国政治体制の政治的対立者と見られているか、実際に政治的対立者である。UKBA出身国情報コンゴ編（2009年）は、ジョセフ・カビラ大統領の政治的対立者や対立者と思われている者の人権が侵害されていることに触れている。

（アムネ스티・インターナショナル2007年度報告：国家治安機関による拷問と殺人は依然としてコンゴの風土病）現行の業務指導書注記により、意思決定者は、低水準で活動している政治的対立者は帰国しても危険に晒されないと判断できることから、入国を拒絶するよう指導されている。UKBAの拒絶書簡には、ティーズ・バレー空港からの帰還者は、低水準で活動を続けている政治的対立者であり、コンゴ当局にとって何の関心もない人々と言及されている。 Dari Taylor議員宛の2009年4月21日付書簡で、Removals Logisticsの次長であるMark Griffithsは、移民判事の『UDPSとの関与並びに控訴人及び控訴人の夫が直面する困難に関する控訴人の陳述を却下する。コンゴ民主共和国当局は控訴人に関心を抱いていたとする控訴人の立証は認められないと判断する。』という裁決を思い起こしている。この裁決を受けて、控訴人は収監され、拷問を受けて、帰国後にはレイプされた。また控訴人は、今日まで夫を探し出すことができないでいる…

帰還者について、同報告書には次の記載がある。

- ・ 17人中8人がUDPS (Union pour la Démocratie et le Progrès Social-民主社会進歩連合) のメンバーである。
- ・ 1人がコンゴ国民運動・ルムンバ派 (MNC) –Albert Onawhelo (Mouvement National Congolais–Congolese National Moverment-ルムンバ) のメンバーである。
- ・ 1人がコンゴ自由運動 (MLC) (Mouvement pour la Liberation du Congo–Movement for the Leberation of Congo) のメンバーである。
- ・ 1人が未登録の対立政党の代表である。
- ・ 1人がコンゴ民主連合 (RCD-Goma) (Rassemblement Congolais pour la Démocratie–コンゴ民主連合) のメンバーである。
- ・ 5件の事例については政治的所属が不明である。(帰還者の2名は行方不明)
- ・ 2名はARARECOのメンバーである。」 [77a] (p18)

32.17 JF Report 2011は、大人の帰還者についても、次のように述べている。

「以下は17人の帰還者の内15人が受けた人権侵害の内容である。収監帰還は1日ないし3か月の間である。帰還者は口頭による虐待を被り、一部の事例では殺人の脅迫も受けた。6人がANR (国

家情報局)のKin Mazière刑務所で収監された。1人は刑務所まで移送される途中で逃走した。1人の女性はANRのTolérance Zero刑務所(1か所は土牢(小さな地下監房)で、1か所は空港周辺にある)に収監された。4人の女性は空港で脅迫され、1人は懲役中に死の危険にさらされていることが分かっている。

- ・ 空港で逮捕された者 15人中6人
- ・ 空港ビルを出た後に逮捕され、Kin Mazière刑務所に移送された者 15人中2人
- ・ キンシャサにある英国大使館を出た後に逮捕された者 15人中1人
- ・ 自宅で逮捕された者 15人中3人
- ・ Tolérance Zero刑務所で職員により殺人の脅迫を受けた者 15人中1人
- ・ 空港で脅迫された者 15人中4人

コンゴ人権擁護活動家と弁護士は、被拘留者は収監中に弁護士と接触することができないことを確認した。帰還者は刑務所において以下のような虐待を受けたことを報告した。

- ・ 手錠を嵌められ、目隠しされ、かつ激しく殴打された者 15人中1人
- ・ 激しく殴打された者 15人中6人
- ・ 電気ショックを与えられた者 15人中2人
- ・ 性的虐待を受けた者 10人の男性中2人
- ・ レイプされた者 5人の女性中2人
- ・ 拳により平手打ち及び打撃を受けた者 5人の女性中2人」[77a] (p19)

32. 18

帰還した子供たちについてJF Report 2011は、次のように述べている。

- ・ 9人の子供の内、6人が収監された。9人の子供の内3人が母親と離れさせられていた。5人の子供がイギリスから送還されたことやその後 コンゴ民主共和国で収監されたことで心に傷を負ったことが知られている。2人の子供はコンゴ民主共和国から逃亡した後に、アフリカの他国で心理的な虐待を受けた。1人の子供は集中治療室で治療を受けた。また2人の子供は同じ病院の小児科で治療を受けた。
- ・ 9人の子供の内、6人が貧困の中で生活している。9人の子供の内3人が4年半以上父親と離れ離れになっているほか、3年半もの間通学していない。9人の子供の内1人がイギリスで父親とはぐれた。
- ・ 9人の子供の内、6人が飢えを経験していることがわかった。3人は、別の家族と同居していた部屋で水も衛生設備も利用できなかった。

- ・ 9人の子供の内、7人が コンゴ民主共和国に到着後病気になったことがわかった。罹った病気はマラリア、水疱瘡、胃腸炎及び疥癬である。」 [77a] (p21-22)

32. 19

Justice Firstは尋問について、次のように述べている。

尋問方法に関する証拠により、帰還者は虐待を受け、拷問に相当する状態に置かれたことがわかった。9人の帰還者は、空港または刑務所で、あるいはその両方で、イギリスでの活動について尋問を受けたことが知られている。この内、

- ・ 15人の帰還者の内、5人が空港で尋問を受けた。
- ・ 15人の帰還者の内、5人が Kin Mazière刑務所または Tolérance Zero刑務所で尋問を受けた。
- ・ 15人の帰還者の内、5人が土牢（小さな地下監房）で尋問を受けた。」 [77a] (p25-26)

最新ニュースの項を参照されたい。またアイルランドの難民文書センターによる「コンゴ民主共和国：庇護を求めたが得られなかった人々（子供を含む）がコンゴ民主共和国に帰国した際のコンゴ当局による取扱いに関する情報は」（2012年2月15日公表）という表題の回答を参照するのも有用であろう。

付録 A

主要な出来事の年表

以下は、英国国営放送（BBC）の「国別情報：コンゴ - 主要な出来事の年表」（最新更新日2011年5月17日）（アクセス日2011年8月28日）に基づき記載したものである。モブツ政権時代以前に起きた出来事に係る情報については[こちら](#)を参照されたい。[65b]

モブツ政権時代

- | | |
|-------|---|
| 1965年 | ジョセフ・モブツが主導したクーデターによりカサブブとチョンベが追放される。 |
| 1971年 | ジョセフ・モブツは、国をザイールに改名、自身の名前もモブツ・セセ・セコと変えた。またカタンガ州はシャバ州に、コンゴ川はザイール川にそれぞれ改名された。 |

- 1973-74年 モブツは多くの外国企業を国有化し、欧州投資家を国から強制退去させた。
- 1977年 モブツは再び外国投資家を招聘したが、あまり成功しなかった。フランスやベルギー、モロッコの軍隊はアンゴラを拠点とする反乱グループによるカタンガ州への攻撃を撃退すべく支援した。
- 1989年 ザイールはベルギーからの借款について債務不履行を起こしたため、開発プログラムが中止され、国の経済悪化が進んだ。
- 1990年 モブツは複数政党政治に対する禁止命令を解除することに同意し、暫定政府を任命したが、実質的な権限は保持した。
- 1991年 キンシャサで、給与が未払いとなっている兵士による暴動が発生した後、モブツは野党党首たちとの連立政府設立に同意したが、治安部隊と重要な省庁に係る統治権は保持した。
- 1993年 対立する親モブツ派及び反モブツ派の各政府が設立された。
- 1994年 モブツは緊縮財政と自由市場の改革を主唱したケンゴ・ワ・ドンドを首相に任命することに同意した。
- 1996-97年 モブツが治療のため海外に滞在している間に、ツチ族反乱軍が、ザイール東部の大半を占拠した。

モブツ政権以後

- 1997年5月 ツチ族とその他の反モブツ反乱グループが、主にルワンダの支援を受けて、首都キンシャサを占拠した。ザイールはコンゴ民主共和国と改名し、ローラン・デジレ・カビラが大統領に就任した。
- 1998年8月 ルワンダとウガンダに支援された反乱グループは、カビラに対して蜂起し、キンシャサに進攻した。ジンバブエとナミビアは反乱軍を駆逐するために軍を派遣した。アンゴラ軍もカビラ側に加勢した。反乱グループはDRコンゴ東部の大半を支配した。
- 1999年 ウガンダが支援する反乱グループ「コンゴ自由運動（MLC）」とルワンダが支援する反乱グループ「コンゴ民主連合（RCD）」との間に亀裂が生じた。

ルサカ和平協定調印

- 1999年7月 戦争に関与したアフリカ6か国がルサカで停戦協定に調印した。その翌月、MLCとRCD反乱グループがその協定に調印した。
- 2000年 国連安全保障理事会は、停戦を監視するため、5,500名の国連軍を派遣することを承認した。しかし反乱グループと政府軍との間で、またルワンダ軍とウガンダ軍との間で、戦闘は継続された。

- 2001年1月 ローラン・カビラ大統領が警護兵に射殺された。息子のジョセフ・カビラが父を後継した。
- 2001年2月 カビラは、ワシントンでルワンダ大統領のポール・カガメと会談した。ルワンダ、ウガンダ及び反乱グループは国連の撤退計画に同意した。ウガンダ、ルワンダは前線からの軍の撤退を開始した。
- 2001年5月 国連難民機関は、1998年以来、戦争により直接、間接を問わず、250万人が殺害されたと語った。後に国連委員会は、戦争当事者が、携帯電話の製造に使用される金、ダイヤモンド、木材、コルタンを略奪するために、意図的に紛争を長引かせている、と語った
- 2002年1月 ニーラゴongo山の噴火によりゴマ市の大半が荒廃した。

平和の模索

- 2002年4月 南アフリカでの和平交渉：コンゴ政府はウガンダが支援する反乱グループとの権限分割協定に調印した。同協定により、MLC代表が首相となる。ルワンダが支援するRCD反乱グループはこの協定を拒絶した。
- 2002年 7月 DRコンゴ大統領とルワンダ大統領は和平協定に調印した。同協定により、ルワンダはDRコンゴ東部から軍を撤退させる一方、DRコンゴはルワンダの1994年大虐殺で少数民族ツチを殺害したルワンダ系フツ族武装集団の武装を解除し、逮捕することとした。
- 2002年9月 DRコンゴ大統領とウガンダ大統領は、ウガンダ軍がDRコンゴから撤退することを定めた和平協定に調印した。
- 2002年9月/10月
ウガンダとルワンダ両国は、それぞれの軍の大半をコンゴ東部から撤退させた、と語った。国連が仲介する権限分割交渉が南アフリカで開始された。
- 2002年12月 南アフリカで、コンゴ政府と主要な反乱グループとの間で和平協定が調印された。同協定に基づき、反乱グループと反対派メンバーは暫定政府でそれぞれ地位を与えられることになった。

暫定政府

- 2003年4月 カビラ大統領は暫定政府が予定される選挙のルールを定めた暫定憲法に調印した。
- 2003年5月 最後のウガンダ軍がDRコンゴ東部から撤退した。
- 2003年6月 国連迅速対応軍の先陣を切ってフランス軍兵士がブニアに到着した。カビラ大統領は、2年以内に実施される選挙までの間を主導する暫定政府を任命した。以前の

- 主要な反乱グループの代表たちが7月、副大統領に宣誓就任した。
- 2003年8月 暫定議会が設立された。
- 2004年3月 クーデターの企てたと見られる武装集団の襲撃がキンシャサの軍事基地に対して行われた。
- 2004年6月 反乱警備兵によるクーデターの企ては鎮圧された模様だと報じられた。
- 2004年12月 コンゴ東部で、コンゴ国軍と、以前の親ルワンダ反乱グループ出身の反逆兵士との間に戦闘が繰り広げられた。ルワンダは反乱の黒幕であることを否定した。
- 2005年3月 国連に所属するバングラデシュ兵9名がコンゴ北東部で殺害されてから数日後、国連平和維持軍は、攻撃により50名以上の民兵を殺害した、と語った。

新憲法

- 2005年5月 以前の戦闘当事者グループが合意した文言による新憲法が議会で採択された。
- 2005年9月 ウガンダの神の抵抗軍がスーダンを経由してコンゴに入国した後、ウガンダ政府は、同軍がDRコンゴに再入国する可能性があるかと警告した。
- 2005年11月 隣接するコンゴ共和国にほぼ8年間亡命していた前ザイール軍兵士の第1波が帰国した。
- 2005年12月 有権者は、既に議会で承認され、2006年選挙への道を拓く新憲法を支持
- 2006年2月 新憲法が発効した。新国旗が採択された。
- 2006年3月 軍司令官のトマス・ルバンガは、ハーグの国際刑事裁判所で告訴された最初の戦犯容疑者になった。同氏は児童を進行中の戦闘に強制的に参加させた罪に問われている。
- 2006年5月 国軍と国連平和維持軍が、選挙前に非正規勢力の武装解除活動を強化する中、コンゴ北東部で数千人が避難した。

自由選挙

- 2006年7月 40年ぶりの自由選挙となる大統領選挙と議会選挙が開催された。大統領選挙では明確な勝利者がいない中、現職大統領であるジョセフ・カビラと野党候補者のジャン・ピエール・ベンバが10月29日に行われる決選投票に向けて準備している。両候補者を支持する勢力が首都で激突した。
- 2006年11月 10月の大統領決選投票でジョセフ・カビラが勝利したと宣言された。選挙について国際監視団の全般的な承認が得られた。
- 2006年12月 脱党者であるローラン・ンクンダ将軍の部隊と国連が支援する国軍が、北キヴ州で衝突し、5万人の住民が逃走する結果となった。国連安全保障理事会は、戦闘に

対して懸念を表明した。

- 2007年3月 政府軍と反対派リーダーのジャン・ピエール・ベンバを支持する勢力がキンシャサで衝突した。
- 2007年4月 DRコンゴ、ルワンダ及びブルンジが、地域経済ブロック「Great lakes Countries Economic Community」（フランス語による頭字語 CEPGLとして知られている）を再結成した。
- 2007年4月 ジャン・ピエール・ベンバは、キンシャサの3週間の政治的こう着状態が終了した（この期間、同氏は南アフリカ大使館に避難していた）後、ポルトガルに向けて出発した。
- 2007年5月 国連は、イトゥリ地区の国連平和維持軍による金(きん)と武器の密輸疑惑について調査した。
- 2007年6月 戦争が東部で再度勃発する可能性があるとして、ブカブの大司教であるMonsignor Francois-Xavier Maroyが警告した。
- 2007年6月 Radio OkapiのアナウンサーSerge Mahesheがブカブで射殺された。2005年以来同国で殺害された3人目のジャーナリストとなる。
- 2007年8月 ウガンダとDRコンゴは国境紛争の打開に努めることに合意した。各支援機関は、北キヴにおいて、反乱分子のンクンダ将軍が引き起こしている不安定な情勢から逃走する難民の数が大幅に増加していると報告した。
- 2007年9月 致死性エボラ・ウイルスが大流行。
- 2008年1月 政府と反乱分子のンクンダ将軍を含む反乱民兵が、東部地区における長年の紛争を終結すべく和平協定に調印した。

新たな衝突

- 2008年4月 国軍がコンゴ東部で以前は同盟していたルワンダ系フツ族民兵と衝突し、数千人の住民が避難した。
- 2008年8月 コンゴ東部で、国軍と反乱グループリーダーのローラン・ンクンダを支持する戦闘員との間で、激しい衝突が勃発した。
- 2008年10月 反乱勢力が、ルマンガボの主要な軍事基地を占拠した。コンゴ政府はンクンダ将軍を支援したとしてルワンダを非難した。ルワンダは支援を否定している。DRコンゴ東部での戦闘が激化するにつれて、国軍兵士を含む数千人が逃走した。反乱勢力が進攻した州都ゴマでは混乱を極めた。国軍を支援するため、国連平和維持軍は反乱勢力と交戦した。
- 2008年11月 東部の支配権を確立しようとするツチ族反乱勢力リーダーのローラン・ンクンダによる軍事作戦は、新たな難民の波を引き起こした。国連安全保障理事会は、重

圧のかかった国連平和維持軍を鼓舞するため一時的に軍を増強することを承認した。

- 2008年12月 ウガンダ、南スーダン及びDRコンゴは、DRコンゴ北東部にあるウガンダの神の抵抗軍（LPA）の拠点に共同攻撃を展開した。LPAの反撃により、数百名の市民が死亡した。
- 2009年1月 ローラン・ンクンダが率いるツチ族反乱グループに対するDRコンゴ-ルワンダの共同軍事作戦が5週間続いた。ンクンダはボスコ・ヌタガンダにより追放され、ルワンダで逮捕された。
- 2009年2月 国境なき医師団（Medecins San Frontiers）は、LRA反乱グループから市民を保護できなかったとして国連平和維持軍を非難した。
- 2009年4月 東部におけるDRコンゴ-ルワンダの共同作戦が終結した後、フツ族民兵が再度姿を現したことで、数千人が避難した。
- 2009年5月 カビラは東部での戦闘終結を意図した協定の一環として、武装グループに特赦を与える法律を承認した。
- 2009年6月 国際刑事裁判所は、前副大統領のジャン・ピエール ベンバに、2002～2003年に中央アフリカ共和国で同氏の軍隊が行った戦争犯罪の容疑で裁判を受けるよう命じた。東部で度重なる反乱を起こしている兵士たちは、給料が支払われていないとの不満を訴えていた。
- 2009年7月 スイス裁判所は、前大統領モブツ・セセ・セコの凍結資産を同氏の家族に返還すべきであると裁定した。
- 2009年8月 米国務長官ヒラリー・クリントンはゴマを訪問し、性的暴力の被害者に17百万ドルの援助を行うことを約束した。MONUC代表Alan Dossは、ルワンダ反乱グループに対して行った5か月間にわたる国軍-国連共同軍事作戦‘Kimia2’は‘概ね効果的であった’、と語った。
- 2009年9月 国連人権高等弁務官Navi Pillayは、北キヴにおいて2008年10月から11月にかけて行われた暴行が国軍及びCNDP民兵双方が犯した戦争犯罪にあたると考えている。
- 2009年11月 ドイツはDRコンゴ東部で、戦争犯罪の容疑をかけられている2名のFDLRリーダーを逮捕した。
- 2009年12月 国連はMONUCに対して、2010年半ばまでの全面撤退への一段階として、駐留期間を5か月間に短縮する指令を下した。
- 2010年5月 政府は国連平和維持軍に対して、2011年の選挙までに撤退するよう圧力を強めている。国連の人道関連主席担当官John Holmesは時期尚早の撤退を牽制している。
- 2010年6月 著名な人権擁護主唱者Floribert Chebeyaが警察長官との会談に招致された翌日、遺体となって発見された。独立50周年を記念する祝賀が行われた。
- 2010年7月 世界銀行とIMFが80億米ドルの債務免除を承認した。2011年選挙の準備のために、

新たな選挙管理委員会が発足した。

- 2010年7-8月 北キヴ州で集団レイプが報告された。国連特使Margot Wallstromは反乱軍と国軍の双方を非難した。
- 2010年7-8月 北キヴ州にて、ウガンダのADF-NALU反乱グループに対する軍事作戦Rwenzoriにより、9万人が逃走した。
- 2010年10月 1993年から2003年に行われたDRコンゴにおけるフツ族の殺害に関する国連報告は、当該行為が‘大虐殺の犯罪’に相当すると述べた。この報告は、ルワンダ、ウガンダ、ブルンジ、ジンバブエ及びアンゴラを含意している。
- 2010年11月 国連機関は、アンゴラからDRコンゴへ違法移民者が大量流入する間に広範囲にわたって発生したレイプについて報告した。国連報告は、採鉱、密輸、密猟からの利益を得るため、東部地区における暴行を奨励しているとして、軍部内のネットワークを非難した。前DRコンゴ副大統領ジャン・ピエール・ベンバは、2002～2003年に、中央アフリカ共和国内において同氏の軍隊にレイプと殺人を許可した容疑で、国際刑事裁判所で裁判を受けることになっている。各債権国の集まりであるパリクラブは、DRコンゴの債務の半額を債権放棄した。
- 2011年1月 憲法が改正された。これにより カビラ大統領の選挙での当選確率が高まったという人もいる。
- 2011年2月 裁判所はコンゴ東部における集団レイプ訴訟において、Kibibi Mutware中佐に20年懲役の判決を下した。この判決は、DRコンゴ東部のレイプ事件で司令官が有罪となった初の訴訟事案である。大統領に対するクーデター未遂で19名が死亡したと警察が語った。
- 2011年5月 ルワンダ系フツ族反乱グループIgnace Murwanashyakaは、DRコンゴにおける人権侵害犯罪の容疑で、ドイツで裁判を受ける
- 2011年6月 国連報告によると、北キヴ州東部のフィジの町近くで、武装集団が170名の女性を集団レイプした。
- 2011年7月 DRコンゴ東部で女性の集団レイプを命じた罪に問われているNyiragire Kulimushi大佐が当局に出頭した。
- 2011年7月 11月選挙の投票者登録が不正行為を訴える反対派支持者のデモにより阻害された。
- 2011年9月 およそ1000名の囚人が大量脱獄している間に、マイ・マイ軍のリーダーGideon Kyungu Mutangaが脱走した。
- 2011年11月 大統領選挙と議会選挙が実施された。カビラ氏が再選される。選挙は海外で非難され、反対派は選挙結果に異議を唱えた。」 [65b]

付録 B

政治団体

ヨーロッパ・ワールドは、掲示「名簿 - 政治団体」（日付の記載なし）で次のように述べてい

る。(アクセス日 2011年7月27日)「1999年1月に、政党団体の結成に係る禁止令が正式に解除された。また2001年5月、政党の登録及び運営に係る残存規制が撤廃された。2006年7月30日に行われる大統領選挙及び議会選挙で争うため、およそ260の政党が登録した。」[1c]

Janes Sentinel Security Assessment (ジェーンの安全保障監視評価)は、「政党」(日付の記載なし)の中で、次のように述べている。(アクセス日 2011年7月27日)

「2006年の大統領選挙及び議会選挙以降、各政党及び各党派に再編成があった。再編成に際しては通常、大統領多数派 (Alliance pour la Majorite Presidentielle: AMP) あるいは野党 (Union pour la Nation: UPN) に所属する選択を伴っていた。前者はカビラのParty for Reconstruction and Democracy (Parti du Peuple pour la Reconstruction et la Démocratie: PPRD)が主導し、これにthe Unified Lumumbist Party (Parti Lumumbiste Unifié: PALU)とthe Union of Mobutuist Democrats (Union des Démocrates Mobutistes) が加わっていた。暫定期間中は、野党であった両党ともカビラを支援する選択をした。PALUの代表 Antoine Gizengaは暫定期間後に首相となり、2008年10月の辞任まで務めた。一方、UPNはジャン・ピエール・ベンバのコンゴ自由運動 (Mouvement de Libération du Congo; MLC) 及び他の大統領候補者数名が所属する野党により構成されていた。2006年選挙において、国民議会の500議席中、AMPは360以上の議席を獲得する一方、UPNは116議席を確保した。[58a]

Jane'sは、次のようにも記載している。

「政党：ジョセフ・カビラ大統領の党は、Parti du Peuple pour la Reconstruction et le Developpement (PPRD)である。2つの主要な連立党である、the Alliance pour la Majorite Presidentielle (AMP) 及び the Union pour la Nation (UN)は、それぞれ カビラ大統領と前暫定政府前副大統領のジャン・ピエール・ベンバが代表を務める。ベンバは、2006年大統領選挙でカビラの主要な対抗者であり(後記「政府及び政治情勢」の項参照)、2008年5月にベルギー当局に逮捕され、ハーグの国際刑事裁判所に移送されたものの、依然として、単独では最大となる野党 Mouvement pour la Liberation du Congo (MLC)の正式な代表である。もう1つの重要な野党は、モブツの対抗者であった老齢のエチエンヌ・チセゲディが率いる民主社会進歩連合 (UDPS)である。UDPSは2006年選挙をボイコットしたが、同党の大統領候補者として2010年12月にチセゲディを指名した。UDPSは2011年大統領選挙と2012年議会選挙及び地方選挙に参加する。2010年、前国民議会議長のビタル・カメレは、PPRDを離党し、自身のCongolese National Union (UNC)党を結成したと発表した。同党は、カメレを党の2011年大統領候補者として指名する予定である。その他の党にForces du Futur (FDF)、Forces Novatrices pour l' Union et la Solidarite (FONUS)、Parti Democrate Social Chretien (PDSC)、Mouvement Social Democratie

et Developpement (MSDD), Mouvement Populaire de la Revolution—Fait Prive (MPR-FP), Union de Nationalistes et des Federalistes Congolais (UNAFEC), Mouvement National Congolais/ルムンバ (MNC/L) がある。以前の反乱グループが転じて政党となったものにthe Rassemblement Congolais pour la Democratie (RCD), Mouvement pour la Liberation du Congo (MLC)及び RCDの独立分派グループ (RCD/ML, RCD/N, RCD/G) がある。以前の反乱グループCongres National pour la Defense du Peuple (CNDP) は 2009年5月に政党として正式な地位を得て, 2010年9月には AMPに加わった。」 [58a] (政党)

Camp de la patrie

代表 : Arthur Z' ahidi Ngoma. キンシャサ [1c]

Coalition des démocrates congolais (CODECO) (2006年創設)

代表 : Pierre wa Syakassighe Pay-Pay. [1c]

Congres national pour la defense du peuple (人民防衛国民会議) (2006年創設)

代表 : ローラン・ンクンダ・ミヒゴ. 事務総長 : G. Kambasu Ngeve. [1c]

www.cndp-congo.org

Convention des démocrates chrétiens

代表 : Florentin Mokonda Bonza, キンシャサ [1c]

Démocratie chrétienne fédéraliste—Convention des fédéralistes pour la démocratie chrétienne (DCF—COFEDEC)

代表 : Venant Tshipasa Vangi. [1c]

Forces du renouveau

代表 : Antipas Mbusa Nyamswisi, キンシャサ

Alliance pour le Renouveau du Congo (ARC) (2006年創設)

代表 : Olivier Kamitatu Etsu. [1c]

Rassemblement congolais pour la démocratie—Mouvement de libération (RCD-ML)

代表 : Antipas Mbusa Nyamswisi

1999年に, 主流 RCDから分裂, ウガンダの支援を受ける。 [1c]

Forces novatrices pour l' union et la solidarité (FONUS) (2004年創設)

代表 : Joseph Olenghankoy

キンシャサ事務総長 : John Kwet. 複数政党制を主唱。 [1c]

Front des nationalistes intégrationnistes (FNI) (2003年, ウガンダで創設)

代表 : Joseph Olenghankoy

キンシャサレンドゥ民族反乱グループ。北東部でUnion des patriotes congolaisと紛争中。 [1c]

Mouvement de libération du Congo (MLC) (コンゴ自由運動) (1998年創設)

代表 : ジャン・ピエール・ベンバ・ゴンボ

事務総長 : Thomas Luhaka

以前にウガンダが支援した反乱集団。2003年 7月に政府に合流。 [1c]

「コンゴ自由運動 (Mouvement de Libération du Congo; MLC)は、 ローラン・カビラと戦うため、 1998年後半に結成され、キササンガニとムバンダカの間の北部前線でウガンダの代理として活動してきた。時に応じてワンバのRCD-MLとも同盟を結んだが、2001年半ば以降、同グループが、東部州における領土を獲得すべくRCD-MLと闘争しているRCD-Nationaleを支援したため、関係は緊迫してきた。同党は、6番目の軍事地域であるカタンガの軍事司令官としてAlengbia Nzambe将軍を擁していた。またバンドゥンドゥ州知事職も保持していた。2006年選挙でMLCの大統領候補者であった ジャン・ピエール・ベンバが カビラの筆頭対抗者として現われ、2回目の決選投票で41.95%を確保した。MLCは、2006年7月の国民議会選挙で64議席を獲得した。」 [58a]

Mouvement populaire de la révolution (MPR)

1966年に モブツ大統領が創設。1990年まで唯一の合法政党。国家団結を主唱し、民族主義に反対。

代表 : Vundwawe te Pemako

事務総長 : Kithima bin Ramazani [1c]

Mouvement social pour le renouveau (MSR) (2006年創設)

代表 : Yves Mobando Yogo, キンシャサ

Parti démocrate chrétien

代表 : José Endundo Bononge [1c]

Parti démocrate et social chrétien (PDSC) (1990年創設)

代表 : Andrée Boboliko

事務総長 : Tuyaba Lewula, 中道政党 [1c]

Parti lumumbiste unifilé (PALU)

代表 : Antoine Gizenga, キンシャサ [1c]

Parti du peuple pour la reconstruction et la de mocratie (PPRD) (People' s Party for Reconstruction and Democracy)

2002年にジョセフ・カビラ大統領が創設。

事務総長 :  variste Boshab [1c]

「ジョセフ・カビラ大統領が率いる PPRDは、旧AFDLを母体として、2002年4月初めに設立され、大統領の亡き父ローラン・カビラの側近もメンバーとなっている。創設当初から、常に一目置かれた存在となっており、移行期間前のキンシャサで政党が小党分立していた時代に250名を超える創設メンバーを誇っていた。主要な創設者の中に、2002年和平協議の交渉責任者であったビタル・カメレがいる。また暫定政府における4人の副大統領の1人であるYerodia Abdoulaye NdombasiもPPRD出身である。

「移行によりカビラの軍事部門は10軍事地区中2地区を支配することになった。これは移行時における他の重要な党/武装グループであるCongolese Rally for Democracy-Goma (Rassemblement congolais pour la d mocratie-Goma : RCD-Goma)及びコンゴ自由運動 (Mouvement de lib ration du Congo : MLC) の2党と同格の扱いであった。また PPRDの代表は11の州の内、バ・コンゴ、キンシャサ及び西カサイの3州の知事職に就任した。

同党は、2006年7月の議会選挙で111議席を獲得した。PPRDは他のおよそ30の政党と連立しているAlliance of the Presidential Majority (Alliance pour la Majorite Presidentielle: AMP)の一部である。Allianceは国民議会で500議席中332議席を勝ち取った。」 [58a]

Parti pour l' unit  et la sauvegarde de l' int grit  du Congo (PUSIC)

代表 : Robert Pimbu, ブニア

ヘマ族に率いられた民族系民兵 4グループの連立党 [1c]

Rassemblement congolais pour la d mocratie (RCD-Goma) (コンゴ民主連合) (1998年創設)

代表 : Azarias Ruberwa

事務総長 : Francis Bedy Makhubu Mabele

2002年12月和平協定まで反乱グループ。2003年に政府に合流。ルワンダが支援するイルンガの主流派。[1c]

Janes Sentinel Security Assessmentは、「政党」（日付の記載なし）の中で、次のように述べている。（アクセス日 2011年7月27日）

コンゴ民主連合（RCD-Goma）は、当初のRCD集団（RCD-Nationale及びRCD-MLは別の分派であり、暫定政府にそれぞれ代表者を送りこんでいた）がいくつかに分派した中の1グループである。RCDは、ローラン・カビラ政府と戦うために1998年、ルワンダの代理として結成された。当初はErnest Wamba dia Wambaが代表を務めていたが、その後エミール・イルンガが取って代わった。次いで、ワンバはRCD-MLを創設した。引き続きRCD-Goma内で策略が巡らされ、2000年終わりにアドルフ・オヌスンバがイルンガを引継いだ後、最終的に2003年6月、和平交渉が終結し、前事務総長のRubertaがコンゴ民主共和国の副大統領に任命された時点で、同氏が支配権を握ることとなった。RCD-Gomaは2004年に陣営内の分裂はあったものの、有力な勢力を保持しており、北キヴに拠点を置く部隊が両キヴ州に駐留する政府部隊に軍事攻撃を仕掛けたこともあった（キンシャサの指導者層の大半にとって非常に残念なこと）。実に、こうした分裂にもかかわらず、ルワンダは、キンシャサの政治的指導者層及び南キヴ州に拠点を置く部隊を含めて、RCD-Gomaに対して強い影響力を保持している。

移行プロセスの間、RCD-Gomaの軍司令官たちは、Gabriel Amisi将軍が北キヴ州を、Obeid Rwibasria将軍が東カサイ州をそれぞれ統括した。以前はObeid将軍が北キヴ州を統括したが、2004年12月に政府支持グループと衝突したことを受けて、同州からはずされた。同党はまた北キヴ及び東部の2州の知事職を獲得した。

しかし、2006年の大統領及び国民議会選挙ではRCD-Gomaは惨敗した。これは予想通りの展開で、同党がツチ族の支持基盤を除けば国民の人気がないことの結果であった。RCD-Gomaが内戦中にその勢力基盤を築き上げた東部地区の各州では、選挙期間中、カビラに対する熱烈な支持があった。[58a]

Rassemblement congolais pour la démocratie - National (RCD-N)

代表：Roger Lumbala, イシロ

2000年 10月に RCD-MLから分派 [1c]

Rassemblement des forces sociales et fédéralistes (RSF)

代表：Vincent de Paul Lunda Bululu. [1c]

Rassemblement pour une nouvelle société (RNS)

代表 : Dr Alafuele M. Kalala

引用 : Rassemblement pour une nouvelle. [1c]

Union des démocrates mobutistes (UDEMO)

代表 : François Joseph Mobutu Nzanga Ngbangawe

前モブツ大統領の子息により創設。 [1c]

Union des nationalistes fédéralistes du Congo (UNAFEC)

代表 : Gabriel Kyunga wa Kumwanza. [1c]

Union des patriotes congolais (UPC)

代表 : トマス・ルバンガ, ブニア

ヘマ民族の反乱グループであり, 以前北東部でレンドゥ族と紛争していた。政府との和平協定を受けて, 2004年に政党団体として登録された。 [1c]

Union pour la démocratie et le progrès social (民主社会進歩連合) (UDPS) (1982年創設)

代表 : Dr エチエンヌ・チセゲディ・ワ・ムルンバ

事務総長 : Remy Massamba

キンシャサ

www.udps.net [1c]

Union pour la reconstruction du Congo (UREC)

代表 : Oscar Lukumwena Kashala. [1c]

Union pour la République (UPR)

代表 : Boboy Nyabaka 1997年, 前 MPRのメンバーが創設。 [1c]

Union pour la République - Mouvement National (UNIR-MN)

代表 : Frédéric Boyenga-Bofala

事務総長 : Oliver Meskens Ntambu Kufuanga

キンシャサ

www.unir-mn.org

2001年に創設。 2005年に政党として正式に登録。 [1c]

武装グループ

Janes Sentinel Security Assessmentは、武装グループに関するオンライン掲示（2012年1月10日更新）の中で、次のように述べている。

Forces Democratiques de Liberation du Rwanda（ルワンダ解放民主軍）（FDLR）（英語名：Democratic Forces for the Liberation of Rwanda）

FDLRの軍隊部門は the Force Combattante Abacunguzi (FOCA)（英語名：the Combatant Force for the Liberation of Rwanda）

性格：民族系民兵（フツ族）

現状：2000年5月の結成以来活動中

代表：戦争犯罪の罪でドイツに拘留されたDr. Ignace Murwanashyakaが2009年11月に結成

要約：ルワンダ解放民主軍（FDLR）は、コンゴ民主共和国（DRC）東部の両キヴ州に拠点を置くフツ系民族主義者軍事グループである。このグループは、ルワンダ政府を転覆させるべく積極的に活動を行っているが、2001年以降はコンゴ民主共和国におけるルワンダの利益を消滅させることに限定した活動に切り替え、コンゴ軍に対する散発的な待ち伏せ攻撃や嫌がらせ目的の襲撃を行っている。2008年後半、両キヴ州において暴行の再開、人民防衛国民会議(CNDP)による暴行行為が再開されたことによって、FDLRが活動を強める結果となった。FDLRの繰り返される局地的な行動が、2009年1月のFDLRに対するコンゴ - ルワンダ共同軍事作戦につながった。」
[58a]

Lord' s Resistance Army（神の抵抗軍）（LRA）

性格：その他の宗教的軍事グループ

現状：1991年の結成以来活動中

要約：神の抵抗軍（LRA）は、ジョセフ・コニーが率いる結束の緩い軍事組織で、ウガンダ北部、南スーダン、コンゴ民主共和国（DRC）、及び中央アフリカ共和国（CAR）で活動している。LRAは、ウガンダ政府の大統領ヨウェリ・ムセベニに対立して誕生したグループであるthe Uganda People' s Democratic Army (UPDA)から分派した宗教的なグループのthe United Democratic Christian Movement/Army (UDCM/A)が改名したことを受けて1991年、コニーにより設立された。LRAはムセベニ政府を打倒して、聖書の十戒に基づくキリスト神政政治に置き換えようとする、至福千年の目的を実現すべく設立された。にもかかわらず、LRAは、1990年代後半ウガンダ北部の全域で、市民を標的にした攻撃を開始し、その後すぐにコンゴ民主共和国、CAR、南スーダンでも同様の軍事作戦を展開するようになった。LRAの市民に対する攻撃が繰り返されるのに対応して、国際刑事裁判所は2005年、コニーと4名のLRA上級司令官に対して、戦争犯罪と人権侵害の罪で逮捕状を発出した。ICCの起訴を受けて、LRAはウガンダ政府と、数年にわたる和平交渉

を続けた後、和平協定の締結に先立ち、2008年の初め、永久停戦に調印した。しかしながら、土壇場になって、コニーが協定を反古にし、LRAの暴力行為はその活動地域全体にわたって一段と激しさを増した。ところが、この暴力行為は、LRAに対する一連の地域的な共同反テロ攻勢へとつながることになり、結果的にLRAの勢力を弱めるることになった。そのようなことから、LRAは、ウガンダ、コンゴ民主共和国、スーダン及びCARに接する国境地区全体に分散された小軍団だけが残っている状態であり、現在の主たる目的は生き残りである。しかし、2011年初めから半ばにかけて、コンゴ民主共和国と南スーダンで相次ぐ襲撃を繰り返したように、同グループは市民を標的とする攻撃を継続する能力と意図は保持している。」 [58a]

Allied Democratic Forces (ADF), 時に the Allied Defence Forcesとされる場合もある。

性格：政治的

現状：1989年の結成以来活動中

代表：Seikh Jamil Mukuku, 仮名 David Steven, Arilabaki, Musezi Talengelanimiro, Mzee Tutu, Bruno, Kafeero, Kyagulanyi

要約：The Allied Democratic Forces (ADF) は、コンゴ民主共和国 (DRC) 東部とウガンダ南西部に接する国境地域に拠点を置き、活動している小規模な軍事グループである。1989年に現在の代表Seikh Jamil Mukukuによりウガンダで設立された。Seikh Jamil Mukukuは、ヨウエリ・ムセベニ大統領政府を打倒し、緩やかに定義されたイスラム政権に置き換えることを狙っている急進的イスラム主義者である。ADFは、1955年まで活発な動きはしていなかったが、翌年、ウガン南西部にある政府当局に局地的ではあるものの脅威を与える集団として浮上した。しかし、2002年までに、ウガンダ軍は同グループに対して、国境を越えて コンゴ民主共和国内まで強制退却させることに成功し、ADFの脅威は解消したように思われた。この退却にもかかわらず、2003年、ウガンダ軍のコンゴ民主共和国からの撤退に続いて、ADFは、その主要な同盟集団であるthe National Army for the Liberation of Uganda (NALU)とともに、大半が統治されていないコンゴ民主共和国東部における地位を確固たるものにし、また利益の上がる違法な採掘活動に関与した。新たな徴募活動の後、ADFは現在、コンゴ民主共和国からの無所属の兵士、ルワンダから亡命したフツ族系民兵及びウガンダからの様々な反乱・反体制分子から構成される結束力の緩い混成集団となっている。したがって、名目上はイスラム的性格を有しているが、一貫した思想に欠け、過度に宗教的な思想と急進的な民族国家主義者との間で揺れており、ムセベニ大統領との対立のみが、その異質なものの集合体を団結させる要因となっている。近年、軍事活動は休止しているが、同グループは、引き続き、コンゴ民主共和国ーウガンダ国境地域の安定に潜在的な脅威を与えており、現状維持体制が崩れるようなことがあれば、敵対行為が再び活発化する可能性は残されている。ウガンダが国境地域に商業油田を発見し、その後2010年半ばに、コンゴ民主共和国とウガンダ軍が同地域からADFその他の戦闘部隊を排除しようと努力している状況を踏まえれば、そのような状況の起きる可能性は強まってきている。」 [58a]

Forces Nationales de Libération (FNL) (英語名: National Forces of Liberation)

性格: 政治的 (フツ民族主義者)

現状: 1985年結成。2008年12月の和平協定の調印後, 公式には休止状態

代表: Agathon Rwasa

要約: The Forces Nationales de Libération (FNL) は, ブルンジ国の西部及び北西部で活動するフツ族軍事グループである。同グループは少数民族のツチが多数派を占める政府及び国軍から多数民族のフツを保護することを目的とするフツ族政党である。Parti de la Liberation du Peuple Hutu (PALIPEHUTU)の軍事部門として 1985年結成された。FNLは, フツ - ツチ族間暴力闘争に参加し, またブルンジ内戦でも戦った。同内戦は, 同国の西部と北西部において, 国家に対して低水準の反乱が行われたもので, 1993年に始まった。内戦は, 2005年前フツ族軍事グループのthe Conseil National Pour la Défense de la Démocratie-Forces pour Défense de la Démocratie (CNDD-FDD) に政権が移行して終結した。FNLは 2006年に政府と停戦協定に調印するまで戦闘を続けた。2008年12月, 包括的和平協定が調印された後, FNL戦闘員は武装解除し始める一方, FNL自体は政党への変身を遂げた。FNL代表のAgathon Rwasaは2010年6月の大統領選挙に出馬する予定だったが, FNL及びその他の野党が, 支配政党であるCNDD-FDDは選挙違反を犯していたと訴えて, 5月下旬に選挙参加を取り止めた。Rwasaは越境してコンゴ民主共和国 (DRC) まで逃走し, 同地で FNL闘争員を再動員した。FNLと思われる武装集団が, 2010年終わり及び2011年の初め, ないし半ばにブルンデジ北西部において, 主に治安部隊やCNDD-FDDを標的にして数回攻撃を行った。このような暴力行為は特に激しさを増しており, 2011年9月中旬にはガトゥンバでの襲撃により41名の人々が殺害されてしまった。ただこの攻撃が FNLの仕業であると断言することはできないが。」 [58a]

Congres National pour la Defence (人民防衛国民会議) (CNDP) (英語名: National Congress for the Defense of the People)

性格: 政治的

現状: 2006年 7月に結成。2009年3月に行われた政府との和平協定の後休眠状態

代表: ポスコ・ヌタガンダ

要約: 人民防衛国民会議 (CNDP) は, コンゴ民主共和国東部にある北キヴ州で結成され, 拠点を置く軍事グループである。同グループは, Rassemblement Congolais pour la Démocratie (RCD) の前上級司令官であり, 第2次コンゴ戦争が2003年に終結した後に, コンゴ民主共和国軍 (FARDC) への統合を拒否したローラン・ンクンダが 2006年半ばに創設した。CNDPの通常の目的はコンゴ民主共和国東部のツチ族系住民を保護することにあつた。しかしその活動地域において市民を標的にした襲撃により悪名を轟かせることになった。FARDCとの数年にわたる断続的な闘争及び 2007年の和平交渉が不成功となった後, 2008年1月, CNDPは政府との和平協定に調印した。

しかし、その和平協定はすぐに破談となり、2008年半ば断続的な衝突が続いた。CNDPは10月に、北キヴの各都市に駐留する政府軍に対して新たな攻勢を仕掛けた。しかし、CNDPの軍事作戦はMONUC平和維持軍の介入により阻止され、ンクンダは10月下旬に停戦を提案した。2009年1月初旬、ンクンダは上級司令官のボスコ・ヌタガンダによりCNDP指導者としての地位を剥奪された。その後、ンクンダは当月末にルワンダで逮捕された。2009年3月、ヌタガンダの下でCNDPはコンゴ民主共和国政府との和平協定に調印した。その結果、同グループは政党となり、その戦闘員たちはFARDCへ統合された。ヌタガンダはFARDC内のCNDP部隊を引き続き統治しており、また前CNDPの各小部隊は、2010年1月にFARDCがルワンダ解放民主軍（FDLR）に対して行った軍事作戦に参加した。CNDPが和平協定の復古を望んでいる兆しは全くないが、2010年11月の国連報告は、CNDPはFARDCの庇護の下で、北キヴ州の広大な地域に対して事実上の統治を維持しているように思えるとの懸念を表明した。そうであるとすれば、CNDPは現在コンゴ民主共和国政府にとって脅威を与える状況にはないが、同地域のかく乱要因であり続ける。」 [58a]

セクション 6 (政治制度) , セクション 8 (治安情勢) , セクション 9 (治安部隊) 及びセクション 11 (非政府武装グループ) も併せて参照されたい。

付録 C

著名人

以下は、ヨーロッパ・ワールド・オンライン（2010年9月時点）に基づき記載したものである。
（直近アクセス日 2011年10月）

大統領 ジョセフ・カビラ・カバンゲ

副大統領 Name

首相 アドルフ・ムジト

副首相兼内務及び治安・地方分権・土地開発大臣 Adolphe Lumanu Muenda Bwana N' Sefu

副首相兼郵便・電話・通信大臣 Louis Alphonse Koyagialo Nibase te Gerengbo

外務大臣 Alexis Thambwe Mwamba

地域・国際協力大臣 Raymond Tshibanda N' Tungamulongo

防衛・退役軍人大臣 Charles Mwando Simba

法務・人権大臣 Luzolo Bambi Lessa

議会担当大臣 Richard Muyej Mangenz

メディア・通信大臣 Lambert Mende Omalanga

財務大臣 Matana Ponyo Mapon

予算大臣 Jean-Baptiste Ntaha Kuderwa Batumike

計画大臣 Oliver Kamitatu Etsu

無任所大臣 Jeannine Mabunda Lioko

国内経済大臣 Jean-Marfie Daruwezi Batumike

インフラ・公共事業・復興大臣 Fridoli Kasweshi Musoka

環境・自然保護・観光大臣 José Endundu Bononge

エネルギー大臣 Gilbert Tshiongo Tshibinkubula Wa Tumba

鉱山大臣 Martin Kabwelulu Labilo

炭化水素大臣 Celestin Mbuyu Kabango

交通・通信経路大臣 Joseph Martin Kitumba Gagedi Gasagisa Mwanza

公衆衛生大臣 Victor Makwenge Kaput
高等・大学教育大臣 Leonard Mashako Mamba
初等・中等教育・職業訓練大臣 Maker Mwangu Famba
農業大臣 Norbert Basengezi Kantintima
農村開発大臣 Charles Aluea Mengulwa
産業大臣 Anice Kuzunda Mutangiji
通商大臣 Justin Kalumba Mwana Ngongo
中小企業大臣 Jean-Marie Bulambo Kilosho
男女均等・女性・児童大臣 Maire-Ange Lukiana Munfonkolo
土地問題担当大臣 Kisimba Ngoy Maje
都市開発・住宅大臣 César lubamba Ngimbi
雇用・労働・社会保障大臣 Simon Bulupiy Galati
社会問題・人道問題・国家団結大臣 Ferdinand Kambere Kalumbi
市民サービス大臣 Dieudonné Upira Sunguma Kagimbi
科学研究大臣 Jean-Pierre Bokole Ompoka
文化・芸術大臣 Jeannette Kavira Mapera
青年・スポーツ大臣 Claude Bazibuhe Nyamugabo
文化・芸術大臣 Jeanette Kavira Mapera

上記の他、10名の副大臣がいる。

政府外の著名人

BBCは 2010年4月26日時点で、以下を記載している。

ジャン・ピエール・ベンバ

1998年、反乱グループである コンゴ自由運動（MLC）の創設者。

- ・ 著名な実業家の子息
- ・ モブツ・セセ・セコの補佐
- ・ 1998年：MLC反乱グループ結成の際、ウガンダの支援を受ける。
- ・ 2003年：和平協定に基づき、副大統領に就任
- ・ 2006年：大統領決選投票でジョセフ・カビラ大統領に敗退したが、DRコンゴ東部では最大票を獲得。
- ・ 2007年：キンシャサでの武力衝突後に逃走。

ジャン・ピエール・ベンバに関する詳細な情報については、[こちらの](#) BBC概要を参照されたい。
[65r]

エチエンヌ・チセゲディ

Aljazeeraは次のようにコメントしている。

コンゴ民主共和国の主要な野党指導者として広く認識されている エチエンヌ・チセゲディは、民主社会進歩連合(UDPS)を代表している。チセゲディはモブツ・セセ・セコの数十年にわたる支配の間、政府に務めたが、モブツの党に対抗するため、1980年、UDPSを結成した際に焦点の人となった。同氏は短期間ではあるが、3度首相を務めた。モブツが政権を強奪された後、1997年、ローラン・カビラが大統領になった際、1999年に予定された総選挙まで政党活動は禁止された。チセゲディは憲法委員会によって、大統領に立候補できないリストに掲載され、最終的には、党政治活動の禁止規制に違反した罪で有罪になった。その後1998年2月、国内亡命の状態に追い込まれた。彼は故郷の村であるMupompaに幽閉されていた。」 [51a]

エチエンヌ・チセゲディに関する詳細な情報については、[こちらの](#) Aljazeera概要 [51a]及び[こちらの](#) BBC概要を参照されたい。

ビタル・カメレ

BBCは、「DRコンゴ：カビラ、チセゲディ、カメレの人物紹介」（2011年12月19日付）の中で、次のように述べている。「現在野党の候補者であるカメレ氏（52歳）は、以前、カビラ大統領の協力者であった。大統領の党PPRDの創設メンバーであったカメレ氏は、2006年の大統領選挙キャンペーンを運営した。次いで国民議会の議長となり、2009年初めに反乱グループを追跡するためルワンダがDRコンゴ東部に軍を派遣することを許可した秘密同盟を巡って、大統領と衝突するまで務めた。キヴ東部地区の出身であるカメレ氏は、それから大統領と決別し、the Union for the Congolese Nation (UNC)を結成した。」 [65d]

ビタル・カメレに関する詳細な情報については、[こちらの](#) BBC概要を参照されたい。

